

輸入農畜水産物の安全性の確保に関する  
行政評価・監視結果報告書

平成 20 年 5 月

総務省行政評価局

## 前 書 き

食品は、人の生命、健康の維持・増進のために必要不可欠なものであり、食品の製造から流通を経て消費に至る各段階において、その安全性を確保することが極めて重要である。

我が国では、食料自給率が39%（平成18年度供給熱量総合食料自給率）にとどまり、食料の多くを輸入農畜水産物（輸入農畜水産物を原材料とする食品を含む。以下同じ。）に依存するとともに、農畜水産物の輸入量の増大及び輸入品目や輸入経路の多様化が進んでいる。

他方、近年、輸入農畜水産物については、基準値を超えた農薬や化学物質等の残留が発見されたことに加え、国内外でBSE（牛海綿状脳症）やコイヘルペスウイルス病、高病原性鳥インフルエンザの発生等が相次いだことから、輸入食品の安全性に対する国民の関心が高まっており、農林水産省が平成18年3月に実施した「食料品消費モニター調査」によると、「輸入農産物、輸入原材料等の安全性」に対し「不安を感じる。」又は「どちらかというとな不安を感じる。」とする者が全体の9割に達している。

現在、輸入農畜水産物の安全を確保するための施策として、畜産物に関しては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、家畜の伝染性疾患の国内への侵入防止等を目的とした動物検疫制度が、植物に関しては、植物防疫法（昭和25年法律第151号）に基づき、植物に有害な動植物の国内への侵入防止等を目的とした植物防疫制度が、水産動物（生きているものに限る。）に関しては、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づき、水産動物の伝染性疾患の国内への侵入防止等を目的とした水産動物検疫制度があり、これらの制度により、輸入農畜水産物の検査がそれぞれ実施されている。また、食品として輸入される農畜水産物に関しては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、食品の安全性の確保等を目的とした輸入時の食品衛生検査が行われている。

輸入農畜水産物の安全性を水際で確保するためには、これらの検査が適正かつ効果的に実施される必要がある。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、輸入農畜水産物の安全性の確保等を図る観点から、輸入農畜水産物の検査の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

なお、平成19年12月から20年1月にかけて、輸入冷凍食品に係る食中毒事件が発生したが、これらについては、政府として一体的に取り組むこととされ、20年2月22日には、関係閣僚による会合において今後の再発防止対策に関する申合せが行われ、順次、関係府省が輸入食品の検査体制の充実等の具体的な措置を講じているところであり、当面、その実施状況を注視することとした。

# 目 次

第1	行政評価・監視の目的等	1
第2	行政評価・監視の結果	2
1	輸入農畜水産物の安全性の確保に関する業務の適正化	2
(1)	畜産物の輸入検査の適正化	2
(2)	植物の輸入検査の適正化	26
(3)	輸入食品等検査の適正化	43
(4)	検査の公正性及び中立性の確保	91
2	輸入検査に係る業務実施体制の見直し	99
3	その他	110
(1)	広域流通食品データネットワークシステムの見直し	110
(2)	動物検疫に係る検査機器の配備及び管理の適正化	115

# 図表等目次

## 1 輸入農畜水産物の安全性の確保に関する業務の適正化

### (1) 畜産物の輸入検査の適正化

表1-(1)-①	畜産物の輸入検査に関する規定（関係法令抜粋）	7
表1-(1)-②	輸入検査要領が規定する書類検査、輸入検査及び精密検査の内容	8
表1-(1)-③	畜産物の輸入検査件数及び数量の推移（全国計）	9
表1-(1)-④	畜産物の品目別輸入検査件数及び数量の推移（全国計）	10
表1-(1)-⑤	畜産物（貨物）の品目別の輸入検査における合否の状況（動物検疫所：25か所分）	12
表1-(1)-⑥	抽出現物検査における抽出数量が貨物の数量の0.5%に達していない例	16
表1-(1)-⑦	抜き打ち検査の内容	17
表1-(1)-⑧	指定港別抜き打ち検査実施状況	18
表1-(1)-⑨	抜き打ち検査の実施割合が輸入検査要領に規定される割合を下回った例	22
表1-(1)-⑩	検査の内容及び結果に対する確認・点検に関する通達等（抜粋）	24
表1-(1)-⑪	書類検査の内容及び結果に対する点検・確認の実施状況	25

### (2) 植物の輸入検査の適正化

表1-(2)-①	植物の輸入検査に関する規定（植物防疫法抜粋）	33
表1-(2)-②	植物の輸入検査件数及び数量の推移（全国計）	34
表1-(2)-③	植物（貨物）の品目別輸入検査、消毒及び廃棄の件数及び数量の推移（全国計）	35
表1-(2)-④	植物（貨物）の品目別輸入検査、消毒及び廃棄の件数及び数量の推移（植物防疫所：33か所分）	37
表1-(2)-⑤	植物防疫法等が遵守されていない例	39
表1-(2)-⑥	検査数量の記録の状況	40
表1-(2)-⑦	輸入検査の内容及び結果に対する点検・確認の実施状況	41
表1-(2)-⑧	植物防疫官の不注意により、輸入植物検疫規程が定める検査数量よりも少ない数量を検査した例	42

### (3) 輸入食品等検査の適正化

表1-(3)-①	輸入食品検査に関する規定（関係法令等抜粋）	54
----------	-----------------------	----

図 1 - (3)	検疫所における輸入食品等の監視及び検査の流れ	57
表 1 - (3) - ②	輸入食品等検査の種類別内容	57
表 1 - (3) - ③	モニタリング検査予定数の算出方法 (平成 18 年度)	58
表 1 - (3) - ④	モニタリング計画により検査予定数が設定されている個別 検査項目	59
表 1 - (3) - ⑤	検査種類別の輸入食品等検査実施状況 (全国計)	61
表 1 - (3) - ⑥	品目別の輸入食品等検査実施状況 (全国計)	62
表 1 - (3) - ⑦	厚生労働省から検疫所に対するモニタリング計画の計画的 実施に係る指示 (平成 18 年度)	64
表 1 - (3) - ⑧	モニタリング計画が定める個別検査項目別検査予定数の検 疫所別達成状況	65
表 1 - (3) - ⑨	検査実施数が平成 16・17 年度の 2 年連続で皆無の品目及び 個別検査項目 (検疫所: 16 か所)	69
表 1 - (3) - ⑩	平成 16 年度モニタリング検査実施状況 (全国計)	72
表 1 - (3) - ⑪	平成 17 年度モニタリング検査実施状況 (全国計)	78
表 1 - (3) - ⑫	達成率が 100%未滿の個別検査項目 (全国計)	84
表 1 - (3) - ⑬	2 年連続で達成率が 100%未滿の個別検査項目 (全国計)	87
表 1 - (3) - ⑭	登録検査機関に対する監督に関する規定 (関係法令等抜粋)	88
表 1 - (3) - ⑮	登録検査機関に対し、複数回にわたり、同一の事項を繰り返 し改善指導している例	89
表 1 - (3) - ⑯	登録検査機関への試験事務の委託に係る厚生労働省本省への 報告が行われていない例	90

#### (4) 検査の公正性及び中立性の確保

表 1 - (4) - ①	検体の抽出又は収去の公正性の確保のための措置	94
表 1 - (4) - ②	動物検疫所における抽出現物検査の際の検体の抽出方法	95
表 1 - (4) - ③	「検査業務に伴う旅行命令等について」(昭和 52 年 4 月 20 日付け動検甲第 379 号動物検疫所長通知)(抜粋)	96
表 1 - (4) - ④	「植物防疫所における業務管理の徹底について」(平成 15 年 6 月 30 日付け 15 生産第 2457 号植物防疫課長通知)(抜粋)	97
表 1 - (4) - ⑤	家畜防疫官又は植物防疫官の検査場所への移動に際しての 調査対象事業者による役務の提供の状況	98

## 2 輸入検査に係る業務実施体制の見直し

表 2 - ①	植物防疫所の組織 (平成 18 年 7 月 1 日現在)	101
---------	------------------------------	-----

表 2-②	「農産物の検疫・検査、規格等に関する行政監察結果に基づく勸告」に係る出張所の見直し基準について（平成 10 年 8 月 28 日付け 10-209 農林水産省農産園芸局植物防疫課長通知） （抜粋）	102
表 2-③	植物防疫所の統廃合実績（出張所見直し基準制定後）	103
表 2-④	植物防疫所の機関数及び定員、現員の推移	104
表 2-⑤	出張所見直し基準が定める出張所の統廃合基準に該当しており、統廃合が適当と考えられる出張所	105
表 2-⑥	出張所見直し基準が定める要員配置の見直し基準に該当しており、要員配置の見直しが適当と考えられる出張所	108

### 3 その他

#### (1) 広域流通食品データネットワークシステムの見直し

表 3-(1)-①	「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（平成 15 年 8 月 29 日付け厚生労働省告示第 301 号）（抜粋）	112
表 3-(1)-②	広域流通食品データネットワークシステムの概要	113
表 3-(1)-③	広域流通食品データネットワークシステムの利用状況等	114

#### (2) 動物検疫に係る検査機器の配備及び管理の適正化

表 3-(2)-①	動物の係留施設を有する動物検疫所本所、支所及び出張所等（平成 18 年度末現在）	116
表 3-(2)-②	利用見込みのない検査機器を調達している例	116
表 3-(2)-③	物品の管理に関する規定（関係法令等抜粋）	117
表 3-(2)-④	利用することがなくなったにもかかわらず、物品の不用の決定等の手続を執らずに、検査機器を検査室等に放置している例	119
表 3-(2)-⑤	法令等に基づく手続を執らずに検査機器を誤って廃棄した例	121

#### (参考) 輸入水産物の検疫制度

参考表 1	水産動物の輸入許可等に関する規定（関係法令等抜粋）	123
参考表 2	水産動物輸入許可件数の推移	125
参考表 3	国・地域別水産動物輸入許可件数（平成 18 年度）	125

#### (参考) 食品による薬物中毒事案への対応等

参考表	食品による薬物中毒事案の再発防止策について（原因究明を待たずとも実施すべき再発防止策）（平成 20 年 2 月 22 日食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚による会合申合せ）・・・ 127
-----	---

## 第2 行政評価・監視の結果

### 1 輸入農畜水産物の安全性の確保に関する業務の適正化

#### (1) 畜産物の輸入検査の適正化

勸告	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>農林水産省は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、海外の伝染性疾病発生の情報収集、対日輸出施設の査察、輸入禁止や輸入時の衛生条件の設定等に加え、輸入された畜産物等を対象とした輸入検査を行うことにより、同法第5条に規定される監視伝染病（以下「監視伝染病」という。）（注1）の国内への侵入の水際での防止を図ることとしている。</p> <p>監視伝染病の病原体が国内に侵入した場合、国内の家畜に大きな被害を与え、食料の安定供給に支障を及ぼすこともあることから、これを水際で防止するための輸入検査は、食の安全の確保を図る上で重要な施策である。</p> <p>（注1） 「監視伝染病」とは、家畜伝染病予防法第2条に規定される伝染性疾病（家畜伝染病）及び家畜伝染病以外の家畜の伝染性疾病（届出伝染病）の総称である。</p> <p>これらの水際対策のうち輸入検査は、農林水産大臣が家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第45条により指定する動物、その死体又は骨肉卵皮毛類等を対象に、輸入者からの届出を受けた動物検疫所の家畜防疫官が、監視伝染病の病原体をひろげるおそれの有無についての検査を行うものである。</p> <p>動物検疫所は、全国30か所（本所、6支所、17出張所及び6分室）に置かれ、家畜伝染病予防法に基づく動物・畜産物の輸入検査のほか、①狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく輸出入動物に対する狂犬病検査、②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく輸入動物に対する検査（サルのエボラ出血熱及びマールブルグ病の検査）等の業務を行っている。</p>	<p>表1-(1)-①</p>
<p>畜産物（注2）については、家畜伝染病予防法に基づき、「畜産物の輸入検査要領」（平成18年7月27日付け18動検第537号動物検疫所長通知。以下「輸入検査要領」という。）により、次の手順で検査を行うこととされている。</p> <p>（注2） 本細目において「畜産物」とは、家畜伝染病予防法第37条に基づき農林水産大臣の指定する物（指定検疫物）のうち骨肉卵皮毛類をいう。</p> <p>① 書類検査</p> <p>輸入禁止品に該当しないか、輸出国政府機関発行の検査証明書が添付されているかなどについて、輸入者から提出された輸入検査申請書、検査証明書、その他の書類を基に検査を行う（家畜伝染病予防法第36条、第37条及び第40条、輸入検査要領3(1)）。</p> <p>② 現物検査</p> <p>書類検査に合格したものについて、次の検査を行う（家畜伝染病予防法第36条、第37条及び第40条、輸入検査要領3(2)イ(イ)）。</p>	<p>表1-(1)-②</p>



i) 輸入検査申請書及び検査証明書の記載内容と現物の外装表示及び指定検疫物票（あらかじめ輸入者等に指示することにより貨物に取り付け表示させた当該貨物の品名、個数、重量等を記載した票）との照合検査

ii) 輸入検査申請量のおおむね 0.5%に相当する割合の量の畜産物を無作為に抽出して、その梱包の状態、種類、性状、異物の混入、その他の異常の有無についての検査

③ 精密検査

現物検査の結果、監視伝染病の病原体による汚染の有無について精密検査の必要性を認めた場合は、材料を採取し、微生物学的、理化学的又は病理学的検査を行う（家畜伝染病予防法第 36 条、第 37 条及び第 40 条、輸入検査要領 3 (2)ウ）。

【調査結果】

ア 輸入畜産物の検査件数等の推移

今回調査した動物検疫所 25 か所（本所、6 支所、14 出張所及び 4 分室）における平成 15 年から 17 年までの輸入畜産物を品目（骨類、肉類、臓器類、卵類、ミール類及び動物性加工たん白の 6 品目（注 3））別にみると、検査の件数及び数量の推移は、表 1 のとおりとなっており、肉類が 3 か年とも件数で約 8 割、数量で約 7 割を占めている。

表 1－(1)－③

表 1－(1)－④

表 1－(1)－⑤

（注 3） 輸入畜産物の品目としては、上記 6 品目以外に、毛類、皮類及びその他の畜産物（血液、血清、試験研究用卵等）があるが、いずれも食用とはならないことから、集計から除外した（以下同じ）。

表 1 品目別にみた輸入検査の件数及び数量の推移（動物検疫所：25 か所分）

（単位：件、千 t、%）

区分	年						
	平成 15	割合	平成 16	割合	平成 17	割合	
件数	骨類	3,797	1.96	3,138	1.87	3,594	1.86
	肉類	160,610	83.08	135,853	81.12	157,808	81.49
	臓器類	12,617	6.53	11,618	6.94	13,193	6.81
	卵類	588	0.30	546	0.33	1,521	0.79
	ミール類	89	0.05	96	0.06	133	0.07
	動物性加工たん白	15,626	8.08	16,219	9.68	17,397	8.98
	計	193,327	100.00	167,470	100.00	193,646	100.00
数量	骨類	59	1.89	52	1.83	51	1.58
	肉類	2,187	69.94	2,042	71.67	2,312	71.49
	臓器類	68	2.17	52	1.83	70	2.16
	卵類	11	0.35	10	0.35	34	1.05
	ミール類	0	0.00	0	0.00	1	0.03
	動物性加工たん白	803	25.68	692	24.29	767	23.72
	計	3,127	100.00	2,849	100.00	3,234	100.00

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 貨物として輸入されたものに限る。  
 3 数量は千 t 未満の量を四捨五入したため（500 t 未満は 0 t として計上した。）、計と内訳は一致しない。  
 4 「割合」は小数点以下第 3 位を四捨五入した（0.005% 未満は 0.00% として計上した。）ため、全品目の合計値が 100% とならない場合がある。

輸入畜産物の検査の結果について、不合格となった畜産物の割合（不合格率）を上記 6 品目別にみると、平成 15 年から 17 年までの 3 か年においては、表 2 のとおり、

件数、数量共に、ミール類が他の品目に比べて高くなっている。

表2 輸入畜産物の品目別の不合格率（動物検疫所：25か所分）

（単位：％）

区分		年		
		平成 15	平成 16	平成 17
件数	骨類	1.4	2.5	1.3
	肉類	1.5	2.4	1.2
	臓器類	1.0	1.7	0.7
	卵類	5.3	2.2	1.7
	ミール類	12.4	8.3	10.5
	動物性加工たん白	0.7	0.5	0.3
数量	骨類	0.5	1.0	1.4
	肉類	0.3	0.9	0.0
	臓器類	0.2	2.5	0.0
	卵類	0.2	0.0	0.0
	ミール類	1.2	1.0	15.4
	動物性加工たん白	0.1	0.1	0.0

- （注） 1 当省の調査結果による。  
 2 貨物として輸入されたものに限る。  
 3 小数点以下第2位を四捨五入した。このため、不合格となったものがあるが、不合格率は「0.0」となっている品目（平成16年：卵類、平成17年：肉類、臓器類、卵類及び動物性加工たん白）がある。

## イ 輸入検査の適正化

### (7) 現物検査の実施状況

#### a 検査時の検体抽出状況及び抽出数量の記録状況

輸入畜産物の現物検査は、畜産物の全輸入数量を対象に検査するものではなく、輸入検査要領において、原則として、輸入検査申請量のおおむね0.5%に相当する数量の畜産物を検体として抽出して検査を行うこととされている。

この検査方法は、抽出した検体を、貨物全体を代表するものとみなして検査を行うものである。このため、実際の検査において、定められた数量のとおりを検体の抽出を行い、かつ、そのことを検査終了後に確認することができるよう抽出数量を記録しておくことは、検査の信頼性を確保する上で重要であると考えられる。

今回、動物検疫所25か所における現物検査の実施状況を調査した結果、次の状況がみられた。

- ① 冷蔵の豚肉について、一つの部位につき1梱包のみを抽出したため、輸入検査申請量の0.5%に相当する量の検体を抽出していないもの（1出張所）
- ② 箱詰め豚肉について、輸入検査申請量の0.5%に相当する量を抽出しているが、その一部のみを開梱し内容物の検査を行っていたことから、0.5%に満たない量の検体しか抽出していないもの（1出張所）

一方、上記2出張所以外の動物検疫所23か所では、現物検査においては常に輸入検査要領が定める数量の検体を抽出していると説明している。

しかし、調査対象とした動物検疫所25か所すべてにおいて、現物検査で抽出した数量を記録しておらず、このため、実際に0.5%に相当する数量が抽出さ

表1-(1)-⑥

れたか否かを検証することができない状況となっており、上記の事例がまねなものであるか確認できない。

輸入検査が、輸入検査要領に基づき、適正に実施されているか否かの検証ができることは、食の安全の観点から重要であるが、現物検査における検体の抽出数量を記録すべきことは明確になっておらず、当該検証ができない状況となっている。

#### b 抜き打ち検査の実施割合

輸入検査要領においては、家畜伝染病予防法施行規則第45条第3号及び第6号において規定される畜産物（注4）であって、特定の悪性伝染病が発生していない地域から直接又は当該伝染病の発生地域を経由しないで輸入されるもののうち、肉、臓器及び脂肪については、輸入検査の総申請件数のおおむね60%を抽出し、現物検査を行うこととされている（この現物検査を「抜き打ち」という。）。

（注4） 輸入検査要領における「(家畜伝染病予防法施行)規則第45条第3号の骨、肉、脂肪、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器（ケーシングを含む。）並びに同条第6号のソーセージ、ハム及びベーコン」をいう。

今回、抜き打ち検査について、平成15年から17年までの間に抜き打ち検査を実施した動物検疫所19か所（本所、6支所、11出張所及び1分室）が検疫業務を担当する28指定港（注5）における実施状況を調査した結果、動物検疫手続電算処理システムの設定に関する誤解や輸入検査件数の増加等により、肉、臓器及び脂肪の抜き打ち検査を実施したものが、総申請件数の50%未満にとどまっている指定港が、平成15年に3指定港、16年に4指定港、17年に1指定港みられた。このうち、1指定港は3年連続で50%未満となっていた。

（注5） 指定港とは、家畜伝染病予防法施行規則第47条により指定される港及び飛行場であり、家畜伝染病予防法第38条において、指定検疫物は、原則として指定港以外の場所で輸入してはならないと規定されている。

しかし、農林水産省は、このような指定港における抜き打ち検査の実施状況を把握するための調査を実施しておらず、動物検疫所に対し輸入検査要領に基づく適正な検査の実施について指導等を行っていない。

#### (イ) 検査の内容及び結果に対する確認・点検

輸入停止措置がとられていたアイルランド産めん羊肉について、平成15年に家畜防疫官が誤って輸入検疫証明書を交付した事案があったことから、農林水産省は、動物検疫所本所に対し、「アイルランド産めん羊肉の輸入検疫対応について」（平成16年7月9日付け16消安第3198号消費・安全局衛生管理課長通知）を発出し、不適切な事例がないかどうかを一斉点検し、輸入検疫業務運用の的確な見直しを含め再発防止に万全を期すよう指導している。これを受け、動物検疫所本所は、支所、出張所等に対し、「畜産物検査業務の再点検と業務見直しについて」

表1-(1)-⑦

表1-(1)-⑧

表1-(1)-⑨

表1-(1)-⑩

(平成 16 年 7 月 9 日付け企画連絡室企画調整課長事務連絡)を發出し、不適正な検査対応の再発防止を図るため、書類検査又は検査済み申請書の再チェック(検査の適正性の確認・点検)体制とその実施方法について、再点検を行い、その結果を踏まえた業務の見直しを行うよう指導している。

今回、複数の家畜防疫官が配置されている動物検疫所 19 か所(本所、6 支所、11 出張所及び 1 分室)における書類検査の適正性の確認・点検の実施状況を調査した結果、次の状況がみられた。

① 動物検疫所 15 か所(本所、5 支所、8 出張所及び 1 分室)では、書類検査の適正性の確認・点検のために、書類検査と現物検査を異なる家畜防疫官に担当させる方法を採用している。

しかし、確認・点検の実施状況をみると、その実施割合が、現物検査の全実施件数の 50%未満にとどまっている動物検疫所が 6 か所(2 支所、3 出張所及び 1 分室)あり、書類検査の内容及び結果に対する確認・点検が徹底されていない状況がみられた。

② 一方、動物検疫所 4 か所(1 支所及び 3 出張所)では、書類検査終了後に、検査を実施したすべての畜産物に係る輸入検査申請書及び添付書類を検査担当家畜防疫官以外の家畜防疫官が閲覧し、決裁処理を行うことにより、書類検査の適正性の確認・点検を実施していた。

上記(ア)及び(イ)において、輸入検査要領に則した検査が行われていない状況並びに書類検査の内容及び結果に対する確認・点検が徹底されていない状況がみられた原因は、畜産物の輸入検査に関し、動物検疫所における不適正な検査方法の実態を把握し、これを改善するために、検査の方法や内容が輸入検査要領等に則して適正に行われているか否かを計画的に監査する仕組みがないことが考えられる。

#### 【所見】

したがって、農林水産省は、畜産物の輸入検査の適正化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 動物検疫所に対し、畜産物の輸入検査を輸入検査要領に則して適正に行うよう指導すること。
- ② 畜産物の現物検査における抽出数量が輸入検査要領に適合しているかを検証することが可能となるよう、抽出数量を記録することを明確化し徹底すること。
- ③ 動物検疫所に対し、書類検査の内容及び結果に対する確認・点検の実施を徹底すること。
- ④ 動物検疫所における輸入検査の方法や内容の適否を検証するための監査の仕組みを設け、計画的に実施すること。

表 1—(1)—⑪

## ○家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）

第 36 条（輸入禁止） 何人も、次に掲げる物を輸入してはならない。ただし、試験研究の用に供する場合その他特別の事情がある場合において、農林水産大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

- 一 農林水産省令で定める地域から発送され、又はこれらの地域を経由した第 37 条第 1 項各号の物であつて農林水産大臣の指定するもの
  - 二 次のイ又はロに掲げる家畜の伝染性疾患の病原体
    - イ 監視伝染病の病原体
    - ロ 家畜の伝染性疾患の病原体であつて既に知られているもの以外のもの
- 2 前項但書の許可を受けて輸入する場合には、同項の許可を受けたことを証明する書面を添えなければならない。
- 3 第 1 項但書の許可には、輸入の方法、輸入後の管理方法その他必要な条件を附することができる。

第 37 条（輸入のための検査証明書の添付） 次に掲げる物であつて農林水産大臣の指定するもの（以下「指定検疫物」という。）は、輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果監視伝染病の病原体をひろげるおそれがないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものでなければ、輸入してはならない。

- 一 動物、その死体又は骨肉卵皮毛類及びこれらの容器包装
  - 二 穀物のわら（飼料用以外の用途に供するものとして農林水産省令で定めるものを除く。）及び飼料用の乾草
  - 三 前二号に掲げる物を除き、監視伝染病の病原体をひろげるおそれがある敷料その他これに準ずる物
- 2 （略）

第 40 条（輸入検査） 指定検疫物を輸入した者は、遅滞なくその旨を動物検疫所に届け出て、その物につき、現状のままで、家畜防疫官から第 36 条及び第 37 条の規定の違反の有無並びに監視伝染病の病原体をひろげるおそれの有無についての検査を受けなければならない。（以下略）

2～3 （略）

## ○家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）

第 45 条（指定検疫物） 法第 37 条第 1 項の指定検疫物は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる動物及びその死体
    - イ 偶蹄類の動物及び馬
    - ロ 鶏、うずら、だちよう及び七面鳥並びにあひる、がちようその他のかも目の鳥類（以下「かも類」という。）（これらの初生ひなであつて、農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示にしたがいその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。）
    - ハ 犬（農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。）
    - ニ 兎（農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示に従いその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。）
    - ホ みつばち（農林水産大臣が定める要件に該当し、かつ、家畜防疫官の指示にしたがいその輸入に係る港又は飛行場の区域外に移動しないでそのまま輸出されるものを除く。）
  - 二 鶏、うずら、だちよう、七面鳥及びかも類の卵
  - 三 第一号の動物の骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器
  - 四 第一号の動物の生乳、精液、受精卵、未受精卵、ふん及び尿
  - 五 第一号の動物の骨粉、肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉
  - 六 第三号の物を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン
- 七～八（略）

（注） 1 下線は、当省が付した。

2 偶蹄類の動物とは、牛、豚、緬羊、山羊、きりん、鹿、らくだ、らま、猪、かば等の動物をいう。

表 1 - (1) - ② 輸入検査要領が規定する書類検査、輸入検査及び精密検査の内容

(1) 書類検査

ア 家畜防疫官は、輸入者より提出された輸入検査申請書、検査証明書、その他の添付書類について、家畜伝染病予防法第 36 条違反（輸入禁止品）及び第 37 条違反（輸出国政府機関発行の検査証明書の不添付）の有無の検査並びに記載内容の照合確認を行い、かつ、家畜衛生条件の定められているものにあつては、その条件を満たしているか否かについて検査するものとする。

イ 前記アの書類検査を終了したものについて、後記(2)の輸入検査を実施する。

(2) 輸入検査

ア 臨船（機）検査

家畜防疫官は、輸入される畜産物が輸送途中輸入禁止品との混載等により家畜の伝染性疾病の病原体により汚染し、又は汚染しているおそれがある場合には、家畜伝染病予防法第 41 条の規定により当該畜産物を搭載する船舶又は航空機内で陸揚げに先立って検査を行うものとする。

イ 輸入検査場所での検査

家畜防疫官は家畜伝染病予防法第 40 条の規定による検査を次により行うものとする。

(ア) 封印の確認

コンテナ等で輸送されたものであつて、コンテナ等に付された封印の確認を必要とするものについては、開封前又は輸入港以外の輸入検査場所での送致前にその確認を行うものとする。

(イ) 現物検査

a 輸入検査申請書及び検査証明書の記載内容と梱包外装表示及び指定検疫物票との照合検査を行う。

b 輸入検査申請量（梱包されているものにあつては梱包数）のおおむね 0.5%に相当する割合を無作為に抽出し、その梱包の状態、検査対象物の種類、性状（指定検疫物であることの確認を含む）、異物の混入、その他の異常の有無について検査を行うものとする。

なお、数量が 3 梱包に満たない場合にあつては全量検査するものとする。

ウ 精密検査

家畜防疫官は、前記イの(イ)の検査において、家畜の伝染性疾病の病原体に汚染されているか否かについて、更に精密検査を実施する必要があると認めた場合は、必要な限度において材料を採取し、微生物学的、理化学的又は病理学的検査を行うものとする。

(注) 1 下線は、当省が付した。

2 輸入検査要領に基づき、当省が作成した。

表 1 - (1) - ③

## 畜産物の輸入検査件数及び数量の推移（全国計）

（単位：件、t、％）

年		平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18	
件数	貨物	322, 171 (100. 0)	337, 391 (104. 7)	322, 303 (100. 0)	363, 430 (112. 8)	369, 540 (114. 7)	
	ギャバージュを除く (a)	219, 619 (100. 0)	227, 982 (103. 8)	201, 637 ( 91. 8)	222, 964 (101. 5)	217, 066 ( 98. 8)	
	不合格件数 (b)	2, 077	2, 941	3, 950	2, 396	2, 661	
	不合格率 (b/a)	0. 95	1. 29	1. 96	1. 07	1. 23	
	携帯品 (c)	81, 497 (100. 0)	73, 975 ( 90. 8)	41, 606 ( 51. 1)	40, 460 ( 49. 6)	31, 461 ( 38. 6)	
	不合格件数 (d)	17, 665	18, 734	22, 488	22, 112	22, 713	
	不合格率 (d/c)	21. 68	25. 32	54. 05	54. 65	72. 19	
	郵便物 (e)	11, 380 (100. 0)	13, 268 (116. 6)	15, 468 (135. 9)	15, 691 (137. 9)	19, 690 (173. 0)	
	不合格件数 (f)	8, 536	10, 036	12, 707	13, 505	17, 855	
	不合格率 (f/e)	75. 01	75. 64	82. 15	86. 07	90. 68	
	計	415, 048 (100. 0)	424, 634 (102. 3)	379, 377 ( 91. 4)	419, 581 (101. 1)	420, 691 (101. 4)	
	ギャバージュを除く (g)	312, 496 (100. 0)	315, 225 (100. 9)	258, 711 ( 82. 8)	279, 115 ( 89. 3)	268, 217 ( 85. 8)	
	不合格件数 (h)	28, 278	31, 711	39, 145	38, 013	43, 229	
	不合格率 (h/g)	9. 05	10. 06	15. 13	13. 62	16. 12	
	数量	貨物	3, 570, 749 (100. 0)	3, 763, 653 (105. 4)	3, 466, 280 ( 97. 1)	3, 682, 452 (103. 1)	3, 576, 203 (100. 2)
		ギャバージュを除く (i)	3, 560, 288 (100. 0)	3, 750, 692 (105. 3)	3, 452, 199 ( 97. 0)	3, 667, 726 (103. 0)	3, 561, 407 (100. 0)
不合格数量 (j)		5, 117	9, 499	22, 248	2, 882	2, 340	
不合格率 (j/i)		0. 14	0. 25	0. 64	0. 08	0. 07	
携帯品 (k)		192 (100. 0)	200 (104. 2)	166 ( 86. 5)	212 (110. 4)	159 ( 82. 8)	
不合格数量 (l)		33	38	51	42	38	
不合格率 (l/k)		17. 19	19. 00	30. 72	19. 81	23. 90	
郵便物 (m)		49 (100. 0)	51 (104. 1)	36 ( 73. 5)	32 ( 65. 3)	31 ( 63. 3)	
不合格数量 (n)		19	13	16	19	25	
不合格率 (n/m)		38. 78	25. 49	44. 44	59. 38	80. 65	
計		3, 570, 990 (100. 0)	3, 763, 904 (105. 4)	3, 466, 482 ( 97. 1)	3, 682, 696 (103. 1)	3, 576, 393 (100. 2)	
ギャバージュを除く (o)		3, 560, 529 (100. 0)	3, 750, 942 (105. 3)	3, 452, 401 ( 97. 0)	3, 667, 970 (103. 0)	3, 561, 598 (100. 0)	
不合格数量 (p)		5, 169	9, 550	22, 315	2, 943	2, 403	
不合格率 (p/o)		0. 15	0. 25	0. 65	0. 08	0. 07	

(注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

2 ( ) 内は、平成 14 年の件数又は数量を 100 とした場合の指数である（小数点以下第 2 位を四捨五入した。）。

3 ギャバージュは、機内食の残飯等であり、すべて焼却処分されている。

4 数量は、重量 (t) で計測している品目のみ計上した。

表 1 - (1) - ④

## 畜産物の品目別輸入検査件数及び数量の推移（全国計）

## ○ 検査件数

（単位：件）

区分	品目	輸入形態	年				
			平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18
検査合格品	骨類	貨物	3,923(100.0)	3,899(99.4)	3,149(80.3)	3,600(91.8)	3,232(82.4)
		郵便物	14	6	9	5	10
		携帯品	4	6	7	5	2
		計	3,941(100.0)	3,911(99.2)	3,165(80.3)	3,610(91.6)	3,244(82.3)
	肉類	貨物	163,724(100.0)	168,236(102.8)	140,758(86.0)	162,518(99.3)	158,684(96.9)
		郵便物	762	972	116	123	80
		携帯品	46,660	41,330	10,402	9,863	4,639
		計	211,146(100.0)	210,538(99.7)	151,276(71.6)	172,504(81.7)	163,403(77.4)
	臓器類	貨物	12,025(100.0)	12,918(107.4)	11,700(97.3)	13,396(111.4)	11,228(93.4)
		郵便物	3	4	3	4	2
		携帯品	16	97	26	17	23
		計	12,044(100.0)	13,019(108.1)	11,729(97.4)	13,417(111.4)	11,253(93.4)
	卵類	貨物	738(100.0)	632(85.6)	602(81.6)	1,581(214.2)	582(78.9)
		郵便物	21	59	9	0	8
		携帯品	13	3	1	1	2
		計	772(100.0)	694(89.9)	612(79.3)	1,582(204.9)	592(76.7)
	ミール類	貨物	118(100.0)	88(74.6)	93(78.8)	119(100.8)	97(82.2)
		郵便物	0	0	0	0	0
		携帯品	0	0	0	0	0
		計	118(100.0)	88(74.6)	93(78.8)	119(100.8)	97(82.2)
	動物性加工たんぱく	貨物	18,212(100.0)	17,190(94.4)	17,779(97.6)	17,821(97.9)	22,710(124.7)
		郵便物	10	3	4	2	7
		携帯品	0	3	3	2	2
		計	18,222(100.0)	17,196(94.4)	17,786(97.6)	17,825(97.8)	22,719(124.7)
	その他	貨物	18,802(100.0)	22,078(117.4)	23,606(125.6)	21,533(114.5)	17,872(95.1)
		郵便物	2,034	2,188	2,620	2,052	1,728
携帯品		17,139	13,802	8,679	8,460	4,080	
計		37,975(100.0)	38,068(100.2)	34,905(91.9)	32,045(84.4)	23,680(62.4)	
計	貨物	217,542(100.0)	225,041(103.4)	197,687(90.9)	220,568(101.4)	214,405(98.6)	
	郵便物	2,844	3,232	2,761	2,186	1,835	
	携帯品	63,832	55,241	19,118	18,348	8,748	
	計	284,218(100.0)	283,514(99.8)	219,566(77.3)	241,102(84.8)	224,988(79.2)	
検査不合格品	貨物	2,077(100.0)	2,941(141.6)	3,950(190.2)	2,396(115.4)	2,661(128.1)	
	郵便物	8,536	10,036	12,707	13,505	17,855	
	携帯品	17,665	18,734	22,488	22,112	22,713	
	計	28,278(100.0)	31,711(112.1)	39,145(138.4)	38,013(134.4)	43,229(152.9)	
ギャベージ	貨物	102,552(100.0)	109,409(106.7)	120,666(117.7)	140,466(137.0)	152,474(148.7)	
	郵便物	0	0	0	0	0	
	携帯品	0	0	0	0	0	
	計	102,552(100.0)	109,409(106.7)	120,666(117.7)	140,466(137.0)	152,474(148.7)	
計	貨物	322,171(100.0)	337,391(104.7)	322,303(100.0)	363,430(112.8)	369,540(114.7)	
	郵便物	11,380(100.0)	13,268(116.6)	15,468(135.9)	15,691(137.9)	19,690(173.0)	
	携帯品	81,497(100.0)	73,975(90.8)	41,606(51.1)	40,460(49.6)	31,461(38.6)	
	計	415,048(100.0)	424,634(102.3)	379,377(91.4)	419,581(101.1)	420,691(101.4)	

(注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

2 「検査合格品」の「その他」は、皮類、毛類、その他の畜産物、その他の物、稲わら等の合計である。

3 ( )内は、平成 14 年値を 100 とした場合の指数である（小数点以下第 2 位を四捨五入した。）。

4 ギャベージは、機内食の残飯等であり、すべて焼却処分されている。



## ○ 検査数量

(単位：t)

区分	品目	輸入形態	年				
			平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18
検査合格品	骨類	貨物	56,606(100.0)	60,329(106.6)	52,998(93.6)	52,232(92.3)	51,067(90.2)
		郵便物	0	0	0	0	0
		携帯品	0	1	0	0	0
		計	56,606(100.0)	60,329(106.6)	52,999(93.6)	52,232(92.3)	51,068(90.2)
	肉類	貨物	2,306,900(100.0)	2,357,457(102.2)	2,168,835(94.0)	2,428,438(105.3)	2,297,336(99.6)
		郵便物	1	1	0	0	0
		携帯品	67	58	26	74	22
		計	2,306,969(100.0)	2,357,517(102.2)	2,168,861(94.0)	2,428,512(105.3)	2,297,358(99.6)
	臓器類	貨物	53,904(100.0)	70,153(130.1)	53,097(98.5)	71,887(133.4)	54,340(100.8)
		郵便物	0	0	0	0	0
		携帯品	0	1	0	0	0
		計	53,904(100.0)	70,154(130.1)	53,097(98.5)	71,887(133.4)	54,340(100.8)
	卵類	貨物	14,636(100.0)	12,594(86.0)	12,289(84.0)	36,332(248.2)	11,737(80.2)
		郵便物	0	1	0	0	0
		携帯品	0	0	0	0	0
		計	14,636(100.0)	12,595(86.1)	12,289(84.0)	36,332(248.2)	11,737(80.2)
	ミール類	貨物	458(100.0)	221(48.3)	221(48.3)	439(95.9)	202(44.1)
		郵便物	0	0	0	0	0
		携帯品	0	0	0	0	0
		計	458(100.0)	221(48.3)	221(48.3)	439(95.9)	202(44.1)
	動物性加工たん白	貨物	869,336(100.0)	903,548(103.9)	811,213(93.3)	790,150(90.9)	1,002,358(115.3)
		郵便物	0	0	0	0	0
		携帯品	0	0	0	0	0
		計	869,336(100.0)	903,549(103.9)	811,213(93.3)	790,150(90.9)	1,002,359(115.3)
	その他	貨物	253,331(100.0)	336,889(133.0)	331,298(130.8)	285,365(112.6)	142,026(56.1)
		郵便物	29	35	19	12	6
		携帯品	91	103	88	96	99
		計	253,451(100.0)	337,028(133.0)	331,405(130.8)	285,473(112.6)	142,131(56.1)
計	貨物	3,555,171(100.0)	3,741,193(105.2)	3,429,952(96.5)	3,664,844(103.1)	3,559,067(100.1)	
	郵便物	31	37	19	12	6	
	携帯品	159	162	115	170	121	
	計	3,555,360(100.0)	3,741,392(105.2)	3,430,086(96.5)	3,665,027(103.1)	3,559,195(100.1)	
検査不合格品	貨物	5,117(100.0)	9,499(185.6)	22,248(434.8)	2,882(56.3)	2,340(45.7)	
	郵便物	19	13	16	19	25	
	携帯品	33	38	51	42	38	
	計	5,169(100.0)	9,550(184.8)	22,315(431.7)	2,943(56.9)	2,403(46.5)	
ギャベージ	貨物	10,462(100.0)	12,962(123.9)	14,081(134.6)	14,726(140.8)	14,796(141.4)	
	郵便物	0	0	0	0	0	
	携帯品	0	0	0	0	0	
	計	10,462(100.0)	12,962(123.9)	14,081(134.6)	14,726(140.8)	14,796(141.4)	
計	貨物	3,570,749(100.0)	3,763,653(105.4)	3,466,280(97.1)	3,682,452(103.1)	3,576,203(100.2)	
	郵便物	49(100.0)	51(104.1)	36(73.5)	32(65.3)	31(63.3)	
	携帯品	192(100.0)	200(104.2)	166(86.5)	212(110.4)	159(82.8)	
	計	3,570,990(100.0)	3,763,904(105.4)	3,466,482(97.1)	3,682,696(103.1)	3,576,393(100.2)	

(注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

2 「検査合格品」の「その他」は、皮類、毛類、その他の畜産物、その他の物、稲わら等の合計である。

3 数量は、重量(t)で計測している品目のみ計上した。また、1t未満の量を四捨五入したため(0.5t未満は0tとして計上した。)、計と内訳が一致しない。

4 ( )内は、平成14年値を100とした場合の指数である(小数点以下第2位を四捨五入した。)

5 ギャベージは、機内食の残飯等であり、すべて焼却処分されている。

表 1 - (1) - ⑤ 畜産物（貨物）の品目別の輸入検査における合否の状況（動物検疫所：25 か所分）

○検査等件数

（単位：件、％）

品目	区分	年	輸入検査申請		現物検査合格件数		検査不合格件数 (b)		検査不合格率 (b/a)	
			件数 (a)	現物検査 省略件数	うち精密 検査 (c)	検査不合格 件数 (b)	うち精密 検査 (d)	検査不合格率 (b/a)		
								検査不合格率 (b/c+d)	精密検査不 合格率 (d/c+d)	
肉類	牛肉	平成 15	58,492(100.0)	23,881	33,991	0	620	0	1.1	—
		平成 16	34,005(58.1)	13,543	19,054	1	1,408	0	4.1	0
		平成 17	36,495(62.4)	15,421	20,509	2	565	2	1.5	50.0
		3年間計	128,992	52,845	73,554	3	2,593	2	2.0	40.0
	豚肉	平成 15	34,423(100.0)	6,573	27,673	0	177	0	0.5	—
		平成 16	39,564(114.9)	6,208	33,135	0	221	0	0.6	—
		平成 17	41,262(119.9)	15,976	25,027	1	259	0	0.6	0
		3年間計	115,249	28,757	85,835	1	657	0	0.6	0
	めん羊肉	平成 15	1,400(100.0)	505	886	0	9	0	0.6	—
		平成 16	1,289(92.1)	471	804	0	14	0	1.1	—
		平成 17	1,957(139.8)	821	1,120	0	16	1	0.8	100.0
		3年間計	4,646	1,797	2,810	0	39	1	0.8	100.0
	山羊肉	平成 15	24(100.0)	12	11	0	1	0	4.2	—
		平成 16	19(79.2)	6	13	0	0	0	0	—
		平成 17	26(108.3)	6	20	0	0	0	0	—
		3年間計	69	24	44	0	1	0	1.4	—
	その他の偶蹄類の肉	平成 15	162(100.0)	21	130	0	11	0	6.8	—
		平成 16	104(64.2)	9	91	0	4	0	3.8	—
		平成 17	85(52.5)	5	77	0	3	0	3.5	—
		3年間計	351	35	298	0	18	0	5.1	—
	偶蹄類の加熱処理肉	平成 15	2,331(100.0)	0	2,314	1	17	0	0.7	0
		平成 16	4,070(174.6)	0	4,033	61	37	0	0.9	0
		平成 17	5,155(221.1)	0	5,140	152	15	1	0.3	0.7
		3年間計	11,556	0	11,487	214	69	1	0.6	0.5
	ハム	平成 15	1,140(100.0)	13	950	0	177	0	15.5	—
平成 16		1,252(109.8)	46	1,073	3	133	0	10.6	0	
平成 17		1,439(126.2)	145	1,138	2	156	0	10.8	0	
3年間計		3,831	204	3,161	5	466	0	12.2	0	
ソーセージ	平成 15	3,839(100.0)	462	2,887	2	490	1	12.8	33.3	
	平成 16	3,581(93.3)	302	2,869	7	410	0	11.4	0	
	平成 17	4,161(108.4)	452	3,392	22	317	3	7.6	12.0	
	3年間計	11,581	1,216	9,148	31	1,217	4	10.5	11.4	
ベーコン	平成 15	668(100.0)	121	517	1	30	0	4.5	0	
	平成 16	678(101.5)	79	573	0	26	0	3.8	—	
	平成 17	794(118.9)	130	638	1	26	0	3.3	0	
	3年間計	2,140	330	1,728	2	82	0	3.8	0	
馬肉	平成 15	1,097(100.0)	47	1,048	0	2	0	0.2	—	
	平成 16	1,272(116.0)	61	1,207	0	4	0	0.3	—	
	平成 17	1,385(126.3)	172	1,208	0	5	0	0.4	—	
	3年間計	3,754	280	3,463	0	11	0	0.3	—	
兎肉	平成 15	671(100.0)	0	668	0	3	0	0.4	—	
	平成 16	613(91.4)	0	613	0	0	0	0	—	
	平成 17	550(82.0)	0	547	0	3	0	0.5	—	
	3年間計	1,834	0	1,828	0	6	0	0.3	—	
家きん肉	平成 15	31,675(100.0)	364	30,824	64	487	17	1.5	21.0	
	平成 16	37,569(118.6)	310	36,572	5,252	687	15	1.8	0.3	
	平成 17	52,158(164.7)	976	50,717	9,066	465	19	0.9	0.2	
	3年間計	121,402	1,650	118,113	14,382	1,639	51	1.4	0.4	
犬肉	平成 15	14(100.0)	0	14	0	0	0	0	—	
	平成 16	8(57.1)	0	6	0	2	0	25.0	—	
	平成 17	10(71.4)	0	10	0	0	0	0	—	
	3年間計	32	0	30	0	2	0	6.3	—	
その他肉類	平成 15	24,674(100.0)	199	24,156	5	319	2	1.3	28.6	
	平成 16	11,829(47.9)	195	11,353	191	281	8	2.4	4.0	
	平成 17	12,331(50.0)	335	11,884	419	112	8	0.9	1.9	
	3年間計	48,834	729	47,393	615	712	18	1.5	2.8	
肉類計	平成 15	160,610(100.0)	32,198	126,069	73	2,343	20	1.5	21.5	
	平成 16	135,853(84.6)	21,230	111,396	5,515	3,227	23	2.4	0.4	
	平成 17	157,808(98.3)	34,439	121,427	9,665	1,942	34	1.2	0.4	
	3年間計	454,271	87,867	358,892	15,253	7,512	77	1.7	0.5	
臓器類	偶蹄類の臓器	平成 15	1,632(100.0)	441	1,166	0	25	0	1.5	—
		平成 16	1,107(67.8)	344	713	0	50	0	4.5	—
		平成 17	1,240(76.0)	403	812	0	25	0	2.0	—
		3年間計	3,979	1,188	2,691	0	100	0	2.5	—
	偶蹄類の加熱臓器	平成 15	1(100.0)	0	1	0	0	0	0	—
		平成 16	0(0.0)	0	0	0	0	0	—	—
		平成 17	1(100.0)	0	0	0	1	0	100.0	—
偶蹄類以外の臓器	平成 15	4,405(100.0)	125	4,246	0	34	0	0.8	—	
	平成 16	5,117(116.2)	8	5,075	606	34	1	0.7	0.2	
	平成 17	5,735(130.2)	85	5,633	799	17	1	0.3	0.1	
3年間計	15,257	218	14,954	1,405	85	2	0.6	0.1		

品目	区分	年	輸入検査申請件数 (a)		現物検査合格件数		検査不合格件数 (b)		検査不合格率 (b/a)	
			現物検査省略件数	現物検査合格件数	うち精密検査 (c)	うち精密検査 (d)	検査不合格率 (b/a)	精密検査不合格率 (d/c + d)		
									現物検査省略件数	現物検査合格件数
臓器類	消化管等	平成15	3,101(100.0)	367	2,696	9	38	1	1.2	10.0
		平成16	2,360(76.1)	277	1,990	1	93	0	3.9	0
		平成17	3,174(102.4)	600	2,540	3	34	0	1.1	0
		3年間計	8,635	1,244	7,226	13	165	1	1.9	7.1
	ケーシング	平成15	1,002(100.0)	91	907	0	4	0	0.4	—
		平成16	1,201(119.9)	141	1,053	0	7	0	0.6	—
		平成17	835(83.3)	36	795	0	4	0	0.5	—
		3年間計	3,038	268	2,755	0	15	0	0.5	—
	脂肪	平成15	1,589(100.0)	145	1,436	0	8	0	0.5	—
		平成16	1,658(104.3)	276	1,372	0	10	0	0.6	—
		平成17	2,016(126.9)	711	1,301	0	4	0	0.2	—
		3年間計	5,263	1,132	4,109	0	22	0	0.4	—
	その他の臓器類	平成15	887(100.0)	0	874	0	13	0	1.5	—
		平成16	175(19.7)	0	172	0	3	0	1.7	—
		平成17	192(21.6)	1	187	1	4	0	2.1	0
		3年間計	1,254	1	1,233	1	20	0	1.6	0
臓器類計	平成15	12,617(100.0)	1,169	11,326	9	122	1	1.0	10.0	
	平成16	11,618(92.1)	1,046	10,375	607	197	1	1.7	0.2	
	平成17	13,193(104.6)	1,836	11,268	803	89	1	0.7	0.1	
	3年間計	37,428	4,051	32,969	1,419	408	3	1.1	0.2	
骨類	平成15	3,797(100.0)	851	2,891	0	55	0	1.4	—	
	平成16	3,138(82.6)	585	2,474	54	79	0	2.5	0	
	平成17	3,594(94.7)	965	2,584	60	45	0	1.3	0	
	3年間計	10,529	2,401	7,949	114	179	0	1.7	0	
卵類	平成15	588(100.0)	0	557	0	31	0	5.3	—	
	平成16	546(92.9)	0	534	0	12	0	2.2	—	
	平成17	1,521(258.7)	0	1,495	0	26	1	1.7	100.0	
	3年間計	2,655	0	2,586	0	69	1	2.6	100.0	
ミール類	平成15	89(100.0)	0	78	0	11	0	12.4	—	
	平成16	96(107.9)	0	88	1	8	0	8.3	0	
	平成17	133(149.4)	0	119	0	14	0	10.5	—	
	3年間計	318	0	285	1	33	0	10.4	0	
動物性加工たん白	平成15	15,626(100.0)	11,858	3,666	310	102	19	0.7	5.8	
	平成16	16,219(103.8)	13,342	1,564	499	73	5	0.5	1.0	
	平成17	17,397(111.3)	14,671	2,679	626	47	6	0.3	0.9	
	3年間計	49,242	39,871	7,909	1,435	222	30	0.5	2.0	
その他	平成15	19,119(100.0)	3,450	15,465	0	204	0	1.1	—	
	平成16	20,575(107.6)	5,421	14,922	349	232	1	1.1	0.3	
	平成17	20,166(105.5)	6,476	13,487	462	203	13	1.0	2.7	
	3年間計	59,860	15,347	43,874	811	639	14	1.1	1.7	
ギャバージ	平成15	100,297(100.0)	—	0	0	100,297	0	100.0	—	
	平成16	111,801(111.5)	—	0	0	111,801	0	100.0	—	
	平成17	140,095(139.7)	—	0	0	140,095	0	100.0	—	
	3年間計	352,193	—	0	0	352,193	0	100.0	—	
合計	平成15	312,743(100.0)	49,526	160,052	392	103,165	40	33.0	9.3	
	平成16	299,846(95.9)	41,624	141,353	7,025	115,629	30	38.6	0.4	
	平成17	353,907(113.2)	58,387	153,059	11,616	142,461	55	40.3	0.5	
	3年間計	966,496	149,537	454,464	19,033	361,255	125	37.4	0.7	
合計(ギャバージを除く)	平成15	212,446(100.0)	49,526	160,052	392	2,868	40	1.3	9.3	
	平成16	188,045(88.5)	41,624	141,353	7,025	3,828	30	2.0	0.4	
	平成17	213,812(100.6)	58,387	153,059	11,616	2,366	55	1.1	0.5	
	3年間計	614,303	149,537	454,464	19,033	9,062	125	1.5	0.7	
合計(その他の物及びギャバージを除く)	平成15	193,327(100.0)	46,076	144,587	392	2,664	40	1.4	9.3	
	平成16	167,470(86.6)	36,203	126,431	6,676	3,596	29	2.1	0.4	
	平成17	193,646(100.2)	51,911	139,572	11,154	2,163	42	1.1	0.4	
	3年間計	554,443	134,190	410,590	18,222	8,423	111	1.5	0.6	

- (注) 1 当省の調査した動物検疫所25か所とは、1本所、6支所、14出張所及び4分室である。  
2 「現物検査省略重量」は、現物検査を省略し、書類検査のみ行ったものの重量である。  
3 ( )内は、平成15年値を100とした場合の指数である(小数点以下第2位を四捨五入した。)  
4 検査不合格率及び精密検査不合格率欄は、小数点以下第2位を四捨五入した。なお、「—」と計上されているものは検査実績がないもの、「0」と計上されているものは不合格実績がないもの、「0.0」と計上されているものは不合格率が0%超0.05%未満のものである。  
5 「その他」は、毛類、皮類、その他畜産物、その他のもの、稲わら等の合計である。

## ○検査等数量

(単位: t、%)

品目	区分	年	輸入検査申請数量 (a)	現物検査 省略数量	現物検査合格数量		検査不合格数量 (b)		検査不合格率 (b/a)	
					うち精密 検査 (c)	うち精密 検査 (d)	うち精密 検査 (d)	精密検査不 合格数 (d/c+d)		
									精密検査不 合格率 (d/c+d)	
肉類	牛肉	平成15	650,565(100.0)	279,092	370,682	0	791	0	0.1	—
		平成16	447,173(68.7)	188,925	247,733	18	10,512	0	2.4	0
		平成17	482,325(74.1)	213,898	268,396	35	31	0	0.0	0.0
		3年間計	1,580,063	681,915	886,812	53	11,334	0	0.7	0.0
	豚肉	平成15	803,029(100.0)	138,142	664,583	0	305	0	0.0	—
		平成16	917,715(114.3)	147,580	769,265	0	871	0	0.1	—
		平成17	941,720(117.3)	375,052	566,105	27	563	0	0.1	0
		3年間計	2,662,464	660,774	1,999,953	27	1,739	0	0.1	0
	めん羊 肉	平成15	12,124(100.0)	4,595	7,516	0	13	0	0.1	—
		平成16	12,726(105.0)	5,258	7,468	0	0	0	0.0	—
		平成17	17,621(145.3)	8,109	9,511	0	2	0	0.0	0.0
		3年間計	42,471	17,962	24,495	0	14	0	0.0	0.0
	山羊肉	平成15	178(100.0)	99	78	0	0	0	0.0	—
		平成16	141(79.2)	50	91	0	0	0	0.0	—
		平成17	188(105.6)	50	138	0	0	0	0.0	—
		3年間計	506	199	307	0	0	0	0.0	—
	その他の偶 蹄類の肉	平成15	349(100.0)	36	313	0	0	0	0.0	—
		平成16	197(56.4)	16	180	0	0	0	0.0	—
		平成17	74(21.2)	14	60	0	0	0	0.0	—
		3年間計	620	67	553	0	0	0	0.0	—
	偶蹄類の加 熱処理肉	平成15	9,977(100.0)	0	9,977	0	0	0	0.0	0
		平成16	25,138(252.0)	0	25,038	432	100	0	0.4	0
		平成17	32,538(326.1)	0	32,513	571	26	25	0.1	4.2
		3年間計	67,654	0	67,528	1,003	126	25	0.2	2.4
	ハム	平成15	1,221(100.0)	9	1,207	0	6	0	0.5	—
		平成16	1,583(129.6)	144	1,435	10	4	0	0.3	0
		平成17	2,219(181.7)	347	1,862	13	10	0	0.5	0
3年間計		5,023	500	4,504	23	19	0	0.4	0	
ソーセー ジ	平成15	24,900(100.0)	5,166	19,684	0	52	5	0.2	100.0	
	平成16	27,911(112.1)	5,399	22,390	67	122	0	0.4	0	
	平成17	32,299(129.7)	5,531	26,760	210	7	4	0.0	1.9	
	3年間計	85,110	16,095	68,834	278	181	9	0.2	3.1	
ベーコン	平成15	1,189(100.0)	645	544	0	0	0	0.0	0	
	平成16	1,455(122.4)	611	844	0	0	0	0.0	—	
	平成17	2,110(177.5)	938	1,170	0	2	0	0.1	0	
	3年間計	4,753	2,194	2,557	0	2	0	0.0	—	
馬肉	平成15	7,362(100.0)	489	6,872	0	0	0	0.0	—	
	平成16	9,239(125.5)	760	8,478	0	1	0	0.0	—	
	平成17	9,308(126.4)	1,796	7,512	0	0	0	0.0	—	
	3年間計	25,909	3,046	22,863	0	1	0	0.0	—	
兎肉	平成15	622(100.0)	0	622	0	0	0	0.0	—	
	平成16	774(124.4)	0	774	0	0	0	0.0	—	
	平成17	429(69.0)	0	429	0	0	0	0.0	—	
	3年間計	1,824	0	1,824	0	0	0	0.0	—	
家きん 肉	平成15	492,560(100.0)	8,775	479,549	1,355	4,235	311	0.9	18.7	
	平成16	502,207(102.0)	11,380	485,209	49,917	5,618	174	1.1	0.3	
	平成17	686,340(139.3)	25,631	660,368	88,462	342	73	0.0	0.1	
	3年間計	1,681,107	45,786	1,625,126	139,734	10,196	558	0.6	0.4	
犬肉	平成15	70(100.0)	0	70	0	0	0	0.0	—	
	平成16	26(37.1)	0	26	0	0	0	0.0	—	
	平成17	82(117.1)	0	82	0	0	0	0.0	—	
	3年間計	179	0	179	0	0	0	0.0	—	
その他 肉類	平成15	182,906(100.0)	2,350	179,397	39	1,160	4	0.6	9.3	
	平成16	96,550(52.8)	4,304	91,357	1,097	890	16	0.9	1.4	
	平成17	104,456(57.1)	6,118	98,303	5,747	36	265	0.0	4.4	
	3年間計	383,913	12,772	369,056	6,883	2,087	285	0.5	4.0	
肉類計	平成15	2,187,052(100.0)	439,398	1,741,094	1,395	6,562	321	0.3	18.7	
	平成16	2,042,834(93.4)	364,428	1,660,288	51,541	18,118	190	0.9	0.4	
	平成17	2,311,711(105.7)	637,485	1,673,209	95,065	1,018	367	0.0	0.4	
	3年間計	6,541,597	1,441,311	5,074,591	148,000	25,697	878	0.4	0.6	
臓器類	偶蹄類 の臓器	平成15	5,264(100.0)	1,792	3,447	0	24	0	0.5	—
		平成16	2,594(49.3)	865	1,547	0	182	0	7.0	—
		平成17	2,833(53.8)	936	1,895	0	1	0	0.0	—
		3年間計	10,690	3,594	6,889	0	207	0	1.9	—
	偶蹄類 の加熱 臓器	平成15	1(100.0)	0	1	0	0	0	0.0	—
		平成16	0(0)	0	0	0	0	0	—	—
		平成17	2(200.0)	0	0	0	2	0	100.0	—
	3年間計	3	0	1	0	2	0	66.7	—	
	偶蹄類 以外の 臓器	平成15	2,417(100.0)	14	2,374	0	28	0	1.2	—
		平成16	3,354(138.8)	16	3,285	0	53	2	1.6	0.2
平成17		4,079(168.8)	40	4,039	1,333	0	0	0.0	0.0	
3年間計		9,850	71	9,697	2,431	82	2	0.8	0.1	

品目	区分	年	輸入検査申請数量 (a)	現物検査省略数量	現物検査合格数量		検査不合格数量 (b)		検査不合格率 (b/a)	
					うち精密検査 (c)	うち精密検査 (d)	精密検査不合格率 (d/c+d)			
臓器類 (続き)	消化管等	平成15	27,729(100.0)	3,841	23,831	114	57	1	0.2	0.9
		平成16	15,462(55.8)	2,336	12,167	0	959	0	6.2	0
		平成17	25,296(91.2)	5,402	19,890	51	4	0	0.0	0
		3年間計	68,486	11,580	55,888	165	1,019	1	1.5	0.6
	ケーシング	平成15	4,323(100.0)	753	3,569	0	1	0	0.0	—
		平成16	5,278(122.1)	363	4,876	0	39	0	0.7	—
		平成17	3,889(90.0)	347	3,542	0	0	0	0.0	—
		3年間計	13,490	1,463	11,987	0	40	0	0.3	—
	脂肪	平成15	26,333(100.0)	2,261	24,072	0	0	0	0.0	—
		平成16	25,588(97.2)	4,890	20,622	0	76	0	0.3	—
		平成17	33,517(127.3)	14,225	19,292	0	0	0	0.0	—
		3年間計	85,438	21,376	63,986	0	76	0	0.1	—
	その他の臓器類	平成15	1,796(100.0)	0	1,755	0	41	0	2.3	—
		平成16	62(3.5)	0	60	0	2	0	3.2	—
		平成17	13(0.7)	0	13	3	0	0	0.0	0
		3年間計	1,871	0	1,827	3	44	0	2.4	0
	臓器類計	平成15	67,862(100.0)	8,663	59,048	114	152	1	0.2	0.9
		平成16	52,338(77.1)	8,471	42,556	1,098	1,311	2	2.5	0.2
平成17		69,628(102.6)	20,951	48,671	1,388	7	0	0.0	0.0	
3年間計		189,829	38,084	150,275	2,599	1,471	3	0.8	0.1	
骨類	平成15	58,528(100.0)	13,641	44,577	0	310	0	0.5	—	
	平成16	51,696(88.3)	14,480	36,700	90	516	0	1.0	0	
	平成17	50,569(86.4)	17,198	32,684	126	687	0	1.4	0	
	3年間計	160,792	45,318	113,962	216	1,512	0	0.9	0	
卵類	平成15	10,510(100.0)	0	10,489	0	21	0	0.2	—	
	平成16	10,339(98.4)	0	10,339	0	0	0	0.0	—	
	平成17	34,291(326.3)	0	34,291	0	0	0	0.0	0.0	
	3年間計	55,141	0	55,119	0	22	0	0.0	0.0	
ミール類	平成15	171(100.0)	0	169	0	2	0	1.2	—	
	平成16	205(119.9)	0	203	0	2	0	1.0	0	
	平成17	519(303.5)	0	439	0	80	0	15.4	—	
	3年間計	895	0	811	0	84	0	9.4	0	
動物性加工たん白	平成15	803,239(100.0)	675,498	126,562	53,447	1,178	1,005	0.1	1.8	
	平成16	691,796(86.1)	591,941	99,477	70,581	379	208	0.1	0.3	
	平成17	767,222(95.5)	651,808	115,135	75,080	280	196	0.0	0.3	
	3年間計	2,262,256	1,919,247	341,173	199,109	1,836	1,409	0.1	0.7	
その他の物	平成15	246,498(100.0)	99,731	146,190	0	576	0	0.2	—	
	平成16	227,441(92.3)	54,930	172,286	1,051	226	0	0.1	0.0	
	平成17	248,216(100.7)	60,114	187,593	1,505	510	53	0.2	3.4	
	3年間計	722,155	214,774	506,069	2,556	1,312	53	0.2	2.0	
ギャベージ	平成15	12,599(100.0)	—	0	0	12,599	0	100.0	—	
	平成16	13,682(108.6)	—	0	0	13,682	0	100.0	—	
	平成17	14,572(115.7)	—	0	0	14,572	0	100.0	—	
	3年間計	40,853	—	0	0	40,853	0	100.0	—	
合計	平成15	3,386,459(100.0)	1,236,930	2,128,129	54,956	21,399	1,326	0.6	2.4	
	平成16	3,090,331(91.3)	1,034,249	2,021,850	124,361	34,234	400	1.1	0.3	
	平成17	3,496,728(103.3)	1,387,556	2,092,019	173,164	17,153	616	0.5	0.4	
	3年間計	9,973,518	3,658,736	6,241,998	352,481	72,787	2,343	0.7	0.7	
合計(ギャベージを除く)	平成15	3,373,860(100.0)	1,236,930	2,128,129	54,956	8,801	1,326	0.3	2.4	
	平成16	3,076,649(91.2)	1,034,249	2,021,850	124,361	20,552	400	0.7	0.3	
	平成17	3,482,156(103.2)	1,387,556	2,092,019	173,164	2,582	616	0.1	0.4	
	3年間計	9,932,665	3,658,736	6,241,998	352,481	31,934	2,343	0.3	0.7	
合計(その他の物及びギャベージを除く)	平成15	3,127,362(100.0)	1,137,200	1,981,939	54,956	8,224	1,326	0.3	2.4	
	平成16	2,849,208(91.1)	979,320	1,849,563	123,310	20,326	400	0.7	0.3	
	平成17	3,233,940(103.4)	1,327,442	1,904,426	171,659	2,072	563	0.1	0.3	
	3年間計	9,210,510	3,443,962	5,735,928	349,925	30,622	2,290	0.3	0.7	

- (注) 1 当省の調査した動物検疫所25か所とは、1本所、6支所、14出張所及び4分室である。
- 2 「現物検査省略重量」は、現物検査を省略し、書類検査のみ行ったものの重量である。
- 3 ( )内は、平成15年値を100とした場合の指数である(小数点以下第2位を四捨五入した。)
- 4 数量は、tを単位とするもののみ計上した。また、1t未満の量を四捨五入(0.5t未満は0tと計上)したため、計と内訳が一致しない。
- 5 検査不合格率及び精密検査不合格率は、小数点以下第2位を四捨五入した。なお、「—」と計上されているものは検査実績がないもの、「0」と計上されているものは不合格実績がないもの、「0.0」と計上されているものは不合格率が0%超0.05%未満のもの又は検査実績若しくは不合格実績が1t未満のものである。
- 6 「その他」は、毛類、皮類、その他畜産物、その他のもの、稲わら等の合計である。

表 1 - (1) - ⑥ 抽出現物検査における抽出数量が貨物の数量の 0.5%に達していない例

出張所名	抽出方法等
北海道出張所	<p>北海道出張所では、冷蔵された肉類の場合、同じ部位であれば状態はすべて同一であり、どれだけの数量を検査しても結果は変わらないとの判断に基づき、平成 15 年度以降現在に至るまで、梱包されて釧路港に輸入される冷蔵の豚肉について、輸入検査申請量の 0.5%に相当する量を抽出するのではなく、一つの部位につき 1 梱包のみを抽出する方法を採っている。</p> <p>釧路港における豚肉の輸入検査申請 1 件当たりの平均的な梱包数は約 1,000 カートンで、部位数は 2～3 種類である。この場合、輸入検査要領に従えば 1,000 カートンの 0.5%に相当する 5 カートンを検査することになるが、実際は、部位ごとに 1 カートンずつ検査しているため、合計で 2～3 カートンとなり、輸入検査要領が定める抽出量を満たしていない。</p>
鹿児島空港出張所	<p>鹿児島空港出張所では、箱詰めの肉は品質が一定の規格品であり、少量を検査すれば全体の状況は把握できることから、どれだけの数量を検査しても結果は変わらないと判断している。その結果、昭和 52 年度以降現在に至るまで、箱詰め肉について、まず、輸入検査申請量の 0.5%に相当する量を抽出して梱包の状態、種類等の現物検査を行った後、その一部の箱（外観の確認を行ったものの 1 割程度）を開梱して内容物の検査（性状や異物の混入等）を行っている。</p> <p>このため、輸入検査申請量の 0.5%に相当する量を対象とした検査は、箱の外観の検査に限定され、内容物の検査が行われるものは 0.05%程度にとどまっております。輸入検査要領が定める抽出量を満たしていない。</p>

(注) 当省の調査結果による。

(1) 書類検査に合格したもののうち、次のアに該当するものについては、抜き打ちによる現物検査(抜き打ち検査)により実施する。

ア 抜き打ち検査の対象物

家畜伝染病予防法施行規則第 45 条第 3 号の骨、肉、脂肪、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器(ケーシングを含む)並びに同条第 6 号のソーセージ、ハム及びベーコンであって、犬由来のもの又は当該畜産物に係る動物の種類ごとに定められた一定の悪性の家畜伝染病の発生のない地域から直接、又は当該地域を経由しないで輸入されるもの

イ 抜き打ち検査

抜き打ち検査の率は、輸入検査要領が定める抜き打ち検査の対象となる畜産物のうち、肉、臓器及び脂肪については総申請件数のおおむね 60%、骨、皮、毛、羽、角、蹄、腱、ソーセージ、ハム及びベーコンについては総申請件数のおおむね 30%とする。

ウ 違反事例摘発時の処置

抜き打ち検査の結果、違反事例を摘発した場合には、原因を調査し、必要なときは当該事例の輸出国からのもの又は当該事例を取り扱った者に係るもの等について、所要の期間、「抜き打ち検査」法による検査の適用を中止するものとする。

(2) 動物検疫所長(支所長、出張所長を含む。)は、輸入検査を実施各所ごとに、次のアの方法又は動物検疫検査手続電算処理システム(ANIPAS)の利用により抜き打ち検査が特定の仕出地域、輸出入者、輸入検査申請書及び輸入検査場所に偏向しないよう留意すること。

ア 動物検疫所から輸入検査場所所在地への方面、距離等を考慮して、方面別に検査区域を定め、現物検査の実施率がおおむね 30%、60%となるよう検査予定表を作成する(海港の場合)。

(注) 1 輸入検査要領及び「畜産物の輸入検査要領の運用」について(平成 17 年 10 月 17 日付け 17 動検第 714 号動物検疫所長通知)に基づき、当省が作成した。

2 「(1)のウ 違反摘発時の処置について」に基づく措置として、平成 19 年に、米国から日本向けに輸出されたソーセージの原料中に米国産牛肉の混入が疑われる事例が確認されたため、当面の間、抜き打ち検査の対象から除外し、全申請ロットを対象とした現物検査が実施されている(「米国から輸入されるハム、ソーセージ、ベーコンに係る輸入検査の強化について」(平成 19 年 3 月 2 日付け 18 消安第 13777 号消費・安全局長通知))。

表 1 - (1) - ⑧

## 指定港別抜き打ち検査実施状況

動物検疫所本所、支所、出張所等名	指定港名	品目	年	輸入届件数 (件)	輸入検査要領に基づく最少検査件数 (件)	抜き打ち検査件数 (件)	抜き打ち検査率 (%)	
北海道出張所	苫小牧港	肉、臓器及び脂肪	15	0	0	0	—	
			16	0	0	0	—	
			17	66	40	42	63.6	
			3年間計	66	40	42	63.6	
		ハム等	15	0	0	0	—	
			3年間計	0	0	0	—	
	釧路港	肉、臓器及び脂肪	15	0	0	0	—	
			16	9	6	9	100.0	
			17	14	9	14	100.0	
			3年間計	23	15	23	100.0	
		ハム等	15	0	0	0	—	
			3年間計	0	0	0	—	
仙台空港出張所	仙台塩釜港	肉、臓器及び脂肪	15	134	81	81	60.4	
			16	103	64	54	52.4	
			17	64	39	34	53.1	
			3年間計	301	184	169	56.1	
		ハム等	15	15	5	6	40.0	
			3年間計	32	11	15	46.9	
	成田支所	成田空港	肉、臓器及び脂肪	15	3,478	2,087	2,737	78.7
				16	2,710	1,626	2,127	78.5
				17	4,472	2,684	3,564	79.7
				3年間計	10,660	6,397	8,428	79.1
ハム等			15	40	12	24	60.0	
			16	40	12	25	62.5	
			17	28	9	20	71.4	
			3年間計	108	33	69	63.9	
千葉分室	千葉港	肉、臓器及び脂肪	15	2,446	1,468	1,366	55.8	
			16	973	584	520	53.4	
			17	1,928	1,157	1,019	52.9	
			3年間計	5,347	3,209	2,905	54.3	
		ハム等	15	25	8	12	48.0	
			16	6	2	4	66.7	
			17	3	1	3	100.0	
			3年間計	34	11	19	55.9	
東京出張所	京浜港(東京港)	肉、臓器及び脂肪	15	27,155	16,293	12,987	47.8	
			16	19,821	11,893	8,906	44.9	
			17	31,964	19,179	12,955	40.5	
			3年間計	78,940	47,365	34,848	44.1	
		ハム等	15	412	124	189	45.9	
			16	311	94	142	45.7	
			17	474	143	241	50.8	
			3年間計	1,197	361	572	47.8	
中部空港支所(平成17年2月までは名古屋出張所)	中部空港(平成16年までは名古屋空港)	肉、臓器及び脂肪	15	30	18	19	63.3	
			16	10	6	6	60.0	
			17	7	5	7	100.0	
			3年間計	47	29	32	68.1	
		ハム等	15	0	0	0	—	
			3年間計	0	0	0	—	
	四日市港	肉、臓器及び脂肪	15	70	42	49	70.0	
			16	34	21	19	55.9	
			17	0	0	0	—	
			3年間計	104	63	68	65.4	
		ハム等	15	0	0	0	—	
			3年間計	0	0	0	—	
	名古屋港	肉、臓器及び脂肪	15	908	545	320	35.2	
			16	542	326	189	34.9	
			17	579	342	292	50.4	
			3年間計	2,029	1,213	801	39.5	
ハム等		15	7	3	5	71.4		
		16	4	2	2	50.0		
		17	5	2	5	100.0		
		3年間計	16	7	12	75.0		



動物検疫所本所、支所、出張所等名	指定港名	品目	年	輸入届件数(件)	輸入検査要領に基づく最少検査件数(件)	抜き打ち検査件数(件)	抜き打ち検査率(%)
小松出張所	金沢港	肉、臓器及び脂肪	15	2	1	2	100.0
			16	0	0	0	—
			17	0	0	0	—
			3年間計	2	1	2	100.0
		ハム等	15	0	0	0	—
			16	0	0	0	—
			17	0	0	0	—
3年間計	0	0	0	—			
清水出張所	清水港	肉、臓器及び脂肪	15	18	11	11	61.1
			16	4	3	3	75.0
			17	10	6	9	90.0
			3年間計	32	20	23	71.9
		ハム等	15	36	11	15	41.7
			16	35	11	11	31.4
			17	18	6	8	44.4
3年間計	89	28	34	38.2			
関西空港支所	関西空港	肉、臓器及び脂肪	15	1,666	1,000	933	56.0
			16	1,232	740	715	58.0
			17	1,327	797	753	56.7
			3年間計	4,225	2,537	2,401	56.8
		ハム等	15	35	11	18	51.4
			16	26	8	18	69.2
			17	46	14	15	32.6
	3年間計	107	33	51	47.7		
	大阪港	肉、臓器及び脂肪	15	18,036	10,822	10,818	60.0
			16	10,818	6,491	6,937	64.1
			17	16,379	9,828	10,636	64.9
			3年間計	45,233	27,141	28,391	62.8
		ハム等	15	145	44	60	41.4
			16	118	36	37	31.4
17			126	38	52	41.3	
3年間計	389	118	149	38.3			
神戸支所	神戸港	肉、臓器及び脂肪	15	2,670	1,602	1,512	56.6
			16	2,084	1,251	1,265	60.7
			17	3,260	1,956	2,108	64.7
			3年間計	8,014	4,809	4,885	61.0
		ハム等	15	1,421	427	413	29.1
			16	799	240	203	25.4
			17	400	120	109	27.3
	3年間計	2,620	787	725	27.7		
	尼崎西宮港	肉、臓器及び脂肪	15	5,229	3,138	2,994	57.3
			16	3,316	1,990	2,019	60.9
			17	3,924	2,355	2,466	62.8
			3年間計	12,469	7,483	7,479	60.0
		ハム等	15	41	13	26	63.4
			16	26	8	16	61.5
			17	41	13	26	63.4
	3年間計	108	34	68	63.0		
	姫路港	肉、臓器及び脂肪	15	0	0	0	—
			16	1	1	1	100.0
			17	2	2	2	100.0
3年間計			3	3	3	100.0	
ハム等		15	0	0	0	—	
		16	0	0	0	—	
		17	1	1	1	100.0	
3年間計	1	1	1	100.0			
広島空港出張所	広島港	肉、臓器及び脂肪	15	6	4	3	50.0
			16	11	7	5	45.5
			17	25	15	17	68.0
			3年間計	42	26	25	59.5
		ハム等	15	0	0	0	—
			16	0	0	0	—
			17	0	0	0	—
3年間計	0	0	0	—			
岡山空港出張所	境港	肉、臓器及び脂肪	15	0	0	0	—
			16	0	0	0	—
			17	2	2	2	100.0
			3年間計	2	2	2	100.0
		ハム等	15	0	0	0	—
			16	0	0	0	—
			17	0	0	0	—
3年間計	0	0	0	—			

動物検疫所本所、支所、出張所等名	指定港名	品目	年	輸入届件数 (件)	輸入検査要領に基づく最少検査件数 (件)	抜き打ち検査件数 (件)	抜き打ち検査率 (%)	
小松島出張所高松空港分室	高松港	肉、臓器及び脂肪	15	15	9	不明	不明	
			16	16	10	12	75.0	
			17	8	5	8	100.0	
			3年間計	39	24	—	—	
		ハム等	15	0	0	0	—	
			16	0	0	0	—	
	17		0	0	0	—		
	3年間計	0	0	0	0	—		
		松山港	肉、臓器及び脂肪	15	7	5	不明	不明
				16	0	0	0	—
				17	3	2	3	100.0
				3年間計	10	7	—	—
ハム等			15	0	0	0	—	
	16		0	0	0	—		
	17	0	0	0	—			
3年間計	0	0	0	0	—			
	門司支所	関門港	肉、臓器及び脂肪	15	17	11	14	82.4
				16	37	23	29	78.4
17				15	9	9	60.0	
3年間計				69	43	52	75.4	
ハム等			15	1	1	1	100.0	
			16	2	1	0	0	
		17	5	2	2	40.0		
3年間計		8	4	3	37.5			
		大分港	肉、臓器及び脂肪	15	0	0	0	—
				16	1	1	1	100.0
17				0	0	0	—	
3年間計				1	1	1	100.0	
ハム等	15		0	0	0	—		
	16		0	0	0	—		
	17	0	0	0	—			
3年間計	0	0	0	—				
	福岡空港出張所	福岡空港	肉、臓器及び脂肪	15	2	2	2	100.0
				16	5	3	4	80.0
17				1	1	1	100.0	
3年間計				8	6	7	87.5	
ハム等		15	0	0	0	—		
		16	0	0	0	—		
		17	0	0	0	—		
		3年間計	0	0	0	—		
鹿児島空港出張所	鹿児島港	肉、臓器及び脂肪	15	48	29	39	81.3	
			16	44	27	28	63.6	
			17	50	30	34	68.0	
			3年間計	142	86	101	71.1	
		ハム等	15	0	0	0	—	
			16	0	0	0	—	
	17		0	0	0	—		
	3年間計	0	0	0	—			
沖縄支所		那覇港	肉、臓器及び脂肪	15	276	166	171	62.0
				16	336	202	218	64.9
	17			422	254	269	63.7	
	3年間計			1,034	622	658	63.6	
	ハム等		15	5	2	3	60.0	
			16	16	5	12	75.0	
		17	24	8	16	66.7		
	3年間計	45	15	31	68.9			
那覇空港出張所		那覇空港	肉、臓器及び脂肪	15	1	1	1	100.0
				16	0	0	0	—
	17			0	0	0	—	
	3年間計			1	1	1	100.0	
	ハム等	15	0	0	0	—		
		16	0	0	0	—		
		17	0	0	0	—		
		3年間計	0	0	0	—		

動物検疫所本所、支所、出張所等名	指定港名	品目	年	輸入届件数 (件)	輸入検査要領に基づく最少検査件数 (件)	抜き打ち検査件数 (件)	抜き打ち検査率 (%)
動物検疫所 (本所)	横浜港	肉、臓器 及び脂肪	15	526	316	185	35.2
			16	474	284	235	49.6
			17	583	350	311	53.3
			3年間計	1,583	950	731	46.2
		ハム等	15	194	59	114	58.8
			16	155	47	79	51.0
			17	175	53	108	61.7
	3年間計	524	159	301	57.4		
	川崎港	肉、臓器 及び脂肪	15	11,273	6,764	6,469	57.4
			16	10,484	6,291	7,247	69.1
			17	8,217	4,931	4,710	57.3
			3年間計	29,974	17,986	18,426	61.5
		ハム等	15	412	124	189	45.9
			16	311	94	142	45.7
17			476	143	241	50.6	
3年間計	1,199	361	572	47.7			

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「輸入検査要領に基づく最少検査件数」は、輸入届件数に輸入検査要領に定められた抜き打ち率（肉・臓器及び脂肪は60%、ハム等は30%）を乗じたものであり、おおむね当該件数以上の件数を検査する必要がある。

3 網掛けの上ゴシック体で記載している欄は、肉、臓器及び脂肪の抜き打ち検査率が50%未満のものである。

4 動物検疫所（本所）の川崎港における平成17年の数値は、平成17年1月から9月までの数値である。

なお、平成17年10月以降、川崎港は、動物検疫所検疫部畜産物検疫課川崎分室の所管となっている（本表には掲載していない）。

5 「抜き打ち検査率」は、小数点以下第2位を四捨五入した。

表 1 - (1) - ⑨

## 抜き打ち検査の実施割合が輸入検査要領に規定される割合を下回った例

動物検疫所本所、支所、出張所名	指定港名	内 容																									
動物検疫所 (本所)	横浜港	<p>動物検疫所（本所）が検疫業務を担当する横浜港の肉・臓器類及び脂肪の抜き打ち検査の実施率（輸入検査申請件数に占める抜き打ち検査件数の割合をいう。以下同じ。）は、下表のとおり、輸入検査要領の規定を3年連続で下回っており、特に、平成15年は実施率が35.2%と、同要領が定めた実施率（おおむね60%）を大きく下回っている。</p> <p style="text-align: center;">表 横浜港における肉、臓器及び脂肪の抜き打ち検査実施状況 (単位:件、%)</p> <table border="1" data-bbox="547 573 1415 804"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>輸入検査申請件数 (a)</th> <th>輸入届出件数の60%に相当する件数</th> <th>抜き打ち検査件数 (b)</th> <th>抜き打ち検査実施割合 (b/a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15</td> <td>526</td> <td>316</td> <td>185</td> <td>35.2</td> </tr> <tr> <td>平成16</td> <td>474</td> <td>284</td> <td>235</td> <td>49.6</td> </tr> <tr> <td>平成17</td> <td>583</td> <td>350</td> <td>311</td> <td>53.3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,583</td> <td>950</td> <td>731</td> <td>46.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>こうした状況となっている理由の一つとしては、下記のとおり、不適切な抜き打ちの方法が採られていたことが挙げられる。</p> <p>① 本来、抜き打ちを行う際の母数は、書類検査に合格した畜産物とすべきところ、動物検疫手続電算処理システム（ANIPAS）が抜き打ち検査対象として自動的に選択したものを母数にすると誤解し、豪州産の牛肉に限り、ANIPASが選択したものの60%を手作業で抽出して抜き打ち検査の対象とする方法を採用していた。</p> <p>② 「畜産物の輸入検査要領の運用」については、抜き打ち検査が特定の輸入検査場所等に偏向しないよう留意することとしている（注）。</p> <p>（注）抜き打ち検査が特定の輸入検査場所等に偏向しないよう留意するとの規定は、平成10年度に発出された通知（「畜産物の輸入検査要領の運用」について）の発出に伴い廃止された。）において既に定められている。</p> <p>動物検疫所（本所）は、平成17年10月まで、横浜港と川崎港の2指定港における検疫業務を担当していた（17年10月以降、川崎港は新設された川崎分室が検疫業務を担当している。）。1官署が複数の指定港における検疫業務を担当する場合、「畜産物の輸入検査要領の運用」に基づき、抜き打ち検査対象が、特定の検査場所等に偏向することがないように留意する必要がある。</p> <p>しかし、同所は、横浜港に輸入された貨物に係る申請と、川崎港に輸入された貨物に係る申請を分離することなく、両者を一括し、その中から抜き打ち作業を行っていた。この結果、川崎港では所定の抜き打ち検査実施率を充足する検査が行われた一方で、横浜港は所定の率を下回るに至っている。</p>	年	輸入検査申請件数 (a)	輸入届出件数の60%に相当する件数	抜き打ち検査件数 (b)	抜き打ち検査実施割合 (b/a)	平成15	526	316	185	35.2	平成16	474	284	235	49.6	平成17	583	350	311	53.3	計	1,583	950	731	46.2
年	輸入検査申請件数 (a)	輸入届出件数の60%に相当する件数	抜き打ち検査件数 (b)	抜き打ち検査実施割合 (b/a)																							
平成15	526	316	185	35.2																							
平成16	474	284	235	49.6																							
平成17	583	350	311	53.3																							
計	1,583	950	731	46.2																							

動物検疫所本所、支所、出張所等名	指定港名	内 容																									
中部空港支所	名古屋港	<p>本来、抜き打ちを行う際の母数は、書類検査に合格した畜産物とすべきところ、中部空港支所では、動物検疫手続電算処理システム（ANIPAS）が抜き打ち検査対象として自動的に選択したものを母数にすると誤解し、ANIPASが選択したものの60%を手作業で抽出して抜き打ち検査の対象とする方法を取っていたため、名古屋港の肉、臓器及び脂肪の抜き打ち検査の実施率が、下表のとおり、輸入検査要領の規定を3年連続して下回っている。</p> <p>表 名古屋港における肉、臓器及び脂肪の抜き打ち検査実施状況 (単位：件、%)</p> <table border="1" data-bbox="547 573 1414 804"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>輸入検査申請件数 (a)</th> <th>輸入届出件数の60%に相当する件数</th> <th>抜き打ち検査件数 (b)</th> <th>抜き打ち検査実施割合 (b/a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15</td> <td>908</td> <td>545</td> <td>320</td> <td>35.2</td> </tr> <tr> <td>平成16</td> <td>542</td> <td>326</td> <td>189</td> <td>34.9</td> </tr> <tr> <td>平成17</td> <td>579</td> <td>342</td> <td>292</td> <td>50.4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,029</td> <td>1213</td> <td>801</td> <td>39.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、中部空港支所は、名古屋港以外に中部空港と四日市港における検疫業務を担当しているが、この2港については、肉・臓器及び脂肪の輸入届出件数が少なく（年間0～数十件程度）、従来からANIPASを利用せずに手作業で抜き打ち検査の対象を選定していたことから、抜き打ち作業は適正に行われており、検査の実施割合が輸入検査要領の規定値を下回る状況は生じていない。</p>	年	輸入検査申請件数 (a)	輸入届出件数の60%に相当する件数	抜き打ち検査件数 (b)	抜き打ち検査実施割合 (b/a)	平成15	908	545	320	35.2	平成16	542	326	189	34.9	平成17	579	342	292	50.4	計	2,029	1213	801	39.5
年	輸入検査申請件数 (a)	輸入届出件数の60%に相当する件数	抜き打ち検査件数 (b)	抜き打ち検査実施割合 (b/a)																							
平成15	908	545	320	35.2																							
平成16	542	326	189	34.9																							
平成17	579	342	292	50.4																							
計	2,029	1213	801	39.5																							
東京出張所	京浜（東京）港	<p>東京出張所では、肉・臓器類及び脂肪について、輸入届出件数のおおむね6割以上を検査する必要があるということは承知しているものの、京浜（東京）港へ輸入される件数が年2～3万件と非常に多く、また、輸入検査以外の業務（輸出検査等）も増加傾向にあることから、輸入検査要領が定める検査件数をこなすことができず、下表のとおり、抜き打ち検査の実施率が、輸入検査要領の規定を3年連続で下回っている。</p> <p>表 京浜（東京）港における肉、臓器及び脂肪の抜き打ち検査実施状況 (単位：件、%)</p> <table border="1" data-bbox="544 1563 1417 1794"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>輸入検査申請件数 (a)</th> <th>輸入届出件数の60%に相当する件数</th> <th>抜き打ち検査件数 (b)</th> <th>抜き打ち検査実施割合 (b/a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15</td> <td>27,155</td> <td>16,293</td> <td>12,978</td> <td>47.8</td> </tr> <tr> <td>平成16</td> <td>19,821</td> <td>11,893</td> <td>8,906</td> <td>44.9</td> </tr> <tr> <td>平成17</td> <td>31,964</td> <td>19,179</td> <td>12,955</td> <td>40.5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>78,940</td> <td>47,365</td> <td>34,839</td> <td>44.1</td> </tr> </tbody> </table>	年	輸入検査申請件数 (a)	輸入届出件数の60%に相当する件数	抜き打ち検査件数 (b)	抜き打ち検査実施割合 (b/a)	平成15	27,155	16,293	12,978	47.8	平成16	19,821	11,893	8,906	44.9	平成17	31,964	19,179	12,955	40.5	計	78,940	47,365	34,839	44.1
年	輸入検査申請件数 (a)	輸入届出件数の60%に相当する件数	抜き打ち検査件数 (b)	抜き打ち検査実施割合 (b/a)																							
平成15	27,155	16,293	12,978	47.8																							
平成16	19,821	11,893	8,906	44.9																							
平成17	31,964	19,179	12,955	40.5																							
計	78,940	47,365	34,839	44.1																							

(注) 1 当省の調査結果による。

2 輸入検査要領では、抜き打ち検査の実施に際し、肉・臓器及び脂肪については総申請件数のおおむね60%に相当する件数を抽出して検査を行うこととされている。

○「アイルランド産めん羊肉の輸入検疫対応について」（平成 16 年 7 月 9 日付け 16 消安第 3198 号消費・安全局衛生管理課長通知）

アイルランド産めん羊肉については、同国での口蹄疫の発生に伴い、平成 13 年 3 月 23 日以降「アイルランドから日本向けに輸出される偶蹄類の動物及びそれらの動物由来の畜産物について」（平成 13 年 3 月 23 日付け 12 生畜第 1573 号）により輸入停止措置がとられ、さらに同年 4 月 1 日以降、めん羊を介した牛への牛海綿状脳症（BSE）の感染防止に万全を期するため、「EU 諸国等からの日本向けに輸出されるめん羊肉、山羊肉等の家畜衛生条件の停止について」（平成 13 年 3 月 29 日付け 12 生畜第 1803 号）により EU 諸国等から輸入停止措置を講じたところである。

その後、口蹄疫については、平成 14 年 6 月 14 日付けでアイルランドの清浄化が認められたが、牛への BSE の感染防止を図るための EU 諸国等からの輸入停止措置は現在においても継続されているところである。

しかしながら、今般、平成 15 年 8 月から 12 月までの間に、4 件約 73 トンのアイルランド産めん羊肉について、輸入検疫証明書が誤って交付され、輸入が行われていたことが判明した。

このことは、政府を挙げて BSE 対策に取り組む中、あってはならないミスであり、ひいては動物検疫業務に対する国民からの信頼を失墜させかねない極めて重大なミスである。ついては、このような事態を 2 度と起こさぬよう貴職におかれては、本件に関し十分な事実関係の調査を行うとともに、平成 13 年以降他に同様の不適切な事例がないかどうかを一斉点検し、輸入検疫業務運用の的確な見直しを含め再発防止に万全を期すよう、特段の御配慮をお願いする。

○「畜産物検査業務の再点検と業務見直しについて」（平成 16 年 7 月 9 日付け企画連絡室企画調整課長事務連絡）（抜粋）

輸入停止措置がとられているアイルランド産めん羊肉に対し誤って輸入検疫証明書を交付した事案の判明については、すでにお知らせしたところですが、本事案のような不適切な検疫対応の再発防止を図るため下記 1 の事項について再点検を行い、その結果を踏まえた業務の見直しを速やかに実施されたい。

記

1 畜産物検査を担当する支所・出張所等

- ・家畜防疫官に対する検査対応上必要な情報の提供方法とその状況

（家畜衛生条件の締結・改廃、輸出国政府発行の検査証明書サンプル、加熱処理施設等の輸出国加工施設の指定・変更・取り消し状況、悪性の家畜伝染病の発生等による輸入停止・解除、特殊事例等）

- ・輸入者、通関業者、倉庫業者等への情報提供方法とその状況

（事務所内への掲示、資料配付が遅滞なく行われているか、地元の動物検疫協会を通じた情報提供が、情報を必要とする者に適切に伝わっているか等）

【提供すべき情報の具体例】

畜産物の輸入条件を各国と取り決めた家畜衛生条件の締結、改廃状況、悪性の家畜伝染病の発生等による輸入停止の措置

- ・ミス未然に防止するためのチェック体制とその機能状況

（判断が難しい案件への対応方法、衛生条件締結状況リスト等の早見表の作成、輸入停止品等早見表の作成）

- ・書類審査又は検査済み申請書の再チェック体制と実施方法

（以下略）

2 （略）

（注）下線は、当省が付した。

表 1 - (1) - ①

## 書類検査の内容及び結果に対する点検・確認の実施状況

(単位:件、%)

区分	動物検疫所本所、支所及び出張所等名	点検・確認実施状況				書類検査件数 (件)			
		確認・点検の実施状況を調査した書類検査件数 (a)	a 欄の範囲	a のうち、書類検査と現物検査を異なる家畜防疫官に担当させた件数 (b)	点検・確認実施率 (b/a)	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	
点検・確認方法別区分	書類検査と現物検査を原則として異なる家畜防疫官に担当させることによって、書類検査の内容及び結果に対する確認・点検を実施している動物検疫所の本所、支所及び出張所等	動物検疫所 (本所)	1,720	平成 17 年 6 月に実施した検査	1,534	89.2	31,720	27,230	25,892
	成田支所	1,570	平成 17 年 12 月に実施した検査	1,370	87.3	34,168	34,865	35,099	
	中部空港支所 (平成 17 年 2 月開設)	312	平成 17 年に実施した検査	73	23.4	—	—	427	
	関西空港支所	716	平成 17 年 5 ~ 6 月に実施した検査	166	23.2	9,280	7,833	8,216	
	神戸支所	1,300	平成 17 年 6 月に実施した検査	1,157	89.0	23,266	20,578	24,458	
	門司支所	306	平成 17 年 5 ~ 10 月に実施した検査	270	88.2	1,952	2,056	1,715	
	仙台空港出張所	742	平成 17 年に実施した検査	101	13.6	743	899	956	
	東京出張所	2,588	平成 17 年 6 月に実施した検査	2,301	88.9	59,862	52,820	58,198	
	名古屋出張所 (旧名古屋支所を含む)	596	平成 17 年 5 ~ 6 月に実施した検査	454	76.2	5,721	5,099	5,277	
	小松出張所	25	平成 17 年に実施した検査	16	64.0	76	72	57	
	大阪出張所	2,115	平成 17 年 6 月に実施した検査	2,075	98.1	38,389	30,901	34,662	
	広島空港出張所	87	平成 17 年に実施した検査	56	64.4	43	97	117	
	福岡空港出張所	576	平成 17 年に実施した検査	134	23.3	587	612	648	
	鹿児島空港出張所	871	平成 17 年に実施した検査	239	27.4	1,425	1,491	1,299	
	高松空港分室	133	平成 17 年に実施した検査	60	45.1	516	592	187	
書類検査終了後に、検査を実施したすべての畜産物に係る輸入検査申請書及び添付書類を検査担当動物検疫官以外の家畜防疫官が閲覧した上で決裁処理を行っている動物検疫所の支所及び出張所 (1 支所、3 出張所)	沖縄支所					904	820	898	
	新潟空港出張所					313	294	282	
	岡山空港出張所					290	354	362	
	那覇空港出張所					11	9	7	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「書類検査件数」には、ギャベージを含まない。

3 「点検・確認実施率」は、小数点以下第 2 位を四捨五入した。

(2) 植物の輸入検査の適正化

勸告	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>農林水産省は、植物防疫法（昭和25年法律第151号）に基づき、植物の輸出入検査等の国際検査、種苗検査等の国内検査、国内における検査有害動植物（注1）の防除等を行うことにより、農業生産の安全及び助長を図ることとしている。</p> <p>検査有害動植物が国内に侵入した場合、国内の農産物などに大きな被害を与え、食料の安定供給に支障を及ぼすこともあることから、これを水際で防止するための国際検査は、食の安全の確保を図る上で重要な施策である。</p> <p>（注1） 検査有害動植物とは、まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある有害動物又は有害植物であって、次のいずれかに該当するものとして植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）で定めるものをいう。</p> <p>① 国内に存在することが確認されていないもの</p> <p>② 既に国内の一部に存在しており、かつ、国により発生予察事業その他防除に関し必要な措置がとられているもの</p> <p>輸入検査に関しては、植物防疫法第8条第1項により、植物を輸入した者は、遅滞なく、その旨を植物防疫所に届け出て、植物防疫官から、輸入禁止品（注2）に該当しないか、検査有害動植物が付着していないかについて検査を受けなければならないこととされている。</p> <p>植物防疫所は、全国77か所（5本所（那覇植物防疫事務所を含む。以下同じ。）、15支所、53出張所、3分室及び1駐在）に置かれ、輸入検査のほか、輸出検査、国内検査、病菌害虫の調査研究等の業務を行っている。</p> <p>（注2） 輸入禁止品とは、以下の物をいう。</p> <p>① チチュウカイミバエ等特定の検査有害動植物が発生している地域から発送（当該地域を経由する場合を含む。）された植物で、植物防疫法施行規則で定めるもの</p> <p>② 検査有害動植物</p> <p>③ 土又は土の付着する植物</p> <p>④ ①から③に掲げる物の容器包装</p> <p>また、植物防疫法第11条第1項に基づく「輸入植物検査規程」（昭和25年農林省告示第206号）において、輸入植物の種類や用途に応じて、植物の種類ごとに、1検査単位当たり実施しなければならない植物の抽出検査数量が定められている。</p> <p>植物防疫法及び輸入植物検査規程により定められた植物の輸入検査の手順は、次のとおりである。</p> <p>① 輸入検査</p> <p>i) 輸入禁止品に該当しないか、検査証明書が添付されているかなどについて、輸入者から提出された輸入検査申請書、検査証明書、その他の添付書類の確認を行う（植物防疫法第8条第1項）。</p> <p>ii) 植物の種類、検査荷口の大きさごとに輸入植物検査規程に定められた検査数量を指定港（注3）の中の植物防疫官が指定する場所において検査する（植物防疫法第8条第2項、輸入植物検査規程第1条）。</p>	<p>表1-(2)-①</p>



(注3) 指定港とは、植物防疫法施行規則第6条により指定される港及び飛行場であり、植物防疫法第6条第3項において、植物は、郵便物として輸入する場合を除き、指定港以外の場所で輸入してはならないと規定されている。

## ② 消毒又は廃棄

①の検査の結果、検疫有害動植物が発見されると、植物防疫官は、消毒（くん蒸、選別、除去等）又は廃棄（焼却、埋没等）を命じなければならない（植物防疫法第9条第1項）。

さらに、輸入検疫を斉一かつ円滑に実施するため、「輸入穀類等検疫要綱」（昭和46年2月6日付け45農政第2628号農政局長通達）、「輸入青果物検疫要綱」（昭和62年4月15日付け62農蚕第2006号農蚕園芸局長通達）、「輸入種苗検疫要綱」（昭和53年9月30日付け53農蚕第6963号農蚕園芸局長通達）及び「輸入木材検疫要綱」（昭和26年11月22日付け26農局第1843号農政局長通達）が定められ、輸入植物の種類ごとに検査方法、手順、合否判定基準等が定められている（以下、上記四つの要綱を総称し「検疫要綱」という。）。

なお、輸入検疫の対象となる植物は、苗木、切花、球根、種子、果実、野菜、穀類、豆類、木材、香辛料原料、漢方薬原料など広範囲にわたっている。

## 【調査結果】

### ア 輸入植物の検査件数等の推移

今回調査した植物防疫所33か所（5本所、12支所及び16出張所）における平成15年から17年までの輸入植物の検査の件数及び数量の推移を品目（栽植用植物、栽植用球根類、栽植用種子、生果実、野菜、穀類、豆類、嗜好香辛・薬染料その他食品、油料・肥飼料その他雑品の9品目（注4））別にみると、表3のとおりとなっており、栽植用植物が3か年とも全体の約4割（件数）を占めている。

（注4） 輸入植物の品目としては、上記9品目以外に、木材、切花、その他の品目（バイオテクノロジー等）があるが、これらは食用とはならないことから集計の対象から除外した。

表1-(2)-②

表3 品目別にみた輸入検査の件数及び数量の推移（植物防疫所：33か所分）

（単位：件、千個、千t、%）

区分		年		年		年		
		平成 15	割合	平成 16	割合	平成 17	割合	
件数	栽植用植物	224,025	38.2	273,534	41.9	284,766	43.5	
	栽植用球根	41,384	7.1	44,706	6.8	39,982	6.1	
	栽植用種子	30,624	5.2	40,273	6.2	37,400	5.7	
	生果実	58,738	10.0	61,979	9.5	59,516	9.1	
	野菜	104,450	17.8	114,437	17.5	113,456	17.3	
	穀類	14,881	2.5	14,825	2.3	15,315	2.3	
	豆類	16,952	2.9	17,481	2.7	19,637	3.0	
	嗜好香辛、薬染料その他食品	43,231	7.4	41,484	6.3	40,376	6.2	
	油料、肥飼料その他雑品	52,372	8.9	44,690	6.8	43,836	6.7	
	計	586,657	100.0	653,409	100.0	654,284	100.0	
数量	栽植用植物（千個）	341,845		372,724		376,238		
	栽植用球根（千個）	519,036		541,575		492,516		
	栽植用種子（千t）	23		22		19		
	生果実（千t）	1,687		1,771		1,720		
	野菜（千t）	990		1,061		1,140		
	穀類（千t）	12,558		11,957		12,402		
	豆類（千t）	4,400		3,944		3,672		
	嗜好香辛、薬染料その他食品（千t）	711		703		637		
	油料、肥飼料その他雑品（千t）	5,333		5,466		5,535		
	計	千個	860,881		914,299		868,755	
		千t	25,702		24,925		25,126	

- (注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。  
 2 貨物として輸入されたものに限る。  
 3 「数量」は、千個及び千t未満の数量を四捨五入したため、計と内訳が一致しない。  
 4 「割合」は、小数点以下第2位を四捨五入したため、全品目の合計値が100%とまらない場合がある。

輸入植物の検査において検疫有害動植物が発見された場合、検査不合格となり、消毒又は廃棄されることとなる。消毒対象となった輸入植物は、消毒後にその効果が確認されれば、合格とされる。

植物防疫所33か所における平成15年から17年までの輸入植物の品目別の消毒率(注5)及び廃棄率(注6)をみると、表4のとおり、消毒率は件数・数量とも生果実が他の品目に比べて高く、また、廃棄率は件数では栽植用球根と栽植用種子が他の品目に比べて高くなっている。

(注5) 「消毒率」とは、輸入検査の総件数又は総数量に対する植物防疫法第9条に基づく消毒が実施された件数又は数量の割合をいう。

(注6) 「廃棄率」とは、輸入検査の総件数又は総数量に対する植物防疫法第9条に基づく廃棄が実施された件数又は数量の割合をいう。

表1-(2)-③  
 表1-(2)-④

表4 輸入植物の品目別の消毒率及び廃棄率（植物防疫所：33 か所分）

（単位：％）

区分	年	平成 15		平成 16		平成 17	
		消毒率	廃棄率	消毒率	廃棄率	消毒率	廃棄率
件数	栽植用植物	0.87	0.98	1.26	1.16	0.83	0.89
	栽植用球根	0.53	2.72	0.41	1.86	0.39	2.21
	栽植用種子	0.24	2.09	0.08	2.58	0.21	1.43
	生果実	36.15	0.82	34.61	0.75	25.30	0.67
	野菜	18.40	0.87	18.26	0.73	13.47	0.71
	穀類	9.80	0.15	6.26	0.11	5.64	0.06
	豆類	2.22	0.17	1.52	0.22	1.68	0.10
	嗜好香辛、薬染料その他食品	2.75	0.14	3.06	0.19	2.22	0.15
	油料、肥飼料その他雑品	0.72	0.59	0.44	0.71	0.57	0.52
数量	栽植用植物	1.13	0.55	1.29	0.52	1.10	0.54
	栽植用球根	3.93	0.35	2.88	0.34	2.53	0.25
	栽植用種子	0.32	0.43	0.46	0.46	0.47	0.37
	生果実	74.55	0.03	75.47	0.03	68.47	0.02
	野菜	25.49	0.15	22.29	0.14	17.05	0.09
	穀類	30.78	0.00	28.33	0.00	25.48	0.00
	豆類	35.82	0.00	24.97	0.00	27.87	0.00
	嗜好香辛、薬染料その他食品	8.33	0.01	9.44	0.01	6.23	0.00
	油料、肥飼料その他雑品	4.40	0.21	2.84	0.18	7.28	0.11

(注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

2 貨物として輸入されたものに限る。

3 「消毒率」は、少数点以下第3位を四捨五入した。

4 「廃棄率」は、少数点以下第3位を四捨五入しており、0.005%未満は0.00%として計上した。

## イ 輸入検査の適正化

## (7) 輸入植物検疫の実施状況

農林水産省は、輸入植物検疫規程及び検疫要綱において植物の輸入検査の検査方法や手順、合否判定基準等を定め、これを植物防疫所に通知し、検査を実施する各植物防疫所間で検査方法や手順、合否判定基準等に齟齬が生じないよう検査方法及び内容の標準化・均質化を図っている。

今回、植物防疫所33か所における輸入植物の検査方法・手順を調査した結果、次の状況がみられた。

- ① 植物防疫法第9条第1項では、輸入検査の結果、検疫有害動植物があった場合、植物防疫官はその植物及び容器包装を消毒し、若しくは廃棄し、又はこれを所有し、若しくは管理する者に対して植物防疫官の立会いの下にこれを消毒し、若しくは廃棄すべきことを命じなければならないとされている。これは、検査の結果不合格とされた輸入植物の消毒又は廃棄を確実かつ適正に行うためであるが、植物防疫官から植物の廃棄を命じられた輸入者が廃棄を実施する際に、3日間の廃棄期間のうち2日目の立会いを省略している植物防疫所がみられた（1出張所）。

表1-(2)-⑤

② 輸入穀類等検疫要綱では、入港船舶の船倉の穀類等について、検査の精度を高めるため、原則としてハッチを開いた直後及び荷卸し終了直前に検査を行うこととされている。また、ハッチを開いた直後の検査において検疫有害動植物の付着を認めた場合等に限り荷卸し終了直前の検査の省略を認めることとされている。しかし、当該要件を満たさないにもかかわらず同検査を省略している植物防疫所がみられた（1支所）。

上記①及び②について、当該植物防疫所は、従来からの慣行により、植物防疫法又は輸入穀類等検疫要綱において定められた検査方法・手順と異なる検査方法・手順を採っているとしている。

しかし、輸入検査の信頼性を確保するためには、各植物防疫所において、輸入植物検疫規程及び検疫要綱の規定に基づき、全国的に同一の方法・手順及び合否判定基準により検査を行うことが重要である。

#### (4) 輸入検査における検体の抽出数量の記録

輸入植物に対する検疫有害動植物の付着の有無に係る検査は、輸入された植物の全輸入数量を対象に行うものではなく、輸入植物検疫規程において、統計学上の根拠に基づき、1検査単位につき輸入数量の一定割合に相当する数量の植物を検体として抽出して検査を行うこととされている。

この検査方法は、抽出した検体を、貨物全体を代表するものとみなして検査を行うものである。このため、実際の検査において、定められた数量（注7）のとおりに検体を抽出し、かつ、そのことが検査終了後に検証することができるよう抽出数量を記録しておくことは、検査の信頼性を確保する上で重要であると考えられるが、輸入検査における検体の抽出数量を記録すべきことは明確になっておらず、当該検証ができない状況となっている。

（注7） 輸入植物の抽出数量は、輸入植物検疫規程により、植物の種類別又は植物の種類ごとの検査荷口の大きさ別に定められている。

今回、植物防疫所 33 か所における輸入検査の検体の抽出数量の記録の作成状況を調査した結果、次のとおり、低調となっている状況がみられた。

- ① 抽出数量を記録することとしない植物防疫所 21 か所（2本所、8支所及び11出張所）
- ② 一部の品目に限り抽出数量を記録することとしている植物防疫所 9 か所（1本所、4支所及び4出張所）（注8）
- ③ すべての植物について抽出数量を記録することとしている植物防疫所 3 か所（2本所及び1出張所）（注8）

（注8） ②及び③に該当する植物防疫所が採っている「抽出数量の記録」の方法は、検査時の抽出数量の誤りを防ぐことを目的として、検査実施前に、抽出すべき数量を、輸入検査申請書又は検査野帳（各植物防疫所が検査を実施する上で参考となる各種の事項（例：船名、コンテナ番号、生産国等）を記録するための台帳として作成しているもの）に記載しているものである。植物防疫官は、実際の検査において、当該

表1—(2)—⑥

申請書又は検査野帳に記載された数量を抽出していることから、事実上、当該記載が抽出数量の記録となる。

上記①及び②の植物防疫所 30 か所は、抽出数量を全く記録していない又は一部しか記録していない理由について、輸入検査においては、抽出数量の記録の有無にかかわらず、常に輸入植物検疫規程が定める数量を抽出して検査を行っているためと説明している。

しかし、抽出数量が記録されていたことにより、当省が抽出数量の適否を検査終了後に検証することができた事例（下記(ウ)参照）がある一方、抽出数量を記録していない植物防疫所では、実際に輸入植物検疫規程に則した検査が適正に行われているかを検証できない状況となっている。

#### (ウ) 検査の内容及び結果に対する確認・点検

植物防疫法、輸入植物検疫規程、検疫要綱その他輸入検査の実施方法について定めた法令、通達等においては、検査の内容及び結果に対する確認・点検の実施について定められていない。

今回、複数の植物防疫官が配置されている植物防疫所 31 か所（5 本所、12 支所及び 14 出張所）における検査の内容及び結果に対する確認・点検の実施状況について調査した結果、次の状況がみられた。

- ① 検査を担当した植物防疫官とは別の植物防疫官が、検査の終了後に検査の内容及び結果に対する確認・点検を実施していない植物防疫所 20 か所（2 本所、8 支所及び 10 出張所）
- ② 検査を実施する都度、検査を担当した植物防疫官とは別の植物防疫官が、検査関係書類等により検査の内容及び結果に対する確認・点検を日常的に実施している植物防疫所 11 か所（3 本所、4 支所及び 4 出張所）

なお、輸入植物の全部又は一部を対象に検査数量の記録を行っていた植物防疫所 12 か所（上記(イ)②及び③の 3 本所、4 支所及び 5 出張所）が平成 15 年から 18 年までに行った輸入検査のうち、検査数量の記録があるものについて、当省が検査数量と輸入植物検疫規程との適合状況を調査した結果、同規程が定める検査数量よりも少ない数量を抽出して検査を実施（1 本所）している例がみられた。

上記事例がみられた植物防疫所では、検査を担当した植物防疫官とは別の植物防疫官による検査数量の適否の確認は行われておらず、検査後に別の植物防疫官が検査数量の適否の確認・点検を行っていれば、把握し是正することができたものと考えられる。

輸入植物検疫規程及び検疫要綱の適正な運用を図るためには、同規程等を植物防疫所に通知するだけでなく、植物防疫所において実際に輸入植物検疫規程及び検疫要綱の規定に則した検査方法・内容による検査が適正に行われているかを検証することが重要である。

しかし、植物の輸入検査に関し、植物防疫所における不適正な検査方法の実態

表 1—(2)—⑦

表 1—(2)—⑧

を把握し、これを改善するために、植物防疫所における検査方法や内容が輸入植物検疫規程等に則して適正に行われているか否かを計画的に監査する仕組みはない。

**【所見】**

したがって、農林水産省は、植物の輸入検査の適正化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 植物防疫所に対し、植物の輸入検査を法令、通達に則して適正に行うよう指導すること。
- ② 輸入検査における抽出数量が輸入植物検疫規程に適合しているかを検証することが可能となるよう、抽出数量を記録することを明確化し徹底すること。
- ③ 植物防疫所に対し、輸入検査の内容及び結果に対する確認・点検を実施するよう指導すること。
- ④ 植物防疫所における輸入検査の方法や内容の適否を検証するための監査の仕組みを設け、計画的に実施すること。

## ○植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）

第 6 条（輸入の制限） 輸入する植物（栽培の用に供しない植物であつて、検疫有害動植物が付着するおそれが少ないものとして農林水産省令で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）及びその容器包装は、輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものでなければ、輸入してはならない。（以下略）

2～6 （略）

第 7 条（輸入の禁止） 何人も、次に掲げる物（以下「輸入禁止品」という。）を輸入してはならない。ただし、試験研究の用その他農林水産省令で定める特別の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

一 農林水産省令で定める地域から発送され、又は当該地域を經由した植物で、農林水産省令で定めるもの

二 検疫有害動植物

三 土又は土の付着する植物

四 前各号に掲げる物の容器包装

2 前項但書の許可を受けた場合には、同項の許可を受けたことを証する書面を添附して輸入しなければならない。

3 第 1 項但書の許可には、輸入の方法、輸入後の管理方法その他必要な条件を附することができる。

4 （略）

第 8 条（輸入植物等の検査） 植物又は輸入禁止品を輸入した者は、遅滞なく、その旨を植物防疫所に届け出て、その植物又は輸入禁止品及び容器包装につき、原状のまま、植物防疫官から、第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反しないかどうか、輸入禁止品であるかどうか、並びに検疫有害動植物（農林水産大臣が指定する検疫有害動植物を除く。本条及び次条において同じ。）があるかどうかについての検査を受けなければならない。（以下略）

2 前項の検査は、第 6 条第 3 項の港又は飛行場の中の植物防疫官が指定する場所で行う。

3 植物防疫官は、必要と認めるときは、輸入される植物及び容器包装につき、船舶又は航空機内で輸入に先立って検査を行うことができる。

4～7 （略）

（注）下線は、当省が付した。

表 1 - (2) - ②

## 植物の輸入検査件数及び数量の推移（全国計）

区分		年		平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18
件数	貨物 (件)			725,302 (100.0)	730,939 (100.8)	801,238 (110.5)	802,911 (110.7)	761,491 (105.0)
	携帯品 (件)			400,162 (100.0)	361,924 (90.4)	381,459 (95.3)	338,792 (84.7)	292,842 (73.2)
	郵便物 (件)			101,628 (100.0)	105,092 (103.4)	98,631 (97.1)	88,153 (86.7)	86,710 (85.3)
	計			1,227,092 (100.0)	1,197,955 (97.6)	1,281,328 (104.4)	1,229,856 (100.2)	1,141,043 (93.0)
数量	貨物	(t)		43,668,105	44,413,658	42,898,895	43,780,677	42,910,103
		(m <sup>3</sup> )		12,637,213	12,697,409	12,765,131	10,677,878	10,697,879
		(千個)		2,681,460	2,643,494	2,885,734	2,949,919	3,045,891
		(本)		499,791	439,406	300,892	346,108	401,724
	携帯品	(t)		1,674	1,744	1,945	1,940	1,760
		(m <sup>3</sup> )		9	62	8	4	5
		(千個)		4,723	3,962	6,152	5,359	4,422
		(本)		24,984	46,909	23,999	11,553	4,338
	郵便物	(t)		172	176	177	155	138
		(m <sup>3</sup> )		3	30	38	5	20
		(千個)		261	270	307	298	285
		(本)		3,224	4,244	391	3,414	15,177
	計	(t)		43,669,953 (100.0)	44,415,578 (101.7)	42,901,017 (98.2)	43,782,772 (100.3)	42,912,001 (98.3)
		(m <sup>3</sup> )		12,637,225 (100.0)	12,697,501 (100.5)	12,765,177 (101.0)	10,677,887 (84.5)	10,697,904 (84.7)
		(千個)		2,686,444 (100.0)	2,647,726 (98.6)	2,892,193 (107.7)	2,955,576 (110.0)	3,050,598 (113.6)
		(本)		527,999 (100.0)	490,559 (93.5)	325,282 (62.0)	361,075 (68.8)	421,239 (80.3)

(注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

2 本表には、木材、切花及びその他（バイオテクノロジー（組織培養体及び人工種子）等）に係る件数・数量を含む。

3 ( ) 内は、平成 14 年の件数又は数量を 100 とした場合の指数である（小数点以下第 2 位を四捨五入した。）。

4 「数量」の「t」は栽植用種子、生果実、野菜、穀類、豆類及びその他食品・雑品、「m<sup>3</sup>」は木材、「千個」は栽植用植物・球根類及び切花、「本」はバイオテクノロジーの数量単位である。

5 数量は、1 t 未満及び千個未満の量を四捨五入したため、計と内訳が一致しない。



表1-(2)-③ 植物(貨物)の品目別輸入検査、消毒及び廃棄の件数及び数量の推移(全国計)

○ 検査等件数

(単位: 件、%)

年		平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18
品目等						
栽植用植物	検査	206,348 (100.0)	224,825 (109.0)	274,008 (132.8)	285,529 (138.4)	262,333 (127.1)
	消毒	2,375	2,008	3,456	2,382	2,309
	消毒率	1.15	0.89	1.26	0.83	0.88
	廃棄	2,074	2,203	3,181	3,541	2,359
	廃棄率	1.01	0.98	1.16	1.24	0.90
栽植用球根	検査	44,812 (100.0)	42,689 (95.3)	46,489 (103.7)	41,745 (93.2)	39,366 (87.8)
	消毒	148	231	259	158	95
	消毒率	0.33	0.54	0.56	0.38	0.24
	廃棄	1,506	1,302	1,005	1,056	1,494
	廃棄率	3.36	3.05	2.16	2.53	3.80
栽植用種子	検査	37,395 (100.0)	30,884 (82.6)	40,589 (108.5)	37,821 (101.1)	42,205 (112.9)
	消毒	54	76	47	83	883
	消毒率	0.14	0.25	0.12	0.22	2.09
	廃棄	648	642	1,043	536	721
	廃棄率	1.73	2.08	2.57	1.42	1.71
生果実	検査	58,282 (100.0)	59,964 (102.9)	63,906 (109.6)	61,325 (105.2)	57,417 (98.5)
	消毒	19,356	22,034	22,728	16,190	14,698
	消毒率	33.21	36.75	35.56	26.40	25.60
	廃棄	443	484	471	404	422
	廃棄率	0.76	0.81	0.74	0.66	0.73
野菜	検査	121,931 (100.0)	113,352 (93.0)	124,602 (102.2)	124,067 (101.8)	114,122 (93.6)
	消毒	21,298	19,910	22,192	16,193	10,648
	消毒率	17.47	17.56	17.81	13.05	9.33
	廃棄	1,040	943	879	840	698
	廃棄率	0.85	0.83	0.71	0.68	0.61
穀類	検査	21,211 (100.0)	20,901 (98.5)	20,502 (96.7)	21,255 (100.2)	19,939 (94.0)
	消毒	4,102	4,055	2,673	2,609	2,742
	消毒率	19.34	19.40	13.04	12.27	13.75
	廃棄	31	23	17	9	11
	廃棄率	0.15	0.11	0.08	0.04	0.06
豆類	検査	17,860 (100.0)	18,128 (101.5)	18,955 (106.1)	21,073 (118.0)	18,474 (103.4)
	消毒	609	588	443	504	547
	消毒率	3.41	3.24	2.34	2.39	2.96
	廃棄	19	28	41	34	17
	廃棄率	0.11	0.15	0.22	0.16	0.09
嗜好香辛、薬 染料その他 食品	検査	48,321 (100.0)	44,312 (91.7)	42,613 (88.2)	41,658 (86.2)	42,468 (87.9)
	消毒	1,155	1,222	1,319	920	4,623
	消毒率	2.39	2.76	3.10	2.21	10.89
	廃棄	66	63	78	67	49
	廃棄率	0.14	0.14	0.18	0.16	0.12
油料、肥飼料 その他雑品	検査	57,382 (100.0)	63,756 (111.1)	55,764 (97.2)	55,319 (96.4)	54,374 (94.8)
	消毒	425	578	361	477	368
	消毒率	0.74	0.91	0.65	0.86	0.68
	廃棄	345	379	362	261	270
	廃棄率	0.60	0.59	0.65	0.47	0.50
計	検査	613,542 (100.0)	618,811 (100.9)	687,428 (112.0)	689,792 (112.4)	650,698 (106.1)
	消毒	49,522	50,702	53,478	39,516	36,913
	消毒率	8.07	8.19	7.78	5.73	5.67
	廃棄	6,172	6,067	7,077	6,748	6,041
	廃棄率	1.01	0.98	1.03	0.98	0.93

(注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

2 ( ) 内は、平成 14 年の検査件数を 100 とした場合の指数である (小数点以下第 2 位を四捨五入した。)

3 本表には、木材、切花、その他の品目 (バイオテクノロジー等) を計上していない。

4 「消毒率」は、消毒件数を検査件数で除したもの (小数点以下第 3 位を四捨五入した。) である。

5 「廃棄率」は、廃棄件数を検査件数で除したもの (小数点以下第 3 位を四捨五入した。) である (0.005%未満は 0.00%と計上した)。

○ 検査等数量

年		平成 14	平成 15	平成 16	平成 17	平成 18
品目等						
栽植用植物	検査(千個)	419,903 (100.0)	344,352 ( 82.0)	375,947 ( 89.5)	384,174 ( 91.5)	383,458 ( 91.3)
	消毒(千個)	4,020	4,073	4,925	4,486	6,370
	消毒率(%)	0.96	1.18	1.31	1.17	1.66
	廃棄(千個)	2,328	1,942	2,266	2,173	2,827
	廃棄率(%)	0.55	0.56	0.60	0.57	0.74
栽植用球根	検査(千個)	603,533 (100.0)	566,209 ( 93.8)	595,435 ( 98.7)	545,390 ( 90.4)	528,169 ( 87.5)
	消毒(千個)	17,195	18,831	20,610	12,896	8,247
	消毒率(%)	2.85	3.33	3.46	2.36	1.56
	廃棄(千個)	4,512	2,051	1,999	1,389	2,328
	廃棄率(%)	0.75	0.36	0.34	0.25	0.44
栽植用種子	検査(t)	25,541 (100.0)	25,541 (100.0)	24,476 ( 95.8)	22,955 ( 89.9)	22,864 ( 89.5)
	消毒(t)	236	82	136	105	35
	消毒率(%)	0.92	0.32	0.56	0.46	0.15
	廃棄(t)	212	111	111	75	237
	廃棄率(%)	0.83	0.43	0.45	0.33	1.04
生果実	検査(t)	1,702,246 (100.0)	1,762,162 (103.5)	1,858,691 (109.2)	1,811,487 (106.4)	1,742,029 (102.3)
	消毒(t)	1,267,583	1,327,566	1,419,093	1,264,617	1,201,682
	消毒率(%)	74.47	75.34	76.35	69.81	68.98
	廃棄(t)	448	467	594	328	865
	廃棄率(%)	0.03	0.03	0.03	0.02	0.05
野菜	検査(t)	962,766 (100.0)	1,070,003 (111.1)	1,165,757 (121.1)	1,257,383 (130.6)	1,103,047 (114.6)
	消毒(t)	205,480	261,978	254,104	203,988	78,339
	消毒率(%)	21.34	24.48	21.80	16.22	7.10
	廃棄(t)	1,151	1,734	1,822	1,147	1,220
	廃棄率(%)	0.12	0.16	0.16	0.09	0.11
穀類	検査(t)	27,037,364 (100.0)	27,456,399 (101.5)	26,211,551 ( 96.9)	26,980,006 ( 99.8)	26,561,247 ( 98.2)
	消毒(t)	11,423,000	10,394,769	8,007,597	8,550,762	8,279,343
	消毒率(%)	42.25	37.86	30.55	31.69	31.17
	廃棄(t)	27,638	25	25	143	180
	廃棄率(%)	0.10	0.00	0.00	0.00	0.00
豆類	検査(t)	5,451,263 (100.0)	5,425,121 ( 99.5)	4,833,739 ( 88.7)	4,527,347 ( 83.1)	4,409,239 ( 80.9)
	消毒(t)	1,988,943	2,069,410	1,281,580	1,380,228	1,620,579
	消毒率(%)	36.49	38.14	26.51	30.49	36.75
	廃棄(t)	182	1	212	143	321
	廃棄率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01
嗜好香辛、薬 染料その他 食品	検査(t)	755,850 (100.0)	731,002 ( 96.7)	726,087 ( 96.1)	675,305 ( 89.3)	709,769 ( 93.9)
	消毒(t)	49,757	59,920	68,099	40,405	58,330
	消毒率(%)	6.58	8.20	9.38	5.98	8.22
	廃棄(t)	51	67	59	3	126
	廃棄率(%)	0.01	0.01	0.01	0.00	0.02
油料、肥飼料 その他雑品	検査(t)	7,733,075 (100.0)	7,943,430 (102.7)	8,078,593 (104.5)	8,506,196 (110.0)	8,361,909 (108.1)
	消毒(t)	539,069	457,369	401,472	861,816	636,983
	消毒率(%)	6.97	5.76	4.97	10.13	7.62
	廃棄(t)	13,077	17,158	12,985	7,790	9,608
	廃棄率(%)	0.17	0.22	0.16	0.09	0.11
計	検査(千個)	1,014,437 (100.0)	910,561 ( 89.8)	971,382 ( 95.8)	929,564 ( 91.6)	911,628 ( 89.9)
	消毒(千個)	21,215	22,903	25,434	17,382	14,617
	消毒率(%)	2.09	2.52	2.62	1.87	1.60
	廃棄(千個)	6,839	3,992	4,265	3,562	5,154
	廃棄率(%)	0.67	0.44	0.44	0.38	0.57
	検査(t)	43,668,105 (100.0)	44,413,658 (101.7)	42,898,895 ( 98.2)	43,780,677 (100.3)	42,910,103 ( 98.3)
	消毒(t)	15,474,069	14,571,121	11,432,081	12,301,920	11,875,291
	消毒率(%)	35.44	32.81	26.65	28.10	27.67
	廃棄(t)	42,758	19,563	15,810	9,630	12,537
	廃棄率(%)	0.10	0.04	0.04	0.02	0.03

(注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

2 ( )内は、平成14年の検査数量を100とした場合の指数である(小数点以下第2位を四捨五入した。)

3 数量は、1t未満及び千個未満を四捨五入したため、品目別の検査数量、消毒数量又は廃棄数量をそれぞれ合計した数値が「計」に計上した数値と一致しない場合がある。

4 本表には、木材、切花、その他の品目(バイオテクノロジー等)を計上していない。

5 「消毒率」は、消毒数量を検査数量で除したもの(小数点以下第3位を四捨五入した。)である。

6 「廃棄率」は、廃棄数量を検査数量で除したもの(小数点以下第3位を四捨五入した。)である(0.005%未満は0.00%と計上した。)

表 1 - (2) - ④ 植物（貨物）の品目別輸入検査、消毒及び廃棄の件数及び数量の推移  
（植物防疫所：33 か所分）

○ 検査等件数

（単位：件、％）

品目等	年			
	平成 15	平成 16	平成 17	
栽植用植物	検査	224,025 (100.0)	273,534(122.1)	284,766(127.1)
	消毒	1,951	3,445	2,353
	消毒率	0.87	1.26	0.83
	廃棄	2,191	3,168	2,524
	廃棄率	0.98	1.16	0.89
栽植用球根	検査	41,384 (100.0)	44,706(108.0)	39,982( 96.6)
	消毒	220	182	157
	消毒率	0.53	0.41	0.39
	廃棄	1,126	832	885
	廃棄率	2.72	1.86	2.21
栽植用種子	検査	30,624 (100.0)	40,273(131.5)	37,400(122.1)
	消毒	72	31	78
	消毒率	0.24	0.08	0.21
	廃棄	640	1,039	533
	廃棄率	2.09	2.58	1.43
生果実	検査	58,738 (100.0)	61,979(105.5)	59,516(101.3)
	消毒	21,234	21,453	15,059
	消毒率	36.15	34.61	25.30
	廃棄	480	466	401
	廃棄率	0.82	0.75	0.67
野菜	検査	104,450 (100.0)	114,437(109.6)	113,456(108.6)
	消毒	19,214	20,895	15,285
	消毒率	18.40	18.26	13.47
	廃棄	909	834	802
	廃棄率	0.87	0.73	0.71
穀類	検査	14,881 (100.0)	14,825( 99.6)	15,315(102.9)
	消毒	1,459	928	864
	消毒率	9.80	6.26	5.64
	廃棄	23	16	9
	廃棄率	0.15	0.11	0.06
豆類	検査	16,952 (100.0)	17,481(103.1)	19,637(115.8)
	消毒	377	265	330
	消毒率	2.22	1.52	1.68
	廃棄	28	38	19
	廃棄率	0.17	0.22	0.10
嗜好香辛、薬染料その他食品	検査	43,231 (100.0)	41,484( 96.0)	40,376( 93.4)
	消毒	1,190	1,271	897
	消毒率	2.75	3.06	2.22
	廃棄	62	78	59
	廃棄率	0.14	0.19	0.15
油料、肥飼料その他雑品	検査	52,372 (100.0)	44,690( 85.3)	43,836( 83.7)
	消毒	376	195	251
	消毒率	0.72	0.44	0.57
	廃棄	309	318	227
	廃棄率	0.59	0.71	0.52
計	検査	586,657 (100.0)	653,409(111.4)	654,284(111.5)
	消毒	46,093	48,665	35,274
	消毒率	7.86	7.45	5.39
	廃棄	5,768	6,789	5,459
	廃棄率	0.98	1.04	0.83

- (注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。  
 2 ( ) 内は、平成 15 年の検査件数を 100 とした場合の指数である（小数点以下第 2 位を四捨五入した。）。  
 3 本表には、木材、切花、その他の品目（バイオテクノロジー等）を計上していない。  
 4 「消毒率」は、消毒件数を検査件数で除したもの（小数点以下第 3 位を四捨五入した。）である。  
 5 「廃棄率」は、廃棄件数を検査件数で除したもの（小数点以下第 3 位を四捨五入した。）である（0.005 %未満は 0.00%と計上した。）。

○ 検査等数量

品目等		年		
		平成 15	平成 16	平成 17
栽植用植物	検査(千個)	341,845 (100.0)	372,724(109.0)	376,238(110.1)
	消毒(千個)	3,864	4,825	4,153
	消毒率(%)	1.13	1.29	1.10
	廃棄(千個)	1,881	1,920	2,034
	廃棄率(%)	0.55	0.52	0.54
栽植用球根	検査(千個)	519,036 (100.0)	541,575(104.3)	492,516( 94.9)
	消毒(千個)	20,391	15,616	12,459
	消毒率(%)	3.93	2.88	2.53
	廃棄(千個)	1,832	1,824	1,218
	廃棄率(%)	0.35	0.34	0.25
栽植用種子	検査(t)	22,876 (100.0)	21,742( 95.0)	19,882( 86.9)
	消毒(t)	74	101	94
	消毒率(%)	0.32	0.46	0.47
	廃棄(t)	99	99	74
	廃棄率(%)	0.43	0.46	0.37
生果実	検査(t)	1,686,870 (100.0)	1,771,471(105.0)	1,719,591(101.9)
	消毒(t)	1,257,564	1,337,007	1,177,412
	消毒率(%)	74.55	75.47	68.47
	廃棄(t)	466	592	328
	廃棄率(%)	0.03	0.03	0.02
野菜	検査(t)	989,708 (100.0)	1,061,135(107.2)	1,139,953(115.2)
	消毒(t)	252,310	236,551	194,399
	消毒率(%)	25.49	22.29	17.05
	廃棄(t)	1,458	1,529	974
	廃棄率(%)	0.15	0.14	0.09
穀類	検査(t)	12,557,673 (100.0)	11,957,369( 95.2)	12,402,364(98.8)
	消毒(t)	3,865,795	3,387,601	3,415,045
	消毒率(%)	30.78	28.33	27.54
	廃棄(t)	25	2	143
	廃棄率(%)	0.00	0.00	0.00
豆類	検査(t)	4,400,494 (100.0)	3,944,377( 89.6)	3,671,734( 83.4)
	消毒(t)	1,576,343	984,902	1,023,279
	消毒率(%)	35.82	24.97	27.87
	廃棄(t)	1	172	140
	廃棄率(%)	0.00	0.00	0.00
嗜好香辛、薬染料その他食品	検査(t)	711,139 (100.0)	703,185( 98.9)	637,257( 89.6)
	消毒(t)	59,243	66,387	39,722
	消毒率(%)	8.33	9.44	6.23
	廃棄(t)	67	59	2
	廃棄率(%)	0.01	0.01	0.00
油料、肥飼料その他雑品	検査(t)	5,333,179 (100.0)	5,465,763(102.5)	5,534,961(103.8)
	消毒(t)	234,411	155,055	403,072
	消毒率(%)	4.40	2.84	7.28
	廃棄(t)	11,047	9,968	6,148
	廃棄率(%)	0.21	0.18	0.11
計	検査(千個)	860,881 (100.0)	914,299(106.2)	868,755(100.9)
	消毒(千個)	24,255	20,441	16,612
	消毒率(%)	2.82	2.24	1.91
	廃棄(千個)	3,713	3,743	3,252
	廃棄率(%)	0.43	0.41	0.37
	検査(t)	25,701,939 (100.0)	24,925,042( 97.0)	25,125,742( 97.8)
	消毒(t)	7,245,740	6,167,604	6,253,023
	消毒率(%)	28.19	24.74	24.89
	廃棄(t)	13,163	12,423	7,810
	廃棄率(%)	0.05	0.05	0.03

- (注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。  
2 ( )内は、平成15年の検査数量を100とした場合の指数である(小数点以下第2位を四捨五入した。)  
3 数量は、1t未満及び千個未満の量を四捨五入したため、品目別の検査数量、消毒数量又は廃棄数量をそれぞれ合計した数値が「計」に計上した数値と一致しない場合がある。  
4 本表には、木材、切花、その他の品目(バイオテクノロジー等)を計上していない。  
5 「消毒率」は、消毒数量を検査数量で除したもの(小数点以下第3位を四捨五入した。)である。  
6 「廃棄率」は、廃棄数量を検査数量で除したもの(小数点以下第3位を四捨五入した。)である(0.005%未満は0.00%と計上した。)

表 1 - (2) - ⑤

植物防疫法等が遵守されていない例

植物防疫所支所及び出張所名	事例の内容										
室蘭・苫小牧出張所	<p>植物防疫法第9条第1項では、輸入検査の結果、検疫有害動植物があった場合は、植物防疫官が自らその植物及び容器包装を消毒若しくは廃棄し、又はこれを所有若しくは管理するものに対して植物防疫官の立会いの下にこれを消毒若しくは廃棄すべきことを命じなければならないとされている。これは、植物防疫官が、消毒又は廃棄が適正に行われたことを確認することによって、輸入者が廃棄費用を抑制する意図をもって廃棄を回避したり、不適正な廃棄が行われることなどを防ぎ、もって検疫有害動植物が廃棄対象植物から外部へ拡散することを防止するためである。</p> <p>しかし、室蘭・苫小牧出張所では、輸入検査の結果不合格となった植物のうち、不合格の原因が病原菌類にあるものについては、廃棄の際に検疫有害動植物が外部へ拡散する可能性が低いことから、必ずしも廃棄の全行程を通して立会う必要はないと判断し、平成16年度に廃棄を行った植物20件のうち、立会いのための要員の確保ができなかった2件についてそれぞれ3日間の廃棄期間のうち2日目の立会いを省略している。なお、平成17年度以降に立会いを省略した事例はない。</p>										
鹿児島支所	<p>輸入穀類等検疫要綱は、ハッチを開いた直後と荷卸し終了前の2回、それぞれ各ハッチの内壁及び穀類等の表面の検査並びに当該穀類の検査荷口ごとのふるい別検査等を行うことを定めている。ただし、2回目の検査は、ハッチを開いた直後の検査において検疫有害動植物の付着を認めたとき又は当該穀類等に輸出国の検疫証明書若しくは消毒証明書の添付されているときには省略ができるとされている。</p> <p>このように、検査を2回に分けて実施するのは、ハッチ内の上層部と下層部を偏りなく検査することにより、検査の精度を高め、病害虫を確実に発見するためである。</p> <p>しかし、鹿児島支所では、①荷卸し終了の時刻が夜間になる場合、検査は翌日の朝（午前8時30分以降）に実施することとなり、その分だけ国内への流通が遅れること、②これまでの経験上、ハッチを開いた際の検査において検疫有害動植物付着の状況を確認しておけば、卸下終了前に改めて検査を行っても結果が変わることはないと考えていることから、従来からの慣行として、検査省略のための要件を満たしていないものに対しても荷卸し終了前の検査を省略する措置を採っている。</p> <p>なお、荷卸し終了前の検査が必要だったにもかかわらず、これを省略したものの件数の推移は下表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">表 鹿児島支所において荷卸し終了前の検査が必要だったにもかかわらず、これを省略したものの件数の推移</p> <p style="text-align: right;">(単位：件)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>平成15</th> <th>平成16</th> <th>平成17</th> <th>平成18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略件数</td> <td>330</td> <td>216</td> <td>211</td> <td>194</td> </tr> </tbody> </table>	年	平成15	平成16	平成17	平成18	省略件数	330	216	211	194
年	平成15	平成16	平成17	平成18							
省略件数	330	216	211	194							

(注) 当省の調査結果による。

表 1 - (2) - ⑥

## 検査数量の記録の状況

区分	植物防疫所本所、支所及び出張所名	検査数量の記録対象	
検査数量を記録することとしない植物防疫所の本所、支所及び出張所 (2本所、8支所、11出張所)	名古屋植物防疫所、那覇植物防疫事務所、札幌支所、成田支所、中部空港支所、関西空港支所、大阪支所、広島支所、坂出支所、鹿児島支所、石巻出張所、千葉出張所、直江津出張所、豊橋出張所、尾道出張所、水島出張所、高松出張所、詫間出張所、長崎出張所、鹿児島空港出張所、那覇空港出張所		
検査数量を記録することとしている植物防疫所	検査申請のあったすべての植物につき検査数量を記録することとしている植物防疫所の本所及び出張所 (2本所、1出張所)	神戸植物防疫所 ----- 門司植物防疫所 ----- 福岡空港出張所	検査申請のあったすべての植物
	一部の品目に限り検査数量を記録することとしている植物防疫所の本所、支所及び出張所 (1本所、4支所、4出張所)	横浜植物防疫所	バナナ、パイナップル 条件付中国産イネワラ
		塩釜支所	生果実、生野菜、種子、球根、苗、苗木、穂木等
		東京支所	生果実、生野菜、種子、球根、苗、苗木、穂木等
		新潟支所	球根
		清水支所	球根
		室蘭・苫小牧出張所	生果実、生野菜
		川崎出張所	バナナ、パイナップル、グレープフルーツ、キウイフルーツ、アスパラガス
		金沢出張所	球根
		七尾出張所	検査の結果不合格となった植物

(注) 1 当省の調査結果による。

2 検査申請のあったすべての植物につき検査数量を記録することとしている3植物防疫所のうち、神戸植物防疫所は輸入検査申請書に検査数量を記載し、門司植物防疫所及び福岡空港出張所は検査野帳を作成している。

表 1 - (2) - ⑦

## 輸入検査の内容及び結果に対する点検・確認の実施状況

区分		植物防疫所の本所、 支所及び出張所名	貨物の輸入検査件数（件）		
			平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
すべての輸入検査の内容及び結果に対する点検・確認を実施することとしている植物防疫所の本所、支所及び出張所（3本所、4支所、4出張所）		名古屋植物防疫所	33,975	35,987	33,198
		門司植物防疫所	3,292	3,558	3,204
		那覇植物防疫事務所	4,704	5,022	5,440
		清水支所	6,292	6,304	5,727
		中部空港支所（平成17年2月開設）	—	—	32,023
		坂出支所	155	200	125
		鹿児島支所	441	308	322
		豊橋出張所	411	366	336
		水島出張所	1,885	3,442	1,309
		詫間出張所	192	165	111
		那覇空港出張所	3,225	2,643	2,508
	確認・点検方法別内訳	輸入検査終了後に、検査を実施したすべての植物に係る輸入検査申請書及び添付書類を検査担当植物防疫官以外の植物防疫官が閲覧した上で決裁処理を行っている植物防疫所の本所、支所及び出張所（3本所、4支所、3出張所）	名古屋植物防疫所、門司植物防疫所、那覇植物防疫事務所、清水支所、中部空港支所、坂出支所、鹿児島支所、豊橋出張所、水島出張所、那覇空港出張所		
輸入検査を原則として複数の植物防疫官で行っている植物防疫所の出張所（1出張所）		詫間出張所			
輸入検査の内容及び結果に対する点検・確認を実施することとしない植物防疫所の本所、支所及び出張所（2本所、8支所、10出張所）		横浜植物防疫所	54,967	54,837	50,259
		神戸植物防疫所	46,034	49,810	50,199
		札幌支所	36	15	13
		成田支所	255,932	289,001	285,662
		塩釜支所	892	1,230	1,041
		東京支所	46,046	51,388	55,695
		新潟支所	1,509	1,479	1,895
		関西空港支所	139,126	161,712	175,238
		大阪支所	19,710	20,762	21,165
		広島支所	339	98	467
		室蘭・苫小牧出張所	5,329	5,484	5,600
		石巻出張所	1,116	945	781
		千葉出張所	972	927	917
		川崎出張所	2,746	2,319	1,943
		直江津出張所	363	390	487
		金沢出張所	736	828	935
		七尾出張所	216	190	130
		尾道出張所	886	1,000	604
	福岡空港出張所	15,615	16,859	18,455	
	長崎出張所	12	64	17	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「貨物の輸入検査件数」には、木材、切花及びその他の品目（バイオテクノロジー等）の検査件数を含む。

表 1 - (2) - ⑧ 植物防疫官の不注意により、輸入植物検疫規程が定める検査数量よりも少ない数量を検査していた例

植物防疫所名	事例の内容
名古屋植物防疫所	<p>名古屋植物防疫所では、検査を担当した植物防疫官の判断で、一部の植物につき検査数量を植物・輸入禁止品等輸入検査申請書等の余白に記録している。</p> <p>今回、当省が、当該記録がある平 15 年から 17 年までの植物・輸入禁止品等輸入検査申請書等の中から 36 件を無作為抽出し、同申請書等へ記載された検査数量と輸入植物検疫規程が定める検査数量との適合状況を調査したところ、輸入植物検疫規程が定める抽出量より少ない数量を検査しているものが 1 件（平成 16 年 12 月に輸入検査が行われた種苗について、輸入植物検疫規程上は本来 400 本抽出検査すべきところを、300 本しか検査していない。）みられた。</p> <p>本事例は検査を担当した植物防疫官の不注意によるものである。名古屋植物防疫所では、従来から検査担当者以外の植物防疫官による検査後の検査結果等の確認（輸入検査申請書及び関係書類の担当内回覧及び決裁）を行っていたものの、検査数量の記録は組織的に行っているものではなく、検査を担当した植物防疫官の独自の判断で、一部の植物につき行っているものだったことから、回覧及び決裁の過程においては記録された検査数量の適否の確認は行われていなかった。このため、検査後に別の植物防疫官が検査数量の適否の確認・点検を行っていれば、把握し是正することができたものと考えられる。</p>

（注）当省の調査結果による。



(3) 輸入食品等検査の適正化

勸告	説明図表番号
<p><b>ア モニタリング検査</b></p> <p><b>【制度の概要】</b></p> <p>食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 26 条第 3 項において、厚生労働大臣は、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、生産地の事情その他の事情からみて、一定の食品、添加物、器具又は容器包装（以下「輸入食品等」という。）を輸入する者に対し、厚生労働大臣又は登録検査機関（食品衛生法第 33 条第 1 項の規定に基づく厚生労働大臣の登録を受けた法人をいう。以下同じ。）の行う検査を受けるべきことを命ずることができることとされている。また、同法第 28 条第 1 項において、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、営業（注 1）を行う者等から必要な報告を求めることや、必要な限度において輸入食品等を無償で収去させることができることとされている。</p> <p>（注 1） 営業とは、食品衛生法第 4 条第 7 項において、「業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること」等をいうとされている。</p> <p>厚生労働省は、平成 15 年の食品衛生法の一部改正を受けて、同年 8 月、国及び都道府県（保健所設置市及び特別区を含む。以下同じ。）が行う食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針である「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号。以下「監視指導指針」という。）を、平成 16 年 11 月、検疫所における輸入食品等の検査方法をまとめた「輸入食品等監視指導業務基準」（平成 16 年 11 月 19 日付け食安発第 1119002 号医薬食品局食品安全部長通達。以下「業務基準」という。）をそれぞれ策定している。また、上記食品衛生法の改正により加えられた同法第 23 条においては、厚生労働省は、監視指導指針に基づき、毎年度、輸入食品等に対して国が行う監視指導の実施に関する計画（以下「輸入食品監視指導計画」という。）を定め、計画的かつ効果的な輸入食品等の監視を実施することとしている。</p> <p>検疫所は、全国 108 か所（13 本所、14 支所及び 81 出張所）あり、このうち、13 本所、14 支所及び 1 出張所が 31 海空港に輸入食品届出窓口（以下、本細目において「窓口」という。）を設置している。検疫所は、輸入食品等の監視業務のほか、①感染症の侵入防止のための検疫業務、②港湾衛生業務、③動物の輸入届出関係業務等を行っている。</p> <p>検疫所に届け出られた輸入食品等に対しては、食品衛生法及び業務基準に基づき、次の手順により、食品衛生法違反の有無の確認等を行うこととされている。</p> <p>① 検疫所は、輸出国の政府機関が発行する衛生証明書の記載内容の確認等の審査を行う。あわせて、検査の要否に関する審査を行い、検査を要するものと要さないものに分類する（食品衛生法第 27 条、業務基準 4）。</p> <p>② 検査を要すると判断されたものについては、輸入食品等の品目の特性や過去の違反実績その他の事情に応じて、輸入者に指導（指導検査（注 2））若しくは命令して検査を行わせる（命令検査（注 3））、又は、必要な限度において食品衛生法第 30 条に規定される食品衛生監視員に食品等を無償で収去させた上で検査（モニタリング</p>	<p>表 1 - (3) - ①</p> <p>図 1 - (3)</p> <p>表 1 - (3) - ②</p>

検査（注4）又はモニタリング検査以外の行政検査（注5）を行う（各検査を重複して実施する場合もある。）（食品衛生法第26条第1項ないし第3項及び第28条第1項、業務基準5及び6）。

（注2） 指導検査は、食品衛生法違反品の国内への流入を抑止するために、初回輸入時等に検疫所が輸入者に対する行政指導により検疫所又は登録検査機関において受ける検査である。

（注3） 命令検査は、食品衛生法違反品の国内への流入を抑止するために、過去の実績からみて食品衛生法違反の蓋然性が高い一定の品目について、輸入の都度、輸入者に登録検査機関での検査を命じて実施させるものである。

（注4） モニタリング検査は、指導検査、命令検査及びモニタリング検査以外の行政検査の対象となる食品等に比較して食品衛生法違反の蓋然性が低い食品等を対象に、幅広く違反の蓋然性を統計的に把握するために検疫所が実施するものである。

（注5） モニタリング検査以外の行政検査は、衛生上の問題があるもの等、一定の要件に該当する食品等を対象に、検疫所が実施するもので、検査の結果、食品衛生法に違反しないことが検疫所により確認されるまで食品等輸入届出済証は交付されない。

これらの検査のうち、モニタリング検査は、検疫所が、検査の実施前に、食品衛生法第27条に基づく輸入の届出を行った者に対し食品等輸入届出済証を交付した上で検査対象を収去することにより行われる（注6）。このため、検査結果が出るまでの間であっても、検査対象の輸入食品等は通関手続を終えた上で国内市場に流通させることが可能であるが、検査の結果、違反品が発見された場合には、検疫所の指示により直ちに廃棄、回収等の措置が執られる。また、以後、必要に応じて検査を強化する（注7）ほか、違反が繰り返された場合等には命令検査の対象とするなど、輸入時の監視を強化する措置が執られる。

（注6） モニタリング検査以外の検査（指導検査、命令検査及びモニタリング検査以外の行政検査）の場合、検査の結果、食品衛生法に違反しないことが検疫所により確認されるまで食品等輸入届出済証は交付されず、通関手続に進むことができない。

（注7） 違反が発見された品目に係るモニタリング検査の年間実施予定件数を増やすほか、特定の輸出国又は製造者若しくは加工者に係る特定の輸入食品等について、検査の頻度を引き上げる。

モニタリング検査は、食品衛生監視員により、次の手順で行われる（書類審査（食品等輸入届出書の審査等）は、検査に先立ち行われる。）。

① 検体収去

検査対象となる輸入食品等から、試験の試料に供する検体を、ロットを代表するものとなるよう無作為に抽出し、必要な限度において収去する。

② 試験

収去した検体を試験実施機関へ送付し、各輸入食品等の特性に応じ定められた試験法により行う。

平成16年度以降、厚生労働省は、輸入食品監視指導計画を毎年度策定し、例えば平成20年度と同計画においては、「本省は、重点的、効率的かつ効果的なモニタリング検査を行うため、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、違反率並びに輸入件数及び輸入重量、違反内容の

健康に及ぼす影響の程度等を勘案し、「モニタリング検査の検査件数及び検査項目」を定めることとしている（以下、このモニタリング検査の検査件数及び検査項目を定めた計画を「モニタリング計画」という。）。

厚生労働省は、モニタリング検査の実施に当たり統計学的に一定の信頼度を確保するため（注8）、コーデックス委員会（CODEX）（注9）が定めた基準に基づき、毎年度、次の①から③までの指標を点数化し、これを基に輸入食品等の各品目に係る検査項目（平成16年度及び17年度の場合、抗生物質等、残留農薬、添加物、成分規格等、カビ毒及び遺伝子組換え食品の6項目）別の検査予定数を定めたモニタリング計画を策定している（注10）。

- ① 輸入食品の品目に係る検査項目ごとの違反率
- ② 品目ごとの輸入件数及び輸入重量
- ③ 検査実施の重要度

（注8） 統計学的に95%の信頼度で違反率1%の時に少なくとも1件の違反を発見できる299件を検査数の基本として、輸入食品の各品目に係る検査項目ごとの検査予定数を設定する。

なお、「信頼度」とは、予測値が特定の範囲内に含まれる確率（信頼性の高さ）のことであり、ここでは一定数の検査を実施した場合に、その中に違反品が含まれる確率をいう。

（注9） コーデックス委員会は、国際連合食糧農業機関（FAO）及び世界保健機関（WHO）により設置された国際的な政府間機関であり、国際食品規格（コーデックス規格）の作成等を行っている。

（注10） 個別の品目の特性や違反事実等に応じ、設定される検査項目は品目ごとで異なる。また、モニタリング検査での違反実績が皆無である場合や輸入件数が極めて少ない場合等には、品目又は検査項目を翌年度の検査対象から除外することもある（新たに検査対象に追加される場合もある。）ことから、検査予定数が設定される品目及び検査項目は毎年度異なる（平成16年度は120品目の延べ169項目に、17年度は121品目の延べ183項目に検査予定数（年度途中の検査強化分を除く。）が設定されている。）。

なお、遺伝子組換え食品の検査項目は、今回の調査対象としていない。

なお、平成19年12月から20年1月にかけて、千葉県及び兵庫県において、国内に流通していた輸入冷凍加工食品（中国産冷凍ギョウザ）を摂食した10人が有機リン中毒を発症し、その後、当該食品から、日本国内への輸入並びに国内での製造及び使用が認められていない有機リン系農薬の一種であるメタミドホスが検出される事案が発生した。

加工食品の残留農薬については、高度な加工を経た製品や様々な原材料から構成される製品の場合、正確な検査や原材料の残留値への換算が困難であるなど、技術的な問題があることから、これまで乾燥やボイルのような簡易な加工を施した製品のみをモニタリング検査の対象としてきたが、厚生労働省は、本事案を受けた輸入加工食品の安全確保策として、平成20年2月22日から、冷凍加工食品に関し、一定のレベルの検査技術が確立している残留農薬についてモニタリング検査を実施することとし、残留農薬検査の対象を拡大している。

**【調査結果】**

**(7) 輸入食品等の検査件数等の推移**

食品衛生法第27条に基づく輸入食品等の届出件数・重量並びに食品衛生法及び業務基準に基づく検査が行われた食品の検査件数・重量等の推移をみると、

表1-(3)-③

表1-(3)-④

表1-(3)-⑤

表1-(3)-⑥

表5のとおりとなっており、検査件数は毎年増加している。

また、検査件数に占める違反件数の割合は平成14年以降おおむね横ばいの状況にあるが、検査重量に占める違反重量の割合は17年0.27%から18年2.32%へ2.05ポイント上昇している。これは、平成18年に残留農薬等に関するポジティブリスト制度が導入されたことにより、従来、残留基準が設定されず規制の対象とされなかった農薬が新たに対象に加えられたことによる。

なお、全国の検疫所が設置する31窓口のうち今回調査した13本所及び11支所の26窓口における平成17年のモニタリング検査の実績をみると、件数で全国の96.0%、重量で全国の97.4%を占めている。

表5 輸入食品等の違反率・届出件数等の推移

(単位：件、千t、%)

区分		年	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18
全国の検疫所の計	件数	輸入食品等届出件数	1,618,880	1,683,176	1,791,224	1,864,412	1,859,281
		検査件数 (a)	136,087	170,872	188,904	189,362	198,936
		うちモニタリング検査	49,743	56,041	53,701	55,529	49,611
		食品衛生法違反件数 (b)	972	1,430	1,143	935	1,530
		違反率 (b/a)	0.71	0.84	0.61	0.49	0.77
	重量	輸入食品等届出重量	33,202	34,162	34,270	33,782	34,096
		検査重量 (c)	2,733	3,456	3,981	4,139	6,996
		うちモニタリング検査	1,293	2,206	2,578	2,718	2,848
		食品衛生法違反重量 (d)	38	12	5	11	162
		違反率 (d/c)	1.39	0.35	0.13	0.27	2.32
調査した検疫所	件数	輸入食品等届出件数	1,543,639 (95.4)	1,586,618 (94.3)	1,713,133 (95.6)	1,781,234 (95.5)	1,788,586 (96.2)
		検査件数 (a)	118,385 (87.0)	153,739 (90.0)	172,082 (91.1)	173,547 (91.6)	183,282 (92.1)
		うちモニタリング検査	—		51,594 (96.1)	53,329 (96.0)	—
		食品衛生法違反件数 (b)	890 (91.6)	1,380 (96.5)	1,120 (98.0)	886 (94.8)	1,470 (96.1)
		違反率 (b/a)	0.75	0.90	0.65	0.51	0.80
	重量	輸入食品等届出重量	32,165 (96.9)	33,098 (96.9)	33,277 (97.1)	32,843 (97.2)	33,169 (97.3)
		検査重量 (c)	2,598 (95.1)	3,301 (95.5)	3,804 (95.6)	3,964 (95.8)	6,996 (100.0)
		うちモニタリング検査	—		2,515 (97.6)	2,647 (97.4)	—
		食品衛生法違反重量 (d)	37 (97.4)	12 (100)	5 (100)	11 (100)	159 (98.1)
		違反率 (d/c)	1.42	0.36	0.13	0.28	2.27

(注) 1 当省の調査結果及び厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 「年」は、暦年である。

3 「重量」は、千t未満の量を四捨五入した。「全国の検疫所の計」の重量の値と「調査した検疫所」の重量の値が一致しているものがあるが、これは千t未満の重量を四捨五入したことによるものである。

4 ( )内の数値は、全国の検疫所に係る件数又は重量に対する調査した検疫所に係る件数又は重量の割合である。当該割合が100と計上されているものがあるが、これは千t未満の重量を四捨五入したことによるものである。

5 「違反率」は、小数点以下第3位を四捨五入した。

#### (イ) モニタリング検査の実施状況

##### a モニタリング計画の検査実施状況

モニタリング計画では、輸入食品等の各品目に係る検査項目（以下「個別検査項目」という。）ごとの違反率並びに各品目の輸入件数及び輸入重量の実績等に基づき、統計学的に一定の信頼度が確保されるよう、個別検査項目ごとに検査予定数が定められている。

モニタリング検査の統計学的な信頼度の確保のためには、個別検査項目ごとに検査予定数以上の検査を実施することが前提となる。

個別検査項目ごとの検査実施数が検査予定数を下回る場合、次のような問題がある。

- ① モニタリング計画が想定している一定の信頼度での違反品の検出を的確に行うことができない。

モニタリング検査で食品衛生法違反品を検出した場合、必要に応じ、モニタリング検査実施予定数の追加、指導検査若しくは命令検査への移行又は輸入禁止等の輸入規制強化措置が採られる。

このため、本来ならばこれらの輸入規制強化措置の対象となる品目が、当該措置の対象から漏れるおそれがある。

- ② モニタリング検査で得られた違反率を基礎データの一つとして、次年度以降のモニタリング計画が策定されることから、同計画に基づく次年度以降の検査の信頼性に影響する可能性がある。

また、モニタリング計画では、計画策定年度の前年度以前の各検疫所の輸入実績を基に、検疫所別に個別検査項目ごとの検査予定数が割り当てられており、各検疫所が当該検査予定数に則した検査を行うことにより計画が達成され、その結果、計画の実効性が確保されることになる。

今回、平成 16 年度及び 17 年度におけるモニタリング検査の実施状況を調査した結果、次の状況がみられた。

#### (a) 検疫所別の検査実施状況

厚生労働省本省は、モニタリング計画において、個別検査項目別に検査予定数（全国総数）を設定した上で、各検疫所の前年度輸入実績を基に、検疫所別の検査予定数を設定し、各検疫所に対し、毎年度、割り当てた検査予定数について年間計画（検査項目別に月別実施計画数等を策定したもの）を立て、計画的な検査を実施するよう指導している。

表 1—(3)—⑦

今回、検疫所 24 か所が設置している 26 窓口における平成 16 年度及び 17 年度のモニタリング検査の実施状況を調査した結果、次のとおり、検疫所によって、モニタリング計画の達成状況に大きな差がみられた。

表 1—(3)—⑧

- ① モニタリング計画で検査予定数が設定された個別検査項目のすべてにおいて、検査予定数以上の検査を実施している検疫所の窓口は、平成 16 年度において検疫所 1 か所 1 窓口、17 年度において検疫所 2 か所 2 窓口みられた。

- ② モニタリング計画で検査予定数が設定された個別検査項目の一部において、検査実施数が検査予定数を下回っている検疫所の窓口は、平成 16 年度

において検疫所 23 か所 25 窓口、17 年度において検疫所 22 か所 24 窓口みられた。

これを、検査予定数を下回っている個別検査項目の割合で見ると、次のとおりとなっている。

- i) 個別検査項目の 50%以上で検査実施数が検査予定数を下回っているもの（平成 16 年度：8 窓口、17 年度：5 窓口）
- ii) 個別検査項目の 20%以上 50%未満で検査実施数が検査予定数を下回っているもの（平成 16 年度：16 窓口、17 年度：14 窓口）
- iii) 個別検査項目の 20%未満で検査実施数が検査予定数を下回っているもの（平成 16 年度：1 窓口、17 年度：5 窓口）

なお、上記②の検疫所の窓口の中には、i) 個別検査項目の 50%以上で検査実施数が皆無となっているもの（平成 16 年度：検疫所 4 か所 4 窓口）、ii) 検査実施数が 2 年連続で皆無の個別検査項目があるもの（検疫所 15 か所 16 窓口）がみられた。

表 1—(3)—⑨

#### (b) 輸入食品等の品目及び検査項目別の検査実施状況

モニタリング計画において個別検査項目別に定められた検査予定数に対する検査実績（全国計）をみると、表 6 のとおり、個別検査項目延べ数（平成 16 年度：169 項目、17 年度：183 項目）のうち、検査予定数に対する検査実施数の割合（以下「達成率」という。）が 100%未満のものが全体の約 50%（平成 16 年度：76 項目、17 年度：98 項目）みられ、その中には、①達成率が 50%未満にとどまっているもの、②達成率が 0%（検査実績が皆無）であるもの、③ 2 年連続で達成率が 50%未満又は 0%（検査実績が皆無）であるものがみられた。

表 1—(3)—⑩

表 1—(3)—⑪

表 1—(3)—⑫

表 1—(3)—⑬

また、検査項目別にみると、平成 16 年度から 17 年度にかけて、すべての検査項目で、達成率が 100%未満の個別検査項目数が増加しており、特に添加物は、当該項目数が 22 項目から 30 項目に増加している。

表6 品目及び検査項目別モニタリング計画達成状況（全国計）

（単位：品目、項目、％）

年度	区分	品目数	検査項目							計	構成比
			抗生 物質 等	残留 農薬	添加 物	成分 規格 等	カビ 毒				
平成 16	モニタリング計画により検査予定数が設定されている品目数及び個別検査項目数	120	31	38	52	42	6		169	100.0	
	達成率が100%以上の品目数及び個別検査項目数	74	20	23	30	18	2		93	55.0	
	達成率が100%未満の品目数及び個別検査項目数	59	11	15	22	24	4		76	45.0	
	達成率	50%以上100%未満	47	11	12	18	17	3		61	36.1
		0%超50%未満	12	0	3	4	5	1		13	7.7
0%		2	0	0	0	2	0		2	1.2	
平成 17	モニタリング計画により検査予定数が設定されている品目数及び個別検査項目数	121	30	39	57	47	10		183	100.0	
	達成率が100%以上の品目数及び個別検査項目数	63	15	19	27	20	4		85	46.4	
	達成率が100%未満の品目数及び個別検査項目数	74	15	20	30	27	6		98	53.6	
	達成率	50%以上100%未満	59	15	16	24	16	4		75	41.0
		うち2年連続100%未満	28	5	8	10	9	3		35	—
		0%超50%未満	18	0	4	6	9	2		21	11.5
	0%	うち2年連続0%超50%未満	8	0	1	3	5	0		9	—
		0%	2	0	0	0	2	0		2	1.1
		うち2年連続0%	2	0	0	0	2	0		2	—

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 検査強化分（食品衛生法違反が発見された場合等に、モニタリング検査の頻度を引き上げて検査を実施した分をいう。表7において同じ。）は検査予定数から除いている。  
 3 一つの品目で複数の検査項目に検査予定数が設定され、検査項目ごとの達成率が異なることにより、複数の「品目数」欄に計上したものがあある。このため、品目数の内訳と合計値は一致しない場合がある。  
 4 「構成比」は、小数点以下第2位を四捨五入した。

なお、厚生労働省は、個別検査項目によっては、年度途中のモニタリング検査における違反品の検出による検査予定数の増加や、モニタリング検査から命令検査又は指導検査への移行等により、モニタリング検査予定数が大幅に増減し、また、他の個別検査項目に係る検査にも影響を与え、結果として年度当初に策定したモニタリング計画に則した検査が行えない場合があるとしている。

**b モニタリング検査結果の検証等の状況**

個別検査項目ごとにモニタリング計画に則した検査を的確に行うためには、厚生労働省が、計画年度終了後に、①個別検査項目ごとの検査実績、②検査所別の検査実績を集計し、計画の達成状況を把握した上で、計画未達成の場合の原因分析、改善方策の検討等を行い、次年度以降の計画策定や検査所に対する指導等に反映させることが重要である。

しかし、調査対象とした平成16年度及び17年度当時、厚生労働省は、モニタリング検査実績の検証に当たり、全品目の合計及び食品群（注11）ごとの検査予定数と検査実施数の集計値をもってモニタリング計画の実行状況の把握、

分析及び検査実績に対する評価を行うにとどまっていた。

(注11) 食品群とは、モニタリング計画において検査予定数を設定する品目の属性ごとに9種類（畜産食品、畜産加工食品、水産食品、水産加工食品、農産食品、農産加工食品、その他の食料品、飲料並びに添加物・器具及び容器包装・おもちゃ）に分類したものである。

全品目の合計については、表7のとおり、平成16年度及び17年度とも検査実施数が検査予定数を上回っており、厚生労働省は、この結果をもって、モニタリング計画に則した検査が行われたと「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」（注12）において評価しているが、個別検査項目別の検査実績の集計やその結果についての分析を行っていなかった。このため、①個別検査項目の中には検査実施数が検査予定数を下回ったものがみられること、②検疫所別の検査実績に差があることを把握しておらず、これらの原因分析、改善方策の検討（モニタリング計画の内容の適否の検証を含む。）等が不十分となっている。

(注12) 「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」は、毎年6月に、厚生労働省が、前年度の輸入食品等検査の実施状況、その結果の概要等を取りまとめて公表しているものである。

表7 モニタリング計画達成率（全品目の合計値）

（単位：件、％）

年度	区分	件数等
平成16	検査予定数（a）	76,000
	検査実施数（b）	77,673
	達成率（b/a）	102.2
平成17	検査予定数（a）	77,000
	検査実施数（b）	78,156
	達成率（b/a）	101.5

- (注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。  
2 検査強化分及び遺伝子組換え食品に係る分を含む。  
3 「達成率」は、小数点以下第2位を四捨五入した。

モニタリング計画において定められた検査予定数は、全品目又は食品群を総じて設定されたものではなく、個別検査項目別に、過去の輸入件数・数量や違反率等の実績を踏まえて設定されていることから、検査実績の検証は、全品目又は食品群ごとの検査実施数の合計値だけではなく、個別検査項目別に検査実施数を集計、把握し、それぞれ検査予定数と対比して分析することが重要であると考えられる。

厚生労働省は、平成18年度から、毎月及び年度末に、各検疫所が報告した検査実績データを基に、検疫所別に個別検査項目ごとの達成状況を把握した上で、計画に則した検査が十分に行われていない個別検査項目を有する検疫所に対し、その理由や今後の対応策等の聴取を行い、必要に応じて改善指導を行うことにより、各検疫所において、計画に則した検査が実施されるよう、モニタリング計画の進行管理を行っているとしている。



しかしながら、今回の調査結果によると、厚生労働省では、上記の進行管理を進める手順や方法を定めたマニュアル類の策定並びに検疫所に対する聴取及び改善指導の内容や結果の記録の作成を行っていない。

なお、平成 16 年度及び 17 年度の検査実績において、個別検査項目の中に検査実施数が検査予定数を下回ったものがあるにもかかわらず、全品目を合計した検査実施数が検査予定数を上回った理由は、個別検査項目の一部で検査予定数を大きく上回る検査を行っているものがあるためである。

具体的には、表 8 のとおり、個別検査項目ごとの達成率をみると、平成 16 年度は 0% から 1,730.5% の間で、また、17 年度は 0% から 2,144.1% の間で区々となっている。

表 8 個別検査項目別達成率

(単位：%)

年度 区分 検査予 定数区分	平成 1 6			平成 1 7		
	最低値	平均値	最高値	最低値	平均値	最高値
1,000 件超	78.1	97.0	139.3	83.6	99.1	138.8
750 件超 1,000 件以下	—	—	—	—	—	—
500 件超 750 件以下	47.5	105.1	224.1	7.4	103.5	197.7
250 件超 500 件以下	3.7	98.6	270.6	20.1	101.6	289.3
150 件超 250 件以下	—	—	—	—	—	—
50 件超 150 件以下	35.6	179.9	1,730.5	20.3	169.6	2,144.1
50 件以下	0	181.2	1,700.0	0	156.9	640.0

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 達成率が 100% を超えるものは、検査予定数以上に検査を行ったことを示す。  
なお、達成率が 1,000% を超えている（検査予定数の 10 倍を超える検査実績）個別検査項目は、平成 16 年度に 3 項目（天然甲殻類（エビ・カニ）の抗生物質等（達成率 1,730.5%）、海藻加工品の添加物（同 1,700%）及びピーマンの残留農薬（同 1,413.6%））、17 年度に 1 項目（ピーマンの残留農薬（達成率 2,144.1%））ある。このうち、平成 16 年度の 1 項目（天然甲殻類（エビ・カニ）の抗生物質等）及び 17 年度の 1 項目は、厚生労働省本省が年度途中に各検疫所に対して、モニタリング検査の強化を指示したものである。
- 3 達成率の「平均値」については、検査予定数区分の分類ごとに、検査予定数の合計に対する実績の合計の割合を算出して計上した。

## イ 登録検査機関に対する監督

### 【制度の概要】

登録検査機関は、食品衛生法第 28 条第 4 項に基づく厚生労働大臣又は都道府県知事からの委託検査に係る試験事務（検査で採取された検体の試験を行う事務をいう。以下同じ。）（注 13）並びに同法第 26 条第 2 項及び第 3 項に基づく命令検査及び指導検査に係る試験事務に従事する機関であり、平成 19 年末現在、全国に 86 機関が登録されている。

(注 13) 登録検査機関が厚生労働大臣からの委託検査に係る試験事務を行うためには、同大臣への登録とは別に、検疫所と試験事務の委託契約を締結する必要がある。

登録検査機関が行う命令検査及び指導検査の実施件数については、平成 8 年の約 6 万件から 18 年の約 14 万件に増加するとともに、輸入食品等検査件数に占める割合も

平成8年の52.1%から18年の70.4%に増加しており、輸入食品の安全性の確保を図る上で登録検査機関が果たす役割は大きくなっている。

食品衛生法においては、登録検査機関による検査の適正化及び信頼性の確保を図るため、厚生労働大臣が、登録検査機関に対し、①登録基準への不適合の場合における適合措置命令（同法第41条）、②業務改善命令（同法第42条）、③厚生労働大臣の命令に違反した場合や食品衛生法の規定に違反した場合等における登録の取消し又は業務の停止命令（同法第43条）、④報告の徴収又は立入検査（同法第47条）を行うことができる旨規定している。

また、「食品衛生法第28条第4項の規定に基づく収去食品等の試験に関する事務の登録検査機関への委託について」（平成16年12月2日付け食安発第1202003号医薬食品局食品安全部長通知）においては、検疫所が登録検査機関に試験事務を委託した場合、委託内容を厚生労働省本省に報告し、これを受けた厚生労働省本省は、当該登録検査機関を管轄する地方厚生局にその報告の内容に関する情報を提供することとされている。地方厚生局は、必要に応じ、提供された情報を、登録検査機関に対する監督業務に幅広く活用することとしている。

#### 【調査結果】

今回、地方厚生局の登録検査機関に対する指導等の状況を調査した結果、次の状況がみられた。

① 調査した6地方厚生局のうち1地方厚生局では、食品衛生法第47条に基づく立入検査において、登録検査機関の試験事務に係る問題事項を指摘した上で、改善指導を行い、当該登録検査機関から報告を提出させているものの、翌年度以降の立入検査においても、同一の問題事項を繰り返し指導しており、改善されていない。

② 調査した検疫所27か所のうち1か所（1本所）は、平成17年度及び18年度に登録検査機関へ委託検査に係る試験事務を委託（2機関）したにもかかわらず、厚生労働省本省への報告を行っていない。当該登録検査機関を管轄する地方厚生局では、厚生労働省本省から検疫所が試験事務を委託した旨の情報提供を受けた場合、その情報を参考にして、登録検査機関に対する立入検査に際して、検疫所から委託を受けた試験事務が適正に行われているかどうかの確認を行うこととしていた。しかし、当該情報提供がなかったことから、検疫所が登録検査機関に試験事務を委託した事実を把握できず、当該登録検査機関に対する立入検査に際し、試験事務が適正に行われているか否かを点検できなかった。

#### 【所見】

したがって、厚生労働省は、輸入食品等の検査の適正化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① モニタリング検査の適正な実施を図るため、
  - i) モニタリング計画に則した検査が十分に行われていない個別検査項目については、その原因分析及び改善方策の検討を行い、次年度以降の計画策定、検疫所に対する指導等に反映することにより、検査の信頼性の確保に努めること。

表1-(3)-⑭

表1-(3)-⑮

表1-(3)-⑯

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>ii) また、モニタリング計画に則した検査が十分に行われていない検疫所については、個別の原因分析及び対応策並びに効率的、効果的な検査の実施方法について検討するとともに、これらの検討の結果を踏まえ、検疫所に対し検査を適正に実施するよう、より効果的かつ継続的な指導を行うこと。</li></ul> <p>② 登録検査機関に対する監督の適正化を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>i) 地方厚生局が登録検査機関に対し立入検査を行った際には、それまでの立入検査において指摘した問題事項に係る改善が適切に行われるよう同機関に対する指導・監督を強化すること。</li><li>ii) 検疫所が登録検査機関に試験事務を委託した場合の厚生労働省本省への報告を徹底させること。</li></ul> |  |
|---|--|

## ○ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）

第 26 条（製品検査命令） 都道府県知事は、次の各号に掲げる食品、添加物、器具又は容器包装を発見した場合において、（中略）当該食品、添加物、器具又は容器包装について、当該都道府県知事又は登録検査機関の行う検査を受けるべきことを命ずることができる。

- 一 第 6 条第 2 号又は第 3 号に掲げる食品又は添加物（当省注：①有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがある食品又は添加物、②病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがある食品又は添加物）
- 二 第 11 条第 1 項の規定により定められた規格（当省注：販売の用に供する食品又は添加物の成分に係る規格）に合わない食品又は添加物
- 三 第 11 条第 1 項の規定により定められた基準（当省注：販売の用に供する食品又は添加物の製造、加工、使用、調理又は保存の方法に係る基準）に合わない方法により添加物を使用した食品
- 四 第 11 条第 3 項に規定する食品（当省注：農薬が一定量を超えて残留する食品）
- 五～六 （略）

2 厚生労働大臣は、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、前項各号に掲げる食品、添加物、器具若しくは容器包装又は第 10 条に規定する食品（当省注：天然香料等を除く添加物を含む食品）を製造し、又は加工した物が製造し、又は加工した同種の食品、添加物、器具又は容器包装を輸入する者に対し、当該食品、添加物、器具又は容器包装について、厚生労働大臣又は登録検査機関の行う検査を受けるべきことを命ずることができる。

3 厚生労働大臣は、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、生産地の事情その他の事情からみて第 1 項各号に掲げる食品、添加物、器具若しくは容器包装又は第 10 条に規定する食品に該当するおそれがあると認められる食品、添加物、器具又は容器包装を輸入する者に対し、当該食品、添加物、器具又は容器包装について、厚生労働大臣又は登録検査機関の行う検査を受けるべきことを命ずることができる。

4～7 （略）

第 27 条（輸入の届出） 販売の用に供し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装を輸入しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、その都度厚生労働大臣に届け出なければならない。

第 28 条（報告徴収、臨検検査、収去） 厚生労働大臣又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、当該官吏職員に営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装を無償で収去させることができる。

2～4 （略）

## ○ 食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号）

第四 輸入食品監視指導計画の策定及び監視指導の実施に関する事項

厚生労働省は、輸出国における食品等の安全性の確保のための対策に関する情報の収集、分析及び評価を行い、輸出国における生産、製造、加工等の状況、過去の検査結果等の法違反状況、輸入重量、輸入件数等を踏まえて、輸入食品監視指導計画を策定するとともに、当該輸入食品監視指導計画に従い監視指導を実施する。

特に、次に掲げる事項に留意して輸入食品監視指導計画の策定及び監視指導の実施を図る。

一 重点的に監視指導を実施すべき項目

効果的な監視指導が実施できるよう、過去の検査結果等の法違反状況、輸入重量、輸入件数等を勘案してモニタリング検査の対象食品等、検査項目及び検査予定数を定め、輸入食品監視指導計画に記載するとともに、違反の可能性が高いと見込まれる食品等及び検査項目に

については輸入者に対して命令検査を実施させる。また、モニタリング検査及び命令検査の対象食品等、検査項目等を踏まえて輸入者へ指導を行う。

二～三 (略)

#### 四 計画の実施状況の公表に関する事項

モニタリング検査、命令検査等の輸入食品等に係る検査の実施状況及びその結果の概要、輸入者に対する監視指導及びその結果の概要等の監視指導の実施状況については、法第 23 条第 4 項の規定に基づき公表することとされているが、監視指導の実施状況の公表は、関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の促進のために重要なものであることから、年度ごとの実施状況の概要について翌年度の六月までに公表するほか、年度途中においても定期的に公表する。また、年度ごとの実施状況についても取りまとめ次第公表する。

五～六 (略)

### ○ 輸入食品等監視指導業務基準（平成 16 年 11 月 19 日付け食安発第 1119002 号医薬食品局食品衛生法安全部長通達）

#### 4 輸入届出及び証明書等に関する審査

(1) (略)

(2) 検査の要否に関する審査

検査を行うか否かの審査は、次の区分により、原則として届出受理後、速やかに行うものとし、検査を要するものと判断したものにあっては、輸入者に対し速やかにその旨を連絡すること。

ア 法第 26 条第 2 項又は 3 項に基づく検査（以下「命令検査」という。）

(ア) 命令検査の対象となるものの品名、生産又は輸出国、検査項目等に関しては、あらかじめ通知された内容に基づき、検査の命令を行うこと。

(イ) 上記（ア）に該当しない食品等については、初回輸入時において次の a から e までのいずれかに該当するものでない旨が輸入届出の内容、当該食品等に対する輸入者自らが自主的に実施した検査（以下「自主検査」という。）の結果、同一食品等の過去の検査結果（他の輸入者が実施した同一食品等に係るものを含む。）等により確認できないものに限定して、命令検査の対象とすること。

a 法第 6 条第 2 号又は第 3 号に掲げる食品又は添加物（当省注：①有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがある食品又は添加物、②病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがある食品又は添加物。）

b 法第 10 条に規定する食品又は添加物（並びにこれを含む製剤及び食品）

c～d (略)

イ 法第 28 条に基づく検査（以下「行政検査」という。）

(ア) 輸入食品監視指導計画に規定するモニタリング検査（以下「モニタリング検査」という。）については、別途通知する各検疫所の年間割り当て検査件数により、計画的に実施すること。

(イ) モニタリング検査以外の検査については、初回輸入時の検査、輸送途上に発生した事故等により衛生上の問題があるもの等その他食品衛生監視員が実施する必要があるもの及び別途通知したものについて対象とすること。

ウ 行政指導による検査（以下「指導検査」という。）

(ア) 上記アの（イ）に掲げる食品等については、2 回目以降の輸入の際には自ら検査を実施するよう指導を行うこと。

(イ) 上記アの（ア）又は（イ）に該当しない食品等については、初回輸入時に法に違反しない旨を自ら確認するよう指導を行うとともに、その後において判明した事由により、検査が必要と判断される場合にあっては、輸入者自ら検査を実施するよう指導すること。

また、継続的に輸入される食品等についても、定期的に法に違反しない旨を確認するた

め輸入者自ら検査するよう指導を行うこと。(以下略)

(3) (略)

○ 平成 18 年度輸入食品監視指導計画の策定について(平成 18 年 3 月 24 日付け食安発第 0324002 号医薬食品局食品安全部長通達)

2 輸入食品等の監視指導の実施についての基本的考え方

食品安全基本法(平成 15 年法律第 48 号)第 4 条において、食品の安全性の確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならないとされている。この観点から、輸入食品等の安全性確保については、輸出国における生産、製造、加工等(以下「生産等」という。)の段階から輸入後の国内流通までの各段階において、適切な措置が講じられることが必要である。

本省及び検疫所においては、食品等の輸入時において、税関等の関係機関とも連携し、次に掲げる措置を講じ、輸入時における食品等の輸入を行う営業者(以下「輸入者」という。)への適切な監視指導を行う。

(1) (略)

(2) 多種多様な輸入食品等の食品衛生上の状況について幅広く監視するため、法第 28 条の規定に基づくモニタリング検査を実施すること。

(3) 食品衛生上の危害の発生防止のため、法違反の蓋然性の高い輸入食品等について、法第 26 条の規定に基づく検査命令を発動すること。

(4)～(5) (略)

3 生産地の事情その他の事情からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項

(1) (略)

(2) 法第 28 条の規定に基づくモニタリング検査

検疫所が実施するモニタリング検査は、多種多様な輸入食品等の食品衛生上の状況について幅広く監視し、違反が発見された場合には輸入時の検査を強化するなどの対策を講じることが目的とする。

① 本省は、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、違反率並びに輸入件数及び輸入重量の多寡、違反内容の健康に及ぼす影響程度等を勘案し、モニタリング検査の検査件数及び検査項目(以下「モニタリング計画」という。)を定める。(以下略)

② (略)

③ 検疫所は、モニタリング計画の検査件数を実施するために、本省により割り当てられた検査件数について年間計画を立て、計画的に検査を実施する。

④ (略)

(3) 法第 28 条の規定に基づくモニタリング検査以外の検査

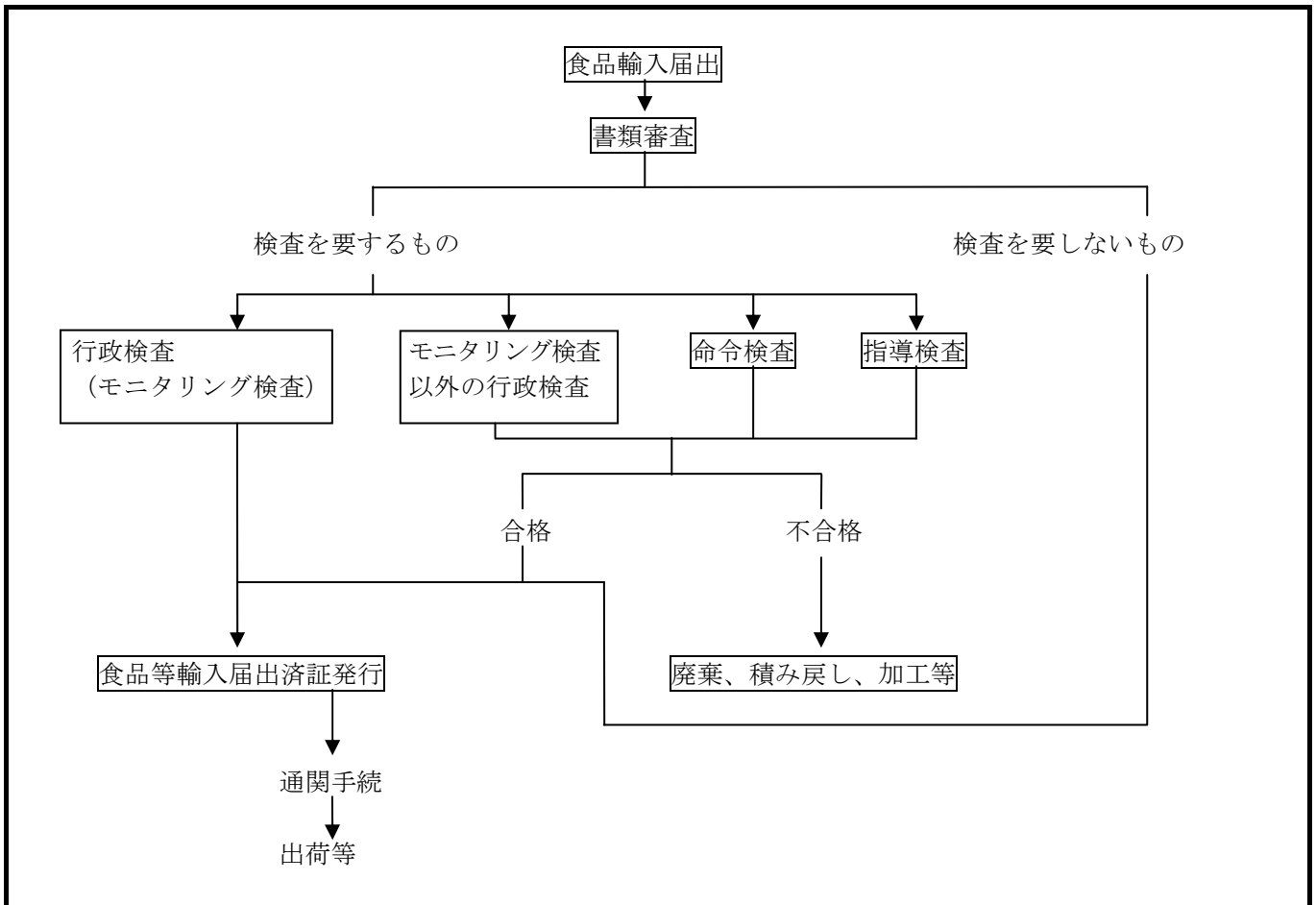
検疫所は、輸入届出の内容を踏まえ、初回輸入時の検査、輸送途上で事故が発生した輸入食品等の検査等を実施する。

(4) 法第 26 条の規定に基づく検査命令

検査命令は、厚生労働大臣が食品衛生上の危害の発生防止を図るため必要があると認める場合に、輸入者に対し検査を受けるべきことを命じて行わせるものである。具体的には、輸出国や我が国において健康被害が発生している同一の製造者又は加工者から輸出される同一の輸入食品等又は健康被害の発生するおそれのある輸入食品等については直ちに検査命令の対象とするほか、残留農薬や残留動物用医薬品等について、同一の輸出国や同一の製造者又は加工者からの同一の輸入食品等についてモニタリング検査の結果、2 回以上法違反が発見された場合等、法違反の蓋然性が高いと見込まれる輸入食品等について、検査命令を発動する。(以下略)

図 1 - (3)

検疫所における輸入食品等の監視及び検査の流れ



(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

表 1 - (3) - ②

輸入食品等検査の種類別内容

区分		内容
行政検査	モニタリング検査	<p>食品衛生法第 28 条に基づく検査であり、品目ごとの年間輸入量及び過去の違反事例等を勘案して厚生労働省が策定した年間計画（平成 18 年度の場合は、「平成 18 年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について）（平成 18 年 3 月 31 日食安輸発第 0331006 号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長通知）により、検疫所ごとの年間割当検査件数、検査品目、検査項目が定められている。</p> <p>船舶や倉庫、埠頭等に立ち入り、目視による検査（官能検査）及び食品を収去しての理化学的検査を行う。官能検査は検査を担当した検疫所が自ら行い、理化学的検査は、検査課を設置している検疫所が自ら行う場合と、横浜又は神戸検疫所の輸入食品・検疫検査センターに検体を送付して行う場合とがある。</p> <p>なお、モニタリング検査は、「食品等輸入届出済証」を交付した上で行う検査であり、検査結果が判明する前に食品を国内に流通させることができるが、検査の結果違反と判定された場合は、回収等（既に国内に流通している場合）の上、積戻し、廃棄、食用外への転用等の措置が採られる。</p>
	モニタリング検査以外の行政検査	<p>食品衛生法第 28 条に基づく検査であり、輸送途上に発生した事故等により衛生上の問題があるもの、初めて輸入されるもの、厚生労働省からの通知により実施を指示されたもの等を対象に行うもの。</p> <p>検査方法はモニタリング検査と同じだが、「食品等輸入届出済証」は、検査の合格後に交付される。</p>
登録検査機関検査	命令検査	<p>食品衛生法第 26 条第 2 項又は第 3 項に基づく検査であり、過去の実績からみて違反の蓋然性が高い一定の品目について、輸入の都度、輸入業者に登録検査機関での検査を命じて実施するもの。</p>
	指導検査	<p>業務基準に基づく検査であり、初回輸入時等に、輸入食品等が食品衛生法に適合していることを確認するために検疫所が指導して輸入者が行うもの。</p>

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

表 1 - ( 3 ) - ③

モニタリング検査予定数の算出方法（平成 18 年度）

違反率		輸入件数		輸入重量		重要度		合計 点数	検査 予定数
点 数	違反率	点 数	輸入件数 (千件)	点 数	輸入重量 (万ト)	点 数	重要度		
0	0	0	0	0	0	1	過去に特に問題の認められないもの	0～5	29
1	0.00～0.32	1	0～2	1	0～2	3	規格基準が設定されているもの	5～7	59
2	0.32～0.64	2	2～8	2	2～8			7～9	119
3	0.64～1.28	3	8～32	3	8～32			9～11	299
4	1.28～2.56	4	32～128	4	32～128			11～13	598
5	2.56 以上	5	128 以上	5	128 以上	5	重点的に監視指導を実施すべきもの	13～15	1,197
								15以上	2,995

輸入食品の各品目（平成 16 年度は 120 品目、17 年度は 121 品目）の検査項目（抗生物質等、残留農薬、添加物、カビ毒、成分規格の 5 項目）別に、2 年前の違反率、輸入件数及び輸入重量の実績（過去 5 年の平均伸び率も検討）並びに検査の重要度をそれぞれ点数化し、合計点数に応じて検査予定数を設定する。

例えば、ある品目の残留農薬の 2 年前の違反率が 0.43%、品目の輸入件数（年平均）が 1 万件、同重量（年平均）が 40 万トンで、過去に特に問題が認められない場合、違反率は 2 点、輸入件数は 3 点、輸入重量は 4 点、重要度は 1 点と点数化され、これを合計した 10 点に相当する 299 件が当該品目の残留農薬に係るモニタリング検査予定数となる。さらに、この 299 件が、全国の検疫所の当該品目の前年度の輸入実績等を参考に、各検疫所に検査予定数として割り振られる。

なお、厚生労働省本省は、検疫所に割り振られた個別検査項目ごとの検査目標件数について、当該年度の届出実績をみつつ、平成 17 年度までは年度内に総件数を変えずに検疫所間の件数の割り振りを何度か変えていたが、平成 18 年度以降は検疫所（本所、支所、出張所及び分室）間の調整に任せている。

- (注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。
- 2 参考：CODEX「RECOMMENDED METHODS OF SAMPLING FOR THE DETERMINATION OF PESTICIDE RESIDUES FOR COMPLIANCES WITH MRLS(CAC/GL33-1999)」
- 3 違反率や輸入件数等の点数化の方法は毎年度異なっており、上記の点数化の方法は平成 18 年度のモニタリング計画策定の際に用いられた方法である。



表1- (3) -④

モニタリング計画により検査予定数が設定されている個別検査項目

年度 検査項目 品目	平成16					平成17						
	抗生物質等	残留農薬	添加物	成分規格	カビ毒	検査項目数	抗生物質等	残留農薬	添加物	成分規格	カビ毒	検査項目数
牛(水牛を含む.)	○	○		○		3	○	○		○		3
豚(イノ豚を含む.)	○	○				2	○	○				2
馬	○	○		○		3	○	○		○		3
羊	○	○				2	○	○				2
山羊	○	○				2	○	○				2
その他獣畜肉	○					1	○					1
鶏	○	○				2	○	○				2
その他食鳥肉	○					1	○					1
食鳥卵	○					1	○					1
その他生鮮畜産食品	○					1	○					1
食肉製品			○	○		2			○	○		2
乳製品			○	○		2			○	○		2
ナチュラルチーズ	○			○		2	○			○		2
プロセスチーズ	○		○			2	○		○	○		3
アイスクリーム類			○	○		1			○	○		2
その他乳・酪農製品			○	○		2			○	○		2
鶏卵製品	○		○			2	○		○	○		3
その他卵製品			○			1			○			1
冷凍食品(肉類)				○		1				○		1
レトルト食品(肉類)				○		1				○		1
蜂に関連した食品	該当なし						○		○			2
その他畜産加工食品	○		○			2	○		○			2
養殖魚類	○					1	○					1
天然魚類	○					1	○					1
二枚貝	○			○		2				○		1
二枚貝以外	○					1				○		1
養殖エビ類	該当なし						○		○			2
養殖甲殻類(カニ等)	該当なし						○		○			2
養殖甲殻類(エビ、カニ)	○		○			2	該当なし					
天然エビ類	該当なし						○		○			2
天然甲殻類(カニ等)	該当なし						○		○			2
天然甲殻類(エビ、カニ)	○		○			2	該当なし					
水産動物類(イカ、タコ)	○					1	○					1
海藻類			○			1			○			1
魚介類内臓等	○					1	○					1
魚類加工品(切り身)	○		○	○		3	○		○	○		3
魚類加工品(乾燥品等)			○			1	○		○			2
魚類加工品(すり身等)	○		○	○		3	○		○	○		3
冷凍食品(魚類)	○		○	○		3	○		○	○		3
レトルト食品(魚類)				○		1				○		1
貝類(むき身等)	○			○		2				○		1
貝類加工品			○			1			○	○		2
冷凍食品(貝類)	○			○		2				○		1
レトルト食品(貝類)				○		1				○		1
水産動物類(切り身、むき身)	○			○		2	○			○		2
水産動物類加工品(乾燥品等)	○		○	○		3	○		○	○		3
冷凍食品(水産動物類)	○		○	○		3	○		○	○		3
レトルト食品(水産動物類)				○		1				○		1
海藻加工品			○			1			○			1
魚介類卵加工品	○		○	○		3			○	○		2
その他水産加工食品			○			1			○			1
麦類		○			○	2		○			○	2
トウモロコシ類		○			○	2		○			○	2
雑穀		○			○	2		○			○	2
落花生		○				1		○				1
豆類		○				1		○				1
あぶらな科野菜		○				1		○				1
いも類		○				1		○				1
うり科野菜		○				1		○				1
きく科野菜		○				1		○				1
きのこ類		○				1		○				1
せり科野菜		○				1		○				1
なす科野菜		○				1		○				1
ゆり科野菜		○				1		○				1

年度	平成16						平成17						
	検査項目	抗生物質等	残留農薬	添加物	成分規格	カビ毒	検査項目数	抗生物質等	残留農薬	添加物	成分規格	カビ毒	検査項目数
品目													
その他野菜		○					1		○				1
キャベツ		○					1		○				1
だいこん		○					1		○				1
はくさい		○					1	該当なし					
ブロッコリー		○					1		○				1
かぼちゃ		○					1	該当なし					
きゅうり		○					1		○				1
レタス		○					1		○				1
トマト		○					1		○				1
なす		○					1	該当なし					
ピーマン		○					1		○				1
たまねぎ		○					1		○				1
果実		○					1		○	○			2
ナッツ類、種実類等		○				○	2		○			○	2
粉類		○	○				2		○	○			2
穀類加工品（水煮）			○				1			○			1
めん類			○	○			2			○	○		2
パン類			○				1			○			1
冷凍食品（穀類加工品）				○			1		○		○		2
レトルト食品（穀類加工品）				○			1				○		1
穀類加工品（水煮以外）			○				1			○			1
豆類加工品			○				1			○		○	2
冷凍食品（豆類加工品）			○	○			2			○	○	○	3
レトルト食品（豆類加工品）				○			1				○		1
野菜加工品（乾燥品等）		○	○				2		○	○			2
冷凍食品（野菜加工品）		○	○	○			3		○		○		2
レトルト食品（野菜加工品）				○			1				○		1
その他の野菜加工品			○				1			○	○		2
香辛料						○	1					○	1
茶		○					1		○				1
果実加工品			○				1		○	○		○	3
冷凍食品（果実加工品）			○	○			2		○	○	○		3
レトルト食品（果実の調整品）				○			1				○		1
種実類加工品			○			○	2			○		○	2
コーヒー豆製品		○	○				2			○			1
ココア製品			○				1			○			1
冷凍食品（種実類加工品）			○	○			2			○	○		2
レトルト食品（種実類加工品）				○			1				○		1
茶の代用品			○				1		○	○			2
デンプン			○				1			○			1
その他穀類加工品（粉ミックス等）			○				1			○			1
冷凍食品（その他の農産加工品）	該当なし								○	○			2
いり食品（その他の農産加工品）				○			1				○		1
その他の農産加工品			○				1			○			1
スープ・シチュー類			○				1			○			1
ソース等調味料			○				1			○			1
糖類			○				1			○			1
塩類			○				1			○			1
その他調味料			○				1			○			1
油脂類			○				1			○			1
菓子類			○				1			○			1
冷凍食品（その他食品）			○	○			2			○	○		2
レトルト食品（その他食品）				○			1				○		1
健康食品			○				1			○			1
その他の食品							1			○			1
ミネラルウォーター				○			1				○		1
清涼飲料水			○	○			2			○	○	○	3
アルコール飲料			○				1			○			1
食品添加物				○			1				○		1
器具				○			1				○		1
容器包装				○			1				○		1
おもちゃ				○			1				○		1

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 ○を付してあるものが、モニタリング計画により検査予定数が設定されている個別検査項目である。

表 1 - (3) - ⑤

## 検査種類別の輸入食品等検査実施状況（全国計）

（単位：件、千 t、%）

区分		年	平成 8	平成 1 4	平成 1 5	平成 1 6	平成 1 7	平成 1 8
件数	輸入食品届出件数		1, 117, 044	1, 618, 880 (100. 0)	1, 683, 176 (104. 0)	1, 791, 224 (110. 6)	1, 864, 412 (115. 2)	1, 859, 281 (114. 8)
	検査件数 (a)		119, 630	136, 087 (100. 0)	170, 872 (125. 6)	188, 904 (138. 8)	189, 362 (139. 1)	198, 936 (146. 2)
	行政検査		60, 142	63, 689 (100. 0)	70, 233 (110. 3)	65, 119 (102. 4)	66, 147 (103. 9)	61, 811 (97. 1)
	モニタリング検査		—	49, 743	56, 041	53, 701	55, 529	49, 611
	モニタリング検査以外		—	13, 946	14, 192	11, 418	10, 618	12, 200
	登録検査機関による検査		62, 385	78, 327 (100. 0)	107, 252 (136. 9)	127, 294 (162. 5)	125, 083 (159. 7)	139, 991 (178. 7)
	命令検査		17, 777	47, 333	64, 967	81, 839	73, 589	87, 779
	指導検査		44, 608	30, 994	42, 285	45, 455	51, 494	52, 212
	登録検査機関による検査件数が a に占める割合		52. 1	57. 6	62. 8	67. 4	66. 1	70. 4
	外国公的機関による検査		6, 385	6, 379 (100. 0)	5, 957 ( 93. 4)	6, 181 ( 96. 9)	7, 919 (124. 1)	6, 953 (109. 0)
	違反件数 (b)		781	972	1, 430	1, 143	935	1, 530
	行政検査		—	380	759	378	273	415
	モニタリング検査		—	226	181	205	162	343
	モニタリング検査以外		—	154	578	173	111	72
	登録検査機関による検査		—	628	683	777	669	1, 131
	命令検査		—	414	219	194	136	651
	指導検査		—	214	464	583	533	480
	外国公的機関による検査		—	0	1	2	0	1
	違反率 (b/a)		0. 65	0. 71	0. 84	0. 61	0. 49	0. 77
	重量	輸入食品届出重量		26, 068	33, 202 (100. 0)	34, 162 (102. 9)	34, 270 (103. 2)	33, 782 (101. 7)
検査重量 (c)			4, 362	2, 733 (100. 0)	3, 456 (126. 5)	3, 981 (145. 7)	4, 139 (151. 4)	6, 996 (256. 0)
行政検査			—	1, 818	2, 660	2, 957	3, 139	3, 259
モニタリング検査			—	1, 293	2, 206	2, 578	2, 718	2, 848
モニタリング検査以外			—	525	454	379	421	411
登録検査機関による検査			—	687	849	273	1, 025	5, 154
命令検査			—	484	655	88	812	4, 925
指導検査			—	203	194	185	213	229
登録検査機関による検査重量が c に占める割合			—	25. 1	24. 6	6. 9	24. 8	73. 7
外国公的機関による検査			—	65	53	63	72	84
違反重量 (d)			6	38	12	5	11	162
行政検査			—	7	9	2	5	5
モニタリング検査			—	6	1	1	1	4
モニタリング検査以外			—	1	8	1	4	1
登録検査機関による検査			—	7	9	2	5	157
命令検査			—	6	1	1	1	155
指導検査			—	1	8	1	4	2
外国公的機関による検査			—	—	0	0	0	0
違反率 (d/c)			0. 14	1. 39	0. 35	0. 13	0. 27	2. 32

- (注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。  
2 検査の合計数は実数であり、一つの輸入食品届出に対して複数の検査を実施しているものがあるため、各検査の合計とは一致しない場合がある。  
3 ( ) 内は、平成 14 年度値を 100 とした場合の指数である（小数点以下第 2 位を四捨五入した。）。  
4 平成 18 年度に重量に係る違反率が急増しているのは、同年度に、食品中に残留する農薬等に関するポジティブリストが導入された影響で、穀類等の違反重量が急増したことによる。  
5 統計がないものは「—」とした。  
6 「違反率」は、小数点以下第 3 位を四捨五入した。

表1 - (3) - ⑥

品目別の輸入食品等検査実施状況 (全国計)

○検査等件数

(単位：件、%)

年 食品群	輸入届出					検査						違反					
	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	内訳	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	違反率
畜産食品	174,190 (100)	177,926 (102.1)	138,358 (79.4)	155,442 (89.2)	143,008 (82.1)	9,103 (100)	7,599 (83.5)	5,601 (61.5)	6,615 (72.7)	6,624 (72.8)	3.3	12	435	50	4	5	0.08
畜産加工食品	146,397 (100)	149,132 (101.9)	155,114 (106.0)	177,743 (121.4)	185,176 (126.5)	6,485 (100)	12,249 (188.9)	15,151 (233.6)	14,091 (217.3)	13,077 (201.6)	6.6	71	100	76	88	82	0.63
水産食品	205,523 (100)	195,013 (94.9)	195,041 (94.9)	177,427 (86.3)	149,749 (72.9)	20,140 (100)	19,011 (94.4)	23,393 (116.2)	21,745 (108.0)	23,405 (116.2)	11.8	46	34	42	39	75	0.32
水産加工食品	156,170 (100)	169,539 (108.6)	203,047 (130.0)	204,491 (130.9)	205,820 (131.8)	26,996 (100)	37,802 (140.0)	46,224 (171.2)	43,088 (159.6)	45,225 (167.5)	22.7	165	221	259	222	328	0.73
農産食品	195,465 (100)	195,469 (100.0)	227,333 (116.3)	223,446 (114.3)	196,678 (100.6)	31,933 (100)	39,299 (123.1)	37,813 (118.4)	37,928 (118.8)	41,120 (128.8)	20.7	198	167	136	117	536	1.30
農産加工食品	262,605 (100)	282,699 (107.7)	314,242 (119.7)	336,168 (128.0)	342,983 (130.6)	20,582 (100)	29,190 (141.8)	33,541 (163.0)	38,848 (188.7)	42,510 (206.5)	21.4	267	229	285	236	298	0.70
その他食料品	141,542 (100)	156,853 (110.8)	167,708 (118.5)	184,052 (130.0)	188,390 (133.1)	11,799 (100)	15,390 (130.4)	17,031 (144.3)	17,141 (145.3)	16,970 (143.8)	8.5	128	175	186	153	140	0.82
飲料	154,254 (100)	157,423 (102.1)	167,385 (108.5)	167,858 (108.8)	179,860 (116.6)	6,260 (100)	7,048 (112.6)	6,295 (100.6)	6,056 (96.7)	5,908 (94.4)	3.0	27	28	68	33	30	0.51
食品添加物	29,416 (100)	32,694 (111.1)	36,643 (124.6)	36,979 (125.7)	38,707 (131.6)	312 (100)	368 (117.9)	301 (96.5)	282 (90.4)	337 (108.0)	0.2	9	6	3	4	6	1.78
器具	134,512 (100)	146,265 (108.7)	163,203 (121.3)	176,220 (131.0)	201,957 (150.1)	2,207 (100)	2,467 (111.8)	2,810 (127.3)	2,779 (125.9)	2,972 (134.7)	1.5	12	29	31	32	26	0.87
容器包装	7,578 (100)	8,972 (118.4)	10,811 (142.7)	12,010 (158.5)	11,815 (155.9)	195 (100)	198 (101.5)	228 (116.9)	207 (106.2)	309 (158.5)	0.2	36	1	1	2	1	0.32
おもちゃ	11,228 (100)	11,191 (99.7)	12,339 (109.9)	12,576 (112.0)	15,138 (134.8)	75 (100)	251 (334.7)	516 (688.0)	582 (776.0)	479 (638.7)	0.2	1	5	6	5	3	0.63
計	1,618,880 (100)	1,683,176 (104.0)	1,791,224 (110.6)	1,864,412 (115.2)	1,859,281 (114.8)	136,087 (100)	170,872 (125.6)	188,904 (138.8)	189,362 (139.1)	198,936 (146.2)	100.0	972	1,430	1,143	935	1,530	0.77

## ○検査等重量

(単位：t、%)

年 食品群	輸入届出					検査						違反					
	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	内訳	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	違反率
畜産食品	2,143,882 (100)	2,173,584 (101.4)	1,876,318 (87.5)	2,022,697 (94.3)	1,807,636 (84.3)	156,276 (100)	117,935 (75.5)	76,178 (48.7)	82,577 (52.8)	42,322 (27.1)	0.6	164	3,015	580	11	2	0.01
畜産加工食品	722,862 (100)	727,723 (100.7)	850,211 (117.6)	955,384 (132.2)	953,118 (131.9)	58,462 (100)	86,034 (147.2)	113,597 (194.3)	95,035 (162.6)	91,035 (155.7)	1.3	324	341	270	282	244	0.27
水産食品	1,921,060 (100)	1,713,639 (89.2)	1,690,026 (88.0)	1,578,592 (82.2)	1,346,588 (70.1)	119,192 (100)	133,298 (111.8)	189,378 (158.9)	150,655 (126.4)	159,728 (134.0)	2.3	100	54	68	86	273	0.17
水産加工食品	1,217,623 (100)	1,143,169 (93.9)	1,303,648 (107.1)	1,324,883 (108.8)	1,301,443 (106.9)	148,070 (100)	201,157 (135.9)	236,526 (159.7)	213,615 (144.3)	242,442 (163.7)	3.5	423	937	740	840	1,475	0.61
農産食品	20,557,698 (100)	21,335,740 (103.8)	20,991,560 (102.1)	19,902,265 (96.8)	20,583,080 (100.1)	1,965,967 (100)	2,531,199 (128.8)	2,957,025 (150.4)	3,148,203 (160.1)	5,947,666 (302.5)	85.0	35,393	6,340	2,044	8,861	158,278	2.66
農産加工食品	3,372,860 (100)	3,468,570 (102.8)	3,742,470 (111.0)	3,813,905 (113.1)	3,760,920 (111.5)	219,717 (100)	290,677 (132.3)	303,802 (138.3)	344,248 (156.7)	404,067 (183.9)	5.8	1,554	1,021	803	681	1,177	0.29
その他食料品	848,091 (100)	1,298,402 (153.1)	1,407,927 (166.0)	1,606,147 (189.4)	1,602,612 (189.0)	31,510 (100)	45,806 (145.4)	51,680 (164.0)	46,472 (147.5)	48,073 (152.6)	0.7	125	189	180	150	171	0.36
飲料	1,453,458 (100)	1,263,063 (86.9)	1,348,151 (92.8)	1,458,057 (100.3)	1,568,880 (107.9)	27,831 (100)	35,812 (128.7)	42,566 (152.9)	50,530 (181.6)	52,560 (188.9)	0.8	17	116	193	91	22	0.04
食品添加物	362,582 (100)	371,364 (102.4)	348,098 (96.0)	363,210 (100.2)	371,405 (102.4)	2,658 (100)	4,109 (154.6)	2,201 (82.8)	3,005 (113.1)	4,540 (170.8)	0.1	40	1	22	46	2	0.04
器具	523,462 (100)	586,182 (112.0)	616,896 (117.8)	646,216 (123.5)	701,840 (134.1)	2,730 (100)	8,695 (318.5)	6,092 (223.2)	3,033 (111.1)	2,605 (95.4)	0.0	3	17	13	4	8	0.31
容器包装	46,101 (100)	50,546 (109.6)	61,958 (134.4)	79,653 (172.8)	68,644 (148.9)	188 (100)	480 (255.3)	419 (222.9)	548 (291.5)	881 (468.6)	0.0	19	0	1	0	0	0
おもちゃ	32,271 (100)	30,346 (94.0)	32,936 (102.1)	30,643 (95.0)	29,644 (91.9)	62 (100)	397 (640.3)	1,084 (1748.4)	1,091 (1759.7)	396 (638.7)	0.0	0	24	0	6	2	0.51
計	33,201,949 (100)	34,162,328 (102.9)	34,270,198 (103.2)	33,781,652 (101.7)	34,095,810 (102.7)	2,732,662 (100)	3,455,601 (126.5)	3,980,548 (145.7)	4,139,013 (151.5)	6,996,317 (256.0)	100.0	38,163	12,057	4,914	11,059	161,653	2.31

- (注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。  
2 検査件数及び検査重量は、行政検査、登録検査機関による検査及び外国公的機関による検査の合計値である。  
3 「違反率」は、平成18年度の違反件数を検査件数で、18年度の違反重量を検査重量で、それぞれ除した値である（小数点以下第3位を四捨五入した。）。  
4 ( )内は、平成14年の件数又は重量を100とした場合の指数である（小数点以下第2位を四捨五入した。）。  
5 「内訳」は、小数点以下第2位を四捨五入した（0.04%未満は0.0と計上した。）。

表 1 - (3) - ⑦ 厚生労働省から検疫所に対するモニタリング計画の計画的実施に係る指示（平成 18 年度）

○平成 18 年度輸入食品監視指導計画の策定について（平成 18 年 3 月 24 日付け食安発第 0324002 号医薬食品局 食品安全部長通達）

平成 18 年度輸入食品監視指導計画

1～2 （略）

3 生産地の事情その他の事情からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項

(1) （略）

(2) 法第 28 条の規定に基づくモニタリング検査

検疫所が実施するモニタリング検査は、多種多様な輸入食品等の食品衛生上の状況について幅広く監視し、違反が発見された場合には輸入時の検査を強化するなどの対策を講じることを目的とする。

① 本省は、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、違反率並びに輸入件数及び輸入重量の多寡、違反内容の健康に及ぼす影響程度等を勘案し、モニタリング検査の検査件数及び検査項目（以下「モニタリング計画」という。）を定める。（以下略）

② （略）

③ 検疫所は、モニタリング計画の検査件数を実施するために、本省により割り当てられた検査件数について年間計画を立て、計画的に検査を実施する。

○「平成 18 年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について（平成 18 年 3 月 31 日付け食安輸発第 0331006 号医薬食品局安全部監視安全課輸入食品安全対策室長通達）（抜粋）

平成 18 年度輸入食品等モニタリング計画

I 輸入食品等モニタリング検査実施要領

1 （略）

2 対象

(1)～(2) （略）

(3) 検査件数

別表第 1 に示すとおりとし、企画情報課検疫所業務管理室から別途指示する各検疫所ごとに割り当てられる各食品群の検査項目及び検査件数により年間計画を立て、計画的に検査を実施する。

また、輸入実績や法違反状況を踏まえ、検査の実施が必要と判断される場合にあっては、別表第 1 によらず検査を実施して差し支えない。

なお、効果的・効率的なモニタリングを行う観点から、採取した 1 つの検体について、複数の検査項目についての検査を実施するように努める。

3～6 （略）

II～IX （略）

別表第 1～第 7 （略）

○「平成 18 年度輸入食品等モニタリング計画の実施について」（平成 18 年 4 月 17 日付け食安検発第 0417002 号食品安全部企画情報課検疫所業務管理室長通達）

標記については、平成 18 年 3 月 31 日食安輸発第 0331006 号により平成 18 年度輸入食品等モニタリング計画（以下「モニタリング計画」という。）が示されたところですが、その実施に当たってはモニタリング計画とあわせ下記により行うこととしますので、各検疫所においては、本通知により割り当てられた検査件数について年間計画を立て、計画的に検査を実施するようお願いします。（以下略）

記 （略）

(注) 1 下線は、当省が付した。

2 厚生労働省は、モニタリング計画の策定に当たり、毎年度、検疫所に対して同様の指示を行っている。

表 1 - ( 3 ) - ⑧

モニタリング計画が定める個別検査項目別検査予定数の検疫所別達成状況

年度及び 検疫所の本所及び支所（窓口）名		区分	モニタリング計画により検査予定数が設定されている品目数及び個別検査項目数（a）	達成率が100%未満の品目及び個別検査項目数（b）	達成率が50%未満の品目数及び個別検査項目数（c）		達成率が0%の品目数及び個別検査項目数（d）		達成率が100%未満の個別検査項目数が、検査予定数の設定された個別検査項目数に占める割合（b/a）	達成率が50%未満の個別検査項目数が、検査予定数の設定された個別検査項目数に占める割合（c/a）	達成率が0%の個別検査項目数が、検査予定数の設定された個別検査項目数に占める割合（d/a）
					達成率が50%未満の品目数	達成率が50%未満の個別検査項目数	達成率が0%の品目数	達成率が0%の個別検査項目数			
平成 16 年度	モニタリング計画で検査予定数が設定された個別検査項目のすべてにおいて、検査予定数以上の検査を実施している検疫所	仙台空港検疫所支所	4品目 4項目	0品目 0項目	0品目 0項目	0品目 0項目	0品目 0項目	0品目 0項目	0%	0%	0%
		個別検査項目の50%以上で検査実施数が検査予定数を下回っている検疫所	東京検疫所（食品監視課）	107品目 151項目	60品目 78項目	23品目 25項目	9品目 9項目	51.7%	16.6%	6.0%	
			新潟検疫所	30品目 41項目	20品目 26項目	19品目 24項目	18品目 22項目	63.4%	58.5%	53.7%	
			神戸検疫所（食品監視課）	92品目 135項目	66品目 81項目	38品目 42項目	20品目 22項目	60.0%	31.1%	16.3%	
			福岡検疫所	90品目 128項目	51品目 67項目	33品目 40項目	22品目 27項目	52.3%	31.3%	21.1%	
			千歳空港検疫所支所	13品目 16項目	10品目 13項目	9品目 11項目	9品目 10項目	81.3%	68.8%	62.5%	
			川崎検疫所支所	71品目 106項目	49品目 68項目	37品目 47項目	20品目 25項目	64.2%	44.3%	23.6%	
			広島空港検疫所支所	2品目 2項目	1品目 1項目	1品目 1項目	1品目 1項目	50.0%	50.0%	50.0%	
		長崎検疫所支所	19品目 24項目	11品目 15項目	10品目 14項目	10品目 14項目	62.5%	58.3%	58.3%		
		個別検査項目の20%以上50%未満で検査実施数が検査予定数を下回っている検疫所	小樽検疫所	58品目 89項目	17品目 18項目	8品目 9項目	6品目 6項目	20.2%	10.1%	6.7%	
			仙台検疫所	56品目 83項目	19品目 25項目	12品目 16項目	6品目 7項目	30.1%	19.3%	8.4%	
			成田空港検疫所	98品目 142項目	40品目 50項目	19品目 22項目	6品目 8項目	35.2%	15.5%	5.6%	
			東京検疫所（食品監視第二課）	54品目 86項目	26品目 34項目	16品目 19項目	11品目 12項目	39.5%	22.1%	14.0%	
	横浜検疫所		107品目 150項目	42品目 51項目	21品目 24項目	9品目 10項目	34.0%	16.0%	6.7%		
	大阪検疫所		102品目 149項目	51品目 61項目	23品目 25項目	10品目 10項目	40.9%	16.8%	6.7%		
	関西空港検疫所		80品目 110項目	28品目 35項目	19品目 20項目	9品目 9項目	31.8%	18.2%	8.2%		
	神戸検疫所（食品監視第二課）	91品目 133項目	36品目 46項目	18品目 23項目	8品目 10項目	34.6%	17.3%	7.5%			
	広島検疫所	56品目 71項目	23品目 28項目	15品目 18項目	12品目 13項目	39.4%	25.4%	18.3%			

年度及び 検疫所の本所及び支所（窓口）名			区分	モニタリング計画により検査予定数が設定されている品目数及び個別検査項目数（a）				達成率が100%未満の個別検査項目数が、検査予定数の設定された個別検査項目数に占める割合（b/a）		達成率が50%未満の個別検査項目数が、検査予定数の設定された個別検査項目数に占める割合（c/a）		達成率が0%の個別検査項目数が、検査予定数の設定された個別検査項目数に占める割合（d/a）	
				達成率が100%未満の品目及び個別検査項目数（b）	達成率が50%未満の品目数及び個別検査項目数（c）	達成率が0%の品目数及び個別検査項目数（d）							
平成 16 年度	モニタリング計画で検査予定数が設定された個別検査項目の一部において、検査実施数が検査予定数を下回っている検疫所	個別検査項目の20%以上50%未満で検査実施数が検査予定数を下回っている検疫所	那覇検疫所	55品目 72項目	14品目 17項目	11品目 14項目	11品目 14項目	23.6%	19.4%	19.4%			
			千葉検疫所支所	28品目 43項目	11品目 18項目	10品目 14項目	6品目 8項目	41.9%	32.6%	18.6%			
			清水検疫所支所	53品目 77項目	21品目 24項目	12品目 13項目	10品目 11項目	31.2%	16.9%	14.3%			
			中部空港検疫所支所	53品目 72項目	14品目 19項目	10品目 14項目	9品目 11項目	26.4%	19.4%	15.3%			
			福岡空港検疫所支所	45品目 63項目	22品目 29項目	18品目 23項目	15品目 20項目	46.0%	36.5%	31.7%			
			鹿児島検疫所支所	20品目 27項目	9品目 12項目	8品目 11項目	6品目 7項目	44.4%	40.7%	25.9%			
			那覇空港検疫所支所	6品目 7項目	2品目 3項目	2品目 2項目	2品目 2項目	42.9%	28.6%	28.6%			
		個別検査項目の0%超20%未満で検査実施数が検査予定数を下回っている検疫所	名古屋検疫所	84品目 125項目	20品目 22項目	8品目 8項目	4品目 4項目	17.6%	6.4%	3.2%			
合 計			1,474品目 2,106項目	663品目 841項目	400品目 479項目	249品目 292項目	39.9%	22.7%	13.9%				
平成 17 年度	モニタリング計画で検査予定数が設定された個別検査項目のすべてにおいて、検査予定数以上の検査を実施している検疫所		仙台空港検疫所支所	3品目 3項目	0品目 0項目	0品目 0項目	0品目 0項目	0%	0%	0%			
			広島空港検疫所支所	2品目 2項目	0品目 0項目	0品目 0項目	0品目 0項目	0%	0%	0%			
	モニタリング計画で検査予定数が設定された個別検査項目の一部において、検査実施数が検査予定数を下回っている検疫所	個別検査項目の50%以上で検査実施数が検査予定数を下回っている検疫所		東京検疫所（食品監視課）	110品目 170項目	71品目 100項目	52品目 70項目	〔 27品目 34項目 3品目 3項目〕	58.8%	41.2%	20.0%		
				神戸検疫所（食品監視課）	89品目 140項目	59品目 77項目	35品目 44項目	〔 20品目 25項目 6品目 7項目〕	55.0%	31.4%	17.9%		
				千歳空港検疫所支所	8品目 12項目	5品目 6項目	5品目 6項目	〔 5品目 5項目 1品目 1項目〕	50.0%	50.0%	41.7%		
		川崎検疫所支所	69品目 115項目	46品目 69項目	31品目 40項目	〔 18品目 24項目 9品目 12項目〕	60.0%	34.8%	20.9%				



年度及び 検疫所の本所及び支所（窓口）名	区分	モニタリング計画により検査予定数が設定されている品目数及び個別検査項目数（a）	達成率が100%未満の品目及び個別検査項目数（b）				達成率が100%未満の個別検査項目数が、検査予定数の設定された個別検査項目数に占める割合（b/a）	達成率が50%未満の個別検査項目数が、検査予定数の設定された個別検査項目数に占める割合（c/a）	達成率が0%の個別検査項目数が、検査予定数の設定された個別検査項目数に占める割合（d/a）	
			達成率が50%未満の品目数及び個別検査項目数（c）	達成率が0%の品目数及び個別検査項目数（d）						
平成 17 年度	モニタリング計画で検査予定数が設定された個別検査項目の一部において、検査実施数が検査予定数を下回っている検疫所	個別検査項目の50%以上で検査実施数が検査予定数を下回っている検疫所	清水検疫所支所	52品目 84項目	37品目 48項目	24品目 27項目	17品目 20項目 { 3品目 3項目}	57.1%	32.1%	23.8%
			仙台検疫所	52品目 84項目	20品目 25項目	14品目 15項目	12品目 13項目 { 1品目 2項目}	29.8%	17.9%	15.5%
			成田空港検疫所	103品目 159項目	55品目 77項目	30品目 41項目	16品目 20項目 { 4品目 4項目}	48.4%	25.8%	12.6%
			横浜検疫所	102品目 157項目	44品目 53項目	21品目 24項目	11品目 12項目 { 5品目 5項目}	33.8%	15.3%	7.6%
			大阪検疫所	101品目 156項目	54品目 74項目	29品目 36項目	16品目 21項目 { 1品目 1項目}	47.4%	23.1%	13.5%
			関西空港検疫所	71品目 107項目	38品目 47項目	29品目 33項目	19品目 22項目 { 2品目 2項目}	43.9%	30.8%	20.6%
			神戸検疫所（食品監視第二課）	86品目 135項目	46品目 57項目	32品目 40項目	19品目 21項目 { 3品目 3項目}	42.2%	29.6%	15.6%
			広島検疫所	56品目 84項目	22品目 30項目	13品目 17項目	11品目 15項目 { 1品目 2項目}	35.7%	20.2%	17.9%
			福岡検疫所	86品目 130項目	40品目 53項目	21品目 27項目	13品目 18項目 { 5品目 6項目}	40.8%	20.8%	13.9%
			千葉検疫所支所	21品目 41項目	9品目 12項目	4品目 5項目	2品目 2項目	29.3%	12.2%	4.9%
中部空港検疫所支所	43品目 58項目	12品目 16項目	7品目 10項目	6品目 8項目	27.6%	17.2%	13.8%			

年度及び 検疫所の本所及び支所（窓口）名			区分	モニタリング計画により検査予定数が設定されている品目数及び個別検査項目数（a）	達成率が100%未満の品目及び個別検査項目数（b）	達成率が50%未満の品目数及び個別検査項目数（c）		達成率が0%の品目数及び個別検査項目数（d）	達成率が100%未満の個別検査項目数が、検査予定数の設定された個別検査項目数に占める割合（b/a）	達成率が50%未満の個別検査項目数が、検査予定数の設定された個別検査項目数に占める割合（c/a）	達成率が0%の個別検査項目数が、検査予定数の設定された個別検査項目数に占める割合（d/a）
平成 17 年度	モニタリング計画で検査予定数が設定された個別検査項目の一部において、検査実施数が検査予定数を下回っている検疫所	個別検査項目の20%以上50%未満で検査実施数が検査予定数を下回っている検疫所	福岡空港検疫所支所	34品目 48項目	18品目 23項目	15品目 8項目	13品目 16項目 { 2項目 2項目}	47.9%	16.7%	33.3%	
			長崎検疫所支所	9品目 15項目	7品目 7項目	6品目 6項目	6品目 6項目 { 1品目 1項目}	46.7%	40.0%	40.0%	
			鹿児島検疫所支所	19品目 30項目	4品目 6項目	3品目 5項目	3品目 5項目	20.0%	16.7%	16.7%	
			那覇空港検疫所支所	7品目 8項目	2品目 2項目	2品目 2項目	2品目 2項目	25.0%	25.0%	25.0%	
	個別検査項目の0%超20%未満で検査実施数が検査予定数を下回っている検疫所		小樽検疫所	65品目 102項目	16品目 20項目	9品目 10項目	5品目 6項目	19.6%	9.8%	5.9%	
			東京検疫所（食品監視第二課）	52品目 90項目	7品目 10項目	1品目 2項目	1品目 2項目	11.1%	2.2%	2.2%	
			新潟検疫所	26品目 41項目	4品目 5項目	3品目 3項目	2品目 2項目	12.2%	7.3%	4.9%	
			名古屋検疫所	86品目 135項目	20品目 26項目	6品目 7項目	2品目 2項目	19.3%	5.2%	1.5%	
			那覇検疫所	50品目 73項目	6品目 6項目	3品目 3項目	3品目 3項目 { 1品目 1項目}	8.2%	4.1%	4.1%	
			合 計		1,402品目 2,179項目	642品目 849項目	395品目 481項目	249品目 304項目 { 48品目 55項目}	39.0%	22.1%	14.0%

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 網掛けしているもの（平成16年度：新潟検疫所、千歳空港検疫所支所、広島空港検疫所支所、長崎検疫所支所）は、モニタリング計画により検査予定数が設定された個別検査項目の50%以上で検査実施数が皆無となっている検疫所である。  
 3 平成17年度の「達成率が0%の品目数及び個別検査項目数（d）」欄の（ ）内は、2年度連続で達成率が0%の品目数及び個別検査項目延べ数である。（検疫所15か所の16窓口）  
 4 「達成率が100%未満の個別検査項目数が検査予定数の設定された個別検査項目数に占める割合」及び当該欄内の2欄は、小数点以下第2位を四捨五入した。

表 1 - (3) - ⑨ 検査実施数が平成 16・17 年度の 2 年連続で皆無の品目及び個別検査項目（検査所：16 か所）

（単位：件、％）

区分 検査所 （窓口）名	検査実施数が平成 16・17 年度の 2 年連続で 皆無の品目及び個別検査項目		年度	モニタリング計画達成状況等			
	品目	個別検査項目		検査予定 数（a）	輸入届出 件数	実施数 （b）	検査予定 達成率 （b/a）
仙台検査所（1 品目の 2 項目）	魚介類卵加工品	添加物	平成 16	1	20	0	0
			平成 17	1	13	0	0
			2 年間計	2	33	0	0
		成分規格	平成 16	1	20	0	0
			平成 17	1	13	0	0
			2 年間計	2	33	0	0
成田空港検査 所（4 品目の 4 項目）	冷凍食品（貝類）	成分規格	平成 16	1	8	0	0
			平成 17	1	17	0	0
			2 年間計	2	25	0	0
	その他水産加工食品	添加物	平成 16	1	18	0	0
			平成 17	1	9	0	0
			2 年間計	2	27	0	0
	冷凍食品（豆類加工品）	添加物	平成 16	1	8	0	0
			平成 17	1	5	0	0
			2 年間計	2	13	0	0
	食品添加物	成分規格	平成 16	5	15,123	0	0
			平成 17	6	15,412	0	0
			2 年間計	11	30,535	0	0
東京検査所（食 品監視課）（3 品目の 3 項目）	レトルト食品（水産動 物類）	成分規格	平成 16	1	2	0	0
			平成 17	47	2	0	0
			2 年間計	48	4	0	0
	野菜加工品（乾燥品等）	残留農薬	平成 16	3	2,599	0	0
			平成 17	102	2,862	0	0
			2 年間計	105	5,461	0	0
	レトルト食品（果実の 調整品）	成分規格	平成 16	1	4	0	0
			平成 17	2	18	0	0
			2 年間計	3	22	0	0
横浜検査所（5 品目の 5 項目）	貝類（むき身等）	成分規格	平成 16	1	6	0	0
			平成 17	1	8	0	0
			2 年間計	2	14	0	0
	レトルト食品（果実の 調整品）	成分規格	平成 16	1	4	0	0
			平成 17	1	0	0	0
			2 年間計	2	4	0	0
	冷凍食品（種実類加工 品）	成分規格	平成 16	2	23	0	0
			平成 17	1	9	0	0
			2 年間計	3	32	0	0
	レトルト食品（その他 の農産加工品）	成分規格	平成 16	3	12	0	0
			平成 17	3	7	0	0
			2 年間計	6	19	0	0
	容器包装	成分規格	平成 16	8	1,330	0	0
			平成 17	43	1,801	0	0
			2 年間計	51	3,131	0	0
大阪検査所（1 品目の 1 項目）	レトルト食品（水産動 物類）	成分規格	平成 16	3	18	0	0
			平成 17	2	2	0	0
			2 年間計	5	20	0	0
関西空港検査 所（2 品目の 2 項目）	ピーマン	残留農薬	平成 16	5	1,215	0	0
			平成 17	1	1,044	0	0
			2 年間計	6	2,259	0	0
	レトルト食品（野菜加 工品）	成分規格	平成 16	1	16	0	0
			平成 17	1	17	0	0
			2 年間計	2	33	0	0

区分 検疫所 (窓口) 名	検査実施数が平成 16・17 年度の 2 年連続で 皆無の品目及び個別検査項目		年度	モニタリング計画達成状況等				
	品目	個別検査項目		検査 予定 数 (a)	輸入届出 件数	実 施 数 (b)	検査予定 達成率 (b/a)	
神戸検疫所 (食 品監視課) (6 品目の 7 項目)	乳製品	添加物	平成 16	2	42	0	0	
			平成 17	2	30	0	0	
			2 年間計	4	72	0	0	
		成分規格	平成 16	2	42	0	0	
			平成 17	2	30	0	0	
			2 年間計	4	72	0	0	
	その他畜産加工品	添加物	平成 16	9	231	0	0	
			平成 17	2	106	0	0	
			2 年間計	11	337	0	0	
	二枚貝	成分規格	平成 16	16	241	0	0	
			平成 17	4	227	0	0	
			2 年間計	20	468	0	0	
	デンプン	添加物	平成 16	4	838	0	0	
			平成 17	4	917	0	0	
			2 年間計	8	1,755	0	0	
	その他の農産加工品	添加物	平成 16	6	201	0	0	
			平成 17	2	265	0	0	
			2 年間計	8	466	0	0	
	糖類	添加物	平成 16	3	617	0	0	
			平成 17	16	679	0	0	
			2 年間計	19	1,296	0	0	
	神戸検疫所 (食 品監視第二課) (3 品目の 3 項目)	その他畜産加工品	添加物	平成 16	11	248	0	0
				平成 17	3	98	0	0
				2 年間計	14	346	0	0
二枚貝		成分規格	平成 16	9	32	0	0	
			平成 17	3	36	0	0	
			2 年間計	12	68	0	0	
魚類加工品 (すり身等)		成分規格	平成 16	1	1,100	0	0	
			平成 17	21	935	0	0	
			2 年間計	22	2,035	0	0	
広島検疫所 (1 品目の 2 項目)	トウモロコシ類	残留農薬	平成 16	4	10	0	0	
			平成 17	3	6	0	0	
			2 年間計	7	16	0	0	
		カビ毒	平成 16	4	10	0	0	
			平成 17	3	6	0	0	
			2 年間計	7	16	0	0	
福岡検疫所 (5 品目の 6 項目)	乳製品	添加物	平成 16	1	13	0	0	
			平成 17	1	12	0	0	
			2 年間計	2	25	0	0	
		成分規格	平成 16	1	13	0	0	
			平成 17	1	12	0	0	
			2 年間計	2	25	0	0	
	レタス	残留農薬	平成 16	17	46	0	0	
			平成 17	1	3	0	0	
			2 年間計	18	49	0	0	
	めん類	成分規格	平成 16	5	668	0	0	
			平成 17	3	618	0	0	
			2 年間計	8	1,286	0	0	
	器具	成分規格	平成 16	7	3,643	0	0	
			平成 17	8	3,588	0	0	
			2 年間計	15	7,231	0	0	
容器包装	成分規格	平成 16	3	753	0	0		
		平成 17	21	920	0	0		
		2 年間計	24	1,673	0	0		
那覇検疫所 (1 品目の 1 項目)	器具	成分規格	平成 16	2	1,077	0	0	
			平成 17	2	1,050	0	0	
			2 年間計	4	2,127	0	0	

区分 検疫所 (窓口)名	検査実施数が平成16・17年度の2年連続で皆無の品目及び個別検査項目		年度	モニタリング計画達成状況等			
	品目	個別検査項目		検査予定数 (a)	輸入届出 件数	実施数(b)	検査予定 達成率 (b/a)
千歳空港検疫所支所 (1品目の1項目)	ナチュラルチーズ	抗生物質等	平成16	9	989	0	0
			平成17	7	1,077	0	0
			2年間計	16	2,066	0	0
川崎検疫所支所 (9品目の12項目)	その他の生鮮畜産食品	抗生物質等	平成16	3	602	0	0
			平成17	1	643	0	0
			2年間計	4	1,245	0	0
	乳製品	添加物	平成16	3	43	0	0
			平成17	2	17	0	0
			2年間計	5	60	0	0
		成分規格	平成16	3	43	0	0
			平成17	2	17	0	0
			2年間計	5	60	0	0
	鶏卵製品	抗生物質等	平成16	2	116	0	0
			平成17	2	215	0	0
			2年間計	4	331	0	0
		添加物	平成16	2	116	0	0
			平成17	2	215	0	0
			2年間計	4	331	0	0
	その他畜産加工品	抗生物質等	平成16	20	191	0	0
			平成17	1	41	0	0
			2年間計	21	232	0	0
		添加物	平成16	13	191	0	0
			平成17	1	41	0	0
			2年間計	14	232	0	0
	魚介類卵加工品	成分規格	平成16	35	411	0	0
			平成17	16	508	0	0
			2年間計	51	919	0	0
	茶の代用品	添加物	平成16	1	268	0	0
			平成17	3	306	0	0
			2年間計	4	574	0	0
	その他調味料	添加物	平成16	2	146	0	0
			平成17	7	156	0	0
			2年間計	9	302	0	0
健康食品	添加物	平成16	1	50	0	0	
		平成17	2	33	0	0	
		2年間計	3	83	0	0	
器具	成分規格	平成16	1	415	0	0	
		平成17	1	379	0	0	
		2年間計	2	794	0	0	
清水検疫所支所 (3品目の3項目)	養殖甲殻類(エビ、カニ)【平成17年度：養殖エビ類】	添加物	平成16	1	15	0	0
			平成17	1	9	0	0
			2年間計	2	24	0	0
	水産動物類(切り身)	成分規格	平成16	1	13	0	0
			平成17	1	14	0	0
			2年間計	2	27	0	0
	冷凍食品(穀類加工品)	成分規格	平成16	5	83	0	0
			平成17	2	75	0	0
			2年間計	7	158	0	0
福岡空港検疫所支所 (2品目の2項目)	馬	成分規格	平成16	20	130	0	0
			平成17	1	160	0	0
			2年間計	21	290	0	0
	水産動物類加工品(乾燥品等)	抗生物質等	平成16	1	18	0	0
			平成17	1	17	0	0
			2年間計	2	35	0	0
長崎検疫所(1品目の1項目)	その他の食品	添加物	平成16	2	10	0	0
			平成17	1	0	0	0
			2年間計	3	10	0	0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 品目名は、平成16年度の分類名を記載している。

表1-(3)-⑩ 平成16年度モニタリング検査実施状況(全国計)

食品群	品目名	検査予定数(a)						届出件数(c)	検査実施数(実数)(d)	検査実施数(e)					
		1抗生物質等	2残留農薬	3添加物	4成分規格	5カビ毒	小計(延べ)(b)			1抗生物質等	2残留農薬	3添加物	4成分規格	5カビ毒	小計(延べ)(f)
畜産食品	001牛(水牛を含む)	598	598	0	598	0	1,794	51,381	962	959	829	1	783	0	2,572
	002豚(イノ豚を含む)	598	598	0	0	0	1,196	52,474	892	882	806	2	0	0	1,690
	003馬	299	299	0	299	0	897	2,761	472	452	293	0	200	0	945
	004羊	5	5	0	0	0	10	2,492	23	23	18	0	0	0	41
	005山羊	5	5	0	0	0	10	21	6	5	5	0	0	0	10
	006その他獣畜肉	5	0	0	0	0	5	759	5	5	0	0	0	0	5
	007鶏	2,995	2,995	0	0	0	5,990	22,021	2,503	2,501	2,340	0	0	0	4,841
	008その他食鳥肉	59	0	0	0	0	59	8,702	60	60	1	0	0	0	61
	009食鳥卵	5	0	0	0	0	5	156	10	10	0	0	0	0	10
	010その他の生鮮畜産食品	5	0	0	0	0	5	2,513	3	3	0	0	0	0	3
	計	4,574	4,500	0	897	0	9,971	143,280	4,936	4,900	4,292	3	983	0	10,178
畜産加工食品	011食肉製品	0	0	598	598	0	1,196	39,502	735	26	0	651	707	0	1,384
	012乳製品	0	0	59	59	0	118	1,320	47	0	0	41	45	0	86
	013ナチュラルチーズ	598	0	0	598	0	1,196	81,035	948	591	0	55	618	0	1,264
	014プロセスチーズ	59	0	59	0	0	118	1,037	58	45	0	49	4	0	98
	015アイスクリーム類	0	0	0	299	0	299	2,472	181	0	0	121	166	0	287
	016その他乳・酪農製品	0	0	29	29	0	58	7,022	60	4	0	41	22	0	67
	017鶏卵製品	29	0	29	0	0	58	1,593	94	33	0	84	0	0	117
	018その他卵製品	0	0	29	0	0	29	740	17	0	0	17	0	0	17
	019冷凍食品(肉類)	0	0	0	598	0	598	20,949	598	6	0	418	588	0	1,012
	020レトルト食品(肉類)	0	0	0	5	0	5	243	4	0	0	2	3	0	5
	021その他畜産加工食品	299	0	299	0	0	598	7,688	333	299	0	155	1	0	455
計	985	0	1,102	2,186	0	4,273	163,601	3,075	1,004	0	1,634	2,154	0	4,792	
水産食品	022養殖魚類	598	0	0	0	0	598	25,273	876	884	0	16	43	0	943
	023天然魚類	59	0	0	0	0	59	100,001	372	325	0	3	61	0	389
	024二枚貝	598	0	0	598	0	1,196	9,680	696	673	0	0	588	0	1,261
	025二枚貝以外	5	0	0	0	0	5	4,623	10	9	0	1	1	0	11
	026養殖甲殻類(エビ、カニ)	598	0	598	0	0	1,196	8,049	698	696	0	510	159	0	1,365
	027天然甲殻類(エビ、カニ)	59	0	59	0	0	118	27,061	1,033	1,021	0	124	34	0	1,179
	028水産動物類(イカ、タコ)	299	0	0	0	0	299	6,079	225	225	0	53	31	0	309
	029海藻類	0	0	5	0	0	5	1,047	3	1	0	3	0	0	4
	030魚介類内臓等	59	0	0	0	0	59	8,037	70	70	0	2	1	0	73
	計	2,275	0	662	598	0	3,535	189,850	3,983	3,904	0	712	918	0	5,534
水産加工食品	031魚類加工品(切り身)	299	0	299	299	0	897	32,507	902	809	0	311	411	0	1,531
	032魚類加工品(乾燥品等)	0	0	299	0	0	299	5,418	219	20	0	212	0	0	232
	033魚類加工品(すり身等)	299	0	299	299	0	897	16,850	552	372	0	447	165	0	984
	034冷凍食品(魚類)	299	0	299	299	0	897	34,595	587	236	0	416	438	0	1,090
	035レトルト食品(魚類)	0	0	0	5	0	5	782	7	0	0	5	6	0	11
	036貝類(むき身等)	598	0	0	598	0	1,196	5,687	727	352	0	6	654	0	1,012
	037貝類加工品	0	0	29	0	0	29	2,846	78	49	0	33	32	0	114
	038冷凍食品(貝類)	59	0	0	59	0	118	1,534	58	41	0	15	43	0	99
	039レトルト食品(貝類)	0	0	0	5	0	5	195	7	1	0	2	7	0	10
	040水産動物類(切り身、むき身)	2,995	0	0	2,995	0	5,990	38,402	3,645	2,779	0	821	2,483	0	6,083
	041水産動物類加工品(乾燥品等)	598	0	598	598	0	1,794	15,945	618	474	0	490	292	0	1,256
	042冷凍食品(水産動物類)	299	0	299	299	0	897	30,123	626	390	0	383	480	0	1,253
	043レトルト食品(水産動物類)	0	0	0	5	0	5	48	1	0	0	1	1	0	2
	044海藻加工品	0	0	5	0	0	5	8,199	85	0	0	85	0	0	85
045魚介類卵加工品	299	0	299	299	0	897	9,424	336	180	0	259	178	0	617	
046その他水産加工食品	0	0	29	0	0	29	624	6	0	0	6	0	0	6	
計	5,745	0	2,465	5,760	0	13,960	203,179	8,454	5,703	0	3,492	5,190	0	14,385	

(単位: 件、%)

品目名	違反件数(g)						実施率 (d/c)	達成率(e/a)					(f/b)	違反率(g/e)					(h/f)
	1抗生物 質等	2残留 農薬	3添加物	4成分 規格	5カビ毒	6小群 (死)		1抗生物 質等	2残留農 薬	3添加物	4成分規 格	5カビ毒		1抗生 物質等	2残留 農薬	3添加物	4成分 規格	5カビ毒	
001牛(水牛を含む)	0	0	0	0	0	0	1.9	160.4	138.6		130.9	143.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
002豚(イノ豚を含む)	0	0	0	0	0	0	1.7	147.5	134.8			141.3	0.0	0.0	0.0		0.0		
003馬	0	0	0	0	0	0	17.1	151.2	98.0		66.9	105.4	0.0	0.0		0.0	0.0		
004羊	0	0	0	0	0	0	0.9	460.0	360.0			410.0	0.0	0.0			0.0		
005山羊	0	0	0	0	0	0	28.6	100.0	100.0			100.0	0.0	0.0			0.0		
006その他獣畜肉	0	0	0	0	0	0	0.7	100.0				100.0	0.0				0.0		
007鶏	6	0	0	0	0	6	11.4	83.5	78.1			80.8	0.2	0.0			0.1		
008その他食鳥肉	0	0	0	0	0	0	0.7	101.7				103.4	0.0	0.0			0.0		
009食鳥卵	0	0	0	0	0	0	6.4	200.0				200.0	0.0				0.0		
010その他の生鮮畜産食品	0	0	0	0	0	0	0.1	60.0				60.0	0.0				0.0		
計	6	0	0	0	0	6	3.4	107.1				102.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1		
011食肉製品	0	0	0	6	0	6	1.9			108.9	118.2	115.7	0.0		0.0	0.8	0.4		
012乳製品	0	0	2	2	0	4	3.6			69.5	76.3	72.9			4.9	4.4	4.7		
013ナチュラルチーズ	0	0	0	0	0	0	1.2	98.8			103.3	105.7	0.0		0.0	0.0	0.0		
014プロセスチーズ	0	0	0	0	0	0	5.6	76.3		83.1		83.1	0.0		0.0	0.0	0.0		
015アイスクリーム類	0	0	0	4	0	4	7.3				55.5	96.0			0.0	2.4	1.4		
016その他乳・酪農製品	0	0	0	0	0	0	0.9			141.4	75.9	115.5	0.0		0.0	0.0	0.0		
017鶏卵製品	0	0	0	0	0	0	5.9	113.8		289.7		201.7	0.0		0.0		0.0		
018その他卵製品	0	0	0	0	0	0	2.3			58.6		58.6			0.0		0.0		
019冷凍食品(肉類)	0	0	0	7	0	7	2.9				98.3	169.2	0.0		0.0	1.2	0.7		
020レトルト食品(肉類)	0	0	0	0	0	0	1.6				60.0	100.0			0.0	0.0	0.0		
021その他畜産加工食品	3	0	0	0	0	3	4.3	100.0		51.8		76.1	1.0		0.0	0.0	0.7		
計	3	0	2	19	0	24	1.9	101.9		148.3	98.5	112.1	0.3		0.1	0.9	0.5		
022養殖魚類	5	0	0	0	0	5	3.5	147.8				157.7	0.6		0.0	0.0	0.5		
023天然魚類	3	0	0	0	0	3	0.4	550.8				659.3	0.9		0.0	0.0	0.8		
024二枚貝	1	0	0	0	0	1	7.2	112.5			98.3	105.4	0.1			0.0	0.1		
025二枚貝以外	0	0	0	0	0	0	0.2	180.0				220.0	0.0		0.0	0.0	0.0		
026養殖甲殻類(エビ、カニ)	0	0	0	0	0	0	8.7	116.4		85.3		114.1	0.0		0.0	0.0	0.0		
027天然甲殻類(エビ、カニ)	1	0	0	0	0	1	3.8	1,730.5		210.2		999.2	0.1		0.0	0.0	0.1		
028水産動物類(イカ、タコ)	7	0	0	0	0	7	3.7	75.3				103.3	3.1		0.0	0.0	2.3		
029海藻類	0	0	0	0	0	0	0.3			60.0		80.0	0.0		0.0		0.0		
030魚介類内臓等	0	0	0	0	0	0	0.9	118.6				123.7	0.0		0.0	0.0	0.0		
計	17	0	0	0	0	17	2.1	171.6		107.6	153.5	156.5	0.4		0.0	0.0	0.3		
031魚類加工品(切り身)	0	0	0	3	0	3	2.8	270.6		104.0	137.5	170.7	0.0		0.0	0.7	0.2		
032魚類加工品(乾燥品等)	0	0	0	0	0	0	4.0			70.9		77.6	0.0		0.0		0.0		
033魚類加工品(すり身等)	0	0	0	4	0	4	3.3	124.4		149.5	55.2	109.7	0.0		0.0	2.4	0.4		
034冷凍食品(魚類)	0	0	1	5	0	6	1.7	78.9		139.1	146.5	121.5	0.0		0.2	1.1	0.6		
035レトルト食品(魚類)	0	0	0	0	0	0	0.9				120.0	220.0			0.0	0.0	0.0		
036貝類(むき身等)	0	0	0	6	0	6	12.8	58.9			109.4	84.6	0.0		0.0	0.9	0.6		
037貝類加工品	0	0	1	0	0	1	2.7			113.8		393.1	0.0		3.0	0.0	0.9		
038冷凍食品(貝類)	0	0	0	0	0	0	3.8	69.5			72.9	83.9	0.0		0.0	0.0	0.0		
039レトルト食品(貝類)	0	0	0	0	0	0	3.6				140.0	200.0	0.0		0.0	0.0	0.0		
040水産動物類(切り身、むき身)	0	0	1	15	0	16	9.5	92.8			82.9	101.6	0.0		0.1	0.6	0.3		
041水産動物類加工品(乾燥品等)	0	0	2	1	0	3	3.9	79.3		81.9	48.8	70.0	0.0		0.4	0.3	0.2		
042冷凍食品(水産動物類)	0	0	1	10	0	11	2.1	130.4		128.1	160.5	139.7	0.0		0.3	2.1	0.9		
043レトルト食品(水産動物類)	0	0	0	0	0	0	2.1				20.0	40.0			0.0	0.0	0.0		
044海藻加工品	0	0	0	0	0	0	1.0			1,700.0		1,700.0			0.0		0.0		
045魚介類卵加工品	0	0	0	0	0	0	3.6	60.2		86.6	59.5	68.8	0.0		0.0	0.0	0.0		
046その他水産加工食品	0	0	0	0	0	0	1.0			20.7		20.7			0.0		0.0		
計	0	0	6	44	0	50	4.2	99.3		142.2	90.1	103.0	0.0		0.2	0.8	0.3		

食品群	品目名	検査予定数(a)						届出件数(c)	検査実施数(実数)(d)	検査実施数(e)					
		1抗生物質等	2残留農薬	3添加物	4成分規格	5カビ毒	小計(延べ)(f)			1抗生物質等	2残留農薬	3添加物	4成分規格	5カビ毒	小計(延べ)(g)
農産食品	047米穀	0	0	0	0	0	0	1,455	0	0	0	0	0	0	
	048麦類	0	299	0	0	294	593	395	197	0	189	0	0	191	
	049トウモロコシ類	0	299	0	0	299	598	1,182	280	0	261	0	0	225	
	050雑穀	0	598	0	0	598	1,196	2,046	591	0	575	1	0	436	
	051落花生	0	299	0	0	0	299	2,227	316	0	314	0	0	2	
	052豆類	0	598	0	0	0	598	10,843	902	0	796	1	1	83	
	053あぶらな科野菜	0	598	0	0	0	598	2,380	297	0	297	0	10	0	
	054いも類	0	59	0	0	0	59	1,602	74	0	74	0	0	0	
	055うり科野菜	0	29	0	0	0	29	1,789	43	0	43	0	1	0	
	056きく科野菜	0	598	0	0	0	598	9,128	689	0	689	0	33	0	
	057きのこ類	0	598	0	0	0	598	15,682	1,341	0	1,340	1	0	0	
	058せり科野菜	0	598	0	0	0	598	6,179	520	0	520	0	4	0	
	059なす科野菜	0	299	0	0	0	299	830	42	0	42	0	0	0	
	060ゆり科野菜	0	2,995	0	0	0	2,995	21,284	2,641	0	2,641	0	73	0	
	061その他野菜	0	2,995	0	0	0	2,995	18,835	2,789	0	2,789	0	63	0	
	062キャベツ	0	29	0	0	0	29	3,964	116	0	116	1	6	0	
	063だいこん	0	29	0	0	0	29	1,728	60	0	60	0	0	0	
	064はくさい	0	29	0	0	0	29	1,718	45	0	45	0	0	0	
	065ブロッコリー	0	598	0	0	0	598	6,987	1,039	0	1,039	0	1	0	
	066かぼちゃ	0	59	0	0	0	59	2,340	95	0	95	0	0	0	
	067きゅうり	0	29	0	0	0	29	428	31	0	31	0	0	0	
	068レタス	0	299	0	0	0	299	1,907	295	0	295	2	13	0	
	069トマト	0	29	0	0	0	29	2,087	88	0	88	0	7	0	
	070なす	0	29	0	0	0	29	289	12	0	12	0	0	0	
	071ピーマン	0	59	0	0	0	59	19,151	837	0	834	1	44	0	
	072たまねぎ	0	59	0	0	0	59	9,133	270	0	270	0	1	0	
	073果実	0	2,995	0	0	0	2,995	65,970	4,993	0	4,172	145	266	1	
074ナッツ類、種実類等	0	2,995	0	0	3,000	5,995	19,611	3,500	0	3,388	16	0	3,018		
計	0	18,100	0	0	4,191	22,291	231,170	22,103	0	21,015	168	523	3,956		
農産加工食品	075粉類	0	5	5	0	0	10	6,590	32	0	11	13	0	2	
	076穀類加工品(水蒸)	0	0	5	0	0	5	1,853	8	0	0	8	0	0	
	077めん類	0	0	59	59	0	118	16,568	230	0	0	210	32	0	
	078パン類	0	0	5	0	0	5	641	10	0	0	10	0	0	
	079冷凍食品(穀類加工品)	0	0	0	598	0	598	13,452	466	0	71	174	411	0	
	080レトルト食品(穀類加工品)	0	0	0	5	0	5	153	7	0	0	2	7	0	
	081穀類加工品(水蒸以外)	0	0	29	0	0	29	5,015	42	0	0	32	0	11	
	082豆類加工品	0	0	29	0	0	29	16,762	110	0	0	81	0	71	
	083冷凍食品(豆類加工品)	0	0	59	59	0	118	682	27	0	7	21	24	0	
	084レトルト食品(豆類加工品)	0	0	0	5	0	5	143	6	0	0	1	6	0	
	085野菜加工品(乾燥品等)	0	59	598	0	0	657	16,830	381	0	56	362	0	8	
	086冷凍食品(野菜加工品)	0	2,995	299	299	0	3,593	51,998	3,210	0	2,960	444	625	1	
	087レトルト食品(野菜加工品)	0	0	0	59	0	59	1,460	52	0	0	11	50	0	
	088その他の野菜加工品	0	0	598	0	0	598	86,491	697	0	10	689	1	0	
	089香辛料	0	0	0	0	299	299	11,382	464	0	0	128	0	401	
	090茶	0	299	0	0	0	299	16,374	335	0	323	53	0	0	
	091果実加工品	0	0	598	0	0	598	33,903	731	0	5	688	0	85	
	092冷凍食品(果実加工品)	0	0	59	59	0	118	1,608	75	0	18	40	46	0	
	093レトルト食品(果実の調整品)	0	0	0	5	0	5	11	0	0	0	0	0	0	
	094種実類加工品	0	0	299	0	598	897	5,172	350	0	5	241	0	284	
095コーヒー豆製品	0	29	29	0	0	58	7,429	98	0	22	31	0	69		
096ココア製品	0	0	5	0	0	5	3,798	9	0	0	9	0	0		



(単位：件、%)

品目名	違反件数(g)						実施率 (d/c)	達成率(e/a)					(f/b)	違反率(g/e)					(h/f)	
	1.抗生 物質等	2.残留 農薬	3.添加物	4.成分 規格	5.カビ毒	小計(5 件)		1.抗生 物質等	2.残留農 薬	3.添加物	4.成分規 格	5.カビ毒		1.抗生 物質等	2.残留 農薬	3.添加物	4.成分 規格	5.カビ毒		
047米穀	0	0	0	0	0	0	0.0													
048麦類	0	0	0	0	0	0	49.9	63.2			68.0	64.1	0.0				0.0		0.0	0.0
049トウモロコシ類	0	0	0	0	1	1	23.7	87.3			75.3	81.3	0.0				0.4		0.2	
050雑穀	0	0	0	0	1	1	28.9	96.2			72.9	84.6	0.0	0.0			0.2		0.1	
051落花生	0	0	0	0	0	0	14.2	105.0				105.7	0.0				0.0		0.0	0.0
052豆類	0	4	0	0	0	4	8.3	133.1				147.3	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0		0.5	
053あぶらな科野菜	0	2	0	0	0	2	12.6	49.7				51.3	0.7		0.0				0.7	
054いも類	0	0	0	0	0	0	4.6	125.4				125.4	0.0						0.0	
055うり科野菜	0	0	0	0	0	0	2.4	148.3				151.7	0.0		0.0				0.0	
056さく科野菜	0	3	0	0	0	3	7.5	115.2				120.7	0.4		0.0				0.4	
057きのこ類	0	0	0	0	0	0	8.6	224.1				224.2	0.0	0.0					0.0	
058せり科野菜	0	3	0	0	0	3	8.4	87.0				87.6	0.6		0.0				0.6	
059なす科野菜	0	0	0	0	0	0	5.1	14.0				14.0	0.0						0.0	
060ゆり科野菜	0	9	0	0	0	9	12.4	88.2				90.6	0.3		0.0				0.3	
061その他野菜	0	8	0	0	0	8	14.8	93.1				95.2	0.3		0.0				0.3	
062キャベツ	0	0	0	0	0	0	2.9	400.0				424.1	0.0	0.0	0.0				0.0	
063だいこん	0	0	0	0	0	0	3.5	206.9				206.9	0.0						0.0	
064はくさい	0	0	0	0	0	0	2.6	155.2				155.2	0.0						0.0	
065ブロッコリー	0	1	0	0	0	1	14.9	173.7				173.9	0.1		0.0				0.1	
066かぼちゃ	0	0	0	0	0	0	4.1	161.0				161.0	0.0						0.0	
067きゅうり	0	0	0	0	0	0	7.2	106.9				106.9	0.0						0.0	
068レタス	0	0	0	0	0	0	15.5	98.7				103.7	0.0	0.0	0.0				0.0	
069トマト	0	0	0	0	0	0	4.2	303.4				327.6	0.0		0.0				0.0	
070なづ	0	0	0	0	0	0	4.2	41.4				41.4	0.0						0.0	
071ピーマン	0	0	0	0	0	0	4.4	1,413.6				1,489.8	0.0	0.0	0.0				0.0	
072たまねぎ	0	0	0	0	0	0	3.0	457.6				459.3	0.0		0.0				0.0	
073果実	0	8	3	0	0	11	7.6	139.3				153.1	0.2	2.1	0.0	0.0			0.2	
074ナッツ類、種実類等	0	2	0	0	0	2	17.8	113.1			100.6	107.1	0.1	0.0			0.0		0.0	
計	0	40	3	0	2	45	9.6	116.1			94.4	115.1	0.2	1.8	0.0	0.1			0.2	
075粉類	0	0	0	0	0	0	0.5	220.0	260.0			260.0	0.0	0.0					0.0	0.0
076穀類加工品(水煮)	0	0	0	0	0	0	0.4		160.0			160.0			0.0				0.0	0.0
077めん類	0	0	13	0	0	13	1.4		355.9	54.2		205.1			6.2	0.0			5.4	
078パン類	0	0	0	0	0	0	1.6		200.0			200.0			0.0				0.0	0.0
079冷凍食品(穀類加工品)	0	0	0	1	0	1	3.5			68.7		109.7	0.0	0.0	0.2				0.2	0.2
080レトルト食品(穀類加工品)	0	0	0	1	0	1	4.6			140.0		180.0		0.0	14.3				11.1	11.1
081穀類加工品(水煮以外)	0	0	0	0	0	0	0.8		110.3			148.3			0.0			0.0	0.0	0.0
082豆類加工品	0	0	0	0	0	0	0.7		279.3			524.1			0.0			0.0	0.0	0.0
083冷凍食品(豆類加工品)	0	0	0	0	0	0	4.0		35.6	40.7		44.1	0.0	0.0	0.0				0.0	0.0
084レトルト食品(豆類加工品)	0	0	0	0	0	0	4.2			120.0		140.0			0.0	0.0			0.0	0.0
085野菜加工品(乾燥品等)	0	0	2	0	0	2	2.3		94.9	60.5		64.8	0.0	0.6			0.0	0.5	0.5	0.5
086冷凍食品(野菜加工品)	0	4	0	4	0	8	6.2		98.8	148.5	209.0	112.2	0.1	0.0	0.6	0.0		0.0	0.2	0.2
087レトルト食品(野菜加工品)	0	0	0	0	0	0	3.6			84.7		103.4			0.0	0.0			0.0	0.0
088その他の野菜加工品	0	0	5	0	0	5	0.8		115.2			117.1	0.0	0.7	0.0				0.7	0.7
089香辛料	0	0	0	0	0	0	4.1				134.1	176.9			0.0			0.0	0.0	0.0
090茶	0	0	0	0	0	0	2.0	108.0				125.8	0.0	0.0					0.0	0.0
091果実加工品	0	0	2	0	1	3	2.2		115.1			130.1	0.0	0.3		1.2			0.4	0.4
092冷凍食品(果実加工品)	0	0	0	1	0	1	4.7		67.8	78.0		88.1	0.0	0.0	2.2				1.0	1.0
093レトルト食品(果実の調整品)	0	0	0	0	0	0	0.0			0.0		0.0								
094種実類加工品	0	0	1	0	0	1	6.8		80.6		47.5	59.1	0.0	0.4				0.0	0.2	0.2
095コーヒード製食品	0	0	0	0	0	0	1.3	75.9	106.9			210.3	0.0	0.0				0.0	0.0	0.0
096コア製品	0	0	0	0	0	0	0.2		180.0			180.0			0.0				0.0	0.0

食品群	品目名	検査予定数(a)						届出件数(c)	検査実施数(実数)(d)	検査実施数(e)					
		1抗生物質等	2残留農薬	3添加物	4成分規格	5カビ毒	小計(延べ)(b)			1抗生物質等	2残留農薬	3添加物	4成分規格	5カビ毒	小計(延べ)(f)
農産加工食品(つづき)	097冷凍食品(種実類加工品)	0	0	5	5	0	10	174	20	0	9	8	6	8	31
	098レトルト食品(種実類加工品)	0	0	0	29	0	29	587	38	0	0	5	33	9	47
	099茶の代用品	0	0	29	0	0	29	4,679	46	0	0	39	0	7	46
	100デンプン	0	0	29	0	0	29	6,124	17	0	0	17	0	0	17
	101その他穀類加工品(粉ミックス等)	0	0	5	0	0	5	4,351	17	0	0	17	0	0	17
	102冷凍食品(その他の農産加工品)	0	0	0	0	0	0	439	1	0	1	0	0	0	1
	103レトルト食品(その他の農産加工品)	0	0	0	5	0	5	22	0	0	0	0	0	0	0
	104その他の農産加工品	0	0	59	0	0	59	3,367	37	0	0	37	0	0	37
	計	0	3,387	2,803	1,187	897	8,274	318,058	7,516	0	3,498	3,371	1,241	956	9,066
その他の食料品	105スープ・シチュー類	0	0	299	0	0	299	4,830	143	0	0	143	0	0	143
	106ソース等調味料	0	0	598	0	0	598	13,371	411	0	0	405	0	9	414
	107糖類	0	0	59	0	0	59	11,275	85	0	0	85	0	0	85
	108塩類	0	0	5	0	0	5	1,802	6	0	0	6	0	0	6
	109その他調味料	0	0	299	0	0	299	5,710	152	0	0	152	0	0	152
	110油脂類	0	0	59	0	0	59	9,888	74	0	0	74	0	0	74
	111菓子類	0	0	598	0	0	598	70,478	647	0	0	644	5	5	654
	112冷凍食品(その他食品)	0	0	598	598	0	1,196	32,508	745	0	0	696	690	0	1,386
	113レトルト食品(その他食品)	0	0	0	59	0	59	1,611	65	0	0	18	58	0	76
	114健康食品	0	0	598	0	0	598	12,877	491	0	0	491	0	0	491
115その他の食品	0	0	299	0	0	299	7,034	104	0	0	104	0	0	104	
計	0	3,412	657	0	4,069	171,384	2,923	0	0	2,818	753	14	3,585		
飲料	116ミネラルウォーター	0	0	0	59	0	59	4,182	64	0	0	0	64	0	64
	117清涼飲料水	0	0	598	598	0	1,196	24,850	700	0	0	573	616	100	1,289
	118アルコール飲料	0	0	598	0	0	598	134,357	640	0	0	640	0	0	640
	計	0	0	1,196	657	0	1,853	163,389	1,404	0	0	1,213	680	100	1,993
器包装、器皿及びおもちゃ	119食品添加物	0	0	0	299	0	299	36,823	11	0	0	0	11	0	11
	120器具	0	0	0	299	0	299	165,828	353	0	0	1	352	0	353
	121容器包装	0	0	0	59	0	59	11,007	26	0	0	1	25	0	26
	122おもちゃ	0	0	0	598	0	598	12,845	478	0	0	5	477	0	482
計	0	0	0	1,255	0	1,255	226,503	868	0	0	7	865	0	872	
総計	13,579	25,987	11,630	13,197	5,088	69,481	1,810,414	55,262	15,511	28,805	13,418	13,307	5,026	76,067	

(単位：件、%)

品目名	違反件数(g)						実施率 (d/c)	達成率(e/a)					(f/b)	違反率(g/e)					(h/f)
	1抗生 物質等	2残留 農薬	3添加物	4成分 規格	5カビ毒	小計 (g)		1抗生 物質等	2残留 農薬	3添加物	4成分 規格	5カビ毒		1抗生 物質等	2残留 農薬	3添加物	4成分 規格	5カビ毒	
097冷凍食品(種実類加工品)	0	0	0	0	0	0	11.5			160.0	120.0	310.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
098レトルト食品(種実類加工品)	0	0	0	0	0	0	6.5				113.8	162.1		0.0	0.0	0.0	0.0		
099茶の代用品	0	0	0	0	0	0	1.0			134.5		158.6		0.0		0.0	0.0		
100デンプン	0	0	0	0	0	0	0.3			58.6		58.6		0.0			0.0		
101その他穀類加工品(粉ミックス等)	0	0	0	0	0	0	0.4			340.0		340.0		0.0			0.0		
102冷凍食品(その他の農産加工品)	0	0	0	0	0	0	0.2						0.0				0.0		
103レトルト食品(その他の農産加工品)	0	0	0	0	0	0	0.0				0.0	0.0					0.0		
104その他の農産加工品	0	0	0	0	0	0	1.1			62.7		62.7		0.0			0.0		
計	0	4	23	7	1	35	2.4		103.3	120.3	104.5	106.6	109.6	0.1	0.7	0.6	0.1	0.4	
105スープ・シチュー類	0	0	0	0	0	0	3.0			47.8		47.8		0.0			0.0		
106ソース等調味料	0	0	1	0	0	1	3.1			67.7		69.2		0.2		0.0	0.2		
107糖類	0	0	0	0	0	0	0.8			144.1		144.1		0.0			0.0		
108塩類	0	0	1	0	0	1	0.3			120.0		120.0		16.7			16.7		
109その他調味料	0	0	1	0	0	1	2.7			50.8		50.8		0.7			0.7		
110油脂類	0	0	0	0	0	0	0.7			125.4		125.4		0.0			0.0		
111菓子類	0	0	0	0	0	0	0.9			107.7		109.4		0.0	0.0	0.0	0.0		
112冷凍食品(その他食品)	0	0	2	7	0	9	2.3			116.4	115.4	115.9		0.3	1.0		0.6		
113レトルト食品(その他食品)	0	0	0	0	0	0	4.0				98.3	128.8		0.0	0.0		0.0		
114健康食品	0	0	3	0	0	3	3.8			82.1		82.1		0.6			0.6		
115その他の食品	0	0	0	0	0	0	1.5			34.8		34.8		0.0			0.0		
計	0	0	8	7	0	15	1.7		82.6	114.6		88.1		0.3	0.9	0.0	0.4		
116ミネラルウォーター	0	0	0	0	0	0	1.5				108.5	108.5				0.0	0.0		
117清涼飲料水	0	0	3	0	3	6	2.8			95.8	103.0	107.8		0.5	0.0	3.0	0.5		
118アルコール飲料	0	0	2	0	0	2	0.5			107.0		107.0		0.3			0.3		
計	0	0	5	0	3	8	0.9		101.4	103.5		107.6		0.4	0.0	3.0	0.4		
119食品添加物	0	0	0	0	0	0	0.0			3.7		3.7				0.0	0.0		
120器具	0	0	0	1	0	1	0.2				117.7	118.1		0.0	0.3		0.3		
121容器包装	0	0	0	0	0	0	0.2			42.4		44.1		0.0	0.0		0.0		
122おもちゃ	0	0	3	3	0	6	3.7			79.8		80.6		60.0	0.6		1.2		
計	0	0	3	4	0	7	0.4			68.9		69.5		42.9	0.5		0.8		
総計	26	44	50	81	6	207	3.1	114.2	110.8	115.4	100.8	98.8	109.5	0.2	0.2	0.4	0.6	0.1	0.3

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 年度途中の検査強化分は、検査予定数には計上せず、検査実施数には計上している。このため、「勧告」の表3に計上した数値とは一致しない。

3 検査実施数には、登録検査機関が実施したものを含む。

4 遺伝子組換え食品は除く。

5 「品目名」欄のうち、網掛けしているものは達成率が100%未満の個別検査項目がある品目である。

6 「達成率」欄のうち、網掛けしているものは、達成率が100%未満の個別検査項目である。また、太枠で囲んだものは達成率が0%超50%未満の個別検査項目、黒塗りしたものは達成率が0%の個別検査項目である。

7 「実施率」、「達成率」及び「違反率」は、小数点以下第2位を四捨五入した。

表1-(3)-⑪ 平成17年度モニタリング検査実施状況(全国計)

食品群	品目名	検査予定数(a)						届出件数(c)	検査実施数(実数)(d)	検査実施数(e)					
		1抗生物質等	2残留農薬	3添加物	4成分規格	5カビ毒	小計(延べ)(b)			1抗生物質等	2残留農薬	3添加物	4成分規格	5カビ毒	小計(延べ)(f)
畜産食品	001牛(水牛を含む)	598	598	0	598	0	1,794	53,727	700	696	579	0	627	0	1,902
	002豚(イノ豚を含む)	598	598	0	0	0	1,196	53,951	631	630	375	0	0	0	1,005
	003馬	29	29	0	29	0	87	2,971	40	39	25	0	18	0	82
	004羊	5	5	0	0	0	10	3,343	12	12	8	0	0	0	20
	005山羊	5	5	0	0	0	10	23	4	4	4	0	0	0	8
	006その他獣畜肉	5	0	0	0	0	5	680	4	4	1	0	0	0	5
	007鶏	2,995	598	0	0	0	3,593	28,451	2,744	2,744	659	2	0	0	3,405
	008その他食鳥肉	5	0	0	0	0	5	8,163	14	14	0	0	0	0	14
	009食鳥卵	5	0	0	0	0	5	509	12	12	0	0	0	0	12
	010その他生鮮畜産食品	5	0	0	0	0	5	2,430	6	6	1	0	0	0	7
計	4,250	1,833	0	627	0	6,710	154,248	4,167	4,161	1,652	2	645	0	6,460	
畜産加工食品	011食肉製品	0	0	598	598	0	1,196	48,903	676	1	0	628	659	0	1,288
	012乳製品	0	0	59	59	0	118	1,410	52	0	0	50	28	0	78
	013ナチュラルチーズ	598	0	0	598	0	1,196	82,204	788	599	0	32	741	0	1,372
	014プロセスチーズ	5	0	5	5	0	15	1,240	6	3	0	6	5	0	14
	015アイスクリーム類	0	0	299	299	0	598	2,088	151	0	0	143	148	0	291
	016その他乳・酪農製品	0	0	5	5	0	10	8,190	43	29	0	12	32	0	73
	017鶏卵製品	29	0	29	29	0	87	1,660	27	16	0	25	3	0	44
	018その他卵製品	0	0	5	0	0	5	754	6	0	0	6	0	0	6
	019冷凍食品(肉類)	0	0	0	299	0	299	26,044	403	3	1	267	399	0	670
	020レトルト食品(肉類)	0	0	0	59	0	59	549	13	0	0	2	12	0	14
	021蚌に関連した食品	299	0	299	0	0	598	4,110	346	283	0	252	0	0	535
	022その他畜産加工食品	59	0	59	0	0	118	2,905	46	33	0	36	1	0	70
計	990	0	1,358	1,951	0	4,299	180,057	2,566	967	1	1,459	2,028	0	4,455	
水産食品	023養殖魚類	598	0	0	0	0	598	25,145	1,147	1,139	0	6	55	0	1,200
	024天然魚類	59	0	0	0	0	59	88,320	399	399	0	5	12	0	416
	025二枚貝	0	0	0	598	0	598	8,490	573	97	0	0	510	0	607
	026二枚貝以外	0	0	0	5	0	5	4,634	9	2	0	0	7	0	9
	027養殖エビ類	598	0	598	0	0	1,196	6,729	442	440	0	361	164	0	965
	028養殖甲殻類(カニ等)	29	0	29	0	0	58	345	22	21	0	11	0	0	32
	029天然エビ類	299	0	299	0	0	598	9,278	295	294	0	197	81	0	572
	030天然甲殻類(カニ等)	29	0	29	0	0	58	14,247	181	167	0	74	4	0	245
	031水産動物類	59	0	0	0	0	59	5,968	43	43	0	4	6	0	53
	032海藻類	0	0	5	0	0	5	903	5	0	0	5	0	0	5
	033魚介類内臓等	29	0	0	0	0	29	7,057	31	29	0	3	3	0	35
	計	1,700	0	960	603	0	3,263	171,116	3,147	2,631	0	666	842	0	4,139
水産加工食品	034魚類加工品(切り身)	299	0	299	299	0	897	32,648	780	700	0	318	467	0	1,485
	035魚類加工品(乾燥品等)	59	0	59	0	0	118	5,293	91	40	0	85	0	0	125
	036魚類加工品(すり身等)	299	0	299	299	0	897	16,677	456	293	0	356	200	0	849
	037冷凍食品(魚類)	598	0	598	598	0	1,794	34,767	1,167	540	0	847	914	0	2,301
	038レトルト食品(魚類)	0	0	0	59	0	59	836	28	0	0	19	28	0	47
	039貝類(むき身等)	0	0	0	598	0	598	4,989	741	59	0	30	726	0	815
	040貝類加工品	0	0	59	59	0	118	2,884	93	57	0	37	31	0	125
	041冷凍食品(貝類)	0	0	0	59	0	59	1,565	74	45	0	39	62	0	146
	042レトルト食品(貝類)	0	0	0	29	0	29	163	15	2	0	4	15	0	21
	043水産動物類(切り身)	2,995	0	0	2,995	0	5,990	36,825	3,041	2,504	0	549	2,607	0	5,660
	044水産動物類加工品(乾燥品等)	299	0	299	299	0	897	16,110	431	327	0	320	272	0	919
	045冷凍食品(水産動物類)	299	0	299	299	0	897	33,298	974	546	0	706	865	0	2,117
	046レトルト食品(水産動物類)	0	0	0	5	0	5	30	1	0	0	0	1	0	1
	047海藻加工品	0	0	29	0	0	29	10,036	63	11	0	52	0	0	63
048魚介類卵加工品	0	0	299	299	0	598	7,825	255	25	0	237	188	0	450	

(単位: 件、%)

品目名	違反件数(g)						実施率 (d/c)	達成率(e/a)					(f/b)	違反率(g/e)					(h/f)
	1抗生 物質等	2残留 農薬	3添加物	4成分 規格	5カビ毒	小計(5 件)		1抗生物 質等	2残留農 薬	3添加物	4成分規 格	5カビ毒		1抗生 物質等	2残留 農薬	3添加物	4成分 規格	5カビ毒	
001牛(水牛を含む)	0	0	0	0	0	0	1.3	116.4	96.8		104.8	106.0	0.0	0.0		0.0		0.0	
002豚(イノ豚を含む)	0	0	0	0	0	0	1.2	105.4	62.7			84.0	0.0	0.0				0.0	
003馬	0	0	0	0	0	0	1.3	134.5	86.2		62.1	94.3	0.0	0.0		0.0		0.0	
004羊	0	0	0	0	0	0	0.4	240.0	160.0			200.0	0.0	0.0				0.0	
005山羊	0	0	0	0	0	0	17.4	80.0	80.0			80.0	0.0	0.0				0.0	
006その他獣畜肉	0	0	0	0	0	0	0.6	80.0				100.0	0.0	0.0				0.0	
007鶏	3	0	0	0	0	3	9.6	91.6	110.2			94.8	0.1	0.0	0.0			0.1	
008その他食鳥肉	0	0	0	0	0	0	0.2	280.0				280.0	0.0					0.0	
009食鳥卵	0	0	0	0	0	0	2.4	240.0				240.0	0.0					0.0	
010その他生鮮畜産食品	0	0	0	0	0	0	0.2	120.0				140.0	0.0	0.0				0.0	
計	3	0	0	0	0	3	2.7	97.9	90.1		102.9	96.3	0.1	0.0	0.0	0.0		0.0	
011食肉製品	0	0	0	4	0	4	1.4			105.0	110.2	107.7	0.0		0.0	0.6		0.3	
012乳製品	0	0	0	0	0	0	3.7			84.7	47.5	66.1			0.0	0.0		0.0	
013ナチュラルチーズ	0	0	0	1	0	1	1.0	100.2			123.9	114.7	0.0		0.0	0.1		0.1	
014プロセスチーズ	0	0	0	0	0	0	0.5	60.0		120.0	100.0	93.3	0.0		0.0	0.0		0.0	
015アイスクリーム類	0	0	8	3	0	11	7.2			47.8	49.5	48.7			5.6	2.0		3.8	
016その他乳・酪農製品	0	0	0	0	0	0	0.5			240.0	640.0	730.0	0.0		0.0	0.0		0.0	
017鶏卵製品	0	0	0	0	0	0	1.6	55.2		86.2	10.3	50.6	0.0		0.0	0.0		0.0	
018その他卵製品	0	0	0	0	0	0	0.8			120.0		120.0			0.0			0.0	
019冷凍食品(肉類)	0	0	0	2	0	2	1.5				133.4	224.1	0.0	0.0	0.0	0.5		0.3	
020レトルト食品(肉類)	0	0	0	1	0	1	2.4				20.3	23.7			0.0	8.3		7.1	
021蜂に関連した食品	0	0	0	0	0	0	8.4	94.6		84.3		89.5	0.0		0.0			0.0	
022その他畜産加工食品	3	0	1	0	0	4	1.5	55.9		61.0		59.3	9.1		2.8	0.0		5.7	
計	3	0	9	11	0	23	1.4	97.7		107.4	103.9	103.6	0.3	0.0	0.6	0.5		0.5	
023養殖魚類	4	0	0	0	0	4	4.6	190.5				200.7	0.4		0.0	0.0		0.3	
024天然魚類	4	0	0	0	0	4	0.5	676.3				705.1	1.0		0.0	0.0		1.0	
025二枚貝	1	0	0	0	0	1	6.7				85.3	101.5	1.0			0.0		0.2	
026二枚貝以外	0	0	0	0	0	0	0.2				140.0	180.0	0.0			0.0		0.0	
027養殖エビ類	0	0	0	0	0	0	6.6	73.6		60.4		80.7	0.0		0.0	0.0		0.0	
028養殖甲殻類(カニ等)	0	0	0	0	0	0	6.4	72.4		37.9		55.2	0.0		0.0			0.0	
029天然エビ類	0	0	1	0	0	1	3.2	98.3		65.9		95.7	0.0		0.5	0.0		0.2	
030天然甲殻類(カニ等)	0	0	0	0	0	0	1.3	575.9		255.2		422.4	0.0		0.0	0.0		0.0	
031水産動物類	0	0	0	0	0	0	0.7	72.9				89.8	0.0		0.0	0.0		0.0	
032海藻類	0	0	0	0	0	0	0.6			100.0		100.0			0.0			0.0	
033魚介類内臓等	0	0	0	0	0	0	0.4	100.0				120.7	0.0		0.0	0.0		0.0	
計	9	0	1	0	0	10	1.8	154.8		69.4	139.6	126.8	0.3		0.2	0.0		0.2	
034魚類加工品(切り身)	1	0	0	5	0	6	2.4	234.1		106.4	156.2	165.6	0.1		0.0	1.1		0.4	
035魚類加工品(乾燥品等)	0	0	0	0	0	0	1.7	67.8		144.1		105.9	0.0		0.0			0.0	
036魚類加工品(すり身等)	0	0	0	5	0	5	2.7	98.0		119.1	66.9	94.6	0.0		0.0	2.5		0.6	
037冷凍食品(魚類)	2	0	0	11	0	13	3.4	90.3		141.6	152.8	128.3	0.4		0.0	1.2		0.6	
038レトルト食品(魚類)	0	0	0	0	0	0	3.3				47.5	79.7			0.0	0.0		0.0	
039貝類(むき身等)	0	0	0	7	0	7	14.9				121.4	136.3	0.0		0.0	1.0		0.9	
040貝類加工品	0	0	1	0	0	1	3.2			62.7	52.5	105.9	0.0		2.7	0.0		0.8	
041冷凍食品(貝類)	0	0	0	0	0	0	4.7				105.1	247.5	0.0		0.0	0.0		0.0	
042レトルト食品(貝類)	0	0	0	0	0	0	9.2				51.7	72.4	0.0		0.0	0.0		0.0	
043水産動物類(切り身)	0	0	0	11	0	11	8.3	83.6			87.0	94.5	0.0		0.0	0.4		0.2	
044水産動物類加工品(乾燥品等)	0	0	1	5	0	6	2.7	109.4		107.0	91.0	102.5	0.0		0.3	1.8		0.7	
045冷凍食品(水産動物類)	0	0	0	11	0	11	2.9	182.6		236.1	289.3	236.0	0.0		0.0	1.3		0.5	
046レトルト食品(水産動物類)	0	0	0	0	0	0	3.3				20.0	20.0				0.0		0.0	
047海藻加工品	0	0	0	0	0	0	0.6			179.3		217.2	0.0		0.0			0.0	
048魚介類卵加工品	0	0	0	0	0	0	3.3			79.3	62.9	75.3	0.0		0.0	0.0		0.0	

食品群	品目名	検査予定数(a)						届出件数(c)	検査実施数(実数)(d)	検査実施数(e)					
		1抗生物質等	2残留農薬	3添加物	4成分規格	5カビ毒	小計(延べ)(h)			1抗生物質等	2残留農薬	3添加物	4成分規格	5カビ毒	小計(延べ)(f)
	049その他水産加工食品	0	0	29	0	0	29	538	12	0	0	11	2	0	13
	計	4,848	0	2,269	5,897	0	13,014	204,484	8,222	5,149	0	3,610	6,378	0	15,137
農産食品	050米穀	0	0	0	0	0	0	1,642	380	0	380	0	0	0	380
	051麦類	0	299	0	0	299	598	412	179	0	172	0	0	177	349
	052トウモロコシ類	0	299	0	0	299	598	1,962	368	0	277	0	0	231	508
	053雑穀	0	598	0	0	598	1,196	1,893	463	0	456	0	0	291	747
	054落花生	0	299	0	0	299	2,227	299	299	0	299	1	0	0	300
	055豆類	0	598	0	0	598	9,703	805	0	751	0	0	0	103	854
	056あぶらな科野菜	0	598	0	0	598	2,996	316	0	316	0	2	0	0	318
	057いも類	0	59	0	0	59	1,480	66	0	66	0	0	0	0	66
	058うり科野菜	0	299	0	0	299	3,299	167	0	167	0	0	0	0	167
	059きく科野菜	0	598	0	0	598	7,241	697	0	697	0	29	0	0	726
	060きのこ類	0	598	0	0	598	14,741	928	0	928	0	0	0	0	928
	061せり科野菜	0	598	0	0	598	6,491	636	0	636	0	2	0	0	638
	062なす科野菜	0	598	0	0	598	1,021	44	0	44	0	0	0	0	44
	063ゆり科野菜	0	2,995	0	0	2,995	20,363	2,827	0	2,827	1	14	0	0	2,842
	064その他野菜	0	2,995	0	0	2,995	17,825	3,222	0	3,222	0	81	0	0	3,303
	065キャベツ	0	299	0	0	299	2,595	486	0	486	0	2	0	0	488
	066だいこん	0	59	0	0	59	1,153	61	0	61	0	0	0	0	61
	067ブロッコリー	0	598	0	0	598	6,091	1,182	0	1,182	0	0	0	0	1,182
	068きゅうり	0	59	0	0	59	255	25	0	25	0	1	0	0	26
	069レタス	0	299	0	0	299	775	226	0	226	0	15	0	0	241
	070トマト	0	299	0	0	299	1,743	189	0	189	0	0	0	0	189
	071ピーマン	0	59	0	0	59	18,719	1,265	0	1,265	0	13	0	0	1,278
	072たまねぎ	0	299	0	0	299	10,758	413	0	413	0	0	0	0	413
	073果実	0	2,995	598	0	3,593	63,127	4,571	0	4,158	544	46	7	0	4,755
074ナッツ類、種実類等	0	2,995	0	0	2,995	5,990	19,532	3,332	0	3,292	18	0	3,152	6,462	
	計	0	19,392	598	0	4,191	24,181	218,044	23,147	0	22,535	564	205	3,961	27,265
農産加工食品	075粉類	0	5	5	0	0	10	6,464	41	0	12	13	0	4	29
	076穀類加工品(水煮)	0	0	5	0	0	5	1,967	6	0	1	4	0	1	6
	077めん類	0	0	59	59	0	118	18,625	86	0	0	75	29	2	106
	078パン類	0	0	5	0	0	5	705	3	0	0	3	0	0	3
	079冷凍食品(穀類加工品)	0	59	0	299	0	358	14,958	405	0	59	172	365	2	598
	080レトルト食品(穀類加工品)	0	0	0	5	0	5	154	4	0	0	1	4	0	5
	081穀類加工品(水煮以外)	0	0	5	0	0	5	5,867	70	0	3	30	0	39	72
	082豆類加工品	0	0	29	0	29	58	17,219	72	0	0	53	0	35	88
	083冷凍食品(豆類加工品)	0	0	59	59	5	123	857	35	0	4	23	29	1	57
	084レトルト食品(豆類加工品)	0	0	0	5	0	5	138	4	0	0	0	4	0	4
	085野菜加工品(乾燥品等)	0	598	598	0	0	1,196	17,526	677	0	538	541	0	2	1,081
	086冷凍食品(野菜加工品)	0	2,995	0	598	0	3,593	57,189	3,440	0	3,110	282	994	1	4,387
	087レトルト食品(野菜加工品)	0	0	0	59	0	59	1,829	52	0	0	7	52	0	59
	088その他の野菜加工品	0	59	598	0	0	657	93,463	797	0	58	707	240	0	1,005
	089香辛料	0	0	0	0	299	299	12,355	448	0	2	115	0	381	498
	090茶	0	598	0	0	598	16,403	537	0	532	45	0	0	0	577
	091果実加工品	0	299	598	0	59	956	36,774	727	0	103	602	0	199	904
092冷凍食品(果実加工品)	0	29	59	59	0	147	1,782	96	0	27	82	79	0	188	
093レトルト食品(果実の調整品)	0	0	0	5	0	5	19	0	0	0	0	0	0	0	
094種実類加工品	0	0	299	0	598	897	5,270	371	0	2	259	0	334	595	
095コーヒー豆製品	0	0	59	0	0	59	7,407	74	0	0	50	0	59	109	

(単位: 件、%)

品目名	違反件数(g)						実施率 (d/c)	達成率(e/a)					(f/b)	違反率(g/e)					(h/f)
	1抗生 物質等	2残留 農薬	3添加物	4成分 規格	5カビ毒	小計(6)		1抗生物 質等	2残留農 薬	3添加物	4成分規 格	5カビ毒		1抗生 物質等	2残留 農薬	3添加物	4成分 規格	5カビ毒	
049その他水産加工食品	0	0	1	0	0	1	2.2			37.9		44.8			9.1	0.0	7.7		
計	3	0	3	55	0	61	4.0	106.2		159.1	108.2	116.3	0.1		0.1	0.9	0.4		
050米穀	0	0	0	0	0	0	23.1							0.0			0.0		
051麦類	0	0	0	0	0	0	43.4		57.5		59.2	58.4		0.0			0.0		
052トウモロコシ類	0	1	0	0	1	2	18.8		92.6		77.3	84.9		0.4		0.4	0.4		
053雑穀	0	0	0	0	1	1	24.5		76.3		48.7	62.5		0.0		0.3	0.1		
054落花生	0	0	0	0	0	0	13.4		100.0			100.3		0.0	0.0		0.0		
055豆類	0	1	0	0	0	1	8.3		125.6			142.8		0.1		0.0	0.1		
056あぶらな科野菜	0	0	0	0	0	0	10.5		52.8			53.2		0.0	0.0		0.0		
057いも類	0	0	0	0	0	0	4.5		111.9			111.9		0.0			0.0		
058うり科野菜	0	0	0	0	0	0	5.1		55.9			55.9		0.0			0.0		
059きく科野菜	0	0	0	0	0	0	9.6		116.6			121.4		0.0	0.0		0.0		
060きのこ類	0	0	0	0	0	0	6.3		155.2			155.2		0.0			0.0		
061せり科野菜	0	4	0	0	0	4	9.8		106.4			106.7		0.6	0.0		0.6		
062なす科野菜	0	0	0	0	0	0	4.3		7.4			7.4		0.0			0.0		
063ゆり科野菜	0	4	0	0	0	4	13.9		94.4			94.9		0.1	0.0	0.0	0.1		
064その他野菜	0	5	0	0	0	5	18.1		107.6			110.3		0.2	0.0		0.2		
065キャベツ	0	3	0	0	0	3	18.7		162.5			163.2		0.6	0.0		0.6		
066だいこん	0	0	0	0	0	0	5.3		103.4			103.4		0.0			0.0		
067ブロッコリー	0	0	0	0	0	0	19.4		197.7			197.7		0.0			0.0		
068きゅうり	0	0	0	0	0	0	9.8		42.4			44.1		0.0	0.0		0.0		
069レタス	0	1	0	0	0	1	29.2		75.6			80.6		0.4	0.0		0.4		
070トマト	0	0	0	0	0	0	10.8		63.2			63.2		0.0			0.0		
071ピーマン	0	2	0	0	0	2	6.8		2,144.1			2,166.1		0.2	0.0		0.2		
072たまねぎ	0	0	0	0	0	0	3.8		138.1			138.1		0.0			0.0		
073果実	0	6	0	0	0	6	7.2		138.8	91.0		132.3		0.1	0.0	0.0	0.1		
074ナッツ類、種実類等	0	1	0	0	2	3	17.1		109.9		105.2	107.9		0.0	0.0	0.1	0.0		
計	0	28	0	0	4	32	10.6		116.2	94.3	94.5	112.8		0.1	0.0	0.0	0.1		
075粉類	0	0	1	0	0	1	0.6		240.0	260.0		290.0		0.0	7.7	0.0	3.4		
076穀類加工品(水煮)	0	0	0	0	0	0	0.3		80.0			120.0		0.0	0.0	0.0	0.0		
077めん類	0	0	2	0	0	2	0.5		127.1	49.2		89.8		2.7	0.0	0.0	1.9		
078パン類	0	0	0	0	0	0	0.4		60.0			60.0		0.0			0.0		
079冷凍食品(穀類加工品)	0	0	0	0	0	0	2.7		100.0		122.1	167.0		0.0	0.0	0.0	0.0		
080レトルト食品(穀類加工品)	0	0	0	0	0	0	2.6				80.0	100.0		0.0	0.0		0.0		
081穀類加工品(水煮以外)	0	0	1	0	0	1	1.2		600.0			1,440.0		0.0	3.3	0.0	1.4		
082豆類加工品	0	0	0	0	0	0	0.4		182.8		120.7	151.7		0.0		0.0	0.0		
083冷凍食品(豆類加工品)	0	0	0	1	0	1	4.1		39.0	49.2	20.0	46.3		0.0	0.0	3.4	1.8		
084レトルト食品(豆類加工品)	0	0	0	0	0	0	2.9				80.0	80.0			0.0		0.0		
085野菜加工品(乾燥品等)	0	4	2	0	0	6	3.9		90.0	90.5		90.4		0.7	0.4	0.0	0.6		
086冷凍食品(野菜加工品)	0	3	0	4	0	7	6.0		103.8		166.2	122.1		0.1	0.0	0.4	0.2		
087レトルト食品(野菜加工品)	0	0	0	0	0	0	2.8				88.1	100.0		0.0	0.0		0.0		
088その他の野菜加工品	0	0	2	0	0	2	0.9		98.3	118.2		153.0		0.0	0.3	0.0	0.2		
089香辛料	0	0	0	0	0	0	3.6				127.4	166.6		0.0	0.0	0.0	0.0		
090茶	0	0	0	0	0	0	3.3		89.0			96.5		0.0	0.0		0.0		
091果実加工品	0	0	0	0	2	2	2.0		34.4	100.7	337.3	94.6		0.0	0.0	1.0	0.2		
092冷凍食品(果実加工品)	0	0	0	2	0	2	5.4		93.1	139.0	133.9	127.9		0.0	0.0	2.5	1.1		
093レトルト食品(果実の調整品)	0	0	0	0	0	0	0.0				0.0	0.0							
094種実類加工品	0	0	0	0	0	0	7.0		86.6		55.9	66.3		0.0	0.0	0.0	0.0		
095コーヒー豆製品	0	0	0	0	0	0	1.0		84.7			184.7		0.0	0.0	0.0	0.0		

食品群	品目名	検査予定数(a)						届出件数(c)	検査実施数(実数)(d)	検査実施数(e)					
		1抗生物質等	2残留農薬	3添加物	4成分規格	5カビ毒	小計(延べ)(b)			1抗生物質等	2残留農薬	3添加物	4成分規格	5カビ毒	小計(延べ)(f)
農産加工食品(つづき)	096ココア製品	0	0	5	0	0	5	3,887	10	0	0	10	0	1	11
	097冷凍食品(種実類加工品)	0	0	5	5	0	10	153	15	0	6	4	4	5	19
	098レトルト食品(種実類加工品)	0	0	0	5	0	5	986	20	0	0	7	17	16	40
	099茶の代用品	0	59	59	0	0	118	4,763	60	0	13	52	0	8	73
	100デンプン	0	0	29	0	0	29	6,215	14	0	0	13	0	1	14
	101その他穀類加工品	0	0	5	0	0	5	4,345	12	0	0	12	0	0	12
	102冷凍食品(その他の農産加工品)	0	0	5	5	0	10	726	15	0	0	15	15	0	30
	103レトルト食品(その他の農産加工品)	0	0	0	5	0	5	27	0	0	0	0	0	0	0
	104その他の農産加工品	0	0	29	0	0	29	3,486	23	0	1	21	0	0	22
	計	0	4,701	2,515	1,168	990	9,374	341,559	8,114	0	4,471	3,198	1,832	1,091	10,592
その他の食料品	105スープ・シチュー類	0	0	59	0	0	59	5,266	63	0	0	63	0	0	63
	106ソース等調味料	0	0	598	0	0	598	14,022	373	0	0	361	59	0	420
	107糖類	0	0	299	0	0	299	11,742	166	0	0	166	0	0	166
	108塩類	0	0	5	0	0	5	1,941	4	0	0	4	0	0	4
	109その他調味料	0	0	299	0	0	299	6,500	168	0	0	165	9	0	174
	110油脂類	0	0	29	0	0	29	10,558	43	0	0	42	0	1	43
	111菓子類	0	0	598	0	0	598	76,085	652	0	0	591	0	33	624
	112冷凍食品(その他食品)	0	0	598	2,995	0	3,593	36,713	2,110	0	0	1,107	2,083	0	3,190
	113レトルト食品(その他食品)	0	0	0	5	0	5	2,354	48	0	0	41	28	5	74
	114健康食品	0	0	598	0	0	598	13,453	410	2	0	409	0	0	411
115その他の食品	0	0	299	0	0	299	7,509	61	0	0	60	0	1	61	
計	0	0	3,382	3,000	0	6,382	186,143	4,098	2	0	3,009	2,179	40	5,230	
飲料	116ミネラルウォーター	0	0	0	299	0	299	5,319	168	0	0	1	168	0	169
	117清涼飲料水	0	0	598	598	118	1,314	26,053	787	0	114	678	657	75	1,524
	118アルコール飲料	0	0	598	0	0	598	141,015	566	0	0	566	0	0	566
	計	0	0	1,196	897	118	2,211	172,387	1,521	0	114	1,245	825	75	2,259
包装資材、器具及び容器	119食品添加物	0	0	0	29	0	29	37,248	19	0	0	1	18	0	19
	120器具	0	0	0	299	0	299	180,872	504	0	0	0	504	0	504
	121容器包装	0	0	0	299	0	299	12,329	139	0	0	0	139	0	139
	122おもちゃ	0	0	0	598	0	598	13,033	474	0	0	2	474	0	476
計	0	0	0	1,225	0	1,225	243,482	1,136	0	0	3	1,135	0	1,138	
総計		11,788	25,926	12,278	15,368	5,299	70,659	1,871,520	56,108	12,910	28,773	13,756	16,069	5,167	76,675



(単位：件、%)

品目名	違反件数(g)					実施率 (d/c)	達成率(e/a)					(f/b)	違反率(g/e)					(h/f)		
	1抗生 物質等	2残留 農薬	3添加物	4成分 規格	5カビ等 小計(注 6)		1抗生物 質等	2残留農 薬	3添加物	4成分規 格	5カビ等		1抗生 物質等	2残留 農薬	3添加物	4成分 規格	5カビ等			
096コア製品	0	0	0	0	0	0	0.3			200.0		220.0			0.0		0.0	0.0		
097冷凍食品(種実類加工品)	0	0	0	0	0	0	9.8			80.0	80.0	190.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
098レトルト食品(種実類加工品)	0	0	0	1	1	1	2.0				340.0	800.0		0.0	0.0	5.9	0.0	2.5		
099茶の代用品	0	0	0	0	0	0	1.3		22.0	88.1		61.9		0.0	0.0		0.0	0.0		
100アミン	0	0	1	0	0	1	0.2			44.8		48.3			7.7		0.0	7.1		
101その他殺菌加工品	0	0	1	0	0	1	0.3			240.0		240.0			8.3			8.3		
102冷凍食品(その他の農産加工品)	0	0	0	0	0	0	2.1			300.0	300.0	300.0			0.0	0.0		0.0		
103レトルト食品(その他の農産加工品)	0	0	0	0	0	0	0.0				0.0	0.0								
104その他の農産加工品	0	0	0	0	0	0	0.7			72.4		75.9		0.0	0.0			0.0		
計	0	7	10	8	2	27	2.4		95.1	127.2	156.8	110.2	113.0	0.2	0.3	0.4	0.2	0.3		
105スープ・シチュー類	0	0	0	0	0	0	1.2			106.8		106.8			0.0			0.0		
106ソース等調味料	0	0	1	0	0	1	2.7			60.4		70.2			0.3	0.0		0.2		
107糖類	0	0	0	0	0	0	1.4			55.5		55.5			0.0			0.0		
108塩類	0	0	0	0	0	0	0.2			80.0		80.0			0.0			0.0		
109その他調味料	0	0	0	0	0	0	2.6			55.2		58.2			0.0	0.0		0.0		
110油脂類	0	0	0	0	0	0	0.4			144.8		148.3			0.0		0.0	0.0		
111菓子類	0	0	1	0	0	1	0.9			98.8		104.3			0.2		0.0	0.2		
112冷凍食品(その他食品)	0	0	0	16	0	16	5.7			185.1	69.5	88.8			0.0	0.8		0.5		
113レトルト食品(その他食品)	0	0	0	0	0	0	2.0				560.0	1,480.0			0.0	0.0	0.0	0.0		
114健康食品	0	0	1	0	0	1	3.0			68.4		68.7	0.0		0.2			0.2		
115その他の食品	0	0	0	0	0	0	0.8			20.1		20.4			0.0		0.0	0.0		
計	0	0	3	16	0	19	2.2			89.0	72.6	81.9	0.0		0.1	0.7	0.0	0.4		
116ミネラルウォーター	0	0	0	0	0	0	3.2					56.6			0.0	0.0		0.0		
117清涼飲料水	0	0	1	1	0	2	3.0			113.4	109.9	63.6	116.0		0.0	0.1	0.2	0.0	0.1	
118アルコール飲料	0	0	1	0	0	1	0.4			94.6		94.6			0.2			0.2		
計	0	0	2	1	0	3	0.9			104.1	92.0	63.6	102.2		0.0	0.2	0.1	0.0	0.1	
119食品添加物	0	0	0	0	0	0	0.1			62.1		65.5			0.0	0.0		0.0		
120器具	0	0	0	2	0	2	0.3			168.6		168.6				0.4		0.4		
121容器包装	0	0	0	0	0	0	1.1			46.5		46.5				0.0		0.0		
122おもちゃ	0	0	1	3	0	4	3.6			79.3		79.6			50.0	0.6		0.8		
計	0	0	1	5	0	6	0.5			92.7		92.9			33.3	0.4		0.5		
総計	18	35	29	96	6	184	3.0		109.5	111.0	112.0	104.6	97.5	108.5	0.1	0.1	0.2	0.6	0.1	0.2

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

2 年度途中の検査強化分は、検査予定数には計上せず、検査実施数には計上している。このため、「勧告」の表3に計上した数値とは一致しない。

3 検査実施数には、登録検査機関が実施したものを含む。

4 遺伝子組換え食品は除く。

5 「品目名」欄のうち、網掛けしているものは達成率が100%未満の個別検査項目がある品目である。

6 「達成率」欄のうち、網掛けしているものは、達成率が100%未満の個別検査項目である。また、太枠で囲んだものは達成率が0%超50%未満の個別検査項目、黒塗りしたものは達成率が0%の個別検査項目である。

7 「実施率」、「達成率」及び「違反率」は、小数点以下第2位を四捨五入した。

表1-(3)-⑫

## 達成率が100%未満の個別検査項目(全国計)

(単位:品目、項目、%)

年	区 分	品目	検査項目								
			等 抗生物質	残留農薬	添加物	成分規格	カビ毒	計	構成比		
平成 16	モニタリング計画により検査予定数が設定されている品目数及び個別検査項目数		120	31	38	52	42	6	169	100	
	達成率が100%以上の品目数及び個別検査項目数		74	20	23	30	18	2	93	55.0	
	達成率が100%未満の品目数(実数)及び個別検査項目数		59	11	15	22	24	4	76	45.0	
	達成率別内訳	50%以上100%未満		47	11	12	18	17	3	61	36.1
		該当する個別検査項目ごとの達成率	馬				98.0		66.9		
			鶏	83.5	78.1						
			その他の生鮮畜産食品	60.0							
			乳製品			69.5	76.3				
			ナチュラルチーズ	98.8							
			プロセスチーズ	76.3		83.1					
			アイスクリーム類				55.5				
			その他乳・酪農製品				75.9				
			その他卵製品			58.6					
			冷凍食品(肉類)				98.3				
			レトルト食品(肉類)				60.0				
			その他畜産加工食品			51.8					
			二枚貝				98.3				
			養殖甲殻類(エビ・カニ)			85.3					
			水産動物類(イカ、タコ)	75.3							
			海藻類			60.0					
			魚類加工品(乾燥品等)			70.9					
			魚類加工品(すり身等)				55.2				
			冷凍食品(魚類)	78.9							
			貝類(むき身等)	58.9							
			冷凍食品(貝類)	69.5			72.9				
			水産動物類(切り身、むき身)	92.8			82.9				
			水産動物類加工品(乾燥品等)	79.3		81.9					
		魚介類卵加工品	60.2		86.6	59.5					
		麦類		63.2			65.0				
		トウモロコシ類		87.3			75.3				
		雑穀		96.2			72.9				
		せり科野菜		87.0							
		ゆり科野菜		88.2							
		その他野菜		93.1							
		レタス		98.7							
		めん類				54.2					
		冷凍食品(穀類加工品)				68.7					
		野菜加工品(乾燥品等)		94.9	60.5						
		冷凍食品(野菜加工品)		98.8							
		レトルト食品(野菜加工品)				84.7					
		冷凍食品(果実加工品)			67.8	78.0					
		種実類加工品			80.6						
		コーヒー豆製品		75.9							
		デンプン			58.6						
		その他の農産加工品			62.7						
		ソース等調味料			67.7						
		その他調味料			50.8						
		レトルト食品(その他食品)				98.3					
		健康食品			82.1						
		清涼飲料水			95.8						
		おもちゃ				79.8					
	0%超50%未満		12	0	3	4	5	1	13	7.7	
	該当する個別検査項目ごとの達成率	水産動物類加工品(乾燥品等)					48.8				
		レトルト食品(水産動物類)					20.0				
		その他水産加工食品				20.7					
		あぶらな科野菜			49.7						
		なす科野菜			14.0						
		なす			41.4						
		冷凍食品(豆類加工品)				35.6	40.7				
		種実類加工品						47.5			
		スープ・シチュー類				47.8					
		その他の食品				34.8					
		食品添加物				3.7					
		容器包装				42.4					
	0%		2	0	0	0	2	0	2	1.2	
	該当する個別検査項目ごとの達成率	レトルト食品(果実の調整品)					0				
		レトルト食品(その他の農産加工品)					0				

年	区 分	品目	検査項目							
			質等	抗生物	残留農薬	添加物	成箱格	カビ毒	計	構成比
平成 17	モニタリング計画により検査予定数が設定されている品目数及び個別検査項目数		121	30	39	57	47	10	183	100
	達成率が100%以上の品目数及び個別検査項目数		63	15	19	27	20	4	85	46.4
	達成率が100%未満の品目数(実数)及び個別検査項目数		74	15	20	30	27	6	98	53.6
	達成率別内訳	50%以上100%未満	59	15	16	24	16	4	75	41.0
	該当する個別検査項目ごとの達成率	牛(水牛を含む。)			96.8					
		豚(イノ豚を含む。)			62.7					
		馬			86.2		62.1			
		山羊	80.0		80.0					
		その他獣畜肉	80.0							
		鶏	91.6							
		乳製品				84.7				
		プロセスチーズ	60.0							
		鶏卵製品	55.2			86.2				
		蜂に関連した食品	94.6			84.3				
		その他畜産加工食品	55.9			61.0				
		二枚貝					85.3			
		養殖エビ類	73.6			60.4				
		養殖甲殻類(カニ等)	72.4							
		天然エビ類	98.3			65.9				
		水産動物類	72.9							
		魚類加工品(乾燥品等)	67.8							
		魚類加工品(すり身等)	98.0				66.9			
		冷凍食品(魚類)	90.3							
		貝類加工品				62.7	52.5			
		レトルト食品(貝類)					51.7			
		水産動物類(切り身)	83.6				87.0			
		水産動物類加工品(乾燥品等)					91.0			
		魚介類卵加工品				79.3	62.9			
		麦類			57.5				59.2	
		トウモロコシ類			92.6				77.3	
		雑穀			76.3					
		あぶらな科野菜			52.8					
		うり科野菜			55.9					
		ゆり科野菜			94.4					
		レタス			75.6					
		トマト			63.2					
		果実				91.0				
		穀類加工品(水煮)				80.0				
		パン類				60.0				
		レトルト食品(穀類加工品)					80.0			
		レトルト食品(豆類加工品)					80.0			
		野菜加工品(乾燥品等)			90.0	90.5				
		レトルト食品(野菜加工品)					88.1			
		その他の野菜加工品			98.3					
		茶			89.0					
		冷凍食品(果実加工品)			93.1					
		種実類加工品				86.6		55.9		
		コーヒー豆製品				84.7				
		冷凍食品(種実類加工品)				80.0	80.0			
		茶の代用品				88.1				
		その他の農産加工品				72.4				
		ソース等調味料				60.4				
		糖類				55.5				
		塩類				80.0				
		その他調味料				55.2				
		菓子類				98.8				
		冷凍食品(その他食品)					69.5			
		健康食品				68.4				
		ミネラルウォーター					56.2			
		清涼飲料水						63.6		
		アルコール飲料				94.6				
		食品添加物					62.1			
		おもちや					79.3			

年	区分	品目	検査項目							
			質等	抗生物質	残留農薬	添加物	成分規格	カビ毒	計	構成比
平成17	達成率別内訳	0%超 50%未満	18	0	4	6	9	2	21	11.5
		該当する個別検査項目ごとの達成率					47.5			
		乳製品								
		アイスクリーム類				47.8	49.5			
		鶏卵製品					10.3			
		レトルト食品（肉類）					20.3			
		養殖甲殻類（カニ等）					37.9			
		レトルト食品（魚類）					47.5			
		レトルト食品（水産動物類）					20.0			
		その他水産加工食品				37.9				
		雑穀							48.7	
		なす科野菜			7.4					
		きゅうり			42.4					
		めん類					49.2			
		冷凍食品（豆類加工品）					39.0	49.2	20.0	
		果実加工品				34.4				
		茶の代用品				22.0				
デンプン					44.8					
その他の食品					20.1					
容器包装						46.5				
0%	2	0	0	0	2	0	2	1.1		
該当する個別検査項目ごとの達成率	レトルト食品（果実の調整品）				0					
	レトルト食品（その他の農産加工品）				0					
2年間計	モニタリング計画により検査予定数が設定されている品目数及び個別検査項目数		241	61	77	109	89	16	352	100
	達成率が100%以上の品目及び個別検査項目数		146	35	42	57	38	6	178	50.6
	達成率が100%未満の品目及び個別検査項目数		133	26	35	52	51	10	174	49.4
	達成率別内訳	50%以上 100%未満	106	26	28	42	33	7	136	38.6
		0%超 50%未満	30	0	7	10	14	3	34	9.7
0%		4	0	0	0	4	0	4	1.1	

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 「2年間計」欄に計上した品目数及び個別検査項目数は延べ数である。

3 複数の個別検査項目に検査予定数が設定される品目で、個別検査項目ごとの達成率が異なることにより、複数の「品目数」欄に計上されるものがある。このため、「達成率別内訳」欄に計上した品目数の合計値と「モニタリング計画により検査予定数が設定されている品目数及び個別検査項目数」欄に計上した品目数が一致しない場合がある。

4 「該当する個別検査項目ごとの達成率」は、小数点以下第2位を四捨五入した。

表 1 - (3) - ⑬

2年連続で達成率が100%未満の個別検査項目（全国計）

区 分	品目及び個別検査項目数等		
平成17年度のモニタリング計画により検査予定数が設定されている品目数及び個別検査項目延べ数（a）	121品目の183項目		
aのうち、達成率が100%未満の品目数及び個別検査項目延べ数（b）	74品目の98項目		
bのうち、平成16年度から2年連続で達成率が100%未満の品目数及び個別検査項目延べ数	40品目の49項目		
2年連続して達成率が50%未満の品目数及び個別検査項目延べ数	8品目の9項目		
		達成率（%）	
		平成16年度	平成17年度
	レトルト食品（水産動物類）の成分規格	20.0	20.0
	その他水産加工食品の添加物	20.7	37.9
	なす科野菜の残留農薬	14.0	7.4
	冷凍食品（豆類加工品）の添加物	35.6	39.0
	冷凍食品（豆類加工品）の成分規格	40.7	49.2
	レトルト食品（果実の調整品）の成分規格	0	0
	レトルト食品（その他の農産加工品）の成分規格	0	0
その他の食品の添加物	34.8	20.1	
容器包装の成分規格	42.4	46.5	
2年連続して達成率が0%である品目数及び個別検査項目延べ数	2品目の2項目		
		達成率（%）	
		平成16年度	平成17年度
レトルト食品（果実の調整品）の成分規格	0	0	
レトルト食品（その他の農産加工品）の成分規格	0	0	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「達成率」は、小数点以下第2位を四捨五入した。

## ○食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）

第 41 条（適合措置命令） 厚生労働大臣は、登録検査機関が第 33 条第 1 項各号（当省注：登録の基準）のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

第 42 条（業務改善命令） 厚生労働大臣は、登録検査機関が第 35 条の規定（当省注：登録検査機関の業務実施上の義務）に違反していると認めるとき、又は登録検査機関が行う製品検査若しくは第 25 条第 1 項の規定による表示（当省注：製品検査の合格表示）若しくは第 26 条第 4 項の規定による通知（当省注：命令検査の結果の通知）の記載が適当でないと認めるときは、当該登録検査機関に対し、製品検査を行うべきこと又は製品検査の方法その他の業務の方法の改善に必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

第 43 条（登録の取消し及び業務の停止命令） 厚生労働大臣は、登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて製品検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 この章の規定に違反したとき
- 二 第 32 条（当省注：欠格条項）第 1 号又は第 3 号に該当するに至ったとき。
- 三 第 37 条第 1 項の認可を受けた業務規程によらないで製品検査を行ったとき。
- 四 第 37 条第 3 項（当省注：業務規程の変更命令）又は前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 正当な理由がないのに第 39 条第 2 項各号の規定による請求（当省注：受検業者その他の利害関係人からの財務諸表等の閲覧又は謄写等の請求）を拒んだとき。
- 六 不正の手段により第 33 条第 1 項の登録を受けたとき。

第 47 条（報告の徴収及び立入検査） 厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録検査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又は当該職員に、登録検査機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 （略）

## ○食品衛生法に基づく登録検査機関の登録及び監督に関する事務処理要領（「移管業務の実施について」（平成 18 年 8 月 29 日付け地発第 0829002 号大臣官房地方課長通知、食安発第 0829024 号医薬食品局食品安全全部長通知）により策定された事務処理要領）

## VI【報告・立入検査に関する事項】

## 1 立入検査の実施

新規登録及び事業所の新設等に係る審査の場合のほか、登録検査機関に対して概ね年 1 回以上の立入検査を行うこと。（中略）

また、検査において不適切な事項があった場合の事実確認、原因調査又は再発防止のための指導等、必要に応じて、立入検査を行うこと。（以下略）

2 （略）

## 3 適合命令

立入検査により法第 33 条第 1 項の登録基準に適合していない事項があった場合は、必要な措置を講ずるよう法第 41 条に基づく適合命令を行うこと。この際、指導係及び監視安全課化学物質係（以下、「化学物質係」という。）と協議すること。適合命令を行わない場合にあっても、検査の信頼性の確保等のために改善すべき事項があると認める場合は、文書にて通知する。

## 4 改善命令

立入検査により法第 35 条の規定に違反していると認められた場合、又は登録検査機関が行う製品検査若しくは第 25 条第 1 項の規定による表示（当省注：検査合格表示）若しくは第 26 条第 4 項の規定による通知（当省注：検査受検者に対する検査結果の通知）の記載が適当でないと認めるときは、業務の方法の改善に必要な措置を執るよう改善命令を行うこと。この際、指導係及び化学物質係と協議すること。法第 42 条に基づく改善命令を行わない場合にあっても、検査の業務の管理等について改善すべき事項があると認める場合は、文書にて通知する。

表 1 - (3) - ⑮ 登録検査機関に対し、複数回にわたり、同一の事項を繰り返し改善指導している例

地方厚生局名	事例の内容
北海道厚生局	<p>北海道厚生局では、管内の登録検査機関に対し、原則として年 1 回の立入検査を実施し、当該検査において、登録基準の不適合その他不適切な業務運営の事実を把握した場合は、食品衛生法第 41 条から 43 条まで及び「食品衛生法に基づく登録検査機関の登録及び監督に関する事務処理要領」に基づき、適合措置命令その他の必要な措置をとることとしている。</p> <p>平成 17 年 9 月に北海道厚生局が登録検査機関（A 機関）を対象に実施した立入検査において、微生物学的検査の方法等 9 事項について要改善事項が認められたことから、同厚生局は、A 機関に対し文書による改善指導を行い、10 月に A 機関から改善報告書を徴収した。翌 18 年 2 月に立入検査を実施したところ、17 年 9 月に改善指導を行った 9 事項中 2 事項（内部精度管理の実施方法及び標準作業書の記載内容）が未改善のままだったため、改めて文書による改善指導を行い、3 月に改善報告書を徴収した。</p> <p>しかし、平成 18 年 8 月に再び立入検査を実施したところ、18 年 2 月に未改善だった 2 事項中 1 事項（標準作業書の記載内容）が依然として改善されておらず、改めて文書による改善指導及び改善報告書の徴収（平成 18 年 9 月）を行うに至っている。</p> <p>なお、ここにおける改善指導は、食品衛生法第 41 条に基づく適合措置命令、第 42 条に基づく業務改善命令又は第 43 条に基づく業務の停止命令ではなく、検査の実務について改善すべき事項があるとして行った行政指導である。</p>

（注）当省の調査結果による。

表 1 - (3) - ⑩ 登録検査機関への試験事務の委託に係る厚生労働省本省への報告が行われていない例

検疫所名	事例の内容											
小樽検疫所	<p>検疫所が登録検査機関に試験事務を委託した際には、「食品衛生法第 28 条第 4 項の規定に基づく収去食品等の試験の試験に関する事務の登録検査機関への委託について」により、委託内容について厚生労働省本省に報告し、また、これを受けた厚生労働省本省は、報告内容を、当該登録検査機関を管轄する地方厚生局に情報提供することとされている。</p> <p>地方厚生局は、必要に応じ、提供された情報を、登録検査機関に対する監督業務に活用することとしている。</p> <p>北海道内には、平成 19 年 3 月現在、登録検査機関 3 施設が所在するが、北海道厚生局では、これら 3 登録検査機関の立入検査について、命令検査等の試験事務の受託実績のない 1 施設を除いた 2 施設（B 機関、C 機関）を対象に、原則として年 1 回以上の立入検査を実施することとしており、平成 16 年 2 月から平成 18 年 12 月までに計 6 回の立入検査を実施している。また、同局は、厚生労働省から検疫所が試験事務を委託した旨の情報提供を受けた場合、提供された情報を参考にして、登録検査機関に対する立入検査の際に、検疫所から委託を受けた試験事務が適正に行われているかどうかの確認を行うこととしている。</p> <p>小樽検疫所は、平成 17 年度及び 18 年度に B 機関及び C 機関にモニタリング検査を委託（委託契約を締結）している。しかし、担当職員が手続を失念し、委託内容を厚生労働省本省に報告しなかったことから、同省は、B 機関及び C 機関を管轄する北海道厚生局に対し、小樽検疫所が両機関に試験事務を委託した旨を通知していない。このため、同局は B 機関及び C 機関がモニタリング検査を受託していることを把握できず、これまでに実施した 6 回の立入検査において、小樽検疫所から委託を受けたモニタリング検査の試験事務が適正に行われたか否かの確認・点検ができなかった。</p> <p>なお、委託契約に基づき小樽検疫所が B 機関及び C 機関に委託したモニタリング検査の件数は下記のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="526 1556 1300 1747"> <caption>小樽検疫所から登録検査機関へのモニタリング検査委託件数</caption> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>委託先登録検査機関名</th> <th>委託件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 17</td> <td>B 機関</td> <td>4 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成 18</td> <td>B 機関</td> <td>6 件</td> </tr> <tr> <td>C 機関</td> <td>5 件</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	委託先登録検査機関名	委託件数	平成 17	B 機関	4 件	平成 18	B 機関	6 件	C 機関	5 件
年 度	委託先登録検査機関名	委託件数										
平成 17	B 機関	4 件										
平成 18	B 機関	6 件										
	C 機関	5 件										

(注) 当省の調査結果による。



(4) 検査の公正性及び中立性の確保

勸 告	説明図表番号
<p><b>ア 検体抽出又は収去</b></p> <p><b>【制度の概要】</b></p> <p>輸入畜産物の検査、輸入植物の検査及び輸入食品等の行政検査（注1）は、いずれも輸入品の中から一定数量の検体を抽出又は収去し、当該抽出又は収去した検体を対象に検査を実施するものである。</p> <p>この検体の抽出又は収去作業の方法に係る規定等は、次のとおりである。</p> <p>① 輸入畜産物の検査については、検査の方法等について定めた輸入検査要領において、家畜防疫官が無作為に検体の抽出を行うことが規定されている。</p> <p>② 輸入植物の検査については、平成17年度に、輸入業者が不正な手段で検査を免れようとした事例があったことを踏まえ、農林水産省本省が各種会議等において、植物防疫所に対し、輸入業者等による不正防止のため植物防疫官が自ら検体を抽出することを指導している。</p> <p>③ 輸入食品等の行政検査については、検査の方法等について定めた業務基準において、収去到当っては検体が対象食品等を代表するものとなるよう十分配慮することが規定されている。</p> <p>（注1） 輸入食品等については、①指導検査、②命令検査、③モニタリング検査、④モニタリング検査以外の行政検査があるが、これらのうち行政機関（検疫所）が行うものを「輸入食品等の行政検査」という。以下同じ。</p>	<p>表1-(4)-①</p>
<p><b>【調査結果】</b></p> <p>今回、平成16年から18年までの間に輸入検査実績がない1出張所を除く動物検疫所24か所における輸入畜産物検査、植物防疫所33か所における輸入植物検査及び検疫所24か所の26輸入食品届出窓口における輸入食品等の行政検査の検体の抽出又は収去の実施状況を調査した結果は、次のとおりとなっており、輸入畜産物検査において輸入検査要領で定められている検体の抽出方法が十分に遵守されていない状況がみられた。</p> <p>① 動物検疫所24か所のうち22か所（本所、6支所、12出張所及び3分室）では、検査対象となる畜産物の全部又は一部について、輸入検査要領に則した家畜防疫官による検体の抽出が行われておらず、家畜防疫官の検査場所への到着前に輸入業者等が検体の抽出作業を行うことが常態化している。この場合、家畜防疫官は、輸入業者等による検体の抽出作業に立ち会っていないため、当該抽出が無作為に行われたか否かを確認できていない状況となっている。</p> <p>② これに対して、残る動物検疫所2か所（2出張所）では、検査対象となる畜産物のすべてについて、輸入検査要領に則して家畜防疫官が自ら検体の抽出を行っている。</p> <p>同様に、植物防疫所33か所及び検疫所24か所の26輸入食品届出窓口では、輸入業者等による不正防止等の観点から、いずれも植物防疫官及び食品衛生監視員が自ら</p>	<p>表1-(4)-②</p>

検体の抽出又は収去を行っている。

## イ 検査場所までの移動方法

### 【制度の概要】

輸入畜産物の検査、輸入植物の検査及び輸入食品等の行政検査は、輸入業者等が検査対象となる輸入貨物を搬入した倉庫やコンテナヤード等において実施される。

このため、これらの検査の実施に当たっては、家畜防疫官、植物防疫官又は食品衛生監視員（以下「防疫官等」という。）が、動物検疫所、植物防疫所又は検疫所から、検査場所である倉庫やコンテナヤード等まで移動しなければならない。

農林水産省は、「検査業務に伴う旅行命令等について」（昭和 52 年 4 月 20 日付け 52 動検甲第 379 号動物検疫所長通達）により、輸入畜産物の検査における家畜防疫官の検査場所への移動手段について、「検査業務に従事する家畜防疫官に対する旅行命令上の処理は、交通機関を利用する出張（外勤を含む。）及び官用車を使用して行う出張（外勤を含む。）が原則である。」としている。

また、農林水産省は、輸入植物の検査における植物防疫官の検査場所への移動手段について、「植物防疫所における業務管理の徹底について」（平成 15 年 6 月 30 日付け 15 生産第 2457 号生産局植物防疫課長通知）により、「現在、植物防疫所の業務において関係者の自動車を利用する可能性があるが、このことについては、極めて特異な交通事情にある港頭地域等において、安全かつ迅速・効率的に植物検疫業務を行うという観点から、関係者が日常的に利用している自動車に植物防疫官が同乗するといった場合に限り、やむを得ないものとして取り扱われているもの」とした上で、「極力、公用車や公共交通機関を活用する」よう、植物防疫所を指導している。

なお、厚生労働省は、輸入食品等の検査における食品衛生監視員の検査場所への移動手段について、検査対象となる輸入食品等を取り扱う輸入業者等から提供される自動車を利用することが直ちに法規に違反するとはいえないものの、国民から無用の疑念を抱かれかねない行為は慎むのが適当であり、輸入業者等から提供された自動車を利用すべきではないと検疫所を指導している（以下、防疫官等の検査場所までの移動のために輸入業者等が提供する自動車を「社用車」という。）。

### 【調査結果】

今回、輸入業者等 30 事業者（4 輸入業者、25 通関業者、1 検査代行業者）から、輸入畜産物の検査、輸入植物の検査及び輸入食品等の行政検査における防疫官等の検査場所への移動手段について聴取した結果は、次のとおりである。

① 30 事業者のうち 26 事業者（2 輸入商社、23 通関業者、1 検査代行業者）が過去に動物検疫所による輸入畜産物の検査を受けたことがあるとしている。

このうち 17 事業者は、検査場所までの移動のために家畜防疫官に社用車を提供したことがあり、その状況は、

i) 検査の都度、常に社用車を提供して家畜防疫官を送迎しているとするものが 13 事業者、

ii) 複数の通関業者等が、検査の都度、交代で各社の社用車を提供して家畜防疫官

表 1 - (4) - ③

表 1 - (4) - ④

表 1 - (4) - ⑤

を送迎しているとするものが2事業者、  
iii) 動物検疫所の公用車が利用できない場合に限って社用車を提供して家畜防疫官を送迎しているとするものが2事業者、  
となっている。

② 30事業者のうち25事業者（3輸入商社、21通関業者、1検査代行業者）が過去に植物防疫所による輸入植物の検査を受けたことがあるとしている。

このうち2事業者が、検査場所までの移動のために植物防疫官に社用車を提供している。また、11事業者の検査手を代行している植物検疫協会（注2）が、検査の都度、社用車を提供して植物防疫官の送迎を行うとしている。

（注2） 植物検疫協会は、主要な指定港に設立され、植物検疫の受検の代行業務（検査、消毒及び廃棄の立会い）等を行っており、一部は地方公共団体所管の公益法人（社団法人）となっている。

上記①及び②の事例について、当省が公共交通機関の使用の余地を調査した結果、中には、鉄道又は路線バスによる移動が可能と考えられる区間について、常に輸入業者等が用意した社用車を用いて移動しているものがみられた。

また、輸入業者等の中には、防疫官等の送迎について、業務上の負担となっているなどとして、動物検疫所及び植物防疫所に対し、移動手段を確保すべきであるとの意見を有している者もみられる。

しかし、農林水産省は、各動物検疫所及び植物防疫所の輸入検査における家畜防疫及び植物防疫官の移動の実態を十分に把握しておらず、動物検疫所及び植物防疫所に対しの確な指導を行っていない。

なお、検査場所までの移動のために食品衛生監視員に社用車が提供された事例はみられなかった。

#### 【所見】

したがって、農林水産省は、輸入畜産物の検査及び輸入植物の検査の公正性及び中立性の確保を図る観点から、動物検疫所及び植物防疫所に対し、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 輸入畜産物の検査における検体の抽出に際しては、輸入検査要領に則して、家畜防疫官が自ら抽出を行うことを徹底させること。
- ② 輸入畜産物の検査及び輸入植物の検査における検査場所への移動について、公共交通機関又は家畜防疫官若しくは植物防疫官が自ら確保した移動手段の利用を徹底させること。

表 1 - (4) - ①

## 検体の抽出又は収去の公正性の確保のための措置

検査名	検体の抽出又は収去の公正性を確保するための措置
家畜伝染病予防法第 40 条第 1 項に基づく畜産物の輸入時の検査のうち抽出現物検査	畜産物の輸入検査要領は、「 <u>家畜防疫官は法第 40 条の規定による検査を次により行うものとする</u> 」とした上で、抽出現物検査については、「輸入検査申請量（梱包されているものにあつては梱包数）のおおむね 0.5%に相当する割合を <u>無作為に抽出</u> し、その梱包の状態、検査対象物の種類、性状（指定検疫物であることの確認を含む）、異物の混入、その他の異常の有無について検査を行うものとする。」と規定している。
植物防疫法第 8 条第 1 項に基づく植物の輸入時の検査	平成 17 年 9 月に、成田空港において、輸入検査により不合格（検疫有害動物の付着による。）とされ植物防疫官が輸入業者に対し消毒命令を行った切花について、当該業者が、消毒による品質劣化を忌避し、他の植物とすり替えることによって消毒をせずに輸入しようとした事例があった。 農林水産省は、これを踏まえ、輸入検査や消毒・廃棄時における輸入業者等による不正の防止を図るため、① <u>輸入検査時の検体の抽出作業は、植物防疫官が自ら行うこと</u> 、②消毒・廃棄時には、植物防疫官が対象となる荷口の確認を徹底して行うこととし、この旨、各種会議等の場を利用して、口頭で、植物防疫所に対する指導を行っている。
食品衛生法第 28 条第 1 項に基づく食品等の収去検査のうち厚生労働大臣が輸入食品等を対象に実施するもの	輸入食品等監視指導業務基準は、行政検査の実施方法として、「食品等の収去に当たっては、対象食品等のロット構成を十分に確認したうえで、 <u>検体が対象食品等を代表するものとなるよう十分配慮すること</u> 。」と規定している。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 下線は、当省が付した。

表 1 - (4) - ②

動物検疫所における抽出現物検査の際の検体の抽出方法

区分	動物検疫所の本所、支所及び出張所等名	現物検査（貨物）件数（件）		
		平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
検査対象となる畜産物のすべてについて輸入検査要領に則して家畜防疫官が検体の抽出作業を行っている動物検疫所（2出張所）	新潟空港出張所	157	153	104
	福岡空港出張所	539	540	576
原則として検査対象となる畜産物の全部について、家畜防疫官の検査場所への到着前に輸入業者等が抽出作業を行うことが常態化している動物検疫所（4支所、8出張所、3分室）	成田支所	31,491	23,802	29,551
	関西空港支所	7,978	6,390	6,772
	神戸支所	16,448	15,038	18,523
	沖縄支所	571	495	529
	仙台空港出張所	540	621	742
	東京出張所	42,204	38,175	34,680
	小松出張所	61	56	25
	大阪出張所	30,062	25,428	27,128
	岡山空港出張所	136	143	96
	広島空港出張所	39	60	87
	鹿児島空港出張所	1,072	1,075	871
	那覇空港出張所	11	10	7
	千葉分室	6,227	4,690	6,215
	川崎分室（平成 17 年 10 月開設）	—	—	4,653
	高松空港分室	405	531	128
検査対象となる畜産物の一部について、家畜防疫官の検査場所への到着前に輸入業者等が抽出作業を行うことが常態化している動物検疫所（1本所、2支所、4出張所）	動物検疫所（本所）	23,325	21,369	19,144
	中部空港支所（平成 17 年 2 月開設）	—	—	312
	門司支所	1,187	1,297	992
	北海道出張所	326	263	334
	清水出張所	307	275	426
	名古屋出張所（旧名古屋支所を含む）	4,069	3,463	3,809
	長崎空港出張所	29	162	103
「一部」の内容	保冷倉庫内に保管されている場合（アイテム数が多い場合を含む。）	動物検疫所（本所）、北海道出張所、名古屋出張所、清水出張所		
	1 件当たりの輸入数量が少ない場合は抽出によらず全量を検査するが、それ以外の場合は輸入業者等が抽出作業を行う。	中部空港支所		
	通関業者等の現物検査実施の希望時刻が特定の時間に集中する場合や船舶輸送で検査品の数量が多い場合	門司支所		
	魚粉の精密検査などで、輸出国の証明書によりコンテナ間で成分の違いがないと思われる場合	長崎空港出張所		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「現物検査件数」にギャベージは含まない。

表 1 - (4) - ③ 「検査業務に伴う旅行命令等について」(昭和 52 年 4 月 20 日付け動検甲第 379 号動物検査所長通知)(抜粋)

最近における交通機関の発達は、動物検査所の検査体制にも種々の影響を及ぼしており、特に大都市に所在する港湾地域の拡大と航空機等により輸入される家畜、畜産物等の輸入量の増加は、検査回数の増加と検査の計画的実施の困難をきたしている。検査業務に従事する家畜防疫官に対する旅行命令上の処理は、交通機関を利用する出張(外勤を含む。)及び官用車を使用して行う出張(外勤を含む。)が原則であるが、実質的には検査を計画的、かつ、迅速に処理して、検査能率の向上をはかるため、止むを得ず検査を受けるものが提供する自動車(以下「官用車以外の車等」)を利用することもあるが、このように官用車以外の車等を使用して検査業務に従事させる場合であっても、明確に出張(外勤を含む。)命令によって処理されることが必要である。

検査業務を遂行するため、官用車又は官用車以外の車等を使用させる場合は、予想される交通災害に備えて、万一の場合にあっても公務災害補償の適用をうけられるよう心掛け、そのための命令系統の確立、検査業務の運営の適正化、職員の規律の確保及び管理の適正を図ることとし、旅行命令等は下記により取扱うこととされたい。

#### 記

1 官用車を使用する場合  
(略)

2 官用車以外の車等を使用する場合

(1) 官用車以外の車等を使用して検査業務に従事させる場合は、別記 2 の検査命令簿によって家畜防疫官に命令を発することとし、検査命令簿は、外勤命令簿に替るものとするが、検査業務のため旅行することが出張に該当する場合は別途旅行命令を発する(旅費を支給する場合)。

(2) 検査業務に従事する家畜防疫官を添乗させるため、官用車以外の車等の提供の申し出があつたときは、検査のため車を提供する旨の願書を提出させる。(願書の様式は任意とするが、(別添参考例参照)官用車以外の車等で同一の車が継続して使用されるものは有効期限 1 年、その他の車にあつては 1 回限り有効とする。)

(3) 検査命令簿の保管は、検査担当課(又は担当出張所、分室)において保管管理すること

(注) 下線は、当省が付した。

表1－(4)－④ 「植物防疫所における業務管理の徹底について」(平成15年6月30日付け15生産第2457号植物防疫課長通知)(抜粋)

植物防疫所の業務の適正な実施については、日頃より指導いただいているところであるが、今後、業務の執行に当たっては、下記について十分留意することとされたい。

記

1 植物防疫所の業務における自動車の利用について

- (1) 植物防疫所の業務の性格上、その執行に当たっては、いやしくも第三者から疑惑を抱かれることのないように十分配慮する必要がある。

現在、植物防疫所の業務において関係者の自動車を利用する場面があるが、このことについては、極めて特異な交通事情にある港頭地域等において、安全かつ迅速・効率的に植物検疫業務を行うという観点から、関係者が日常的に利用している自動車に植物防疫官が同乗するといった場合に限り、やむを得ないものとして取り扱われているものであり、その旨、再度職員に周知徹底を図るとともに、極力、公用車や公共交通機関を活用することにより、関係者の自動車を利用する場合においても、利用区間をできる限り限定する等必要な見直しを行うこととされたい。

(注) 国家公務員倫理規程(平成12年政令第101号)第3条第2項第4号に規定する禁止行為の例外措置「職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車(当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。)を利用すること(当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。)」

- (2) また、あわせて、以下の措置を講じられたい。

- ① 植物防疫官が公用車以外の自動車を利用して植物検疫業務を実施する場合は、その概要(利用年月日、業務内容、業務実施場所及び同乗の業者名)を記録簿に記録・保存することとし、所長(支所にあつては支所長、出張所にあつては出張所長)がその内容を確認すること。
- ② 植物防疫官が植物検疫業務のために公用車以外の車に乗車する際には、「植物検疫業務で同乗中」である旨を外部から認識できるよう明示すること。
- ③ 上記①及び②の取扱いを実施することを事前に植物検疫協会をはじめ関係者に周知すること。

2 (略)

(注) 下線は、当省が付した。

表 1 - (4) - ⑤ 家畜防疫官又は植物防疫官の検査場所への移動に際しての調査対象事業者による役務の提供の状況

輸入畜産物検査	過去に動物検疫所による輸入畜産物検査を受けたことがある事業者		26 事業者 (輸入商社 2、通関業者 23、検査代行業者 1)	
	うち、検査を受ける場合、家畜防疫官の検査場所までの移動に業者の社用車を提供することがあるとしている事業者 (a)		17 事業者	うち、公共交通機関を利用した移動が可能と考えられるもの (注3)
	社用車を提供しての移動頻度	年 10 回未満	3 事業者	1 事業者
		年 10 回以上 50 回未満	5 事業者	1 事業者
		年 50 回以上 100 回未満	4 事業者	—
		年 100 回以上	1 事業者	—
		不明	4 事業者	1 事業者
	1 回当たり平均移動距離 (片道) (注2)	5 km 以下	2 事業者	—
		5 km 以上 10km 以下	3 事業者	—
		10km 以上	6 事業者	2 事業者
不明又は特に決まっていない		6 事業者	1 事業者	
社用車の提供の状況	a のうち、検査を受ける場合、常に家畜防疫官の検査場所までの移動に業者の社用車を提供するとしている事業者	13 事業者	2 事業者	
	a のうち、複数の通関業者等が交代で社用車を提供としている事業者	2 事業者	1 事業者	
	a のうち、動物検疫所の公用車が利用できない場合に限り社用車を提供している事業者	2 事業者	—	
a のうち、家畜防疫官の検査場所までの移動のために社用車を提供することに対し負担感があるとしている事業者		6 事業者	2 事業者	
輸入植物検査	過去に植物防疫所による輸入植物検査を受けたことがある事業者		25 事業者 (輸入商社 3、通関業者 21、検査代行業者 1)	
	うち、検査を受ける場合、植物防疫官の検査場所までの移動に業者の社用車を提供するとしている事業者 (b)		2 事業者	
	社用車を提供しての移動頻度	年 10 回未満	1 事業者	
		年 100 回以上	1 事業者	
	1 回当たり平均移動距離 (片道) (注2)	5 km 以下	2 事業者	
	社用車の提供の状況	b のうち、検査を受ける場合、常に植物防疫官の検査場所までの移動に業者の社用車を提供している事業者	2 事業者	
	b のうち、植物防疫官の検査場所までの移動のために社用車を提供することに対し負担感があるとしている事業者		1 事業者	
	うち、事業者が検査手続きを委託している植物検疫協会が移動のための自動車を提供しているもの		11 事業者	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「1 回当たり移動距離 (片道)」は、検査場所が複数あり、社用車による移動が複数の異なる区間について行われている場合は、最も遠距離の場合で分類した。

3 「うち、公共交通機関を利用した移動が可能と考えられるもの」欄に計上した事業者は、事業者が家畜防疫官の移動に際し、社用車を提供しているとする区間に近接して鉄道又はバス路線 (おおむね 1 時間に 1 本以上の便があるものに限る。) が走行しており、これらを利用することによる移動が可能と考えられる区間について社用車を提供しているとするものである。



## 2 輸入検査に係る業務実施体制の見直し

勸告	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>植物防疫所は、農林水産省設置法（平成 11 年法律第 98 号）第 8 条に基づく施設等機関であり、平成 18 年度末現在、5 本所、15 支所、53 出張所、3 分室及び 1 駐在が置かれ、植物防疫官が配置されている。農林水産省は、出張所の配置及び要員の合理化・適正化を図るため、平成 10 年 8 月に「農産物の検疫・検査、規格等に関する行政監察結果に基づく勸告」に係る出張所の見直し基準について（平成 10 年 8 月 28 日付け 10-209 農林水産省農産園芸局植物防疫課長通知。以下「出張所見直し基準」という。）を定めている。</p> <p>出張所見直し基準では、次のすべての基準（以下「統廃合基準」という。）に該当する場合には、当該出張所を近隣の植物防疫所に統廃合することとされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 主要業務が、設置された海港における輸入検疫業務であること。</li> <li>② 直近の 2 年間以上にわたり年間輸入検査件数が 230 件以下であること。</li> <li>③ 数年以内に年間輸入検査件数が 230 件を超える明確な輸入計画等がないこと。</li> <li>④ 近隣の植物防疫所との距離が 100 km 未満であること。</li> <li>⑤ 統廃合後においても、近隣の植物防疫所からの出張等により、輸入植物の種類に応じた的確かつ円滑な検疫が可能であること。</li> </ol> <p>また、この統廃合基準に該当しない出張所が、次のすべての基準（以下「要員配置見直し基準」という。）に該当する場合には、植物防疫官の配置を業務量に見合ったものとなるように見直すこととされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 主要業務が、設置された海港における輸入検疫業務であること。</li> <li>② 直近の 2 年間以上にわたり植物防疫官 1 人当たりの年間輸入検査件数が 230 件以下であること。</li> <li>③ 数年以内に植物防疫官 1 人当たりの年間輸入検査件数が 230 件を超える明確な輸入計画等がないこと。</li> </ol>	<p>表 2-①</p> <p>表 2-②</p>
<p><b>【調査結果】</b></p> <p>農林水産省は、出張所見直し基準の運用により、植物防疫所の各出張所の業務量等に応じた計画的な統廃合及び要員配置の見直しを進めることとしており、出張所については、同基準制定の前年度である平成 9 年度末時点には 70 か所あったものが 18 年度末時点には 17 か所減少し、53 か所となっている。</p> <p>また、植物防疫所の定員については、植物の輸入件数及び同数量の増加、海港及び空港の 24 時間化、国際線航路・航空路線の増加等に伴い植物防疫官等の増員が図られており、平成 9 年度の 880 人（現員は 869 人）が 18 年度は 88 人増加し 968 人（現員は 950 人）となっている。</p> <p>なお、これらの定員のうち、植物防疫官の定員については、平成 9 年度の 779 人（現員は 754 人）が 18 年度は 80 人増加し 859 人（現員は 835 人）となっている。</p> <p>今回、調査対象とした 22 出張所について、出張所見直し基準と照合した結果、次のとおり、同基準に定められている統廃合基準又は要員配置見直し基準のいずれかに該当しており、これらの基準の適用による統廃合又は要員配置の見直しが適当と考えられる</p>	<p>表 2-③</p> <p>表 2-④</p>

<p>出張所が5か所みられた。</p> <p>① 統廃合基準に該当し、統廃合が適当であると考えられるもの（3出張所）</p> <p>② 要員配置見直し基準に該当し、要員配置の見直しが適当であると考えられるもの（2出張所）</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、農林水産省は、輸入検査に係る業務実施体制の見直しを図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 統廃合基準に該当する植物防疫所の出張所について統廃合を適切に行うこと。</p> <p>② 要員配置見直し基準に該当する植物防疫所の出張所について要員配置を見直すこと。</p>	<p>表2-⑤</p> <p>表2-⑥</p>
--	-------------------------

表 2 - ①

## 植物防疫所の組織（平成 18 年 7 月 1 日現在）

（単位：人、件）

植物防疫所本所、支所及び出張所等名	定員		現員		平成 18 年輸入検疫業務実績		
		うち植物防疫官		うち植物防疫官	貨物検査 件数	郵便物及び携 帯品検査件数	消毒及び 廃棄件数
横浜植物防疫所	1 6 4	1 3 4	1 7 8	1 4 4	49,984	6,579	8,256
川崎出張所	6	6	5	5	1,850	31	1,429
札幌支所（千歳空港分室を含む。）	1 6	1 4	1 6	1 4	1,928	863	139
釧路出張所	4	4	4	4	718	53	362
留萌出張所	2	2	2	2	138	79	138
小樽出張所	3	3	2	2	668	2	309
室蘭・苫小牧出張所	6	6	5	5	5,083	0	633
函館出張所	2	2	2	2	33	152	18
塩釜支所（仙台空港分室を含む。）	1 4	1 2	1 3	1 1	1,020	1,058	81
青森出張所	3	3	3	3	9	69	0
八戸出張所	3	3	3	3	1,027	22	301
宮古出張所	4	4	4	4	407	0	346
石巻出張所	3	3	3	3	944	0	785
小名浜出張所	3	3	2	2	79	1	67
新潟支所	1 3	1 1	1 1	9	1,389	1,664	280
秋田出張所	5	5	4	4	568	73	405
酒田出張所	3	3	2	2	340	8	80
直江津出張所	2	2	2	2	445	22	90
成田支所	1 0 5	1 0 1	9 7	9 1	288,454	140,191	16,921
羽田空港出張所	8	8	7	7	0	1,568	0
東京支所	3 7	3 3	4 1	3 8	54,502	33,569	4,685
日立出張所	2	2	2	2	55	0	3
鹿島出張所	3	3	4	4	2,123	3	696
千葉出張所	5	5	4	4	918	7	423
名古屋植物防疫所	4 9	4 2	5 2	4 1	33,199	3,170	4,205
衣浦出張所	3	3	2	2	255	0	104
南部出張所	4	4	3	3	854	0	189
四日市出張所	3	3	2	2	334	0	37
中部空港支所	3 8	3 5	3 8	3 5	36,141	27,101	2,738
伏木富山支所	1 1	9	1 1	9	749	1,226	638
金沢出張所	4	4	4	4	1,013	500	52
七尾出張所	2	2	2	2	143	0	140
敦賀出張所	2	2	2	2	121	0	103
清水支所	1 4	1 2	1 4	1 2	5,305	32	262
豊橋出張所	3	3	2	2	211	0	62
蒲郡出張所	3	3	2	2	588	9	593
神戸植物防疫所	8 2	6 7	8 5	7 1	47,760	11,584	4,207
姫路出張所	3	3	2	2	33	10	91
大阪支所	3 0	2 8	2 6	2 4	21,269	17,638	2,294
舞鶴出張所	3	3	3	3	189	16	178
和歌山出張所	2	2	2	2	67	0	65
関西空港支所	5 2	4 9	5 0	4 7	139,806	80,535	4,463
広島支所（広島空港分室を含む。）	1 5	1 3	1 4	1 2	483	971	170
境港出張所	5	5	5	5	336	91	257
浜田出張所	2	2	2	2	212	2	124
水島出張所	8	8	7	7	1,077	645	266
尾道出張所	4	4	3	3	461	1	267
岩国出張所	2	2	2	2	123	7	123
坂出支所	1 0	8	8	6	76	128	85
小松島出張所	3	3	3	3	292	17	169
高松出張所	2	2	1	1	106	0	0
詫間出張所	2	2	2	2	113	0	104
松山出張所	4	4	4	4	401	435	215
高知出張所	3	3	3	3	279	4	45

植物防疫所本所、支所及び出張所等名	定員		現員		平成 18 年輸入検疫業務実績		
		うち植物防疫官		うち植物防疫官	貨物検査件数	郵便物及び携帯品検査件数	消毒及び廃棄件数
門司植物防疫所	3 8	2 6	4 1	2 9	2, 635	83	305
下関出張所	9	9	9	9	5, 692	23, 713	412
若松出張所	1	1	1	1	1	8	5
福岡支所	2 4	2 1	2 3	2 0	16, 940	11, 577	1, 754
福岡空港出張所	1 5	1 5	1 5	1 5	20, 152	6, 758	806
伊万里出張所	3	3	2	2	276	5	92
長崎出張所	3	3	3	3	8	195	0
鹿児島支所	9	7	8	6	306	41	78
八代出張所	4	4	4	4	567	38	176
大分出張所	2	2	2	2	32	35	12
細島出張所	3	3	2	2	261	69	25
志布志出張所	4	4	4	4	3, 022	3	296
鹿児島空港出張所	2	2	1	1	39	246	0
名瀬支所	1 2	1 1	8	7	0	0	0
那覇植物防疫事務所	3 8	2 9	4 0	3 3	4, 991	2, 833	572
那覇空港出張所	7	7	9	9	1, 891	3, 331	23
嘉手納出張所	1	1	1	1	0	178	0
平良出張所	4	4	2	2	0	74	0
石垣出張所	5	5	3	3	0	229	0
合計（5本所、15支所、53出張所）	9 6 8	8 5 9	9 5 0	8 3 5	761, 491	379, 552	63, 249

（注）農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

表 2 - ② 「農産物の検疫・検査、規格等に関する行政監察結果に基づく勧告」に係る出張所の見直し基準について」（平成 10 年 8 月 28 日付け 10-209 農林水産省農産園芸局植物防疫課長通知）（抜粋）

このことについて、下記のとおり見直し基準を定めたので、通知する。  
なお、出張所の見直しに当たっては、必要な事項を十分調査の上、遺漏なきよう取り計らわれない。

記

植物防疫所出張所の見直し基準

- 1 植物防疫所の出張所については、次のすべての要件に該当する場合には、当該出張所を近隣の植物防疫所に統廃合することとする。
  - （1） 主要業務が、設置された海港における輸入検疫業務であること
  - （2） 直近の 2 年間以上にわたり年間輸入検査件数が 230 件以下であること
  - （3） 数年以内に年間輸入検査件数が 230 件を超える明確な輸入計画等がないこと
  - （4） 近隣の植物防疫所との距離が 100 km 未満であること
  - （5） 統廃合後においても、近隣の植物防疫所からの出張等により、輸入植物の種類に応じた的確かつ円滑な検疫が可能であること
- 2 上記 1 に該当する出張所以外の出張所についても、次のすべての要件に該当する場合には、要員配置を業務量に見合ったものとなるように見直すこととする。
  - （1） 主要業務が、設置された海港における輸入検疫業務であること
  - （2） 直近の 2 年間以上にわたり植物防疫官 1 人当たりの年間輸入検査件数が 230 件以下であること
  - （3） 数年以内に植物防疫官 1 人当たりの年間輸入検査件数が 230 件を超える明確な輸入計画等がないこと

表 2 - ③

## 植物防疫所の統廃合実績（出張所見直し基準制定後）

年度	廃止した植物防疫所出張所名	廃止時の定員		廃止時の現員		検疫業務を担当する指定港名	統廃合の理由	統合先
		(人)	うち植物防疫官(人)	(人)	うち植物防疫官(人)			
平成11	釜石出張所	2	2	2	2	釜石港	輸入量の低下により統合（平成10年の輸入検査件数は69件）	宮古出張所
	田子の浦出張所	2	2	2	2	田子の浦港	輸入量の低下により統合（平成10年の輸入検査件数は26件）	清水支所
	田辺出張所	3	3	1	1	田辺港	輸入量の低下により統合（平成10年の輸入検査件数は74件）	和歌山出張所
	須崎出張所	2	2	1	1	須崎港	輸入量の低下により統合（平成10年の輸入検査件数は41件）	高知出張所
	佐伯出張所	2	2	1	1	佐伯港	輸入量の低下により統合（平成10年の輸入検査件数は9件）	大分出張所
12	晴海出張所	4	4	2	2	京浜港	東京支所との統合	東京支所
	大井出張所	7	7	6	6			
	宇野出張所	2	2	2	2	宇野港	輸入量の低下により統合（平成11年の輸入検査件数は13件）	水島出張所
	佐世保出張所	2	2	1	1	佐世保港	輸入量の低下により統合（平成11年の輸入検査件数は64件）	伊万里出張所
13	大船渡出張所	2	2	2	2	大船渡港	輸入量の低下により統合（平成12年の輸入検査件数は135件）	宮古出張所
	御前崎出張所	1	1	1	1	御前崎港	輸入量の低下により統合（平成12年の輸入検査件数は93件）	清水支所
	今治出張所	2	2	2	2	今治港	輸入量の低下により統合（平成12年の輸入検査件数は283件）	松山出張所
14	岸和田出張所	3	3	3	3	阪南港	輸入量の低下により統合（平成13年の輸入検査件数は168件）	大阪支所
16	名古屋空港出張所	28	28	29	29	名古屋空港	中部国際空港の供用開始及び中部空港支所の設置に伴い廃止	—
17	富山出張所	2	2	2	2	富山港	輸入量の低下により統合（平成16年の輸入検査件数は261件）	伏木支所

(注) 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

表 2-④

植物防疫所の機関数及び定員、現員の推移

年度		昭和				平成								
区分		27	40	51	60	元	5	9	10	14	15	16	17	18
機 関 数	本所	3	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	支所	6	8	12	14	14	14	14	14	14	14	14	15	15
	出張所	11	33	83	77	79	75	70	68	55	55	55	53	53
	計	20	45	100	96	98	94	89	87	74	74	74	73	73
定員（人）		226	337	699	733	779	855	880	885	898	946	959	963	968
	うち植物防疫官	不明	247	586	620	667	745	779	784	798	837	849	853	859
現員（人）		226	331	694	729	765	837	869	869	875	917	939	952	950
	うち植物防疫官	不明	不明	575	617	651	722	754	754	758	796	821	834	835

- (注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。  
 2 機関数及び定員は、各年度末現在である。  
 3 現員は、各年度7月1日現在である。  
 4 支所には、分室を含んでいる。また、本所には、駐在を含んでいる。

表 2-⑤ 出張所見直し基準が定める出張所の統廃合基準に該当しており、統廃合が適当と考えられる出張所

出張所名	出張所の統廃合基準への該当状況												
七尾出張所	<p>七尾出張所（植物防疫官定員及び現員：2人）は、下表の状況から、統廃合の対象にすることが適当と考えられるが、平成18年度末現在において当該基準に基づく統廃合は行われていない。</p> <p>なお、七尾出張所が輸入検疫を担当する指定港である七尾港の主要輸入植物は木材であるが、近年、アラスカやロシアからの輸入木材が、輸入規制の緩やかな中国や韓国に流れる傾向にあり、原木として輸入する数量・件数が減少していることが、同出張所における輸入検査及び消毒・廃棄立会件数が減少する一因となっている。</p> <table border="1" data-bbox="355 667 1461 1798"> <thead> <tr> <th data-bbox="355 667 727 712">統廃合基準</th> <th data-bbox="727 667 1461 712">統廃合基準（左欄）への該当状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="355 712 727 949">主要業務が、設置された海港における輸入検疫業務であること</td> <td data-bbox="727 712 1461 949">七尾出張所の設置海港（七尾港）における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数（平成15年から17年までの年平均値）は354件である一方、設置海港以外の場所における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数並びに輸出検査件数計（同）は0件であり、設置海港における輸入検疫業務が主要業務となっていることから<u>該当する</u>。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 949 727 1274">直近の2年間以上にわたり年間輸入検査件数が230件以下であること</td> <td data-bbox="727 949 1461 1274">七尾出張所の平成15年から18年までの輸入検査件数は、下表のとおり、いずれの年も230件を下回っていることから<u>該当する</u>。また、同件数は、平成15年以降、減少傾向にある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1274 727 1397">数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等がないこと</td> <td data-bbox="727 1274 1461 1397">数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等はないことから<u>該当する</u>。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1397 727 1480">近隣の植物防疫所との距離が100km未満であること</td> <td data-bbox="727 1397 1461 1480">直近の伏木富山支所からの距離は39.6km（公用車で約1時間、公共交通機関で約2時間30分）であることから<u>該当する</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1480 727 1798">統廃合後においても、近隣の植物防疫所からの出張等により、輸入植物の種類に応じた的確かつ円滑な検疫が可能であること</td> <td data-bbox="727 1480 1461 1798">以下の状況から<u>該当するとみられる</u>。                      ① 直近の伏木富山支所から約1時間で到達可能（日帰り出張が可能）であり、また、管内の指定港は七尾港1か所のみで、当該港以外の場所での業務は基本的にないこと（七尾出張所の研修や会議以外の出張日数は、年数日程度）。                      ② 七尾港で取り扱う品目はほぼ100%が木材であり、鮮度が求められる品目ではないことから、検査や消毒等の日程調整は比較的柔軟に行えるとみられること。</td> </tr> </tbody> </table>	統廃合基準	統廃合基準（左欄）への該当状況	主要業務が、設置された海港における輸入検疫業務であること	七尾出張所の設置海港（七尾港）における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数（平成15年から17年までの年平均値）は354件である一方、設置海港以外の場所における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数並びに輸出検査件数計（同）は0件であり、設置海港における輸入検疫業務が主要業務となっていることから <u>該当する</u> 。	直近の2年間以上にわたり年間輸入検査件数が230件以下であること	七尾出張所の平成15年から18年までの輸入検査件数は、下表のとおり、いずれの年も230件を下回っていることから <u>該当する</u> 。また、同件数は、平成15年以降、減少傾向にある。	数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等がないこと	数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等はないことから <u>該当する</u> 。	近隣の植物防疫所との距離が100km未満であること	直近の伏木富山支所からの距離は39.6km（公用車で約1時間、公共交通機関で約2時間30分）であることから <u>該当する</u>	統廃合後においても、近隣の植物防疫所からの出張等により、輸入植物の種類に応じた的確かつ円滑な検疫が可能であること	以下の状況から <u>該当するとみられる</u> 。 ① 直近の伏木富山支所から約1時間で到達可能（日帰り出張が可能）であり、また、管内の指定港は七尾港1か所のみで、当該港以外の場所での業務は基本的にないこと（七尾出張所の研修や会議以外の出張日数は、年数日程度）。 ② 七尾港で取り扱う品目はほぼ100%が木材であり、鮮度が求められる品目ではないことから、検査や消毒等の日程調整は比較的柔軟に行えるとみられること。
統廃合基準	統廃合基準（左欄）への該当状況												
主要業務が、設置された海港における輸入検疫業務であること	七尾出張所の設置海港（七尾港）における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数（平成15年から17年までの年平均値）は354件である一方、設置海港以外の場所における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数並びに輸出検査件数計（同）は0件であり、設置海港における輸入検疫業務が主要業務となっていることから <u>該当する</u> 。												
直近の2年間以上にわたり年間輸入検査件数が230件以下であること	七尾出張所の平成15年から18年までの輸入検査件数は、下表のとおり、いずれの年も230件を下回っていることから <u>該当する</u> 。また、同件数は、平成15年以降、減少傾向にある。												
数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等がないこと	数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等はないことから <u>該当する</u> 。												
近隣の植物防疫所との距離が100km未満であること	直近の伏木富山支所からの距離は39.6km（公用車で約1時間、公共交通機関で約2時間30分）であることから <u>該当する</u>												
統廃合後においても、近隣の植物防疫所からの出張等により、輸入植物の種類に応じた的確かつ円滑な検疫が可能であること	以下の状況から <u>該当するとみられる</u> 。 ① 直近の伏木富山支所から約1時間で到達可能（日帰り出張が可能）であり、また、管内の指定港は七尾港1か所のみで、当該港以外の場所での業務は基本的にないこと（七尾出張所の研修や会議以外の出張日数は、年数日程度）。 ② 七尾港で取り扱う品目はほぼ100%が木材であり、鮮度が求められる品目ではないことから、検査や消毒等の日程調整は比較的柔軟に行えるとみられること。												

出張所名	出張所の統廃合基準への該当状況																						
詫間出張所	<p>             詫間出張所（植物防疫官定員及び現員：2人）は、下表の状況から、統廃合の対象にすることが適当と考えられるが、平成18年度末現在において当該基準に基づく統合は行われていない。           </p> <table border="1" data-bbox="355 360 1465 1615"> <thead> <tr> <th data-bbox="355 360 727 405">統廃合基準</th> <th data-bbox="727 360 1465 405">統廃合基準（左欄）への該当状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="355 405 727 645">               主要業務が、設置された海港における輸入検疫業務であること             </td> <td data-bbox="727 405 1465 645">               詫間出張所の設置海港（詫間港）における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数（平成15年から17年までの年平均値）は206件である一方、設置海港以外の場所における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数並びに輸出検査件数計（同）は74件であり、設置海港における輸入検疫業務が主要業務となっていることから<u>該当する</u>。             </td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 645 727 1010">               直近の2年間以上にわたり年間輸入検査件数が230件以下であること             </td> <td data-bbox="727 645 1465 1010">               詫間出張所の平成15年から18年までの輸入検査件数は、下表のとおり、いずれの年も230件を下回っていることから<u>該当する</u>。また、同件数は、平成15年以降、減少傾向にある。               <table border="1" data-bbox="778 815 1412 927" style="margin: 10px auto;"> <caption>詫間出張所の輸入検査件数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>平成15</th> <th>平成16</th> <th>平成17</th> <th>平成18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸入検査件数</td> <td>195件</td> <td>165件</td> <td>111件</td> <td>113件</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1010 727 1133">               数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等がないこと             </td> <td data-bbox="727 1010 1465 1133">               数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等はないことから<u>該当する</u>。             </td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1133 727 1211">               近隣の植物防疫所との距離が100km未満であること             </td> <td data-bbox="727 1133 1465 1211">               直近の坂出支所からの距離は27km（公用車で約40分、公共交通機関で約1時間）であることから<u>該当する</u>。             </td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1211 727 1615">               統廃合後においても、近隣の植物防疫所からの出張等により、輸入植物の種類に応じた的確かつ円滑な検疫が可能であること             </td> <td data-bbox="727 1211 1465 1615">               以下の状況から<u>該当するとみられる</u>。                ① 直近の坂出支所から詫間出張所管内2か所の指定港（詫間港及び三島川之江港）までは、詫間港が約40分、三島川之江港が約1時間30分（いずれも公用車で一般道を利用）で到達することから、いずれも日帰りでの出張が可能であること。                ② 管内の指定港で取り扱う品目は8割が木材であり、残りも飼料植物、香辛料、乾燥野菜などで、鮮度が求められる品目ではない（生鮮食料品は皆無）ことから、検査や消毒等の日程調整は比較的柔軟に行えると考えられること。             </td> </tr> </tbody> </table>	統廃合基準	統廃合基準（左欄）への該当状況	主要業務が、設置された海港における輸入検疫業務であること	詫間出張所の設置海港（詫間港）における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数（平成15年から17年までの年平均値）は206件である一方、設置海港以外の場所における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数並びに輸出検査件数計（同）は74件であり、設置海港における輸入検疫業務が主要業務となっていることから <u>該当する</u> 。	直近の2年間以上にわたり年間輸入検査件数が230件以下であること	詫間出張所の平成15年から18年までの輸入検査件数は、下表のとおり、いずれの年も230件を下回っていることから <u>該当する</u> 。また、同件数は、平成15年以降、減少傾向にある。 <table border="1" data-bbox="778 815 1412 927" style="margin: 10px auto;"> <caption>詫間出張所の輸入検査件数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>平成15</th> <th>平成16</th> <th>平成17</th> <th>平成18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸入検査件数</td> <td>195件</td> <td>165件</td> <td>111件</td> <td>113件</td> </tr> </tbody> </table>	年	平成15	平成16	平成17	平成18	輸入検査件数	195件	165件	111件	113件	数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等がないこと	数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等はないことから <u>該当する</u> 。	近隣の植物防疫所との距離が100km未満であること	直近の坂出支所からの距離は27km（公用車で約40分、公共交通機関で約1時間）であることから <u>該当する</u> 。	統廃合後においても、近隣の植物防疫所からの出張等により、輸入植物の種類に応じた的確かつ円滑な検疫が可能であること	以下の状況から <u>該当するとみられる</u> 。 ① 直近の坂出支所から詫間出張所管内2か所の指定港（詫間港及び三島川之江港）までは、詫間港が約40分、三島川之江港が約1時間30分（いずれも公用車で一般道を利用）で到達することから、いずれも日帰りでの出張が可能であること。 ② 管内の指定港で取り扱う品目は8割が木材であり、残りも飼料植物、香辛料、乾燥野菜などで、鮮度が求められる品目ではない（生鮮食料品は皆無）ことから、検査や消毒等の日程調整は比較的柔軟に行えると考えられること。
統廃合基準	統廃合基準（左欄）への該当状況																						
主要業務が、設置された海港における輸入検疫業務であること	詫間出張所の設置海港（詫間港）における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数（平成15年から17年までの年平均値）は206件である一方、設置海港以外の場所における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数並びに輸出検査件数計（同）は74件であり、設置海港における輸入検疫業務が主要業務となっていることから <u>該当する</u> 。																						
直近の2年間以上にわたり年間輸入検査件数が230件以下であること	詫間出張所の平成15年から18年までの輸入検査件数は、下表のとおり、いずれの年も230件を下回っていることから <u>該当する</u> 。また、同件数は、平成15年以降、減少傾向にある。 <table border="1" data-bbox="778 815 1412 927" style="margin: 10px auto;"> <caption>詫間出張所の輸入検査件数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>平成15</th> <th>平成16</th> <th>平成17</th> <th>平成18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸入検査件数</td> <td>195件</td> <td>165件</td> <td>111件</td> <td>113件</td> </tr> </tbody> </table>	年	平成15	平成16	平成17	平成18	輸入検査件数	195件	165件	111件	113件												
年	平成15	平成16	平成17	平成18																			
輸入検査件数	195件	165件	111件	113件																			
数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等がないこと	数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等はないことから <u>該当する</u> 。																						
近隣の植物防疫所との距離が100km未満であること	直近の坂出支所からの距離は27km（公用車で約40分、公共交通機関で約1時間）であることから <u>該当する</u> 。																						
統廃合後においても、近隣の植物防疫所からの出張等により、輸入植物の種類に応じた的確かつ円滑な検疫が可能であること	以下の状況から <u>該当するとみられる</u> 。 ① 直近の坂出支所から詫間出張所管内2か所の指定港（詫間港及び三島川之江港）までは、詫間港が約40分、三島川之江港が約1時間30分（いずれも公用車で一般道を利用）で到達することから、いずれも日帰りでの出張が可能であること。 ② 管内の指定港で取り扱う品目は8割が木材であり、残りも飼料植物、香辛料、乾燥野菜などで、鮮度が求められる品目ではない（生鮮食料品は皆無）ことから、検査や消毒等の日程調整は比較的柔軟に行えると考えられること。																						



出張所名	出張所の統廃合基準への該当状況																						
若松出張所	<p>若松出張所（植物防疫官定員及び現員：1人）は、下表の状況から、統廃合の対象にすることが適当と考えられるが、平成18年度末現在において当該基準に基づく統合は行われていない。</p> <table border="1" data-bbox="355 360 1465 1532"> <thead> <tr> <th data-bbox="355 360 727 405">統廃合基準</th> <th data-bbox="727 360 1465 405">統廃合基準（左欄）への該当状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="355 405 727 645">           主要業務が、設置された海港における輸入検疫業務であること         </td> <td data-bbox="727 405 1465 645">           若松出張所の設置海港（関門港）における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数（平成15年から17年までの年平均値）は23件である一方、設置海港以外の場所における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数並びに輸出検査件数計（同）は8件であり、設置海港における輸入検疫業務が主要業務となっていることから<u>該当する</u>。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 645 727 1010">           直近の2年間以上にわたり年間輸入検査件数が230件以下であること         </td> <td data-bbox="727 645 1465 1010">           若松出張所の平成15年から18年までの輸入検査件数は、いずれの年も230件を大きく下回っていることから<u>該当する</u>。また、同件数は、平成15年以降、おおむね減少傾向にある。           <table border="1" data-bbox="778 815 1412 927" style="margin: 10px auto;"> <caption>若松出張所の輸入検査件数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>平成15</th> <th>平成16</th> <th>平成17</th> <th>平成18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸入検査件数</td> <td>14件</td> <td>14件</td> <td>12件</td> <td>9件</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1010 727 1133">           数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等がないこと         </td> <td data-bbox="727 1010 1465 1133">           数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等はないことから<u>該当する</u>。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1133 727 1211">           近隣の植物防疫所との距離が100km未満であること         </td> <td data-bbox="727 1133 1465 1211">           直近の門司本所からの距離は18km（公用車で約40分、公共交通機関で約1時間）であることから<u>該当する</u>。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1211 727 1532">           統廃合後においても、近隣の植物防疫所からの出張等により、輸入植物の種類に応じた的確かつ円滑な検疫が可能であること         </td> <td data-bbox="727 1211 1465 1532">           以下の状況から<u>該当するとみられる</u>。            ① 直近の門司本所から若松出張所管内の指定港（関門港のうち戸畑港及び若松港）までは、いずれも40分以内（公用車で一般道を利用）で到達し、日帰りでの出張が可能であること。            ② 輸入検査件数は、平成16年以降年々減少しており、平成18年は、わずかに9件（うち貨物は1件で残り8件は携帯品）のみとなっていること。         </td> </tr> </tbody> </table>	統廃合基準	統廃合基準（左欄）への該当状況	主要業務が、設置された海港における輸入検疫業務であること	若松出張所の設置海港（関門港）における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数（平成15年から17年までの年平均値）は23件である一方、設置海港以外の場所における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数並びに輸出検査件数計（同）は8件であり、設置海港における輸入検疫業務が主要業務となっていることから <u>該当する</u> 。	直近の2年間以上にわたり年間輸入検査件数が230件以下であること	若松出張所の平成15年から18年までの輸入検査件数は、いずれの年も230件を大きく下回っていることから <u>該当する</u> 。また、同件数は、平成15年以降、おおむね減少傾向にある。 <table border="1" data-bbox="778 815 1412 927" style="margin: 10px auto;"> <caption>若松出張所の輸入検査件数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>平成15</th> <th>平成16</th> <th>平成17</th> <th>平成18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸入検査件数</td> <td>14件</td> <td>14件</td> <td>12件</td> <td>9件</td> </tr> </tbody> </table>	年	平成15	平成16	平成17	平成18	輸入検査件数	14件	14件	12件	9件	数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等がないこと	数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等はないことから <u>該当する</u> 。	近隣の植物防疫所との距離が100km未満であること	直近の門司本所からの距離は18km（公用車で約40分、公共交通機関で約1時間）であることから <u>該当する</u> 。	統廃合後においても、近隣の植物防疫所からの出張等により、輸入植物の種類に応じた的確かつ円滑な検疫が可能であること	以下の状況から <u>該当するとみられる</u> 。 ① 直近の門司本所から若松出張所管内の指定港（関門港のうち戸畑港及び若松港）までは、いずれも40分以内（公用車で一般道を利用）で到達し、日帰りでの出張が可能であること。 ② 輸入検査件数は、平成16年以降年々減少しており、平成18年は、わずかに9件（うち貨物は1件で残り8件は携帯品）のみとなっていること。
統廃合基準	統廃合基準（左欄）への該当状況																						
主要業務が、設置された海港における輸入検疫業務であること	若松出張所の設置海港（関門港）における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数（平成15年から17年までの年平均値）は23件である一方、設置海港以外の場所における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数並びに輸出検査件数計（同）は8件であり、設置海港における輸入検疫業務が主要業務となっていることから <u>該当する</u> 。																						
直近の2年間以上にわたり年間輸入検査件数が230件以下であること	若松出張所の平成15年から18年までの輸入検査件数は、いずれの年も230件を大きく下回っていることから <u>該当する</u> 。また、同件数は、平成15年以降、おおむね減少傾向にある。 <table border="1" data-bbox="778 815 1412 927" style="margin: 10px auto;"> <caption>若松出張所の輸入検査件数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>平成15</th> <th>平成16</th> <th>平成17</th> <th>平成18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸入検査件数</td> <td>14件</td> <td>14件</td> <td>12件</td> <td>9件</td> </tr> </tbody> </table>	年	平成15	平成16	平成17	平成18	輸入検査件数	14件	14件	12件	9件												
年	平成15	平成16	平成17	平成18																			
輸入検査件数	14件	14件	12件	9件																			
数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等がないこと	数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等はないことから <u>該当する</u> 。																						
近隣の植物防疫所との距離が100km未満であること	直近の門司本所からの距離は18km（公用車で約40分、公共交通機関で約1時間）であることから <u>該当する</u> 。																						
統廃合後においても、近隣の植物防疫所からの出張等により、輸入植物の種類に応じた的確かつ円滑な検疫が可能であること	以下の状況から <u>該当するとみられる</u> 。 ① 直近の門司本所から若松出張所管内の指定港（関門港のうち戸畑港及び若松港）までは、いずれも40分以内（公用車で一般道を利用）で到達し、日帰りでの出張が可能であること。 ② 輸入検査件数は、平成16年以降年々減少しており、平成18年は、わずかに9件（うち貨物は1件で残り8件は携帯品）のみとなっていること。																						

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - ⑥ 出張所見直し基準が定める要員配置の見直し基準に該当しており、要員配置の見直しが  
 適当と考えられる出張所

出張所名	要員配置の見直し基準への該当状況																							
豊橋出張所	<p>豊橋出張所（植物防疫官定員：3人、現員：2人）は、下表のとおり、出張所見直し基準が定める要員配置の見直し基準にすべて該当していることから、要員配置を見直すことが適当と考えられるが、平成18年度末現在において当該基準に基づく要員配置の見直しは行われていない。</p> <p>なお、豊橋出張所は、従来、主に中国、北朝鮮、台湾から輸入される稲わらが主要な輸入検査対象品目であったが、中国産は同地での口蹄疫の発生、北朝鮮産は経済制裁措置により、それぞれ輸入が停止され、また、台湾産は同地の経済成長に伴い輸入量が減少したことにより、輸入検査件数が従来に比べ減少しているものである。</p> <table border="1" data-bbox="343 658 1452 1500"> <thead> <tr> <th data-bbox="343 658 726 701">要員配置の見直し基準</th> <th data-bbox="726 658 1452 701">要員配置の見直し基準（左欄）への該当状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="343 701 726 943">主要業務が、設置された海港における輸入検疫業務であること</td> <td data-bbox="726 701 1452 943">豊橋出張所の設置海港（三河港）における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数（平成15年から17年までの年平均値）は466件である一方、設置海港以外の場所における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数並びに輸出検査件数計（同）は244件であり、設置海港における輸入検疫業務が主要業務となっていることから該当する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 943 726 1379">直近の2年間以上にわたり植物防疫官1人当たりの年間輸入検査件数が230件以下であること</td> <td data-bbox="726 943 1452 1379"> <p>豊橋出張所の平成15年から18年までの植物防疫官1人当たりの輸入検査件数は、下表のとおり、いずれの年も230件を下回っていることから該当する。また、同件数は、平成15年以降、一貫して減少を続けている。</p> <table border="1" data-bbox="751 1144 1426 1296"> <thead> <tr> <th colspan="5" data-bbox="751 1144 1426 1176">豊橋出張所の植物防疫官1人当たり輸入検査件数の推移</th> </tr> <tr> <th data-bbox="751 1176 962 1218">年</th> <th data-bbox="962 1176 1074 1218">平成15</th> <th data-bbox="1074 1176 1187 1218">平成16</th> <th data-bbox="1187 1176 1300 1218">平成17</th> <th data-bbox="1300 1176 1426 1218">平成18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="751 1218 962 1296">植物防疫官1人当たり輸入検査件数</td> <td data-bbox="962 1218 1074 1296">206件</td> <td data-bbox="1074 1218 1187 1296">183件</td> <td data-bbox="1187 1218 1300 1296">168件</td> <td data-bbox="1300 1218 1426 1296">106件</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="343 1379 726 1500">数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等がないこと</td> <td data-bbox="726 1379 1452 1500">数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等はないことから該当する。</td> </tr> </tbody> </table>	要員配置の見直し基準	要員配置の見直し基準（左欄）への該当状況	主要業務が、設置された海港における輸入検疫業務であること	豊橋出張所の設置海港（三河港）における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数（平成15年から17年までの年平均値）は466件である一方、設置海港以外の場所における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数並びに輸出検査件数計（同）は244件であり、設置海港における輸入検疫業務が主要業務となっていることから該当する。	直近の2年間以上にわたり植物防疫官1人当たりの年間輸入検査件数が230件以下であること	<p>豊橋出張所の平成15年から18年までの植物防疫官1人当たりの輸入検査件数は、下表のとおり、いずれの年も230件を下回っていることから該当する。また、同件数は、平成15年以降、一貫して減少を続けている。</p> <table border="1" data-bbox="751 1144 1426 1296"> <thead> <tr> <th colspan="5" data-bbox="751 1144 1426 1176">豊橋出張所の植物防疫官1人当たり輸入検査件数の推移</th> </tr> <tr> <th data-bbox="751 1176 962 1218">年</th> <th data-bbox="962 1176 1074 1218">平成15</th> <th data-bbox="1074 1176 1187 1218">平成16</th> <th data-bbox="1187 1176 1300 1218">平成17</th> <th data-bbox="1300 1176 1426 1218">平成18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="751 1218 962 1296">植物防疫官1人当たり輸入検査件数</td> <td data-bbox="962 1218 1074 1296">206件</td> <td data-bbox="1074 1218 1187 1296">183件</td> <td data-bbox="1187 1218 1300 1296">168件</td> <td data-bbox="1300 1218 1426 1296">106件</td> </tr> </tbody> </table>	豊橋出張所の植物防疫官1人当たり輸入検査件数の推移					年	平成15	平成16	平成17	平成18	植物防疫官1人当たり輸入検査件数	206件	183件	168件	106件	数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等がないこと	数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等はないことから該当する。
要員配置の見直し基準	要員配置の見直し基準（左欄）への該当状況																							
主要業務が、設置された海港における輸入検疫業務であること	豊橋出張所の設置海港（三河港）における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数（平成15年から17年までの年平均値）は466件である一方、設置海港以外の場所における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数並びに輸出検査件数計（同）は244件であり、設置海港における輸入検疫業務が主要業務となっていることから該当する。																							
直近の2年間以上にわたり植物防疫官1人当たりの年間輸入検査件数が230件以下であること	<p>豊橋出張所の平成15年から18年までの植物防疫官1人当たりの輸入検査件数は、下表のとおり、いずれの年も230件を下回っていることから該当する。また、同件数は、平成15年以降、一貫して減少を続けている。</p> <table border="1" data-bbox="751 1144 1426 1296"> <thead> <tr> <th colspan="5" data-bbox="751 1144 1426 1176">豊橋出張所の植物防疫官1人当たり輸入検査件数の推移</th> </tr> <tr> <th data-bbox="751 1176 962 1218">年</th> <th data-bbox="962 1176 1074 1218">平成15</th> <th data-bbox="1074 1176 1187 1218">平成16</th> <th data-bbox="1187 1176 1300 1218">平成17</th> <th data-bbox="1300 1176 1426 1218">平成18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="751 1218 962 1296">植物防疫官1人当たり輸入検査件数</td> <td data-bbox="962 1218 1074 1296">206件</td> <td data-bbox="1074 1218 1187 1296">183件</td> <td data-bbox="1187 1218 1300 1296">168件</td> <td data-bbox="1300 1218 1426 1296">106件</td> </tr> </tbody> </table>	豊橋出張所の植物防疫官1人当たり輸入検査件数の推移					年	平成15	平成16	平成17	平成18	植物防疫官1人当たり輸入検査件数	206件	183件	168件	106件								
豊橋出張所の植物防疫官1人当たり輸入検査件数の推移																								
年	平成15	平成16	平成17	平成18																				
植物防疫官1人当たり輸入検査件数	206件	183件	168件	106件																				
数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等がないこと	数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等はないことから該当する。																							

出張所名	要員配置の見直し基準への該当状況											
舞鶴出張所	舞鶴出張所（植物防疫官定員及び現員：3人）は、下表のとおり、出張所見直し基準が定める要員配置の見直し基準にすべて該当していることから、要員配置を見直すことが適当と考えられるが、平成18年度末現在において当該基準に基づく要員配置の見直しは行われていない。											
要員配置の見直し基準	要員配置の見直し基準（左欄）への該当状況											
主要業務が、設置された海港における輸入検疫業務であること	舞鶴出張所の設置海港（舞鶴港）における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数（平成15年から17年までの年平均値）は431件である一方、設置海港以外の場所における輸入検査及び消毒・廃棄立会い件数並びに輸出検査件数計（同）は7件であり、設置海港における輸入検疫業務が主要業務となっていることから該当する。											
直近の2年間以上にわたり植物防疫官1人当たりの年間輸入検査件数が230件以下であること	<p>舞鶴出張所の平成15年から18年までの植物防疫官1人当たりの輸入検査件数は、いずれの年も230件を大きく下回っていることから該当する。</p> <p style="text-align: center;">舞鶴出張所の植物防疫官1人当たり輸入検査件数の推移</p> <table border="1" data-bbox="751 869 1426 994"> <thead> <tr> <th data-bbox="751 869 962 913">年</th> <th data-bbox="962 869 1074 913">平成15</th> <th data-bbox="1074 869 1185 913">平成16</th> <th data-bbox="1185 869 1297 913">平成17</th> <th data-bbox="1297 869 1426 913">平成18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="751 913 962 994">植物防疫官1人当たり輸入検査件数</td> <td data-bbox="962 913 1074 994">86件</td> <td data-bbox="1074 913 1185 994">87件</td> <td data-bbox="1185 913 1297 994">64件</td> <td data-bbox="1297 913 1426 994">68件</td> </tr> </tbody> </table>		年	平成15	平成16	平成17	平成18	植物防疫官1人当たり輸入検査件数	86件	87件	64件	68件
年	平成15	平成16	平成17	平成18								
植物防疫官1人当たり輸入検査件数	86件	87件	64件	68件								
数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等がないこと	数年以内に年間輸入検査件数が230件を超える明確な輸入計画等はないことから該当する。											

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 豊橋及び舞鶴出張所の開庁日時は平日の8時30分から17時15分までであり、複数の勤務時間帯を設定してのシフト勤務は行われていない。また、両出張所が植物検疫業務を担当する指定港には、国際定期旅客航路の就航はない。

### 3 その他

#### (1) 広域流通食品データネットワークシステムの見直し

勸告	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>急増する輸入食品等の監視業務を迅速かつ効率的・重点的に実施するためには、厚生労働省と地方公共団体が、輸入食品等の輸入実績、検査実績及び違反実績等の各種情報を積極的に活用しながら、相互の連携を確保することが重要である。</p> <p>このため、監視指導指針では、都道府県による監視指導の実施に当たって、①厚生労働省が、輸入食品及び都道府県の区域を越えて広域的に流通する食品に係る違反情報等について、関係する都道府県に情報提供し、必要に応じて連携して対応すること、②都道府県の食品衛生担当部局が、他の都道府県の食品衛生担当部局、特に当該都道府県と隣接する都道府県との間において緊密な連絡体制及び連携体制を確保することとされている。</p> <p>厚生労働省は、当該指針で定められる都道府県への情報提供や、都道府県間の連絡体制及び連携体制の確保を図るための方策として、平成17年9月に、「食品保健総合情報処理システム」(注1)に、輸入食品等に係る情報の効果的活用及び関係機関の連携強化を図るため「広域流通食品データネットワークシステム」(以下「広域食品システム」という。)を開設し、その運用を開始している。</p> <p>広域食品システムは、食品保健総合情報処理システムに加入する地方公共団体(注2)が、厚生労働省に登録したコンピューター端末に、自らが実施した収去検査について、収去日、商品名、製造者名、検査の内容及び結果等のデータ入力を行うことにより、その活用が可能となるものである。</p> <p>(注1) 食品保健総合情報処理システムは、各地方公共団体が個別に保有している食品衛生情報(食中毒関連情報等)のネットワーク化や、データ検索、集計分析等を行うための13の個別システムから成る。</p> <p>(注2) 平成19年5月末現在の加入地方公共団体は、47都道府県、17政令指定都市、43中核市及び保健所設置市、23特別区の計130地方公共団体である。</p> <p>厚生労働省は、広域食品システムの運用により、次の効果が発現するとして、地方公共団体に対し食品監視・指導業務への積極的な活用を呼び掛けている。</p> <p>① 収去検査の結果、規格基準(注3)等に適合していることが既に判明している製品を他の地方公共団体が重ねて検査すること(以下「重複検査」という。)を排除し、各地方公共団体において、一層効率的・重点的な検査が可能になる。</p> <p>② 収去検査の結果、規格基準等への違反が判明した輸入食品等に係る情報を直ちに関係機関間で共有し、製品の回収等が迅速に行われることにより、食中毒発生の防止等が図られる。</p> <p>(注3) 規格基準とは、食品衛生法第11条第1項に基づき厚生労働大臣が定める、①販売の用に供する食品又は添加物の製造、加工、使用等の方法についての基準及び②販売の用に供する食品又は添加物の成分についての規格等をいう。</p>	<p>表3-(1)-①</p> <p>表3-(1)-②</p>
<p><b>【調査結果】</b></p> <p>今回、食品保健総合情報処理システムに加入している39地方公共団体(19都道府県、20市)の広域食品システムの利用状況を調査した結果、平成17年9月にシステムの運</p>	<p>表3-(1)-③</p>

用が開始されてから平成 18 年度末までの間に、システムの利用を前提にデータ入力を行った地方公共団体は皆無であり、本システムは調査した地方公共団体の食品監視・指導業務に全く活用されていない状況がみられた。

このことについて、当該 39 地方公共団体の中には以下の理由を挙げるものがあった。

- ① 収去検査は、主に地方公共団体の管轄区域内で生産・製造・加工される食品を対象としていること等から、複数の地方公共団体間で同一の製品を検査する可能性（重複検査が生ずる可能性）は低いと考えている。（17 地方公共団体（10 都道府県、7 市））
- ② 収去検査の結果、規格基準等への違反が判明した場合、違反を発見した地方公共団体が、関係する地方公共団体の食品衛生担当部局又は厚生労働省へ迅速に情報提供し、連携して違反に係る食品の流通防止措置、再発防止措置等の必要な措置を講ずることが監視指導指針に定められている。また、実際の運用面においても、ファクシミリ等を活用した直接の連絡により迅速な情報交換を行うよう努めており、広域食品システムの利用の有無にかかわらず、違反食品等の回収措置等が迅速に行われる仕組みが既に整備されていると考えている。（34 地方公共団体（15 都道府県、19 市））

また、調査した地方公共団体のうち 13 地方公共団体に、調査対象以外の地方公共団体における広域食品システムの活用状況を把握するため、データ検索を依頼したところ、平成 18 年度末現在、一部の地方公共団体が試験的に若干のデータ入力を行っているのを除き、データ入力が行われておらず、食品保健総合情報処理システムに加入している地方公共団体において広域食品システムを活用していない状況がみられた。

#### 【所見】

したがって、厚生労働省は、食品監視・指導業務に係る地方公共団体間の連絡体制及び連携体制の効率化を図る観点から、広域食品システムについて、廃止を含め抜本的に見直すこと。

表3-(1)-① 「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」(平成15年8月29日付け厚生労働省告示第301号)(抜粋)

第二 監視指導の実施体制等に関する事項

一 (略)

二 厚生労働省及び他の都道府県等の食品衛生担当部局との連携体制の確保

都道府県等の監視指導の実施に当たって、厚生労働省及び他の都道府県等との連携を確保することは、特に、都道府県等の区域を超えて広域的に流通する食品等であって輸入食品等以外のもの(以下「広域流通食品等」という。)及び輸入食品等の監視指導において重要である。

(中略)

このため、厚生労働省及び地方厚生局においては、都道府県等の食品衛生担当部局との連絡及び連携体制を確保するとともに、広域流通食品等に係る違反情報、輸入食品等の輸入時検査における違反情報、輸入者に対する処分内容等について、関係する都道府県等に情報提供し、必要に応じて連携して対応する。

また、都道府県等の食品衛生担当部局は、他の都道府県等の食品衛生担当部局、特に当該都道府県等と隣接する都道府県等との間において緊密な連絡及び連携体制を確保する。

第三 都道府県等食品衛生監視指導計画の策定及び監視指導の実施に関する事項

一～三 (略)

四 食品等の収去検査等に関する事項

1 (略)

2 収去検査の対象食品等の選定及び収去検査の実施に当たっての留意事項

収去検査の対象となる食品等の選定に当たっては、当該都道府県等の区域内において生産、製造、加工等される食品等を含め、広域流通食品等を中心とする。(中略)

なお、輸入食品等については、輸入時に国が行うモニタリング検査の実施状況、命令検査の対象食品等も勘案して、特に命令検査と重複しないように配慮する。(以下略)

3 違反を発見した場合の対応

検査の結果、違反が発見された場合については、生産、製造、加工等を行った場所を所管する都道府県等が異なるときには、速やかに当該都道府県等の食品衛生担当部局に連絡するとともに、当該食品等について、販売の用に供し、又は営業上使用されないよう、必要に応じて関係都道府県等と連携して廃棄、回収等の措置を速やかに講ずる。(中略)

広域流通食品等及び輸入食品等に係る違反を発見した場合には、関係する都道府県等の食品衛生担当部局又は厚生労働省へ迅速に情報提供し、連携して違反に係る食品等の流通防止措置、再発防止措置等の必要な措置を講ずるとともに、改善の状況についても情報提供する。(以下略)

(注) 下線は、当省が付した。

表3-(1)-②

## 広域流通食品データネットワークシステムの概要

運用開始年月	平成17年9月
システム整備の目的	都道府県等地方公共団体において試験検査（食品の収去検査）等を行い、その結果を関係機関間で共有することにより、規格基準等に適合していることが既に判明している製品の重複検査を排除し、検査体制の効率化に寄与するとともに、規格基準違反等が判明した場合、その製品に係る情報を直ちに関係機関間で共有し、製品の回収等の対策を迅速に実施することにより、食中毒発生の防止等食品の安全に資すること。
システムの内容	<p>広域食品システムは、厚生行政総合情報システム（注2）内にある「食品保健総合情報処理システム」内に構築されているデータシステムの一つである。</p> <p>本システムは、広域食品システムに加入している各自治体が行っている食品等の収去検査、違反品の措置等のデータベース化を行い、厚生労働省及び加入地方公共団体において、入力されたデータの相互検索及び出力ができるものである。</p> <p style="text-align: center;">広域食品システムの入力データ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①収去日、②製品名等、③食品の種類（大分類・中分類・小分類）、④消費期限又は賞味期限（製造年月日）、⑤製造者（輸入者）名、⑥製造者（輸入者）の所在地（都道府県・市町村）、⑦暫定基準があるものか否か、⑧試験場所リスト、⑨試験内容リスト、⑩違反条項リスト、⑪処分等、⑫検査番号、⑬検査結果判明日、⑭違反確定日、⑮ロット番号、⑯国産品・輸入品区分、⑰輸出国（地域・国名）、⑱暫定基準検査日、⑲試験した場所、⑳乳等省令の成分規格の試験（試験場所）、㉑乳等省令の成分規格以外の試験（試験場所）、㉒試験の内容（選択）、㉓乳等省令の成分規格の試験（試験内容）、㉔乳等省令の成分規格以外の試験（試験内容）、㉕試験の内容（その他）、㉖試験法種別、㉗試験法（大分類・中分類・小分類）、㉘結果数値、㉙結果単位（大分類・中分類）、㉚公定法か否か、㉛試験法リスト、㉜違反条項（大分類・中分類・その他）、㉝備考</p> </div> <p>（注）1 ①～⑪は都道府県等の必須入力項目。⑫～⑳は任意の入力項目。 2 ㉑・㉒・㉓・㉔は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）に基づく成分規格等の検査を行った場合に入力する。</p>
利用可能な者	厚生労働省及び全国で食品保健総合情報処理システムに加入している130地方公共団体（47都道府県、17指定都市、43中核市及び保健所政令市、23特別区）の食品衛生主幹部局
導入時の経費	平成16年度「食品保健総合情報処理費」の一部（広域流通食品データネットワークシステム開発費）：49,752千円（執行額）の内数
運用経費	（食品保健総合情報処理システム全体で保守契約） 平成17年度及び18年度：共に年7,046千円の内数

（注）1 当省の調査結果による。

2 厚生行政総合情報システム（以下「WISH」という。）は、平成元年9月に整備したシステムで、厚生労働省の各部局が開発・運営する18の個別システム（平成19年6月現在）から構成されている。

WISHには、国の出先機関（検疫所、試験研究機関）、地方公共団体（都道府県、市町村）及び地方公共団体の出先機関（保健所、地方衛生研究所）が接続可能であり、システムの利用には、個別システムごとに厚生労働省が発行するIDが必要である。

表3-(1)-③

## 広域流通食品データネットワークシステムの利用状況等

調査対象地方公共団体数		39 地方公共団体 (19 都道府県、20 市)	
うち、広域食品システムの利用を前提にデータ入力を行った地方公共団体数		0	
広域食品システムを利用しない理由	収去検査は、主に都道府県の管轄区域内で生産・製造加工される食品を対象としていることに加え、同一製造業者による同一名称の製品であっても、製造年月日、ロット番号、製造工場（農畜水産物の場合は生産地）等、生産・流通に係るいずれかの条件が異なれば同一の製品とはいえず、検査対象が重複したことにはならないため、複数の都道府県間で、同一の製品を検査する可能性は低いと考えている。	17 地方公共団体 (10 都道府県、7 市)	44%
	検査を実施してから検査結果が判明し、広域食品システムにデータを入力するまでの間に数日から数週間のタイムラグが生じることが予想され（収去した食品の検査の結果判明までに時間を要することに加え、複数の保健所が実施した収去試験結果を都道府県の担当部署がとりまとめるのに時間を要する。）、検査実施後直ちに関連データを入力できるわけではない。 このため、特に賞味期間が短い食品の場合、広域食品システムを利用しても重複検査の排除につなげることはできない。	2 地方公共団体 (2 都道府県)	5%
	広域食品システムを利用しなくても、他の手段（電話・ファクシミリ等による他都道府県との直接連絡）によって他都道府県等と必要な情報を融通し合うことによって、規格基準違反等が判明した食品等の迅速な回収を図ることは可能である。	34 地方公共団体 (15 都道府県、19 市)	87%
	検査1件当たりの広域食品システムへの入力項目が多い等の理由から、データ入力に膨大な作業量を要することが予想される。	30 地方公共団体 (14 都道府県、16 市)	77%
	広域食品システムの利用方法を十分に承知していない	14 地方公共団体 (9 都道府県、5 市)	36%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 右欄に計上した割合は、調査対象地方公共団体数（39 地方公共団体）を母数としている。

3 「広域食品システムを利用しない理由」欄の地方公共団体数は、当該理由を挙げた地方公共団体の数であり、複数の理由を挙げたものがあるため、当該地方公共団体数の合計は39とはならない。



(2) 動物検疫に係る検査機器の配備及び管理の適正化

勸告	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>農林水産省は、指定港に到着した動物又は畜産物を対象に、輸入検査要領及び「動物の輸出入に係る検疫要領の制定について」(平成13年3月23日付け12動検第2013号農林水産省動物検疫所長通知)に基づく微生物学的、理化学的又は病理学的検査を行うため、動物の係留施設を有する動物検疫所11か所(本所、6支所、3出張所及び1分室)に、専用の検査機器を配備している。</p>	<p>表3-(2)-①</p>
<p><b>【調査結果】</b></p> <p>今回、動物の係留施設を有する動物検疫所11か所に配備されている検査機器の中から、調達価格が80万円以上のもの205機器を抽出し、その配備及び管理の状況を調査した結果、次の状況がみられた。</p>	
<p>① 機器の配備が不適切な例</p> <p>検査の対象となる牛の精液の輸出が中止となった後、輸出再開の見込みがないにもかかわらず、牛の精液の検査用の機器を購入(旧型機器の更新)し、購入から現在に至るまでの4年間にわたり利用実績が皆無となっているもの(1支所の1機器。調達価格:1,365,000円)。</p>	<p>表3-(2)-②</p>
<p>② 機器の管理が不適切な例</p> <p>i) 老朽化等により機器が故障したり、新型機器の購入によって不要となったにもかかわらず、物品管理法(昭和31年法律第113号)に基づく物品管理官への報告及び物品の不用の決定等の手続をとらずに、長期間にわたり検査室等に放置されているもの(本所、2支所、1出張所及び1分室の18機器。調達価格の合計:35,440,000円)</p>	<p>表3-(2)-③ 表3-(2)-④</p>
<p>ii) 不要となった機器について、物品管理法等に基づく正規の手続を執らずに廃棄したもの(本所の6機器。調達価格の合計:10,395,000円)</p>	<p>表3-(2)-⑤</p>
<p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、農林水産省は、動物検疫所の検査機器の配備及び管理の適正化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 検査機器の配備が適正か再検討するとともに、不要不急の機器を購入することがないよう措置すること。</p> <p>② 不要となった機器については、管理換え等による有効活用を図ること。また、有効活用の途がないものについては、関係法令等に定められた手続に則して適正な処理を行うこと。</p>	

表 3 - (2) - ① 動物の係留施設を有する動物検疫所本所、支所及び出張所等（平成 18 年度末現在）

区分	動物検疫所本所、支所及び出張所等名
本所（1 か所）	動物検疫所（本所）
支所（6 か所）	成田支所、中部空港支所、関西空港支所、神戸支所、門司支所、沖縄支所
出張所（3 か所）	名古屋出張所、大阪出張所、鹿児島空港出張所
分室（1 か所）	胆振分室

（注）農林水産省の資料による。

表 3 - (2) - ② 利用見込みのない検査機器を調達している例

動物検疫所支所名	門司支所
検査機器名	遠心機
調達年月	平成 16 年 1 月
調達価格	1, 3 6 5 千円
事例の内容	<p>門司支所では、平成 10 年以前から地元の畜産業者が A 国に牛の精液を輸出する際、遠心機（遠心管の容量：1.5ml）を使用したカンピロバクター病の培養検査を実施していた。しかし、平成 12 年 3 月に B 県で発生した口蹄疫等が原因で牛の精液の輸出が中止となったため、以後、遠心機を使用した当該検査が実施されることもなくなった。</p> <p>門司支所は、上記のように、牛の精液の輸出が中止され、かつ、輸出再開の具体的な見込みがないにもかかわらず、平成 16 年 1 月に、大容量の検体（遠心管の容量：50ml）を扱うための新たな遠心機を購入（購入金額 1,365 千円）した。しかし、遠心機の購入後、現在に至るまでの 4 年間、当該機器を利用して検査を行った実績は皆無となっている。</p>

（注）当省の調査結果による。

## ○ 物品管理法（昭和 31 年法律第 113 号）

第 16 条（管理換） 各省各庁の長又は政令で定めるところにより委任を受けた当該各省各庁所属の職員は、物品の効率的な供用又は処分のため必用があると認めるときは、物品管理官に対して、物品の管理換（物品管理官の間において物品の所属を移すことをいう。以下同じ。）を命ずることができる。

2 物品管理官は、前項の規定による命令に基づいて管理換をする場合を除くほか、物品の効率的な供用又は処分のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、各省各庁の長（前項の委任を受けた職員があるときは、当該職員）の承認を経て、物品の管理換をすることができる。

3 （略）

第 21 条（返納手続） 物品供用官は、供用中の物品で供用の必要がないもの、修繕若しくは改造を要するもの又は供用することができないものがあると認めるときは、その旨を物品管理官に報告しなければならない。

2 物品管理官は、前項の報告等により同項に規定する物品があると認めるときは、物品供用官に対し、当該物品の返納を命じなければならない。

3 前 2 項の規定は、供用中の物品で物品管理官が定める軽微な修繕又は改造を要するものについては適用しない。

第 22 条（保管の原則） 物品は、国の施設において、良好な状態で常に供用又は処分をすることができるように保管しなければならない。（以下略）

第 26 条（供用不適品等の処理）

1 （略）

2 物品管理官又は物品供用官は、修繕又は改造を要する物品（物品供用官にあつては、第 21 条第 3 項に規定する物品に限る。）があると認めるときは、契約等担当職員その他関係の職員に対し、修繕又は改造のため必要な措置を請求しなければならない。

3 （略）

第 27 条（不要の決定等） 物品管理官は、供用及び処分の必要がない物品について管理換若しくは分類換により適切な処理をすることができないとき、又は供用及び処分をすることができない物品があるときは、これらの物品について不用の決定をすることができる。この場合において、政令で定める物品については、あらかじめ、各省各庁の長又は政令で定めるところによりその委任を受けた当該各省各庁所属の職員の承認を受けなければならない。

2 物品管理官は、前項の規定により不用の決定をした物品のうち売り払うことができないものは、廃棄することができる。

第 39 条（検査） 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、定期的に、及び物品管理官、物品出納官又は物品供用官が交替する場合その他必要がある場合は随時、その所管に属する物品の管理について検査しなければならない。

## ○ 物品管理法施行令（昭和 31 年政令第 339 号）

第 34 条（不用の決定の承認を求める場合に明らかにする事項） 物品管理官は、法第 27 条第 1 項の承認を求める場合には、その承認を受けようとする物品の処分の理由を明らかにしてしなければならない。

第 35 条（不用の決定及び廃棄の基準） 法第 27 条第 1 項の規定による不用の決定及び同条第 2 項の規定による廃棄は、各省各庁の長の定める基準に従ってしなければならない。

## ○ 農林水産省物品管理規程（昭和 41 年農林省訓令第 6 号）

第 21 条（不用の決定の承認の申請） 物品管理官は、法第 27 条第 1 項後段の規定により前条に規定する物品の不用の決定について承認を受けようとするときは、物品不用決定承認申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添え、各局等の長を経由して、部局長に申請しなければならない。

- (1) 不用の決定をしようとする物品の取得年月日及び供用状況
- (2) 不用の決定をしようとする物品についての転用調査の有無及びその理由
- (3) 再使用する場合における修理見積額
- (4) 不用の決定をしようとする物品を解体する場合にあってはその理由及び方法、廃棄する場合にあってはその理由及び方法、売り払う場合にあってはその時期及び場所並びに売払予定額及び算出方法
- (5) 不用の決定をしようとする物品の写真又は図面
- (6) その他参考となる事項

第 22 条（不用の決定の基準） 令第 35 条の規定による物品の不用の決定をする場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 生産品（副産品を含み、売払を目的とするものを除く。）で供用の必要がないものである場合
- (2) （略）
- (3) 規格の変更又は行政目的の変更により供用の必要がなくなった場合
- (4) （略）
- (5) 破損、変質又は性能の低下により、供用の効率が著しく低く、修繕又は改造が困難である場合又は修繕、改造に多額の費用を要する場合
- (6) （略）

第 23 条（廃棄の基準） 令第 35 条の規定による物品の廃棄をする場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 人体又は家畜に有害な影響をあたえるおそれがある場合
- (2) 売払に要する経費が売払の予定額をこえる場合
- (3) 需要がないため売り払うことができない場合

第 32 条（不用の決定に係る物品の処分の予定） 令第 34 条に規定する物品の処分の予定には、売払、解体又は廃棄の別を明らかにし、売払の場合にあっては、その時期及び場所その他必要な事項を、解体の場合にあっては、解体が適当であると認める理由、解体の時期及び解体後の処理その他必要な事項を、廃棄の場合にあっては、廃棄が適当であると認める理由その他必要な事項を明らかにしなければならない。

(注) 物品管理官には、動物検疫所（本所）の所長が（各支所長が分任物品管理官に就いている。）、物品供用官には、①動物検疫所（本所）の会計課長及び微生物検疫課長、②成田支所の庶務課長補佐及び検疫課長、③成田支所以外の支所の庶務課長、会計課長及び検疫課長、④出張所長が、それぞれ就いている。

表3-(2)-④ 利用することがなくなったにもかかわらず、物品の不用の決定等の手続を執らずに、検査機器を検査室等に放置している例

動物検疫所本所、支所及び出張所等名	機器名	機器の概要		事例の内容
動物検疫所 (本所)	分離用遠心機	調達時期	昭和54年2月	専用の消耗品がメーカーの在庫保存期間切れにより供給不能となったため機器の稼働ができなくなり、以後、検査棟の隔離区域内に保管されている。大型で重量も大きく、所外への搬出に際し分解する必要があることから、廃棄に多額の費用が見込まれるなどとして、これまで物品管理法に基づく不用の決定及び廃棄等の手続に着手するに至っていない。  昭和60年以降(正確な時期は不明)、新型機器を購入したことから需要がなくなったものの、大型で重量も大きく、所外への搬出に際し分解する必要があることから、廃棄に多額の費用が見込まれるなどとして、これまで物品管理法に基づく不用の決定及び廃棄等の手続に着手するに至っていない。  平成7年に新型機器を購入したことから需要がなくなり、以後は、検査室に放置されたままで、業務繁忙等のため、これまで物品管理法に基づく不用の決定及び廃棄等の手続に着手するに至っていない。  平成16年に新型機器を購入したことから需要がなくなり、以後は、検査室に放置されたままで、業務繁忙等のため、これまで物品管理法に基づく不用の決定及び廃棄等の手続に着手するに至っていない。  他の検査機器で機能を代用できることから需要がなくなり、以後は、検査室に放置されたままで、業務繁忙等のため、これまで物品管理法に基づく不用の決定及び廃棄等の手続に着手するに至っていない。
		調達価格	3,850千円	
		主な利用目的	ウイルス疾病の材料処理	
	超遠心機ローター	調達時期	昭和58年3月	
		調達価格	1,070千円	
		主な利用目的	ウイルス疾病の材料処理	
	大容量冷却遠心機	調達時期	昭和52年2月	
		調達価格	1,700千円	
		主な利用目的	ウイルス疾病の材料処理	
	自動包埋装置	調達時期	昭和58年2月	
		調達価格	1,070千円	
		主な利用目的	鏡検による病理学的診断	
	真空凍結乾燥機	調達時期	昭和51年6月	
		調達価格	1,620千円	
		主な利用目的	病原微生物の保存	
密度勾配分析装置	調達時期	昭和59年2月		
	調達価格	2,069千円		
	主な利用目的	ウイルス疾病の材料処理		
フレンチプレス細胞破壊装置	調達時期	平成8年7月		
	調達価格	3,487千円		
	主な利用目的	各種細菌の抗原処理		
二次元スラブディスク電気泳動装置	調達時期	昭和58年2月		
	調達価格	4,440千円		
	主な利用目的	畜産物の蛋白分析		
フラクシオンコレクター	調達時期	昭和56年2月		
	調達価格	900千円		
	主な利用目的	分離成分の分取		
小計	計9台 調達価格計：20,206千円			

動物検疫所本所、支所及び出張所等名	機器名	機器の概要		事例の内容
門司支所	デンシトメーター	調達時期	平成3年12月	平成13年以降（正確な時期は不明）に故障（故障原因は不明）したものの、当時、既に、別途購入していたゲル撮影用デジタルカメラで機能を代替することができ、故障による支障がなかったことから、修理されることなく放置され、物品管理法に基づく不用の決定及び廃棄等の手続も、業務繁忙等のため、これまで着手するに至っていない。
		調達価格	945千円	
		主な利用目的	電気泳動したゲルの撮影及び濃度測定	
	小計	計1台 調達価格計：945千円		
沖縄支所	全自動酵素抗体免疫測定装置	調達時期	昭和60年3月	機器の故障（故障時期及び原因は不明だが、故障して少なくとも2年は経過している。）により使用不能となったが、検査が必要となる貨物の輸入が減少したことや、他の新型機器による機能の代替が可能で、故障による支障がなかったことから、修理されることなく放置され、物品管理法に基づく不用の決定及び廃棄等の手続も、業務繁忙等のため、これまで着手するに至っていない。
		調達価格	2,625千円	
		主な利用目的	ヨーネ病のエライザー検査	
	炭酸ガス培養装置	調達時期	昭和54年12月	
		調達価格	1,107千円	
	電気泳動装置	主な利用目的	細菌の培養	
		調達時期	昭和55年12月	
		調達価格	1,485千円	
主な利用目的	肉等の過熱状況の検査			
小計	計3台 調達価格計：5,217千円			
名古屋出張所	マイクロプレート光度計	調達時期	昭和58年9月	平成7年に新型機器を購入したことから需要がなくなり、以後は、検査室に放置されたままで、これまで物品管理法に基づく不用の決定及び廃棄等の手続に着手するに至っていない。
		調達価格	1,350千円	
		主な利用目的	吸光度測定	
	自動血球計数装置	調達時期	平成8年3月	平成13年に新型機器を購入したことから需要がなくなり、以後は、検査室に放置されたままで、これまで物品管理法に基づく不用の決定及び廃棄等の手続に着手するに至っていない。
		調達価格	992千円	
		主な利用目的	血球計測	
	ディスク電気泳動装置	調達時期	昭和59年12月	検査方法の改良により需要がなくなり（使用されなくなった時期は不明だが、少なくとも平成16年以前）、以後は、検査室に放置されたままで、これまで物品管理法に基づく不用の決定及び廃棄等の手続に着手するに至っていない。
		調達価格	1,560千円	
		主な利用目的	血液検査	
	蛋白分画装置	調達時期	平成元年8月	
		調達価格	1,153千円	
		主な利用目的	蛋白分画	
小計	計4台 調達価格計：5,055千円			

動物検疫所本所、支所及び出張所等名	機器名	機器の概要		事例の内容
胆振分室	多項目自動血球装置	調達時期	平成5年2月	平成12年に新型機器を購入したことから需要がなくなり、以後は、検査室に放置されたままで、これまで物品管理法に基づく不用の決定及び廃棄等の手続に着手するに至っていない。
		調達価格	4,017千円	
		主な利用目的	血球計測	
	小計	計1台 購入価格計：4,017千円		
合計	計18台 購入価格計：35,440千円			

(注) 当省の調査結果による。

表3-(2)-⑤ 法令等に基づく手続を執らずに検査機器を誤って廃棄した例

動物検疫所名	機器名	機器の概要		事例の内容
動物検疫所 (本所)	炭酸ガス培養恒温機	調達時期	昭和59年12月	物品管理法施行令第35条では、物品の不用の決定及び廃棄は、各省各庁の長の定める基準に従ってしなければならないとされている。また、農林水産省物品管理規程では、物品の不用の決定の基準を定めた上で、重要物品の不用の決定に際しては、物品管理官が、当該物品を不用とする理由等一定の事項を明らかにした書類を添付した「物品不用決定承認申請書」を部局長に提出し、その承認を受けなければならないとされている。 動物検疫所(本所)は、平成18年6月に、不要となった左欄の検査機器(故障して修繕の見込みがたたないものや機器を更新して需要がなくなったものなど)6台について、上記の手続をとらずに廃棄している。なお、同所は、手続が未済であることを確認せずに誤って廃棄してしまったとしている。
		調達価格	1,260千円	
		主な利用目的	細菌培養	
	振とう温度勾配培養装置	調達時期	昭和55年2月	
		調達価格	1,125千円	
		主な利用目的	細菌培養	
	自動式培地滅菌装置	調達時期	昭和56年2月	
		調達価格	1,410千円	
		主な利用目的	培地の滅菌	
	オートマイクドロップパー	調達時期	昭和57年1月	
		調達価格	1,525千円	
		主な利用目的	補体結合反応による検査	
	安全キャビネット	調達時期	平成元年3月	
		調達価格	1,315千円	
		主な利用目的	DNA・RNAの抽出	
血液標本自動作成装置	調達時期	昭和62年1月		
	調達価格	3,760千円		
	主な利用目的	標本作成		
合計	計6台 購入価格計：10,395千円			

(注) 当省の調査結果による

## (参考) 輸入水産物の検疫制度

### 【制度概要】

我が国の水産動物輸入防疫制度は、水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）に基づき、平成 8 年にサケ科魚類の発眼卵等を対象として創設された。その後、平成 11 年には国内の水産防疫を対象とした持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）が制定され、国内・輸入を併せた水産動物の防疫体制が整備されている（参考表 1）。

水産資源保護法第 13 条の 2 は、国内における発生が確認されておらず、又は国内の一部のみに発生している水産動物の伝染性疾病（輸入防疫対象疾病）の侵入及びまん延の防止を図るため、当該疾病にかかるおそれのある水産動物（生きているものに限る。）を我が国へ輸入するためには、農林水産大臣の輸入許可を要するとしている。

他方、許可の対象が種苗に限定され、許可を付与する際の審査が輸出国の政府機関が発行した検査証明書による書類審査のみであったなど、制度面の不備から輸入時のチェックを十分行なうことができず、その結果、平成 15 年以降、コイヘルペスウイルス（KHV）病の発生が国内各地で確認される等の問題が発生していた。

こうした事態に対応するため、平成 17 年 10 月に水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法が改正され、下記の措置が新たに講じられた。

- ① 従来、種苗に限定されていた輸入許可制度の対象となる水産動物の範囲が拡大された。
- ② 農林水産大臣は、輸出国の事情等からみて、輸入防疫対象疾病の病原体を広げる恐れがある場合には、その申請者に対し、輸入を許可するに当たり、一定の期間、当該水産物及びその容器包装を農林水産省令で定める方法により管理すべきことを命ずる（管理命令）ことができることとされた。

さらに、平成 19 年 10 月 1 日には、従来、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室が実施していた輸入許可業務を動物検疫所に移管するとともに、水産動物を輸入しようとする港及び空港を管轄する動物検疫所が書面審査に加え目視による現物検査を実施する等の措置が新たに講じられた（注 1）。

（注 1） 農林水産省による水産動物検査は、対象は特定の種類に、また、検査における確認事項は、輸入防疫対象疾病の感染の有無に限られる。

種類を問わず食品として輸入されるすべての水産動物類を対象とした成分検査（抗生物質や添加物等）は、厚生労働省が食品衛生法に基づき実施している。

### 【調査結果】

水産動物の輸入許可件数は、制度が始まった平成 8 年度から 16 年度までは、年 10 件程度で推移していたが、平成 17 年 10 月に許可対象の水産動物として金魚が追加され、それ以降は大幅に増加している。輸入許可件数を輸出国・地域別にみると、中国が最も多く（32%）、次いで、シンガポール（27%）、タイ（17%）となっている（参考表 2、参考表 3）。

また、平成 8 年度から 18 年度までの間に水産動物の輸入許可申請に対し不許可とされた事例は皆無である。これは、申請者が、申請前に、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室に申請方法等について任意に相談することができる措置が執られており、この相談を経て正式に提出された許可申請書を審査することが通例となっていたためである（注 2）。

（注 2） 申請方法等についての相談業務は、平成 19 年 10 月 1 日に、動物検疫所の本所、支所、出張所及び分室に移管されている。



なお、平成 17 年 10 月の法改正により制度化された水産動物への管理命令は、平成 18 年度に 1 件出されているが、その結果、異常は認められず、最終的に輸入許可が付与されている。

水産動物検疫制度は、平成 17 年 10 月と 19 年 10 月に相次いで制度の大きな見直しが行われている。このため、今後、制度の趣旨に沿った適切な施策の実施が農林水産省に求められているところであり、制度の運用や効果の発現状況等について注視することとした。

参考表 1 水産動物の輸入許可等に関する規定（関係法令等抜粋）

○水産資源保護法(昭和 26 年法律第 313 号)

第 13 条の 2（輸入の許可） 輸入防疫対象疾病（持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）第 2 条第 2 項 に規定する特定疾病に該当する水産動物の伝染性疾病その他の水産動物の伝染性疾病であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）にかかるおそれのある水産動物であつて農林水産省令で定めるもの及びその容器包装（当該容器包装に入れられ、又は当該容器包装で包まれた物であつて当該水産動物でないものを含む。以下同じ。）を輸入しようとする者は、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、当該水産動物の種類及び数量、原産地、輸入の時期及び場所その他農林水産省令で定める事項を記載した申請書に、輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果当該水産動物が輸入防疫対象疾病にかかっているおそれがないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添えて、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

3 農林水産大臣は、第 1 項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る水産動物及びその容器包装が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしなければならない。

一 前項の検査証明書又はその写しにより輸入防疫対象疾病の病原体を広げるおそれがないと認められるとき。

二 次条第一項の規定による命令に係る措置が実施されることにより輸入防疫対象疾病の病原体を広げるおそれなくなると認められるとき。

4 農林水産大臣は、第 1 項の許可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、許可を受ける者に対し輸入許可証を交付する。

○水産資源保護法施行規則（昭和 27 年農林省令第 44 号）

第 1 条の 2（輸入防疫対象疾病等） 水産資源保護法（以下「法」という。）第 13 条の 2 第 1 項 の農林水産省令で定める輸入防疫対象疾病は、次の表の上欄に掲げる水産動物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる伝染性疾病とする。

水産動物	輸入防疫対象疾病
こい	コイ春ウイルス血症 コイヘルペスウイルス病
きんぎょその他のふな属魚類 はくれん こくれん そうぎょ あおうお	コイ春ウイルス血症
さけ科魚類の発眼卵 さけ科魚類の稚魚	ウイルス性出血性敗血症 流行性造血器壊死症 ピシリケッチア症 レッドマウス病
くるまえび属のえび類の稚えび	バキュロウイルス・ペナエイによる感染症 モノドン型バキュロウイルスによる感染症 イエローヘッド病 伝染性皮下造血器壊死症 タウラ症候群

2 法第 13 条の 2 第 1 項 の農林水産省令で定める水産動物は、前項の表の上欄に掲げるもの（生きてい

るものに限る。)とする。

第13条の3(許可に当たっての命令等) 農林水産大臣は、前条第1項の許可の申請に係る水産動物及びその容器包装が、輸出国の事情その他の事情からみて、同条第2項の検査証明書又はその写しのみによっては輸入防疫対象疾病の病原体を広げるおそれがないとは認められないときは、同条第1項の許可をするに当たり、その申請をした者に対し、輸入防疫対象疾病の潜伏期間を考慮して農林水産省令で定める期間当該水産動物及びその容器包装を農林水産省令で定める方法により管理すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令を受けた者は、同項の期間内に当該水産動物が輸入防疫対象疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見したときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の行う検査を受けなければならない。

3 前項の検査を受けた者は、その結果についての通知を受けるまでの間は、当該水産動物及びその容器包装を第1項の農林水産省令で定める方法により管理しなければならない。

#### ○水産動物の輸入許可業務等に関する取扱要領(平成19年9月19日付け19消安第3823号消費・安全局長通知)

##### 1 輸入許可の申請手続

水産資源保護法(昭和26年法律第313号。以下「法」という。)第13条の2第2項に基づく輸入許可の申請をする者(以下「輸入者」という。)又はその代理人は、動物検疫所が別途定める期日までに、同項に規定する検査証明書を添付して、水産資源保護法施行規則(昭和27年農林省令第44号)別記様式第1号に定める輸入許可申請書に必要事項を記入の上、輸入を行う空港及び海港の動物検疫所に提出するものとする。

##### 2 (略)

##### 3 現物検査

(1) 輸入者又はその代理人は、動物検疫所が実施する輸入水産動物の健康状態についての目視検査(以下「現物検査」という。)を受けるため、水産動物の到着後、別途動物検疫所が定める様式により動物検疫所に届け出るものとする。

(2) 現物検査の結果、(3)のイの条件(当省注:輸入水産動物の健康状態に関する条件)に適合するとは認められない場合に、申請に係る水産動物等について管理命令に基づく管理を行おうとする輸入者は、(1)の届出の際、水産動物を収容し管理する施設等の概要を示す管理命令飼育計画書を併せて提出するものとする。

#### ○持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)

第1条(目的) この法律は、漁業協同組合等による養殖漁場の改善を促進するための措置及び特定の養殖水産動植物の伝染性疾患のまん延の防止のための措置を講ずることにより、持続的な養殖生産の確保を図り、もって養殖業の発展と水産物の供給の安定に資することを目的とする。

第2条(定義) この法律において「養殖漁場の改善」とは、餌料の投与等により生ずる物質のため養殖水産動植物の生育に支障が生じ、又は生ずるおそれのある養殖漁場において、これらの物質の発生の減少又は水底へのたい積の防止を図り、並びに養殖水産動植物の伝染性疾患の発生及びまん延を助長する要因の除去又はその影響の緩和を図ることにより、養殖漁場を養殖水産動植物の生育に適する状態に回復し、又は維持することを用いる。

2 この法律において「特定疾患」とは、国内における発生が確認されておらず、又は国内の一部のみに発生している養殖水産動植物の伝染性疾患であって、まん延した場合に養殖水産動植物に重大な損害を与えるおそれがあるものとして農林水産省令で定めるものをいう。

3 この法律において「持続的な養殖生産の確保」とは、養殖漁場を良好な状態に維持し、又はその改善を図り、あわせて特定疾患のまん延を防止し、長期的に安定した養殖生産の維持又は増大を可能とすることをいう。

参考表 2

## 水産動物輸入許可件数の推移

(単位：件)

年度 \ 種類	こい	金魚	さけ科魚類の 発眼卵	くるまえば属のえび 類の稚えび	計
平成8年度から12年 度までの計	0	—	56	0	56
平成13	0	—	10	0	10(100)
平成14	0	—	11	0	11(110)
平成15	0	—	10	0	10(100)
平成16	0	—	10	0	10(100)
平成17	34	416	13	0	463(4,630)
平成18	38	1,206	16	1	1,261(12,610)

(注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

2 「こい」：平成15年7月に対象がそれまでの稚魚のみから幼魚まで拡大され、さらに、17年10月には成魚まで拡大された。

「金魚」：平成17年10月から対象となった。

「さけ科魚類」：平成8年11月から対象となった。

「くるまえば属の稚えび」：平成9年1月から対象となった。

3 ( ) 内は、平成13年度値を100とした指数である。

参考表 3

## 国・地域別水産動物輸入許可件数（平成18年度）

(単位：件)

国・地域 \ 種類	こい	金魚	さけ科魚類の 発眼卵	くるまえば属のえび類 の稚えび	計
中国	38	369	0	0	407(32.3)
シンガポール	0	337	0	0	337(26.7)
タイ	0	220	0	0	220(17.4)
マレーシア	0	191	0	0	191(15.1)
香港	0	64	0	0	64(5.1)
インドネシア	0	25	0	0	25(2.0)
米国	0	0	16	1	17(1.3)
計	38	1,206	16	1	1,261(100)

(注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。

2 ( ) 内は、平成18年度における水産動物の輸入許可件数の合計値(1,261件)に占める国・地域別の割合である(小数点以下第2位を四捨五入した。)

## (参考) 食品による薬物中毒事案への対応等

### 1 事案の概要

今回の行政評価・監視の途上である平成19年12月から20年1月にかけて、千葉県及び兵庫県において、国内に流通していた輸入冷凍加工食品（中国産冷凍ギョウザ）を摂食した10人が有機リン中毒を発症し、その後、当該食品から、日本国内への輸入並びに国内での製造及び使用が認められていない有機リン系農薬の一種であるメタミドホスが検出される事案が発生した。

平成20年4月末現在、メタミドホスが混入した経路等の究明には至っていない。

### 2 政府の対応

本事案については、食品の輸入検査等の水際対策のほか、食中毒発生情報の迅速な伝達や、事業者が把握した情報の処理の在り方等に係る問題が指摘されている。政府では、①情報の集約・一元化体制の強化、②緊急時の速報体制の強化、③輸入加工食品の安全確保策の強化に係る各種措置を講ずることとしている（「食品による薬物中毒事案の再発防止策について（原因究明を待たずとも実施すべき再発防止策）」（平成20年2月22日、食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚による会合申合せ）（参考表）

### 3 今回の行政評価・監視との関係

今回の行政評価・監視においては、モニタリング検査の実施に際し、あらかじめ策定されたモニタリング計画に則した検査が十分に行われておらず、検査の統計的な信頼性を確保する観点から改善を要すると認められたことから、厚生労働省に対し、所要の措置を講ずることを勧告している。

本事案において問題となった加工食品の残留農薬については、高度な加工を経た製品や様々な原材料から構成される製品の場合、正確な検査や原材料の残留値への換算が困難であるなど、技術的な問題があることから、これまで乾燥やボイルのような簡易な加工を施した製品のみをモニタリング検査の対象としてきたが、厚生労働省は、輸入加工食品の安全確保策として、平成20年2月22日から、冷凍加工食品に関し、一定のレベルの検査技術が確立している残留農薬についてモニタリング検査を実施することとし、残留農薬検査の対象を拡大している。また、食品衛生監視員の増員、検査機器の整備、加工食品の残留農薬に係る試験法の検討・開発等の措置を講ずることとしている。

当省としては、当面、その実施状況を注視することとした。

## 参考表 食品による薬物中毒事案の再発防止策について(原因究明を待たずとも実施すべき再発防止策)

(平成 20 年 2 月 22 日 食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚による会合申合せ)

今次輸入食品に係る食中毒事件により、国民生活の根幹である食の安全・安心への国民の信頼は大きく損なわれた。このような事案を二度と起こさないように、万全の体制を作ることが極めて重要な課題となっている。再発防止策の検討に際しては、最終的には今次事案の原因の究明が必要であるが、それを待たずとも取り組むべき課題も多い。たとえば、危害情報を迅速に政府内部で集約し、一元化する体制の改善・整備である。こうした観点から、今次事案の原因の究明を待たずとも実施すべき再発防止策として、下記の政策を政府一体となって速やかに実施することを申し合わせる。

なお、この他、今回の事態を受けて、関係府省において食品安全に関する施策についての点検を行うとともに、事態の推移に応じ、新たな再発防止策の必要性についても更に検討する。

### 1. 情報の集約・一元化体制の強化

#### (1) 現場の窓口機関から本省等の報告ルールの見直し

－ 現場からの情報を迅速かつ着実に本省に伝達するために以下の措置を実施

##### ① 食中毒事案に係る既存の情報伝達システムの徹底 (厚労省)

- ・ 日本医師会長あてに、医師から保健所への食中毒事案の報告を徹底することについて通知を发出した。(平成 20 年 1 月 31 日)
- ・ 都道府県に対し、輸入食品原因事案、疑い事例については、犯罪性の有無にかかわらず、速やかに厚生労働省に報告するよう通知した。(平成 20 年 2 月 1 日)
- ・ 全国食品衛生主幹課課長会議において、輸入食品原因事案、疑い事例の厚生労働省への速やかな報告について要請した。(平成 20 年 2 月 14 日)
- ・ 保健所における健康危機管理体制の整備の徹底について通知した。(平成 20 年 2 月 15 日)

〈今後講ずるもの〉

法令、ガイドライン等で定められている保健所における 24 時間、365 日の対応体制の確保等を図るよう都道府県等に要請するとともに、食品衛生法第 58 条に規定する食中毒に係る報告の遵守を徹底する。(平成 19 年度中)

※ 食品衛生法第 58 条 (抄)

- ① 医師による最寄りの保健所長への届出
- ② 保健所長による速やかな都道府県知事等への報告
- ③ 都道府県知事等による直ちの厚生労働大臣への報告 等

##### ② 食品衛生法に基づく都道府県知事等から厚生労働大臣への届出・速報対象の拡大 (厚労省)

〈今後講ずるもの〉

食品衛生法施行規則 (第 73 条) を改正し、現行の速報対象である「輸入食品に起因する場合」等に加え、「重篤な有害事象が発生した場合」「化学物質に起因する場合」を追加する。(平成 19 年度中に改正案を作成し、意見公募手続を開始)

##### ③ 食品に由来する危害に関する情報の収集及び発信 (農水省)

輸入事業者等による回収等について地方農政事務所等を通じて周知するとともに、事業者団体に対して通知した。(平成 20 年 1 月 30 日)

〈今後講ずるもの〉

食品に由来する危害に関する情報は地方農政局等から直ちに保健所等に連絡するとともに農林水産本省に報告し、農林水産本省から厚生労働省等へ連絡することを更に徹底するため、食品危害に関する情報の取扱を定め、地方農政局等に通知する。(平成 19 年度中)

##### ④ 食品に係る危害情報の登録 (内閣府)

地方公共団体に食品に係る危害情報について消費生活センターから国民生活センターの全国消費生活情報ネットワーク・システム (パイオネット) へ即日登録することを要請した。(平成 20 年 2 月 13 日)

#### (2) 情報共有システムの改善

－ 政府全体での初動情報等の共有、現場レベルも含めた情報共有のための体制整備を実施

##### ① 新たな体制の構築 (関係府省)

〈今後講ずるもの〉

情報の一元化・集約体制を推進するため、関係府省において責任者として「食品危害情報統括官 (仮称)」を指名し、これら食品危害情報統括官 (仮称) による連絡会議を定期的開催し、平時でも情報の共有等を図る。(平成 19 年度中)

##### ② 情報共有システムの改善 (内閣府)

〈今後講ずるもの〉

パイオネットに登録された食品に係る危害情報は、端末の設置を通じて関係省で共有するとともに、国民生活センターは、食品危害情報統括官 (仮称) による連絡会議においても情報提供を行う。(平成 19 年度中)

##### ③ 情報共有システムの改善 (厚労省)

〈今後講ずるもの〉

ネットワークを使用し、厚生労働省、関係自治体等をオンラインで結んでいる「食品保健総合情報処理システム」を活用し、食中毒情報等の共有及び情報交換の迅速化を図る。(システムの改善について、平成 19

年度中に対応)

④ 情報共有システムの集約（関係府省）

〈今後講ずるもの〉

各府省が有するネットワーク間の食品安全に関する情報の集約化を検討する。（平成 20 年前半）

(3) 事業者が把握した情報の行政への報告ルールの確立

－ 事業者による問題把握の強化

苦情等の情報の行政機関への報告ルールの確立

〈今後講ずるもの〉

苦情等の情報の行政機関への報告についてのルールを作成する。

具体的には、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関するガイドライン」において、消費者からの健康被害や食品衛生法に違反する食品等に関する食品危害情報について、食品等事業者が保健所等へ速やかに報告する旨を追記する。（平成 19 年度中に改正案を作成し、意見公募手続を開始）

2. 緊急時の速報体制の強化

－ 関係府省における初動情報の集約と対外提供の体制の明確化

① 新たな体制の構築（関係府省）

〈今後講ずるもの〉

食品による危害に関し、緊急の対応が必要と思われる事態が発生した際に、担当大臣（国民生活）の下に食品危害情報統括官（仮称）を招集し、情報の収集・分析を行うとともに、内閣官房長官及び食品安全担当大臣等と協議の上緊急の対応を講ずる。（平成 19 年度中）

② 緊急対応時の訓練の実施（関係府省）

〈今後講ずるもの〉

緊急対応のマニュアル作成及びこれに基づく訓練の実施に向けた検討を進める。（平成 19 年度中）

3. 輸入加工食品の安全確保策の強化

－ 国民の食の安全・安心を守るための輸入食品の検査体制の充実等を実施

① 輸出国政府への対応（厚労省）

〈今後講ずるもの〉

輸出国政府・事業者に対し、輸入食品の安全性の管理の強化及び管理状況の確認要請をする。具体的には、二国間協議及び検証のための査察体制を強化する。（原因究明の結果を踏まえ、順次実施）

② 在中国日本大使館における食品安全担当官駐在（厚労省・外務省）

〈今後講ずるもの〉

速やかに食品安全担当官を在中国日本大使館に駐在させる。（平成 20 年 3 月より実施）

③ 輸入食品の監視体制の強化（厚労省）

〈今後講ずるもの〉

・ 検疫所に配置されている食品衛生監視員を増員し、検査機器の整備等を通じ、輸入食品の監視体制を強化する。

・ 加工食品についての残留農薬検査の対象の拡大を、以下のとおり行う（技術的観点等から可能となったものを順次実施）。

→ 冷凍加工食品に関し、一定のレベルの検査技術が確立している残留農薬について、

イ 問題となった製造業者の冷凍加工食品については、輸入の都度、残留農薬の検査を求める

ロ その他の製造業者の冷凍加工食品について、検疫所においてモニタリング検査を実施する（平成 20 年 2 月 22 日より、問題となった有機リン系農薬のモニタリング検査を開始）

ハ 改めて全ての輸入者に原材料及び製造・加工工程の管理の確認を求める

④ 輸入業者自身による、輸出段階での管理強化（厚労省）

内閣府・厚生労働省・農林水産省の 3 府省により関係団体に有毒有害物質の混入防止対策の確認を要請した。（平成 20 年 2 月 1 日）

〈今後講ずるもの〉

厚生労働省がガイドラインを策定し、輸入業者への指導を行うとともに、その他事業者に対し自主管理の推進を要請する。（平成 19 年度中にガイドライン案を作成し、意見公募手続を開始）

⑤ 加工食品の残留農薬に係る試験法検討・開発（厚労省）

〈今後講ずるもの〉

ガイドラインに基づく輸入業者の自主管理及び検疫所における監視強化に資するよう国立医薬品食品衛生研究所において加工食品の残留農薬に係る試験法について検討・開発する。（平成 20 年 2 月中に試験法に係る検討会を設置し、検討を開始。平成 19 年度中に試験法開発に係る工程表を作成し、これに基づき、効率的に開発に取り組み、順次公表）

⑥ 福祉施設等における注意喚起等（厚労省）

・ 社会福祉施設等に対して、中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生に係る注意喚起をした。（平成 20 年 2 月 1 日）

・ 各都道府県医政主管課、日本医師会、関連病院団体等に対して、衛生管理の徹底等を要請した。（平成 20

年2月14日)

⑦ 学校給食用の食品の安全性（文科省）

〈今後講ずるもの〉

学校給食用食品について、加工食品の衛生管理や関係機関との連絡体制等の充実について再検討を実施し、「学校給食衛生管理の基準」の改正について検討を行う。（平成19年度内に改善事項の絞り込みを行い、平成20年6月目途に改正予定）

（注）下線は、当省が付した。